

社会保障・福祉政策の動向と対応

～ともに生きる豊かな福祉社会をめざして～

政策動向

平成 28 年度 №5／2016.10.18 政策委員会幹事会

新着情報

【政策トレンド】		P1
【社会保障・財政】	➤ 財政制度等審議会財政制度分科会：社会保障	2016.10.4
	➤ 「未来への投資を実現する経済対策」：閣議決定	2016.8.2
【経済・成長政策】	➤ 経済財政諮問会議（第 15 回）：経済構造を展望した改革	2016.9.30
【規制改革】	➤ 規制改革推進会議（第 2 回）：会議の進め方等	2016.10.6
【地方分権】	➤ 国家戦略特別区域諮問会議（第 24 回）：規制改革事項の追加	2016.10.4
	➤ 地方分権改革有識者会議（第 26 回）：平成 28 年度の提案募集	2016.9.6
【社会福祉法人等】	➤ 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会	2016.10.4
	➤ 社会保障審議会福祉部会（第 19 回）：政省令事項等	2016.9.26
	➤ 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について：通知・発出	2016.9.15
【高齢者】	➤ 社会保障審議会介護保険部会（第 66 回）：軽度者支援等	2016.10.12
	➤ 社会保障審議会介護給付費分科会（第 131 回）：介護人材の処遇改善等	2016.10.12
	➤ 公正取引委員会「介護分野に関する調査報告書」：特養への多様な事業者の参入	2016.9.5
【障害者】	➤ 相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム	2016.10.13
	➤ これから的精神保健医療福祉のあり方に関する検討会	2016.9.30
【子ども・家庭】	➤ 「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」等の開催	2016.10.14
	➤ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会（第 6 回）	2016.10.5
	➤ 保育所等利用待機児童数調査に関する検討会	2016.9.15
	➤ 切れ目のない保育のための対策：とりまとめ・公表	2016.9.2
	➤ 保育所等関連状況取りまとめ等：公表	2016.9.2
【生活困窮】	➤ 社会保障審議会生活保護基準部会（第 25 回）：保護基準の検証等	2016.10.7
	➤ 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会	2016.10.6
	➤ 生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会	2016.9.21
	➤ 生活困窮者自立支援制度全国担当者会議	2016.9.16
	➤ 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果（28 年 7 月）	2016.9.9
	➤ 認定就労訓練事業所の認定状況（平成 28 年度第 1 四半期）：公表	2016.9.8
【予算】	➤ 平成 28 年度第 2 次補正予算：参議院可決・成立	2016.10.11
	➤ 平成 29 年度予算概算要求・税制改正要望	2016.8.26
【人材確保】	➤ 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会	2016.10.5
	➤ 外国人介護人材受け入れの在り方に関する検討会：とりまとめ	2016.10.4
		〃

目 次

〔政策トレンド〕

P 1

〔分類・事項〕

1. 社会保障・財政・税制	【社会保障】	P 7
2. 経済・成長政策	【経済政策】	P 32
3. 規制改革・行財政・特区	【規制改革】	P 45
4. 地方分権改革	【地方分権】	P 51
5. 社会福祉法人等	【社会福祉法人等】	P 60
6. 高齢者	【高齢者】	P 87
7. 障害者	【障害者】	P 113
8. 子ども・家庭福祉	【子ども・家庭】	P 133
9. 生活困窮・生活保護	【生活困窮】	P 168
10. 予算	【予算】	P 181
11. 人材確保	【人材】	P 193
12. 災害対策	【災害対策】	P 205
13. その他	【その他】	P 207
政策委員会要望書	要望書	P 209

平成 28 年

- ◆4月 21日 社会福祉法人制度改革に関する要望書
- ◆5月 20日 平成 28 年熊本地震の被災地支援・復興に関する要望
- ◆6月 9日 平成 29 年度社会福祉制度・予算・税制等に関する要望書
- ◆7月 27日 「一億総活躍社会」の実現のための緊急要望
- ◆10月 6日 地域における生活支援の強化～総合的なセーフティネットの再構築～

政 策 ト レ ン ド

【社会保障・財政・税制】

◆財政制度等審議会財政制度分科会:社会保障

10月4日:財政制度分科会では、平成29年度の予算編成等に関する建議に向けた審議が進められている。社会保障関連では、「経済・財政再生計画」改革工程表をもとに、介護保険における利用者負担のあり方、介護の軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付のあり方が、医療・介護制度改革の視点と具体的な検討項目とされている。(P7)

⇒介護保険制度について、軽度者に係るサービスの効率化、生活援助サービスの適正化、また、軽度者に対する福祉用具貸与の地域差に関する意見、事業者の利益も確保できるように、規制改革会議で検討されている混合介護などの可能性を考える必要性などが審議において述べられている。議論の推移を把握・検証し、意見・課題を提起する必要がある。

◆「未来への投資を実現する経済対策」:閣議決定

8月2日:民需主導の持続可能な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現につながる施策を中心とする「未来への投資を実現する経済対策」を閣議決定した。

「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)の実現の加速化につながる施策として、子育て・介護環境の整備、若者への支援拡充と女性活躍の推進、社会全体の所得と消費の底上げを掲げ、各項目の具体的措置(第3章)を盛り込んでいる。

子育て・介護環境の整備では、保育・介護の受け皿整備(50万人分の受け皿の前倒し整備)、保育士と介護人材の処遇改善、保育・介護の労働負担の軽減と生産性向上などに必要な予算措置を講じる。

本対策の事業規模は総額28.1兆円程度(財政措置13.5兆円程度)、うち「一億総活躍社会の実現の加速」の事業規模は3.5兆円程度(財政措置3.4兆円程度)である。(P7)

10月11日:経済対策の実施に係る平成28年度第2次補正予算が参議院で可決・成立した。

(P181)

⇒経済対策に必要な予算措置は平成28年度補正予算及び、平成29年度当初予算に計上される。ただし、施策の実施にあたっては、平成32年度(2020年度)の財政健全化目標は堅持するとしている。財源確保と施策の具体化の状況を把握するとともに、社会福祉法人として受け皿整備や処遇改善、労働負担の軽減などの取組をはかる必要がある。

【経済・成長政策】

◆経済財政諮問会議(第15回):経済構造を展望した改革

9月30日:金融政策、物価等に関する集中講義とともに、2030年の経済構造を展望した改革等について議論した。2030年の経済構造を展望した改革の議論については、「2030年展望と改革タスクフォース」において、潜在成長率の引上げに向けたわが国が有するストックの質・量の確保、活用方策や優先分野への政策と財政政策と構造改革の組合せ等を中心に議論し、諮問会議の中心メッセージとして決定することが確認された。

「QOL・健康経営」について、医療・介護費の増加等の課題に対応するため、民間サービスとの連携などの構造改革(第3の矢)と予算・税における歳出改革を通じた効率化(第2の矢)が潜在成長力引上げの優先分野例として掲げられている。(P32)

⇒年末に向けて経済財政諮問会議で取組むべき重点課題として、財政効果の最大化と社会保障の持続可能性が掲げられ、年内に改革工程表に従って、高額療養費制度の見直しなど社会保障の給付と負担の在り方について方向性を打ち出すことなどが示されている。平成29年度予算編成に向けて、社会保障・社会福祉関連の改革事項と今後の改革の具体的な内容、その財源確保について把握・検証する必要がある。

【規制改革】

◆規制改革推進会議(第2回):会議の進め方等

10月6日:会議の進め方や「規制改革ホットライン」集中受付の実施等について議論した。規制改革推進会議は、当面の重要事項(規制改革実施計画のフォローアップを含む)を決定し、平成29年6月までの約1年間をサイクルとして審議を進め、答申をとりまとめる。

会議には「農業」、「人材」、「医療・介護・保育」、「投資等」の4つのワーキンググループ(WG)を設置し、検討を進める。

当面の重要事項として、介護サービス改革が掲げられ、介護サービスの多様化(介護保険給付と自己負担の組合せをより柔軟に)と担い手の多様化(特養の担い手の拡大等)が具体的な事項とされている。(P45)

⇒平成31年7月31日までを設置期間とし、経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制のあり方の改革に関する基本的事項を総合的に調査審議するとしている。議論の内容を適切に把握・分析し、意見・課題提起と対応をはかる必要がある。

【地方分権】

◆国家戦略特別区域諮問会議(第24回):規制改革事項の追加

10月4日:区域の認定及び重点分野・重点課題に係る規制改革事項の追加について議論した。追加の規制改革事項として、小規模保育所の対象年齢の拡大が掲げられている。前回(第23回・9月9日)の諮問会議において、東京都知事からも同様の提案があり、東京都を中心とする待機児童対策として極めて重要性の高いものであると有識者議員が提案している。(P51)

⇒残された岩盤規制改革の断行(「重点6分野」の推進)として、医療・福祉・教育分野等での「官民のイコールフッティング」(株式会社立の各種施設の参入など)等を掲げ、重点的・集中的に実現に向けた審議を進めるべきとされている。また、関西圏国家戦略特別区域会議では、待機児童対策として、①特区内での保育所設置基準を自治体の判断と責任で決定(人員配置基準、面積基準等)、②特区内における「准保育士(仮称)」の創設、③保育にかかる情報公開、ガバナンス改革が提案され、検討が進められている。議論の状況等を把握・分析し、課題提起と対応をはかる必要がある。

◆地方分権改革有識者会議(第26回):平成28年度の提案募集

9月12日:提案募集検討専門部会(第45回)との合同会議を開催し、平成28年度提案募集の重点事項に係る関係府省からの第1次回答と専門部会でのヒアリングの状況等をもとに議論した。

今後、12月中の閣議決定を目指し、重点事項に関する提案団体からのヒアリングや提案募集検討専門部会と有識者会議での議論をもとに対応方針案をとりまとめる。(P51)

⇒今後の提案への政府としての対応方針の策定にあたっての重点事項としては、都市部での土地確保のための幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和や民生委員とは別の者が児童委員になることができるよう見直しが掲げられている。議論の状況等を把握・分析し、意見・課題提起と対応をはかる必要がある。

【社会福祉法人等】

◆地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)

10月4日:厚生労働省は、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(平成27年9月17日)や「一億総活躍プラン」(平成28年6月2日)などを踏まえ、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」(以下「実現本部」)を設置し、実現本部の下に、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり、市町村による包括的相談支援体制等について検討を行う「地域力強化ワーキンググループ」が設置したところである。

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組を作っていくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めるため、具体的な実例に基づく検討を行い、実現本部における議論に資するための検討会を設置・開催した。(P60)

⇒検討事項は、①住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりの在り方、②市町村による包括的な相談支援体制の整備の在り方、③寄附文化の醸成に向けた取組とされ、年内は論点にもとづく議論を進め中間とりまとめを行う予定であり、議論の内容を把握・検証するとともに、社会福祉法人・福祉施設と社協としての提言と課題提起を図る必要がある。

◆社会保障審議会福祉部会(第19回):政省令事項等

9月26日:改正社会福祉法の施行に向けた検討事項と今後の福祉人材確保専門委員会について議論した。

会計監査人の設置義務法人の範囲は、制度を円滑に導入し、より多くの社会福祉法人に安定的に根付かせていくためには、段階的に制度を導入することが適当とし、平成29度～平成30年度は、最終会計年度の収益30億円／負債60億円を超える法人と規定することが示された。

評議員の員数に係る経過措置は、法人が経営する施設の数にかかわらず、平成27年度決算の事業活動計算書におけるサービス活動収益を基準とし、当該収益の額については、全法人の収益の平均額である4億円を超えない法人とするとした。

社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画については、社会福祉充実残額算定に関する意見と方向性が示され、10月中に財務規律検討会を開催し、結論を得るとされた。

社会福祉法人に対する指導監督の見直しについての考え方が示され、社会福祉法人に対する指導監督については、ガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、国の基準を明確化(ローカルルールの是正)し、指導監査の効率化・重点化を図るとしている。(P60)

⇒社会福祉法等改正法の平成29年4月施行事項に係る政省令の改正・発出は、パブリックコメントを経て、平成28年10月下旬～11月の予定とされている。社会福祉法人制度改革への対応及び、改正法の具体的な内容及び取組の課題等について、引き続き、全社協関係組織からの意見・要望と具体的な提案をしていく必要がある。

【高齢者】

◆社会保障審議会介護保険部会(第 66 回): 軽度者支援等

10月12日: 介護保険部会では介護保険制度の見直しに向けて、論点ごとに議論が進められている。第66回では、軽度者への支援、福祉用具・住宅改修等について議論した。

軽度者の支援については、訪問介護における生活援助の地域支援事業への移行などの見直しが論点とされているが、市町村の事業負担への配慮や総合事業の検証の必要性などから地域支援事業への移行を見送る意見が多数を占めた。

次回(第67回)は10月19日に開催され、利用者負担、費用負担等について議論する予定である。(P87)

⇒介護保険制度の見直しについては、財政制度等審議会等でも議論が進められており、これらの内容を把握・分析するとともに、福祉施設・事業所の経営状況と高齢者(世帯)の生活の実態をもとに、意見・課題提起と対応をはかる必要がある。

◆公正取引委員会「介護分野に関する調査報告書」: 特養への多様な事業者の参入

9月5日: 公正取引委員会は、事業者の公正かつ自由な競争を促進し、もって消費者の利益を確保することを目的とする競争政策の観点から、介護分野の現状について調査・検討を行い、競争政策上の考え方を整理し、公表した。

介護分野について、1.多様な事業者の新規参入が可能となる環境、2.事業者が公平な条件下で競争できる環境、3.事業者の創意工夫が発揮され得る環境、4.利用者の選択が適切に行われ得る環境の整備、を論点として競争政策の観点からとりまとめを行っている。(P88)

⇒特別養護老人ホームへの株式会社等の参入や混合介護の弾力化などが提起されている。規制改革会議、国家戦略特別区域諮問会議等での議論の状況を継続的に把握・分析し、意見・課題提起と対応をはかる必要がある。

【障害者】

◆相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム

相模原市の障害者支援施設での殺傷事件(平成28年7月26日)が発生し、「障害者施設における殺傷事件への対応に関する関係閣僚会議」(同8月8日)が設置され、厚生労働大臣を中心に関係閣僚が協力して、様々な観点から必要な対策を早急に検討することとされた。厚生労働省は、当該事件の検証と再発防止策等を検討するための検討チームを設置した。

9月14日に中間とりまとめを公表し、平成28年秋頃の再発防止対策のとりまとめに向けて、再発防止策について議論が進められている。中間とりまとめについては、現段階で把握された事実関係に基づく検証結果を示すものであり、今後、さらに検証を進め、その結果を踏まえ再発防止策をとりまとめるとしている。(P113)

⇒検討会での再発防止策に係る議論を把握しつつ、福祉施設・事業所での安全確保と福祉人材の育成等の対応と取組を継続的にはかる必要がある。

【子ども・家庭】

◆「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」等の開催

厚生労働省は、児童福祉法の改正(平成 28 年 5 月 27 日)等を踏まえ、新たな社会的養護のあり方、児童相談所等の専門性の強化、市区町村の支援業務のあり方、児童虐待対応における司法関与と特別養子縁組制度の利用促進のあり方等の検討を行う検討会を設置・開催している。

1. 新たな社会的養護の在り方に関する検討会
2. 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会
3. 子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ
4. 市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ (P133)

⇒児童福祉法等の改正にともない「社会的養護の課題と将来像」(平成 23 年 7 月) の全面的な見直しなどが予定されている。社会的養育の在り方などに関する今後の議論の状況等を把握・分析し、意見・課題提起と対応をはかる必要がある。

【生活困窮】

◆社会保障審議会生活保護基準部会(第 25 回):保護基準の検証等

厚生労働省は、生活扶助基準の 5 年に一度の検証(次回:平成 29 年)に向けた検討を開始した。なお、平成 27 年の骨太の方針において、平成 29 年の生活扶助基準の検証に合わせ、制度全般についても見直しの検討をするよう指摘されていることも踏まえた検討が進められる。

生活扶助基準のあり方については、平成 29 年 12 月の報告書のとりまとめに向け、平成 28 年末までに各課題の検証手法について議論し、その後データ分析や消費関連データ等の分析に基づく検証の実施と見直しの方向性が議論される。(P168)

⇒生活扶助基準の検証とともに、平成 30 年度に向けて、生活保護法及び生活困窮者自立支援法の改正を平成 29 年度に検討が進められる予定である。議論の推移を把握し、生活保護制度とともに生活困窮者自立支援制度の見直しに係る議論の推移を把握し、制度の見直しに向けて具体的な提案・要望をはかる必要がある。

◆生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会

10 月 6 日:厚生労働省は、社会保障審議会での議論の前段として、今後の生活困窮者自立支援のあり方等について論点整理を行うための検討会を設置・開催した。

生活困窮者自立支援法の附則に基づき、「経済・財政再生計画改革工程表」(平成 27 年 12 月 24 日)においては「2017 年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第 2 のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る 2018 年通常国会への法案提出を含む)」とされている。(P169)

⇒生活困窮者自立支援法の施行上の課題を中心に、今後の生活困窮者自立支援のあり方等に関して検討し、論点の整理を行うとしている。なお、検討会では、一億総活躍プラン(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)を踏まえ、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会での議論を念頭に置きつつ検討を進めている。関連する議論の内容を把握・分析し、提言と課題提起と具体的な提案・要望を図る必要がある。

【予算】

◆平成 29 年度予算概算要求・税制改正要望

8月 26 日:厚生労働省の平成 29 年度予算の概算要求額は、一般会計で 31 兆 1,217 億円、平成 28 年度比で 8,108 億円(2.7%)増となった。平成 29 年度予算概算要求では、成長と分配の好循環の実現に向けて、「ニッポン一億総活躍プラン」の新三本の矢、横断的課題である働き方改革と生産性向上に関する予算が重点的に要求・要望されている。

また、概算要求とあわせて示された税制改正要望においては、新たな事項として、保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置が掲げられた。平成 28 年度の与党税制改正大綱において検討事項とされている、子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設、医療に係る消費税の課税のあり方の検討等も要望されている。(P182)

⇒子ども・子育て支援新制度の実施（内閣府で要求）と社会的養護の充実や地域包括ケアシステムの構築等を内容とする平成 29 年度の「社会保障の充実」については、消費税 10% 引上げ延期にともなう対応を検討する必要があることなどから、事項要求の取り扱いとし、予算編成過程で検討される。また、一億総活躍社会の実現に向けた施策である保育士・介護人材（障害福祉人材を含む）の処遇改善等についても予算編成過程で検討するとされた。2020 年度の財政健全化目標を堅持しつつ歳出改革を進めるとの方向性が示されている。平成 29 年度以降の社会保障・社会福祉の財源確保がどのように図られるか把握・分析するとともに、予算確保に向けた取組を進める必要がある。

【人材確保】

◆社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会

10 月 5 日:同委員会がとりまとめた「2025 年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて～」(平成 27 年 2 月 25 日)では、介護人材の類型化・機能分化については、実態を把握・検証し、具体的な検討・整理を進めること、また、平成 28 年度を目途に一定の方向性を示すべきとされているところであり、委員会での議論が再開された。

介護人材が担う機能とキャリアパス、社会福祉士のあり方が検討事項とされており、平成 29 年 3 月の報告書とりまとめに向け議論が進められる。(P193)

⇒議論の推移を把握・検証し、福祉人材の確保・育成・定着のための課題提起と提案・要望を図る必要がある。

1. 社会保障・財政・税制

《直近の動向》

- 2016.10.4 財政制度等審議会財政制度分科会:社会保障
- ▶ 平成 29 年度の予算編成等に関する建議に向けて、社会保障の総論と医療・介護保険改革について審議した。
 - ▶ 「経済・財政再生計画」改革工程表をもとに、介護保険における利用者負担のあり方（年齢ではなく負担能力に応じた公平な負担）、介護の軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付のあり方が、医療・介護制度改革の視点と具体的な検討項目とされている。
 - ▶ 審議では、医療・介護制度改革に関する具体的な項目をフォローし実行していく必要性に関する意見のほか、介護保険制度について、軽度者に係るサービスの効率化、生活援助サービスの適正化が非常に大切であること、また、軽度者に対する福祉用具貸与の地域差が大きいことに関する意見、事業者の利益も確保できるように、規制改革会議で検討されている混合介護などの可能性を考える必要があることなどが述べられた。
- 2016.8.2 「未来への投資を実現する経済対策」:閣議決定
- ▶ 民需主導の持続可能な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現につながる施策を中心とする「未来への投資を実現する経済対策」を閣議決定した。
 - ▶ 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）の実現の加速化につながる施策として、子育て・介護環境の整備、若者への支援拡充と女性活躍の推進、社会全体の所得と消費の底上げを掲げ、各項目の具体的措置（第 3 章）を盛り込んでいる。
 - ▶ 子育て・介護環境の整備では、保育・介護の受け皿整備（50 万人分の受け皿の前倒し整備）、保育士と介護人材の待遇改善、保育・介護の労働負担の軽減と生産性向上などに必要な予算措置を講じる。
 - ▶ 本対策の事業規模は総額 28.1 兆円程度（財政措置 13.5 兆円程度）、うち「一億総活躍社会の実現の加速」の事業規模は 3.5 兆円程度（財政措置 3.4 兆円程度）である。
 - ▶ 必要な予算措置は平成 28 年度補正予算及び、平成 29 年度当初予算に計上される。ただし、施策の実施にあたっては、平成 32 年度（2020 年度）の財政健全化目標は堅持するとしている。

《概要》

一億総活躍社会の実現の加速

(1) 子育て・介護の環境整備

①保育・介護の受け皿整備

○平成 29 年度末（2017 年末）までの保育の受け皿の整備拡大（50 万人に上積み）、2020 年代初頭までの介護の受け皿の拡大（50 万人分以上）に必要な予算措置

【平成 28 年度補正予算、平成 29 年度当初予算、かつ継続実施】

②保育士の待遇改善

○2%相当の待遇改善、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、全産業の女性労働者との賃金格差がなくなるよう 4 万円程度の追加的な待遇改善の実施

【平成 29 年度当初予算、かつ継続実施】

○全産業の男女労働者間の賃金差については、女性躍進推進法や同一労働同一賃金に向けた取

組を進めていくなかで、今後、全体として縮める。保育士についても必要に応じて更なる処遇改善

③介護人材の処遇改善

○キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善。

○障害福祉人材の処遇についても、介護人材と同様の考え方立てる対応

【平成29年度当初予算、かつ継続実施】

④保育・介護サービスを提供する多様な人材の確保措置の拡充

○介護職員や保育士の返還免除付の貸付事業について再就職支援措置を拡充、保育補助者の雇用支援の拡充措置、未就学児を持つ保育士に対する支援措置の創設等

⑤保育・介護の労働負担の軽減、生産性向上

○介護職員や保育士の労働負担を軽減し、生産性の向上を図るためにICTやロボット導入を推進。介護における行政が求める文書量を2020年代初頭までに半減。保育における保育記録・運営費申請等の書類の簡素化・自治体間のバラツキ解消等を推進

⑥雇用保険制度の見直し【必要な検討を経て、成案を得、平成29年度(2017年度)から実現】

○雇用保険料や国庫負担の時限的な引下げ等

⑦育児休業期間の延長等【必要な検討を経て、成案を得、平成29年度(2017年度)において実現】

○雇用継続のために特に必要と認められる育児休業期間の延長等を含めた両立支援策

⑧学校施設等の環境整備(耐震化・老朽化対策をはじめとした環境整備)

⑨キャリアアップ助成金の活用

等

(2)若者への支援拡充、女性活躍の推進

①給付型奨学金【平成29年度予算編成過程を通じて制度内容について結論を得、実現】

②無利子奨学金

○速やかに残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供たちに係る成績基準を平成29年度(2017年度)進学者から実質的に撤廃

③役員候補段階の女性を対象にしたリーダー育成研修の実施

④結婚支援の充実、地域共生社会の実現、女性の活躍推進を加速するための対策

等

(3)社会全体の所得と消費の底上げ

①働き方改革の推進

②年金受給資格期間の短縮(25年→10年)【平成29年度(2017年度)中に確実に実施できるよう、所要の法案を提出】

③簡素な給付措置【平成31年(2019年)9月までの2年半分を一括して措置】

○平成31年(2019年)10月より消費税率引上げ後の低所得者対策、逆進性対策として、軽減税率を導入する。よって簡素な給付措置は終了する。

④雇用保険制度の見直し・再掲

等

*財政制度等審議会財政制度分科会　※財務省HP

http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/index.html

*「未来への投資を実現する経済対策」　※内閣府HP

http://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/20160802_taisaku.pdf

《経過》

✓ 一億総活躍国民会議

2016.6.2	「ニッポン一億総活躍プラン」：閣議決定
<p>▶ 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策 - 成長と分配の好循環の形成に向けて - 」（平成 27 年 11 月 26 日）にもとづく、具体的なロードマップとなる「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定した。</p> <p>▶ 一億総活躍社会の実現に向けては、長期的かつ継続的な取組が必要であり、「経済・財政再生計画」の枠組みの下、安定した恒久財源を確保しつつ、施策の充実を検討していくことが重要であるとの考え方を示している。また、日本にとって最も重要な課題をロードマップにおいて示し、真に効果的な施策に重点化して推進すること、またプランで決定したロードマップの進捗状況については、継続的に実施状況を調査し、施策の見直しを図るとしている。</p> <p>▶ プランでは、「10 年先の未来を見据えたロードマップ」が示され、「戦後最大の名目 GDP600 兆円」、「希望出生率 1.8」、「介護離職ゼロ」という 3 つの目標それぞれについて、①国民生活における課題、②検討すべき方向性、③対応策からなる「樹形図（ツリー図）」を作成し、政策を整理している。</p> <p>▶ あわせて、「時間軸と指標を持った対応策の提示」として、合計で 43 項目からなる対応策について、項目ごとに、①国民生活における課題、②今後の対応の方向性、③具体的な施策を記載する。④ロードマップの年次は、「戦後最大の名目 GDP600 兆円」に向けた施策については平成 28 年度（2016 年度）から平成 33 年度（2021 年度）の 6 年間、「希望出生率 1.8」、「介護離職ゼロ」に向けた施策については平成 28 年度（2016 年度）から平成 37 年度（2025 年度）の 10 年間とし、各年度において施策をどのように展開していくかを可能な限り指標を掲げつつ示している。</p>	

《概要》

1. 成長と分配の好循環メカニズムの提示

(3) 成長と分配の好循環のメカニズム

○「成長と分配の好循環」のメカニズムとその効果をできる限り定量的に示すことを目的として、労働供給の増加と賃金上昇を通じた政策効果の試算を行った。今回、評価の対象とした政策は、次の 5 項目である。

①子育て支援の充実

保育の受け皿確保、保育士確保に向けた待遇改善も含めた総合的取組の推進

②介護支援の充実

介護の受け皿確保、介護人材確保に向けた待遇改善も含めた総合的取組の推進

③高齢者雇用の促進

働く希望を持つ高齢者の雇用促進

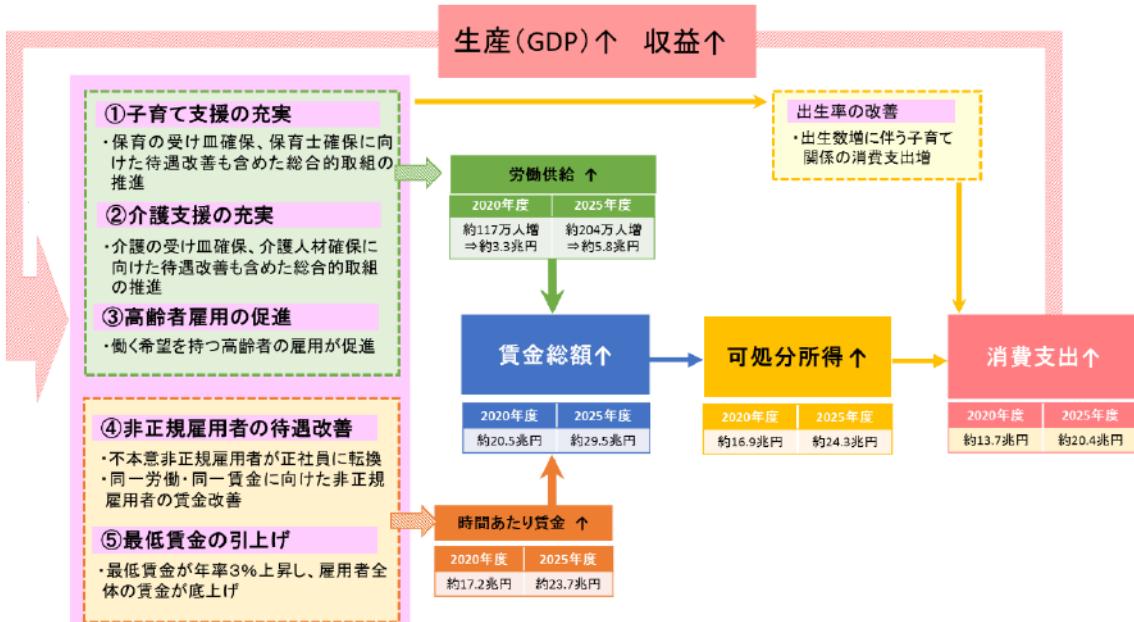
④非正規雇用者の待遇改善

不本意非正規雇用者の正社員への転換及び同一労働・同一賃金に向けた非正規雇用者の賃金改善

⑤最低賃金の引上げ

最低賃金の年率 3% 上昇による雇用者全体の賃金底上げ

図 一億総活躍社会の実現に向けた成長と分配の好循環モデルー賃金・所得・消費の循環を中心とした試算ー



- 1) 上記は、労働供給の増加と賃金上昇を通じた直接的な政策効果について、仮定を置いて試算したものであり、GDP600兆円への道筋の全体像を示すものではない。
- 2) 効果額は政策が行われない場合との差分のみを示したものであり、人口動態による労働供給の減少効果や一般物価の上昇による効果は含まれない。また、潜在需要の顕在化効果や投資リターンの向上、それに伴う設備投資増加の効果、産業間の労働移動の影響などについては、試算の対象としていない。なお、試算の内容は不確実性を伴うため、相当な幅を持って理解される必要がある。
- 3) 規模感の目安として、例えば2014年度時点において、労働力人口をみると約6,600万人、賃金総額をみると約240兆円、試算の対象としている雇用者の可処分所得及び消費支出はそれぞれ約200兆円及び約140兆円である。

2. 一億総活躍の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向

- 同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善
- 長時間労働の是正
- 高齢者の就労促進

3. 「希望出生率1.8」に向けた取組の方向

(1) 子育て・介護の環境整備

- 子育てや介護をしながら仕事を続けることができる社会をつくるため、保育や介護の受け皿整備を一層加速する。
- 求められる保育・介護サービスを提供するための人材の確保に向けて、安定財源を確保しつつ、保育士や介護人材の待遇改善、多様な人材の確保・育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働ける環境の整備を推進するなどの総合的対策を示す。
- 高い使命感と希望を持って、保育士や介護職の道を選んだ人たちを応援する。また、保育士や介護職の方たちがキャリアアップできるよう、再編・統合等を通じた大規模化・連携の強化などの環境整備を図る。

(保育人材確保のための総合的な対策)

- 「希望出生率1.8」の実現に向けて、昨年末の緊急対策で、平成29年度末(2017年度)までの保育の受け皿整備量を40万人分から50万人分に上積みした。平成28年度(2016年度)予算では、保育サービスは質・量ともにさらに拡大した。本年4月からは企業主導型の新たな保育事業が始まり、事業所内保育所の新設が図られる。また即効性の高い既存事業所内保育所の空き定員の活用を図る。これらにより、5万人の受入れを進める。小規模の保育所の整備や空き教室などの地域のインフラの活用による受け皿の拡大も促進する。
- 新たに「経済財政運営と改革の基本方針2015」等に記載されている更なる「質の向上」の一環とし

ての2%相当（6,000円※）の処遇改善を行うとともに、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにしつつ、キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在4万円程度ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善を行う。児童養護施設等においても、その業務に相応の処遇改善を行う。なお、全産業の男女労働者間の賃金差については、女性活躍推進法や同一労働同一賃金に向けた取組を進めていく中で、今後、全体として、縮めていく。保育士についても、必要に応じて、更なる処遇改善を行う。　※全社協・事務局注

- 多様な保育士の確保・育成に向けて、保育士を目指す学生に返済を免除する月5万円の修学資金貸付制度を拡充し、いったん仕事を離れた人が再び仕事に就く場合の20万円の再就職準備金貸付制度を創設した。また、保育所が保育補助者を雇用して保育士の負担を軽減する場合には、約295万円の返還免除付きの貸付を行う事業を創設した。このような施策については、さらなる充実を図る。
- チーム保育を推進する保育所には手厚く運営費を交付して、保育士の負担軽減やキャリアに応じた賃金改善を後押しする。さらに、ICT等を活用した生産性向上による労働負担軽減、保育士の勤務環境の改善などに取り組む。
- 大都市圏を中心におよそ多くの待機者がおり、緊急的に対応すべき措置として、待機児童が集中している関連自治体などと連携して対応策を取りまとめたところであり、速やかに実行していく。
- 保育の受け皿整備に加えて、保育士の処遇改善、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減を柱として9万人の保育人材の確保に総合的に取り組み、待機児童解消の実現を目指す。

（放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備及び一体実施）

- 共働き家庭等のいわゆる小1の壁を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、平成31年度末（2019年度末）までに放課後児童クラブ30万人の追加的な受け皿整備を進め、全小学校区に当たる約2万か所で放課後児童クラブと放課後子供教室を連携して事業実施し、その半分に当たる約1万か所で一体として事業実施する。さらに、放課後児童クラブについて、経験等に応じた職員の処遇改善や業務負担軽減対策を進めるとともに、追加的な受け皿整備を平成30年度末（2018年度末）に前倒して実現するための方策を検討する。なお、処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにする。

（2）すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備

- すべての子供が夢に向かって頑張ることができる社会をつくるなければならない。未来を担う子供たちへの投資を拡大し、格差が固定化せず、誰にもチャンスがある一億総活躍社会を創っていく。

（ひとり親家庭や多子世帯等への支援）

- 28年度（2016年度）予算に盛り込まれている、幼児教育の無償化拡大によって所得の低い世帯では第二子は半額、第三子以降は無償とする。ひとり親家庭への支援については、児童扶養手当の機能を充実し、第二子は36年ぶり、第三子以降は22年ぶりに加算額を最大で倍増した。さらに、放課後児童クラブ等が終わった後の地方自治体による子供の居場所づくりを支援する。この際、子供の生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行う。児童養護施設や里親の下で育った子供の進学支援のため、毎月家賃相当額に加え生活費を貸し付け、就業継続等の条件により返還を免除する制度を本年度から創設したところ、今後も必要な対応を検討していく。また、いわゆる団塊ジュニア世代の人口構造上の重要性も踏まえつつ、多子世帯への支援を推進する。

- 児童虐待の問題に社会全体で対応し、児童の最善の利益が優先して考慮されるよう、児童相談所の専門性強化等による発生時の迅速・的確な対応に加え、予防から児童の自立支援（家庭養護の推進等）に至るまでの総合的な対策を進める。これを踏まえ、児童保護手続における裁判所の関与の在

り方や、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。

(課題を抱えた子供たちへの学びの機会の提供)

- 特別な配慮を必要とする児童生徒のための学校指導体制の確保、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置など教育相談機能の強化に取り組む。
- いじめや発達障害など様々な事情で不登校となっている子供が、自信を持って学んでいくよう、フリースクール等の学校外で学ぶ子供への支援を行い、夜間中学の設置促進等を図る。
- 経済的な理由や家庭の事情により学習が遅れがちな子供を支援するため、大学生や元教員等の地域住民の協力及びICTの活用等による原則無料の学習支援を行う地域未来塾を、平成31年度(2019年度)までに全中学校区の約半分に当たる5,000ヶ所に拡充し高校生への支援も実施する。

(奨学金制度の拡充)

- 家庭の経済事情に関係なく、希望すれば誰もが大学や専修学校等に進学できるよう、安定財源を確保しつつ、奨学金制度の拡充を図る。
- 無利子奨学金については、残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供に係る成績基準を大幅に緩和することにより、必要とするすべての子供たちが受給できるようにする。
- 有利子奨学金については、固定金利方式・金利見直し方式とともに現在の低金利の恩恵がしっかりと行き渡るようにする。特に、金利見直し方式を選択した場合、現在の金利水準に照らせばほぼ無利子となるような仕組みを検討する。
- 給付型奨学金については、世代内の公平性や財源などの課題を踏ま創設に向けて検討を進め、本当に厳しい状況にある子供たちへの給付型支援の拡充を図る。
- 奨学金の返還については、卒業後の年収が300万円以下の場合には10年間の返還猶予が適用され、更に、申込時の家計支持者の世帯年収が300万円以下で卒業後の本人の年収が300万円以下の場合には無期限返還猶予が適用される。こうした制度の周知徹底を図るとともに、社会に出た後の所得に応じて返還額を変化させる新たな所得連動返還型奨学金制度を平成29年度(2017年度)の進学者から速やかに導入することで、大幅な負担軽減を図る。

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(1) 介護の環境整備

(介護人材確保のための総合的な対策)

- 介護人材の待遇については、競合他産業との賃金差がなくなるよう、平成29年度(2017年度)からキャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善を行う。この際、介護保険制度の下で対応することを基本に、予算編成過程で検討する。
- 障害福祉人材の待遇についても、介護人材と同様の考え方で立って予算編成過程で検討する。
- 多様な介護人材の確保・育成に向けて、介護福祉士を目指す学生に返済を免除する月5万円の修学資金貸付制度や、いったん仕事を離れた人が再び仕事に就く場合の20万円の再就職準備金貸付制度の更なる充実、高齢人材の活用等を図る。また、介護ロボットの活用促進やICT等を活用した生産性向上の推進、行政が求める帳票等の文書量の半減などに取り組む。さらに、改正介護休業制度の着実な実施や、介護休業の取得促進に関する周知・啓発の強化を行うなど、仕事と介護の両立が可能な働き方の普及を促進する。
- 介護の受け皿整備に加え、介護の仕事の魅力向上、介護人材の待遇改善、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減を柱として25万人の介護人材の確保に総合的に取り組む。
- 経済連携協定(EPA)に基づく専門的介護人材の活用を着実に進めるとともに、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案の成立後、これらの仕組みに基づく外国人材の受け入れについて、それ

ぞれの制度趣旨に沿って積極的に進めていく。また、経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材の受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。

(3) 障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援

○一億総活躍社会を実現するためには、障害者、難病患者、がん患者等が、希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要である。このため、就職支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、障害者の身体面・精神面にもプラスの効果がある農福連携の推進、ICTの活用、就労のための支援、慢性疼痛対策等に取り組むとともに、グループホームや就労支援事業等を推進する。

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、ユニバーサルデザインの社会づくり（心のバリアフリー、街づくり）を推進するとともに、障害者のスポーツ、文化芸術活動の振興を図る。

○障害のある子供も、障害のない子供と可能な限り共に学べるようにし、自立や社会参加を果たせるよう環境を整備する。特に、小中学校における通級指導を推進するとともに、高等学校においても通級指導を平成30年度（2018年度）から新たに制度化し、小中高等学校あわせて指導内容や指導体制等の環境整備を進める。

(4) 地域共生社会の実現

○子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。

5. 「戦後最大の名目 GDP600兆円」に向けた取組の方向

(14) 生産性革命を実現する規制・制度改革

○人口減少下における供給制約を克服するためには、生産性を抜本的に向上させるしかない。このため、生産性革命を実現する規制・制度改革のあり方を見直し、コーポレートガバナンスの強化など未来投資を促す制度改革に果斷に取り組む。

（新たな規制・制度改革メカニズムの導入）

○第4次産業革命は、技術革新の予見が難しい上に、スピードが求められる。先が読めない時代だからこそ、官民で産業革新の将来像を共有し、中期目標からバックキャストしてロードマップを描き、必要となる規制・制度改革を実施していく。また、事業者目線で事業コストを徹底的に削減し、生産性を向上させるため、規制改革、行政手続きの簡素化、IT化を一体的に進める。

（国家戦略特区の活用）

○「国家戦略特区」については、平成29年度末（2017年度末）までの2年間を「集中改革強化期間」として、残された「岩盤規制」の改革や、事業実現のための「窓口」の機能の強化を行い、必要であれば、新たな区域を指定していく。

* 「ニッポン一億総活躍プラン」 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/index.html#plan>

2015.11.26 | 一億総活躍国民会議：緊急対策

▶ 一億総活躍国民会議は、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策 - 成長と分配の好循環の形成に向けて -」（以下、緊急対策）を決定した。

《概要》

I. 「ニッポン一億総活躍プラン」の取りまとめに向けた基本的考え方の整理

1. 基本的考え方

アベノミクスの成果と課題、包摂と多様性がもたらす持続的な成長、最重要課題への対応による好循環の強化

2. 「ニッポン一億総活躍プラン」に向けて検討すべき方向性

- (1)「希望を生み出す強い経済」、(2)「夢をつむぐ子育て支援」、(3)「安心につながる社会保障」、
(4)民間に期待される取組 (5) 必要な政策資源の確保

II. 緊急に実施すべき対策

1. 「GDP600兆円」の強い経済実現に向けた当面の緊急対策

■投資促進・生産性革命の実現

○法人税改革については、28年度の税率引き下げ幅を確実に上乗せし、税率を早期に20%台に引き下げる道筋をつける。また、企業の持続的な設備投資拡大、賃金引上げ等を後押しする。

■最低賃金・賃金引上げを通じた消費の喚起

■女性・若者・高齢者・障害者等の活躍促進

■ローカルアベノミクスの推進を通じた地域の付加価値創造力の強化

2. 「希望出生率1.8」に直結する緊急対策

■結婚・子育ての希望実現の基盤となる若者の雇用安定・待遇改善

■結婚、妊娠から子育てに至る各段階の負担・悩み・不安を切れ目なく解消する

■出産・子育ての現場である地域の実情に即した働き方改革の推進

■出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実

○待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの整備拡大量を40万人から50万人に拡大し、「待機児童解消加速化プラン」に基づく認可保育所等の整備の前倒しを図る。【特に緊急対応】

○子ども・子育て支援新制度の下で、新たに小規模保育事業所の整備を支援するなど、認可保育所以外の多様な保育サービスの受け皿の整備を進める。また、近隣住民等に配慮した防音対策を支援する。【特に緊急対応】

○企業側の取組として、子育て支援への事業主拠出金制度の拡充により、事業所内保育所など企業主導型の保育所の整備・運営等を推進することについて、平成28年度予算編成過程において検討。

○保育士の人材確保を図るため、資格取得に向けた支援、保育補助者の雇用による勤務環境の改善や、離職した保育士の再就業支援などを行う。また、資料作成等の事務を簡略化して保育士が専門性の高いサービスに専念できるようにICTの活用による業務の効率化を推進する。さらに、朝夕の保育士配置要件の弾力化など、多様な扱い手の確保についても年内を目途に検討。

■子育てを家族で支え合える三世代同居・近居がしやすい環境づくり

■希望する教育を受けることを阻む経済事情など様々な制約の克服

■子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化

3. 「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策

■高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保

○2020年代初頭までに、介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすとともに、特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消することを目指し、現行の介護保険事業計画等における約38万人分以上（2015年度から2020年度までの増加分）の整備加速化に加え、介護施設、在宅サービス及びサービス付き高齢者向け住宅の整備量を約12万人分前倒し・上乗せし、約50万人分以上に拡大する。【特に緊急対応】

○用地確保が困難な都市部等において、賃料減額といった国有地の更なる活用や用地確保に係る負

担を軽減するための支援を充実させ、併せて施設に係る規制を緩和することにより介護施設等の整備を促進する。複数の介護サービス基盤の構築等による規模の効率性を働かせた施設整備や既存資源を有効活用するための建物の改修を支援する。【特に緊急対応】

○介護する家族の就労継続への支援に効果的な介護サービスの在り方等を的確に把握するための調査手法の開発及び自治体による調査の実施により、第7期介護保険事業計画策定への活用を図る。
【特に緊急対応】

○サービス付き高齢者向け住宅の整備を加速する。加えて、当該住宅に併設する地域拠点機能の整備も支援する。【特に緊急対応】

■求められる介護サービスを提供するための人材の育成・確保、生産性向上

○介護人材の確保を図るため、離職した介護職員の再就業支援、介護福祉士を目指す学生等への返還免除付き学費貸付の大幅な対象拡大、キャリアパスの整備を行う事業主に対する助成の拡充などを行う。【特に緊急対応】

○介護人材の離職防止のため、介護機器企業の育成支援などにより介護ロボットの活用を進め、介護人材の負担軽減を推進する。また、介護事業の生産性向上のため、ICTの活用や作成文書の削減・簡素化による文書量の半減など、事務負担の軽減を推進しつつ、業務プロセスの改善を図る。

■介護する家族の不安や悩みに応える相談機能の強化・支援体制の充実

■介護に取り組む家族が介護休業・介護休暇を取得しやすい職場環境の整備

■元気で豊かな老後を送れる健康寿命の延伸に向けた取組強化

■生きがいを持って社会参加したい高齢者のための多様な就労機会の確保、経済的自立に向けた支援

✓ 社会保障制度改革推進本部

2015.1.13 **社会保障制度改革推進本部（第3回）：改革スケジュール等**

▶ 「社会保障・税一体改革による社会保障の充実に係るスケジュール」を了承するとともに、「医療保険制度改革骨子」を決定した。社会保障の充実に係るスケジュールについては、消費税率の10%への引上げを平成29年4月から実施することを踏まえ、社会保障の充実を「基本方針」（平成26年12月24日閣議決定）に沿って着実に推進するとしている。

《社会保障改革：平成27年度の主な実施事項》

○子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年4月～）

- ・待機児童解消等の量的拡充や保育士の待遇改善等の質の改善を実施

○医療介護総合確保推進法の一部施行

- ・都道府県において、地域医療構想を策定し、医療機能の分化と連携を適切に推進（平成27年4月～）
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実（平成27年4月～）
- ・低所得者への介護保険の一号保険料軽減を強化（平成27年4月より一部実施、平成29年4月より完全実施）
- ・一定以上の所得のある介護サービスの利用者について自己負担を1割から2割へ引上げ等（平成27年8月～）

✓ 社会保障制度改革推進会議

2016.4.21 **社会保障制度改革推進会議（第6回）：改革の進捗状況**

▶ 社会保障と税の一体改革に関連した施策の進捗状況について協議するとともに、経済・財政再生計画の改革工程表が報告された。平成28年度における社会保障の充実のほか、国民年金法等の改正法案、医療費適正化計画、「療養病床の在り方等に関する検討会」の報告等の施策状況をもとに、社会

保障と税の一体改革の進捗について議論した。	
2015.8.3	社会保障制度改革推進会議（第5回）：地域医療構想
<p>▶ 地域医療構想の推進に向けた取組について、「医療介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会一次報告」等をもとに協議した。</p> <p>▶ 厚生労働省は、都道府県が策定する「地域医療構想」の実現に向けて、①回復期の充実（急性期からの病床転換）、②医療従事者の需給見通し、養成数の検討、③慢性期の医療ニーズに対応する医療・介護サービスの確保、を図ることが必要であることを示した。③では、「地域医療介護総合確保基金」を有効的に活用して、在宅医療・介護施設等を着実に整備することが示され、特に、平成30年度から始まる第7次医療計画及び第7期介護保険事業計画には、必要なサービス見込み量を記載し、計画的・整合的に確保するとしている。</p>	
2015.6.15 医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会：第1次報告	
<p>▶ 社会保障制度改革推進本部の専門調査会は、医療機能別病床数の推計及び地域医療構想の策定にあたっての第1次報告をとりまとめた。国民会議報告書や経済財政諮問会議における議論などを踏まえ、医療・介護情報の活用方策等の調査・検討を行うために、社会保障制度改革推進本部の下に設置され、客観的なデータに基づく医療機能別病床数の将来推計等について検討を進めてきた。</p> <p>▶ 医療機能別病床数の将来推計は、都道府県が地域医療構想を策定する際に必要量を算出するために用いられるものであり、都道府県は、今回の検討成果やガイドライン等を踏まえて、主体的かつ責任をもって地域医療構想を策定することが必要であるとされる。</p> <p>▶ 医療機能別病床数の将来推計では、病床の機能分化・連携の推進や療養病床の入院受療率の地域差の縮小等により、2025年の必要病床数の合計は、115～119万床程度となるとし、近年、減少傾向となっている病床数の動向とも整合的であると整理している。2013年の病床数は、一般病床と療養病床の合計で134.7万床であり、機能分化等をしないまま高齢化を織り込んだ場合は152万床程度必要となるが、2025年の必要病床数（目指すべき姿）として、115～119万床程度を目指すものである。</p> <p>▶ 地域で治し、支える「地域完結型」医療への転換を図る中で、介護施設や高齢者住宅、さらには外来医療を含めた在宅医療等の医療・介護のネットワークでの対応が追加的に必要となると想定される患者は、10年後の2025年の段階で、29.7～33.7万人程度になると推計している。</p> <p>▶ 精神科医療の質を良質かつ適切なものとするために、機能分化を進め、精神障害者の地域移行をより一層進めるという方向性と整合的な形で検討することが重要としている。</p>	
2015.4.10	社会保障制度改革推進会議（第4回）
<p>▶ 社会保障制度改革のスケジュールと医療保険制度改革のほか、当面の検討課題について議論した。</p>	
<p>《主な内容》</p> <p>◎消費税増収分の使途について</p> <p>社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、税制抜本改革法に沿って消費税率10%まで引き上げられた場合に消費税率1%分相当を社会保障の充実に向けるという社会保障・税一体改革の議論の前提とされてきた最終的な姿と、増収分をまず基礎年金国庫負担割合2分の1への引上げに充て、残余を社会保障の充実と安定化に向けるという考え方方に則った場合、平成30年（2018年）度における「社会保障の充実及び消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と「後代への負担のつけ回しの軽減」の比率は概ね1:2となる。</p> <p>平成30年度までの間も同様の考え方方に則り、消費税増収分を社会保障の充実と安定化に向ける。</p> <p>◎当面の検討課題（案）</p> <p>（社会保障制度改革国民会議報告書やこれまでの議論などを踏まえ、制度横断的な観点から整理したもの）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人口の「高齢化」に対応する社会保障（検討の視点） <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障における高齢者の概念の再整理（cf. 「年齢別」⇒「負担能力別」） 	

- ・年齢にかかわりなく、働くことができる経済社会システムづくり
 - ・地域の「互助」や支援ネットワークなど、高齢者が安心して生活できる環境整備 (cf. 地域づくりまちづくり)
 - ・複数の疾患を抱える高齢者が身近な医師を受診することを促す体制の構築
 - ・高齢期の就労と年金受給の在り方 等
2. 「経済・財政」と両立する社会保障（検討の視点）
- ・給付と負担のあり方（給付と負担のバランス、給付の効率化・適正化、負担の公平化、費用対効果等）
 - ・経済・財政の展望と社会保障の持続性確保
 - ・医療・介護従事者の確保、医療・介護の質の評価や技術革新
 - ・国・地方・企業等それぞれの役割と機能のあり方 等
3. 「地域に相応しいサービス提供体制の構築」や「地域づくり・まちづくり」に資する社会保障（検討の視点）
- ・病床機能の分化・連携や地域包括ケアシステムと地域づくり・まちづくり
 - ・福祉・子育て支援を含めた支え合いの仕組みとハード面、ソフト面におけるまちづくり等
4. 「女性や高齢者の活躍」や「様々な働き方」と調和する社会保障（検討の視点）
- ・被用者保険の適用拡大等、様々な働き方と調和した制度の構築
 - ・働き方を問わず子育てができる環境の整備
 - ・少子化対策に係る財源確保と取組強化
 - ・人生の各ステージで女性が活躍できる社会づくり・環境整備 等
5. きめ細やかな「セーフティネット機能」を発揮する社会保障（検討の視点）
- ・低所得者をより適切に把握する仕組み (cf. 年金課税の取扱い)
 - ・資産を含め負担能力に応じて負担する仕組み (cf. 番号制度の活用) 等
6. その他「制度横断的」な課題（検討の視点）
- ・医療と介護の連携（提供者間のネットワーク化、給付と負担の整合）
 - ・介護保険と障害者支援、医療保険と生活保護、年金と生活保護等、隣接した制度間の見直し
 - ・社会保障教育 等

✓ 社会保障審議会

2015. 1. 29

社会保障審議会（第27回）：改革スケジュール等

- ▶ 任期満了にともなう会長選出等とともに、社会保障制度改革のスケジュール、平成27年度の社会保障の充実・安定化等について審議した。会長は西村周三委員が再任され、会長代理は山崎泰彦委員が再任された。

✓ 「保健医療2035」

2015. 9. 24

保健医療2035推進本部（第2回）：工程表

- ▶ 厚生労働省は、「保健医療2035」で提言された施策について、「保健医療2035実行プラン」として施策単位ごとの整理した工程表を示した。工程表では、①提言に沿って直ちに実施に着手するもの、②実行のため具体的な検討を進めるもの、③直ちに実施することは難しいが検討を深めるものに分類・整理し、施策の実施や具体化に向けた検討スケジュールが示されている。

《主な事項》

- 10 他の専門職との連携・調整に優れたマネジメント能力をもった専門人材を育成する。

平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・訪問看護での多職種連携上の調整能力等に優れた人材を育成するハイレベル人材養成事業を実施 ・地域医療介護総合確保基金を活用し、在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修等を都道府県において実施（地域医療介護総合確保基金において概算要求）
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の成果や課題を検証し、事業内容の拡充、新たな事業展開等について検討

平成 30 年度	・29 年度検討を踏まえ、事業の拡充等を行うための概算要求
平成 28 年度	・介護人材の機能分化を進めるため、平成 27 年度より実態調査・分析を実施し、平成 28 年度に一定の方向性をとりまとめる。また、中核人材としての介護福祉士のマネジメント能力、他職種との連携能力の向上のための研修カリキュラムを開発する。
平成 29 年度	・介護福祉士のマネジメント能力等の向上のための研修カリキュラムの普及を図る。また、介護人材の機能分化の方向性も踏まえ、福祉全般にわたる一定の基本的な知見を修得するための研修の内容等について具体的に検討する。
平成 30 年度	・平成 29 年度における検討を踏まえ、研修の創設等を実施する。
長期的な検討事項	・医療介護総合確保推進法の施行を適切に進め、実施状況をふまえつつ、効果的な人材育成の在り方について検討を行う

○11 総合的な資格創設（医療・看護・介護・リハビリを含めた対応が可能な職種）を検討する。

平成 28 年度	・医療・看護・介護・リハビリの関係者のニーズを考慮しながら、総合的な資格創設の在り方、必要性等を検討する。
平成 29 年度	・前年度の検討を踏まえ、必要な対応を行う。
平成 30 年度	・前年度までの状況を踏まえ、必要な対応を行う。
平成 28 年度	・介護人材の機能分化を進めるため、平成 27 年度より実態調査・分析を実施し、平成 28 年度に一定の方向性をとりまとめる。
平成 29 年度	・介護人材の機能分化の方向性も踏まえ、福祉全般にわたる一定の基本的な知見を修得するための研修の内容等について具体的に検討する。
平成 30 年度	・平成 29 年度における検討を踏まえ、研修の創設等を実施する。
長期的な検討事項	・チーム医療を推進しつつ、医療・看護・介護・リハビリの各分野の医療関係職種のニーズを引き続き検討していく。

○19 介護保険の地域格差を縮小させるための仕組みを導入する。

平成 28 年度	・平成 28 年度概算要求において、介護給付の適正化を推進するため、保険者支援の観点から、都道府県による保険者へのアドバイザー等の派遣や介護事業所の経営者等に対する研修会の開催、自立支援に資する適切なケアマネジメントを推進するためのモデル事業の実施に要する費用を要求・制度改正が必要な取組については、次期制度改革に向けた議論の中で検討
平成 29 年度	↓
平成 30 年度	↓

○23 地域包括ケアシステムと新たなまちづくりの融合や司令塔となるプラットフォームを構築する

平成 28 年度	・市町村が中心となって推進する地域包括ケアシステムの構築を支援するため、必要な施策を推進。 ・「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討」プロジェクトチームを発足。地域の実情に応じた包括的な相談支援システムを構築するためのモデル的な事業等を検討。
平成 29 年度	・モデル的な事業の実施状況等を踏まえ、地域の実情に応じた包括的な相談支援システムの構築に向け更に検討。
平成 30 年度	・前年度の検討を踏まえ、必要な対応を行う。

○29 行政、医療機関、介護施設、NPO が協働・連携し、必要な保健医療と介護サービスを、地域にお

いて切れ目なく、統合的に提供できる体制を構築する

平成 28 年度	・在宅医療・介護連携推進事業の支援事業を実施
平成 29 年度	・在宅医療・介護連携推進事業の支援事業を実施（実施市町村の拡大）
平成 30 年度	・在宅医療・介護連携推進事業の支援事業を実施（全市町村で在宅医療・介護連携推進事業を実施）

○51 高齢者の就労や社会参加を促進し、年齢にとらわれず高齢者が生きがいをもって暮らせる社会を目指す

平成 28 年度	・生活支援コーディネーターや協議体の設置等により、生活支援等の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を図る。また、企業退職高齢者などが活躍できるよう、有償ボランティア活動などの立ち上げを行う。
平成 29 年度	↓
平成 30 年度	↓

○110 地域包括ケアを総括的に進める者の育成を図るとともに、医療と福祉の多職種連携を前提とした人材育成を行う

平成 28 年度	・在宅医療・訪問看護での多職種連携上の調整能力等に優れた人材を育成するハイレベル人材養成事業を実施
平成 29 年度	・事業の成果や課題を検証し、事業内容の拡充、新たな事業展開等について検討
平成 30 年度	・29年度検討を踏まえ、事業の拡充等を行うための概算要求
長期的な検討事項	・医療介護総合確保推進法の施行を適切に進め、実施状況をふまえつつ、効果的な人材育成の在り方について検討を行う
平成 28 年度	・介護人材の機能分化を進めるため、平成 27 年度より実態調査・分析を実施し、平成 28 年度に一定の方向性をとりまとめる。また、中核人材としての介護福祉士のマネジメント能力、他職種との連携能力の向上のための研修カリキュラムを開発する。
平成 29 年度	・介護福祉士のマネジメント能力等の向上のための研修カリキュラムの普及を図る。また、介護人材の機能分化の方向性も踏まえ、福祉全般にわたる一定の基本的な知見を修得するための研修の内容等について具体的に検討する。
平成 30 年度	・平成 29 年度における検討を踏まえ、研修の創設等を実施する。

○111 医療や福祉の資格の共通基盤（養成課程等）を整備する。

平成 28 年度	・医療や福祉の資格に関する省内の関係部局や文部科学省と、資格の共通基盤について、現状把握や今後の対応について協議を進める。
平成 29 年度	・前年度の検討を踏まえ、必要な対応を行う。
平成 30 年度	・前年度までの状況を踏まえ、必要な対応を行う。
長期的な検討事項	・資格の共通基盤（養成課程等）について、継続的に改善すべきところがないか検討していく。
平成 28 年度	・介護人材の機能分化を進めるため、平成 27 年度より実態調査・分析を実施し、平成 28 年度に一定の方向性をとりまとめる。
平成 29 年度	・介護人材の機能分化の方向性も踏まえ、福祉全般にわたる一定の基本的な知見を修得するための研修の内容等について具体的に検討する。
平成 30 年度	・平成 29 年度における検討を踏まえ、研修の創設等を実施する。

- して、20年後を見据えた保健医療の在り方の転換を実現するため、具体的な施策について検討することを目的とする会議（本部長：厚生労働事務次官）が設置、開催された。
- ▶ 短期的かつ集中的に検討を重ねることが必要とされる施策について、個別具体的に検討を重ねるため、施策に関する部局の幹事会の幹事を中心とする検討チームが設置される。
 - ▶ 検討チームは、①総合的な診療を行うかかりつけ医の普及・確立、②患者の価値やアウトカムを考慮した診療報酬体系・インセンティブの設定、③たばこフリーを進めるとともに、効果が実証されている予防、特に重症化予防の積極的推進、④情報基盤の整備と活用の推進（保健医療・介護の関連データの連結、NCD（National Clinical Database）の全疾患への対象化など）、⑤グローバル・ヘルスを担う人材の育成体制の整備と官民一体となって人材をプールする仕組みの創設、の5つテーマについて設置される。

2015. 6. 9	「保健医療 2035」提言書：公表
------------	--------------------------

- ▶ 厚生労働省は、急激な少子高齢化や医療技術の進歩など医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、2035年を見据えた保健医療政策のビジョンとその道筋を示すため、国民の健康増進、保健医療システムの持続可能性の確保、保健医療分野における国際的な貢献、地域づくりなどの分野における戦略的な取組に関する検討を行うことを目的として、平成27年2月から「保健医療2035」策定懇談会を設置し、協議を進めてきた。6月9日の懇談会において提言書をとりまとめ、厚生労働大臣に手交し、公表した。
- ▶ 提言書では、「2035年に向け、保健医療ニーズの増大、社会環境・価値の多様化、格差の増大、グローバル化の進展等に対応するには、単なる負担増と給付削減による現行制度の維持を目的とするのではなく、新たな価値やビジョンを共有し、システムとしての保健医療の在り方の転換が必要である。本提言をもとに、厚生労働省内で推進体制を整え、国民的議論を喚起し、実行可能な施策から着実に実施すべきである」としている。

* 「保健医療 2035」提言書 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000088369.html>

✓ 地域医療・介護の総合確保の促進／医療制度改革

2015. 5. 27	医療制度改革法：参議院可決・成立
-------------	-------------------------

- ▶ 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立した。本法は、社会保障制度改革推進法に基づく措置として、国民健康保険をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずるものである。2018年度に国民健康保険の運営が市町村から都道府県に移管される。また、2016年度からは、入院時の食事代の自己負担増や患者申出療養制度の導入等が盛り込まれている。

✓ 社会保障制度改革国民会議／社会保障制度改革プログラム法

2013. 12. 5	社会保障制度改革「プログラム法案」成立
-------------	----------------------------

- ▶ 11月19日、衆議院本会議は、「持続可能な社会保障制度改革の確立を図るための改革の推進に関する法律案」（プログラム法案）を与党の賛成多数で可決し、参議院へ送付した。参議院厚生労働委員会では、12月5日に採決・可決、同日の参議院本会議を経て、同法が成立した。施行期日は公布日となり、12月13日に公布した。

* 「持続可能な社会保障制度改革の確立を図るための改革の推進に関する法律」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/185.html>

✓ マイナンバー制度

2015.9.3	改正個人情報保護法・マイナンバー法：成立
▶ 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」が成立した。マイナンバー制度の導入等にともない、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進することにより、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上の実現及びマイナンバーの利用事務拡充のための改正が行われた。	
《概要》	
1. 個人情報保護法：個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正	
○個人情報の取扱いの監視監督権限を有する第三者機関（個人情報保護委員会）について、特定個人情報保護委員会を改組して設置など	
2. 番号利用法：特定個人情報（マイナンバー）の利用の促進に係る制度改正	
○金融分野、医療等分野等における利用範囲の拡充 ⇒預貯金口座への付番、特定健診・保健指導に関する事務における利用、予防接種に関する事務における接種履歴の連携等	
【マイナンバーの利用範囲の拡大等について】	
○『世界最先端IT国家創造宣言』（平成26年6月24日閣議決定）等を踏まえ、さらなる効率化・利便性の向上が見込まれる分野についてマイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用を図るとともに、マイナンバー制度の主たる担い手である地方公共団体の要望等を踏まえ、所要の整備を行う。	
1. 預貯金口座へのマイナンバーの付番	
①預金保険機構等によるペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーの利用を可能とする。 ②金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにする。	
2. 医療等分野における利用範囲の拡充等	
①健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査情報の管理等に、マイナンバーの利用を可能とする。 ②予防接種履歴について、地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。	
3. 地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等	
①すでにマイナンバー利用事務とされている公営住宅（低所得者向け）の管理に加えて、特定優良賃貸住宅（中所得者向け）の管理において、マイナンバーの利用を可能とする。 ②地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。 ③地方公共団体の要望等を踏まえ雇用、障害者福祉等の分野において利用事務、情報連携の追加を行う。	
2013.5.24	「社会保障・税番号関連法」成立 *マイナンバー制度（内閣官房HP） http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/

✓ 財政・税制改正

2016.6.1	安倍首相記者会見：平成29年4月消費税再増税の延期
▶ 安倍首相は記者会見において、平成29年4月に予定されていた消費税10%への引上げを30か月延期し2019年10月（平成31年10月）に実施するとした。	
《発言内容・抜粋》	
【安倍総理冒頭発言】 「2020年度の財政健全化目標はしっかりと堅持します。そのため、ぎりぎりのタイミングである2019年	

10月には消費税率を10%へ引き上げることとし、30か月延期することとします。その際に、軽減税率を導入いたします。3年間のアベノミクスによって、国・地方を合わせて税収は21兆円増えました。その2年半の延期によって、その間にアベノミクスをもう一段加速する。そのことで更なる税収アップを確保し、2020年度のプライマリーバランスの黒字化を目指す考えであります。」

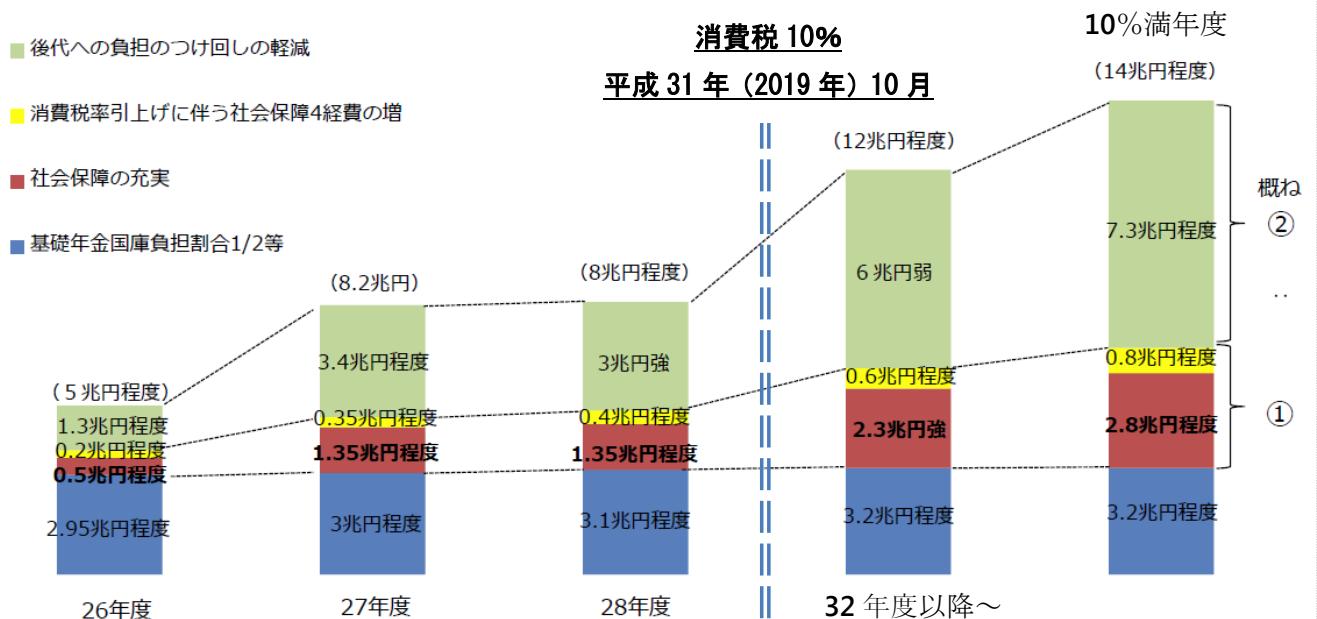
【質疑応答】

「安倍政権の下で子育て世帯を支援していく、この決意は揺らぎません。保育の受け皿50万人分の確保、来年度までの達成に向け、約束どおり実施いたします。また、「介護離職ゼロ」に向けた介護の受け皿50万人分の整備も、スケジュールどおり確実に進めていきます。さらに、保育士、介護職員等の待遇改善など、一億総活躍プランに関する施策については、アベノミクスの果実の活用も含め、財源を確保して、優先して実施していく考えであります。」

《参考：消費税増収分の使途》

※社会保障制度改革推進会議（第4回）資料・抜粋をもとにした消費税の再延期によるイメージ（全社協・作成）

※平成27年時点での試算にもとづく金額であり、消費税再増税後（平成32年度以降）の額は未定のため、平成27年度の額を記載。



《参考：社会保障・税一体改革による社会保障の充実に係る実施スケジュール》

※社会保障制度改革推進会議（第6回）資料より抜粋

※消費税再増税の延期にともない、予定事項の実施は未定

【実施予定とされている事項】

平成29年度：年金関連法の一部施行（消費税率の引上げに合わせて実施）

- ・年金を受給している低所得の高齢者・障害者に対して月額5,000円の福祉的給付等を支給
- ・老齢基礎年金の受給資格期間を25年から10年に短縮

平成30年度

○国民健康保険の財政運営責任等を都道府県に移行し、制度を安定化（平成30年4月～、医療保険制度改革関連法案関係）

○医療計画・介護保険事業（支援）計画・医療費適正化計画の同時策定・実施（平成30年4月～）



2016.5.18

財政制度等審議会財政制度等分科会：建議

- ▶ 財政制度等審議会・財政制度分科会は、財政健全化目標の達成に向けて策定された「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた基本的考え方を、「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議」としてとりまとめた。
- ▶ 2020年度までの国・地方のプライマリーバランス(PB)黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げという財政健全化目標を堅持するとし、計画で示された一般歳出の水準等の目安に沿って編成された28年度予算は目標達成に向けた第一歩であるとしている。また、計画はスタートしたばかりであり、手綱を緩めるような状況には全くない。今後とも、目安及び改革工程表に沿って、経済・財政再生計画を着実に実施していくことが不可欠であるとしている。
- ▶ 社会保障関係費の伸びについては、今後も経済・財政再生計画に示された目安を確實に達成しつつ、持続可能な制度を次世代に引き渡す責任を果たしていくためには、改革工程表に沿った社会保障制度改革の着実な実行が不可欠である。また、改革の実効性を高めるため、今後進められる改革の具体的な内容についての検討にあたっては、これまでの当審議会の建議で示した改革の方向性や内容を十分に踏まえたものとすべきとの考え方が示されている。
- ▶ 「負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化」において、「社会保障制度への国民の信頼性を高め、持続可能なものとするためには、負担の公平性の確保と給付の適正化に向けた不断の改革が不可避である」とし、「まず、高額療養費制度及び高額介護サービス費制度の見直しについて、改革工程表に沿って、世代間・世代内での負担の公平性の確保や負担能力に応じた負担等の観点から、具体的な内容を検討し、平成28年末までに結論を得て、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講じる必要がある」としている。
- ▶ 生活保護については、「最後のセーフティネットとしての機能を有するものであるとともに、受給者の自立の助長を趣旨とするものもあり、制度に対する国民の理解と信頼を確保していかなければならない。このため、生活保護制度の適正化に向けて、不断の見直しを行い、改革工程表に沿って、現行制度で実施可能な事項は、早期に検討・実施していくべきである」とし、「平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について検討し、その結果に基づいて必

重要な措置（法改正を要するものに係る平成30年通常国会への法案提出を含む）を講じるべきである」としている。	
*財政制度等審議会 https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/index.html	
2015.11.13	税制調査会：税制のあり方に関する論点整理・とりまとめ
	<p>▶ 税制調査会は、今後の税制のあり方の検討にあたって「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」（以下、「論点整理」）をとりまとめた。</p> <p>▶ 論点整理では、個人所得課税及び資産課税の改革に関する考え方とともに、第1部 I-3「税制の構造的見直しの必要性」において、消費税及び法人課税については、大きな改革の方向性が既に示されており、着実に改革を進めることが当面の課題であるとしている。</p> <p>▶ そのうえで、法人課税については、『「法人税の改革について」（平成26年6月・税制調査会）を踏まえ、企業の「稼ぐ力」の向上を後押しすべく、課税ベースの拡大とあわせた実効税率の引下げによる「成長志向の法人税改革」が進められている。数年で実効税率を20%台まで引き下げるを目指し、今後とも改革を着実に推進する必要がある』ことを示している。</p>
2015.8.5	財政制度等審議会財政制度分科会；中期の経済財政に関する試算
	<p>▶ 経済財政運営と改革の基本方針2015を踏まえた、中長期の経済財政に関する試算とともに、平成28年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について協議した。</p> <p>▶ 2020年の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）について、中期の経済財政に関する試算とともに、今後必要な収支改善幅が示された。</p>
《今後必要な収支改善幅について》	
	<p>○今回の内閣府「中長期試算」（経済再生ケース）では、2014年度決算を踏まえた税収増や歳出見通しの変更により、<u>2020年度の国・地方PBは前回試算（平成27年2月）の▲9.4兆円から▲6.2兆円に改善（3.2兆円の改善）。</u></p> <p><3.2兆円の改善の要因></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2014年度決算に基づく税収増等 1.4兆円 ・ 岁出見通しの変更等による歳出減 1.8兆円 <p>○ただし、歳出減の1.8兆円は、歳出見通しの変更によるものであり、その分は今後必要な収支改善幅を変えるものではない。</p> <p>○したがって、税収増等による収支改善はあるものの、仮に5月12日の財務大臣資料で示した安倍内閣のこれまでの取組を基調とした歳出改革を継続した場合の2020年度におけるPBの見方（国・地方PB赤字の大半は解消可能）について、大きく変更する状況にはない。</p> <p>○まずは計画の中間時点である2018年度までの「集中改革期間」においては、「骨太の方針2015」を踏まえ、国の一般歳出について、「安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む」ことが重要である。</p>
2015.6.16	自民党・財政再建に関する特命委員会：最終報告
	<p>▶ 自由民主党政務調査会「財政再建に関する特命委員会」（委員長＝稻田朋美政調会長）は、経済再生と財政再建の両立の実現に向けて、5月13日に議論の中間整理がとりまとめ・公表した。その後も歳出改革の具体策等の検討を進め、6月16日に最終報告をとりまとめた。</p> <p>▶ 本報告は、「今後、政府・与党が一体となって進むべき道筋を示すものであり、その内容は、いずれも近く政府においてとりまとめられる「骨太の方針」に具体的かつ明確に盛り込まれるべきものと考える」としている。</p> <p>▶ 2020年度までの基礎的財政収支（PB）の黒字化に向け、安倍政権3年間の歳出改革を継続・強化す</p>

ることを明確に示し、これまでの実質的な増額ペースを拡大させない水準で、2018年度における歳出目標の設定などを求めている。

《概要》

I. 経済再生と両立した財政再建に向けて

1. 財政再建の必要性と理念

○財政赤字という形で現在・未来の若者たち（次世代）に借金の付回しを行っている状況。

○次世代への責任の視点に立って改革を進める。

○3本の矢により経済の好循環が生まれ始めている中で、財政再建に正面から取り組む。

2. 財政再建の基本的な考え方財政健全化目標

○経済再生と財政再建の好循環を実現する。

○まずはPB 黒字化目標を堅持。長期的には財政赤字そのものの縮減を目指して、債務残高対 GDP 比の安定的な引下げ。

○財政再建には、デフレ脱却・経済再生、歳出改革、歳入改革を進めていく必要。成長戦略・歳入面の取組を前提として、歳出改革を中心とした議論が重要。

○中長期試算の歳出の高い伸びを抑制（高い伸び率を修正）しても、歳出自体は増加。

II. 岁出改革の具体策

1. 社会保障

○世界に冠たる国民皆保険・逐年金を維持し、次世代に引き渡すため、次世代に負担を先送りしている現状を転換する。

○2020年度までの社会保障関係費の伸びを、予防・効率化や制度改革に取り組むこと等により、経済再生の効果等とあわせ、人口構造の変化に伴い必要となる費用の増加（高齢化分の増加）と消費税率引き上げとあわせ行う機能強化に相当する水準におさめることを目指す。

○安倍政権下の3年間の社会保障関係費の増加は、消費税率引上げとあわせ行う機能強化分を除き、年平均0.5兆円程度に抑制（概ね高齢化分の増加相當に留まる）。これまでの経済再生と歳出改革の努力を今後も継続・強化。

○その際、以下の基本理念（改革5原則）に基づき改革に取り組む（検討課題を幅広く記載：具体的な内容・規模・時期等は今後検討）。

- ① 自助を基本に共助・公助を適切に組み合わせた持続可能な国民皆保険
- ② 経済成長と両立する社会保障制度
- ③ 人口減少社会に合った公平で効率的な医療等の提供
- ④ 健康で生きがいのある社会
- ⑤ 公平な負担で支えあう制度

【検討課題・抜粋】

- ① 自助を基本に共助・公助を適切に組み合わせた持続可能な国民皆保険

- ◆介護保険の軽度者に対する生活援助や通所介護等について、保険給付の見直しや自治体が予算の範囲内で行う仕組（地域支援事業）への移行
- ◆現世代の保険料等の負担増抑制の観点を踏まえた保険収載・保険給付範囲のあり方 等

- ② 経済成長と両立する社会保障制度

- ◆社会保障分野における民間投資・産業の発展を促す措置
- ◆薬価や調剤報酬を含めた診療報酬・介護報酬の適正化 等

- ⑤ 公平な負担で支えあう制度

- ◆マイナンバーの活用も含め金融資産を考慮して負担を求める制度の構築
- ◆介護の自己負担上限を含む利用者負担のあり方の見直し 等
- その他の社会保障分野についても、重点化・効率化に向けて以下の課題に取り組む。
 - ◆生活保護の適用ルールの厳格化
 - ◆生活扶助保護を受けている若年層の就労を通じた扶助脱却の促進
 - ◆医療扶助の更なる適正化のほか、生活扶助基準のあるべき水準の再整理 等

2. 社会保障以外の歳出

- 安倍政権下の3年間の予算では、ほぼ横ばいに留まる。これまでの経済再生と歳出改革の努力を今後も継続・強化。
- 人口減少の影響等を考慮しつつ、増加ありきではなく、最大限抑制。財政出動する場合において、ワイススペンドィングを行う。
- 社会資本整備、ODA、教育等の各歳出分野の改革に取り組む。

3. 地方財政

- 地方切り捨てではあってはならず、国の取組と歩調をあわせて人口減少等を踏まえた歳出改革を行う必要。地方財政を一括りにした歳出規律を検討。
- 近年の地方一般財源総額など歳出面の現実の推移なども踏まえ、国同様、安倍政権下における歳出改革努力を継続・強化。
- 地方財政計画の計上と自治体レベルの実際の歳出を改革。

III. おわりに

- PB 黒字化に向け、安倍政権3年間の歳出改革を継続・強化することを明確に示し、これまでの実質的な増額ペースを拡大させない水準で、大括りの歳出目標を設定(2018年度に、PB赤字対GDP比に加え、歳出額の目標設定)。ただし、毎年度、個別の歳出項目毎に歳出抑制額を割り当てるといった機械的な目標であってはならない。2016年度から手を緩めることなく集中的に歳出改革を行う。
- この提言が「骨太の方針」に具体的かつ明確に盛り込まれるべきものと考える。今後、改革の進捗状況等について、フォローアップしていく。

✓ 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

2016.7.15 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部（第1回）

- ▶ 厚生労働省は、地域共生社会の実現に向けた具体策の検討を加速化するため、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部（本部長：厚生労働大臣）を設置・開催した。
- ▶ 2020年代初頭における我が事・丸ごとの地域づくり、サービス・専門人材の丸ごと化の全面展開に向けた検討と法改正等を進めることを目指している。
- ▶ 「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけ、まずは平成29年の介護保険法の法改正、30年度・33年度の介護・障害福祉の報酬改定、さらには30年度にも予定されている生活困窮者支援制度の見直しに向けて、部局横断的に幅広く検討を行っている。
- ▶ 実現本部のもとに①地域力強化ワーキンググループ、②公的サービス改革ワーキンググループ、③専門人材ワーキンググループを設置し検討を進める。

《概要》

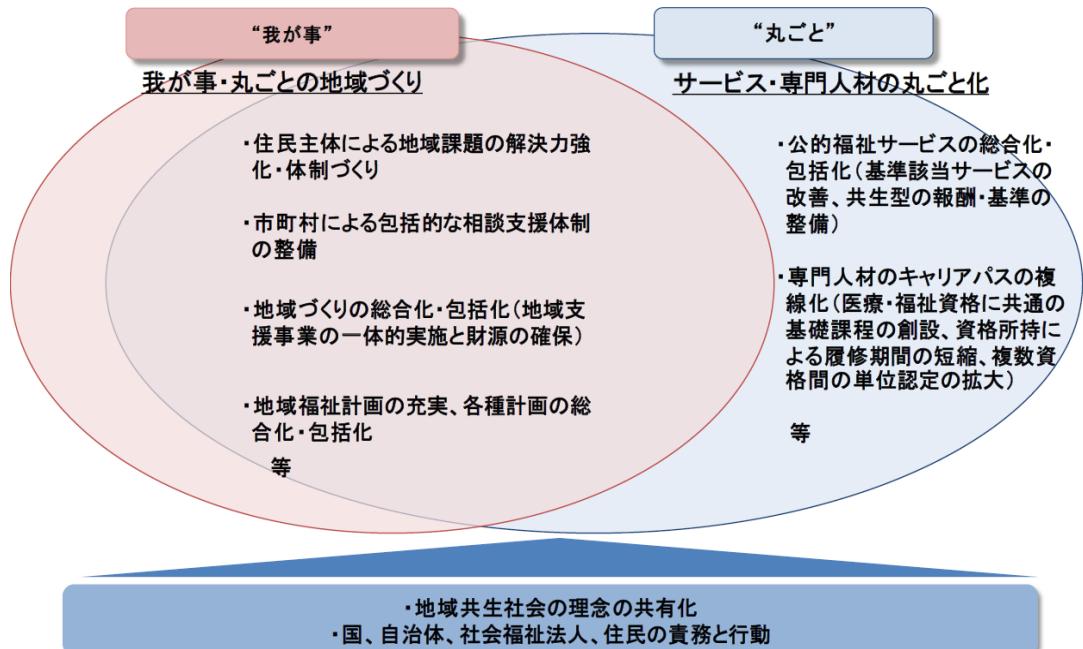
「地域共生社会」の実現

- 一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、パラダイムを転換し、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあ

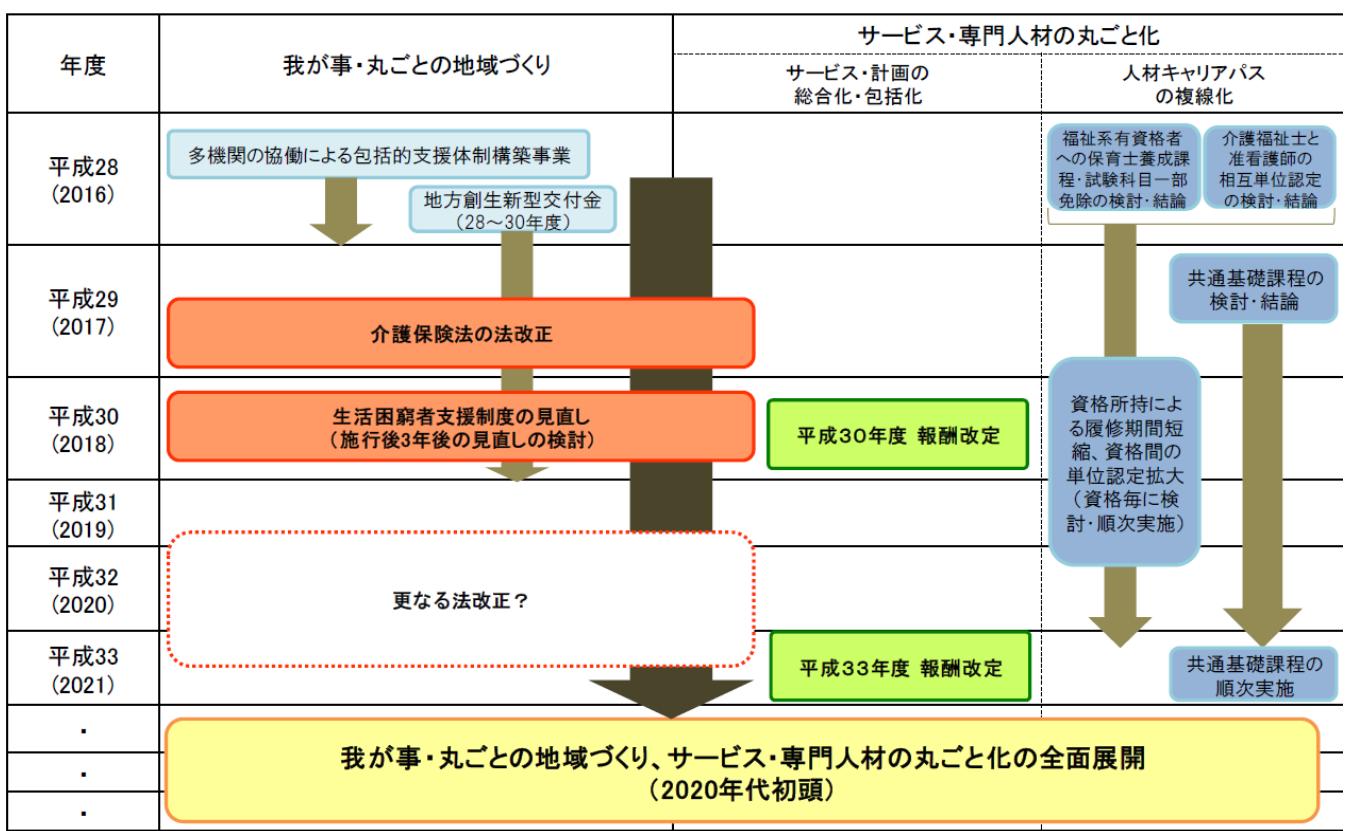
らゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要がある。

○「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいただく仕組みを作っていくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていく必要がある。また、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも「丸ごと」へと転換していくため、サービスや専門人材の養成課程の改革を進めていく必要がある。

「地域共生社会」実現の全体イメージ（たたき台）



今後の進め方のイメージ（たたき台）



✓ 新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム

2016. 3. 24	新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム：工程表等
▶ 厚生労働省の検討プロジェクトチームは、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（平成 27 年9月）にもとづき、平成30年度までの年度毎の取組や長期的な検討事項等を整理した「工程表(案)」について協議した。工程表では、包括的な相談支援体制の構築、サービスを効果的に提供するための生産性の向上、新たなシステムを担う人材の育成・確保などの各分野について、取組事項と年度ごとの具体的な事業等の実施について整理されている。	

▶ また、高齢者、障害者（児）、児童などの福祉サービスを総合的に提供する上での規制等について、現行制度での運用上の対応等を整理した「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（案）」（以下、ガイドライン案）について議論した。これらの内容については、今後通知が発出される予定である。

▶ ガイドライン案では、福祉サービスの総合的な提供の意義とともに、現行制度における規制等の総合的な福祉サービスの提供の阻害要因を解消するため、各制度の人員配置基準（人員の兼務が可能な事項）や設備基準（設備の共用が可能な事項）の適切な運用等の必要性と具体的な考え方を示している。

▶ 平成 28 年 4 月以降、総合的な福祉サービスの提供に向けて、各制度の人員配置基準、設備基準の緩和について、必要に応じて報酬改定も視野に入れながら、平成 30 年度までにかけて検討する予定である。なお、福祉施設の転用に係る補助金支給方法の見直しについては、早急に検討の上、関係省庁との調整が進められる。

*新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=300056>

2015. 9. 17	新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム：ビジョン
▶ 厚生労働省は、あらゆる地域で全世代・全対象型の地域包括支援の実現をはかるため、「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現－新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン－」を示した。本ビジョンをもとに、工程表作成し省内外において横断的な推進体制を構築するなど、総合的に施策を推進するとしている。	

▶ 改革の方向性として、ニーズに即応できる地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組み、生産性の向上、総合的な福祉人材の育成を掲げている。また、4 つの改革として、①包括的な相談支援システム、②高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供、③効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上、④総合的な人材の育成・確保が示されている。

《概要》

1. 誰もが支え合う地域の構築に向けた新しい福祉サービスの実現

【検討方針】

○課題を解決するため、あらゆる地域で全世代・全対象型地域包括支援の実現を図るべく、以下の観点で検討していく。

- (1) 対象者やその世帯への相談支援体制を分野横断的かつ包括的に確保するための方策を検討
- (2) それぞれの地域がその実情に合った体制を整えることを可能とし、複数分野の支援を総合的に提供する方法等を検討
- (3) 限られた人材による良質なサービス提供が可能となるよう、将来を見据えた福祉サービスの在り方を検討
- (4) 福祉人材が多様なキャリアステップを歩める環境の整備や、全世代・全対象型地域包括支援を担う人材の在り方を検討

2. 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン：4つの改革

：地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現

【新しい地域包括支援体制】

(1) 包括的な相談支援システム（包括的な相談から見立て、支援調整の組み立て＋資源開発）

○地域により、・ワンストップ型・連携強化型、による対応

○地域をフィールドに、保健福祉と雇用や農業、教育など異分野とも連携

(2) 高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供

○多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進…運営ノウハウの共有、規制緩和の検討等

○(1)を通じた総合的な支援の提供

【新しい支援体制を支える環境の整備】

(3) 効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上

○先進的な技術等を用いたサービス提供手法の効率化

○業務の流れの見直しなど効率的なサービスの促進

○人材の機能分化など良質で効果的なサービスの促進等

(4) 総合的な人材の育成・確保

○(1)を可能とするコーディネート人材の育成

○福祉分野横断的な研修の実施

○人材の移動促進等

✓ 「医療法人の事業展開等に関する検討会」等

➤ 2015. 9. 16 医療法改正法：参議院可決・成立

▶ 「医療法の一部を改正する法律」が参議院で可決され成立した。医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するため、「地域医療連携推進法人」の認定制度の創設等を内容とするものである。

《主な内容》

○地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供する参加法人を社員とし、開設する病院、診療所及び介護老人保健施設（以下「病院等」という。）の業務の連携を推進するための医療連携推進方針を定め、医療従事者の研修、医薬品等の物資の供給、資金貸付その他の医療連携推進業務を行うことを目的とする一般社団法人は、地域医療連携推進法人として都道府県知事の認定を受けることができる。

○参加法人は、医療連携推進区域において病院等を開設する法人とする。また、医療連携推進方針において、介護事業その他の地域包括ケアシステムの構築に資する事業の連携を推進する旨を記載した場合は、当該事業等を行う法人を参加法人とすることができる。

2015. 4. 3 医療法改正法案・閣議決定

✓ その他

2015. 2. 26 平成27年度の国民負担率・公表

▶ 財務省は、租税負担率と社会保障負担率を合計した国民負担率について、平成27年度の見通しを推計し、公表した。平成27年度の国民負担率は、平成26年度から0.8%増加し、43.4%（過去最高）となる見通しとなっている。背景としては、消費税率の引上げ及び給与、企業収益の増加に伴う税収の増加や、厚生年金の保険料率の引上げ及び医療・介護給付費の増加に伴う保険料収入の増加が挙げられている。なお、国民負担に財政赤字を加えた潜在的国民負担率は、財政収支の改善等により平成26年度から1.2%ポイント減少し、50.8%となる見通しとなっている。

*平成27年度の国民負担率（財務省HP）<http://www.mof.go.jp/budget/topics/futanritsu/20150226.html>

《参考》

✓ 社会保障制度改革プログラム法

「持続可能な社会保障制度改革の確立を図るための改革の推進に関する法律」概要

【法案の趣旨等】

○社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ、「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」を閣議決定（平成25年8月21日）

○この骨子に基づき、「法制上の措置」として、社会保障制度改革の全体像・進め方を明示するもの

【主な事項】

■講すべき社会保障制度改革の措置等

受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るために、医療制度、介護保険制度等の改革について、①改革の検討項目、②改革の実施時期と関連法案の国会提出時期の目途を明らかにするもの。

○少子化対策（既に成立した子ども・子育て関連法の着実な実施等）

○医療制度（病床機能報告制度の創設・地域の医療提供体制の構想の策定等による病床機能の分化及び連携、国保の保険者・運営等の在り方の改革、後期高齢者支援金の全面総報酬割、70～74歳の患者負担・高額療養費の見直し、難病対策等）

○介護保険制度（地域包括ケアの推進、予防給付の見直し、低所得者の介護保険料の軽減等）

○公的年金制度（既に成立した年金関連法の着実な実施、マクロ経済スライドの在り方等）

※医療サービスの提供体制、介護保険制度及び難病対策等については平成26年通常国会に、医療保険制度については平成27年通常国会に、必要な法律案を提出することを目指す旨を規定。

■改革推進体制

上記の措置の円滑な実施を推進するとともに、引き続き、中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するための検討等を行うため、関係閣僚からなる社会保障制度改革推進本部、有識者からなる社会保障制度改革推進会議を整備

■地方自治に重要な影響を及ぼす措置に係る協議

政府は、病床の機能分化、医師等の確保及び国保の見直しに関する事項その他地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられるものについて必要な措置を講ずるに当たっては、地方六団体の代表者その他の関係者と十分に協議を行い、当該措置について理解を得ることを目指す。

✓ 社会保障・税一体改革

2012.8.10(8.22公布) 社会保障・税一体改革関連法成立（関連8法）

▶社会保障制度改革推進法、子ども・子育て関連3法、国税改正法、地方税改正法 他4法

☆社会保障制度改革推進法のポイント

▶社会保障制度改革の基本事項を定める

▶改革の実施及び目標時期（第4条）

「政府は、基本方針に基づき、必要な法制上の措置については、法律施行後1年以内に、国民会議の審議結果等を踏まえて講ずる」

▶社会保障制度改革国民会議の設置（第9条～15条）

▶生活保護制度の見直し（附則第2条） 等

【目的】（第1条）

平成21年度税制改正法附則104条の規定の趣旨を踏まえて安定財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るために、社会保障制度改革の基本的事項を定めるとともに、社会

保障制度改革国民会議を設置すること等により、改革を総合的かつ集中的に推進

【基本的な考え方・国の責務】（第2～3条）

社会保障制度改革は、次の事項を基本として行う。国は、改革に関する施策の総合的策定と実施の責務を有する

- ① 自助・共助・公助の最適な組合せ、家族相互・国民相互の助け合いの仕組みを通じて自立生活の実現を支援
- ② 機能の充実と重点化・効率化を同時にい、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現
- ③ 年金・医療・介護は社会保険制度を基本、国・地方の負担は保険料負担の適正化に充てるなどを基本
- ④ あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点等から、消費税・地方消費税収を充当

【改革の基本方針】（第5～8条）

- ① 公的年金制度（今後の公的年金制度については、財政の現況及び見通し等を踏まえ、国民会議で検討し、結論を得る、年金記録問題への対処及び社会保障番号制度の早期導入）
- ② 医療保険制度（国民皆保険を維持、国民負担の増大抑制と必要な医療の確保、医療保険制度の財政基盤の安定化等、個人の尊厳と患者の意思を尊重する医療の在り方、今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、国民会議で検討し、結論を得る）
- ③ 介護保険制度（介護サービスの効率化・重点化、保険料負担の増大の抑制と必要な介護サービスの確保）
- ④ 少子化対策（人生の各段階に応じた支援、待機児童解消策等の推進に向けた法制上・財政上の措置）

【生活保護制度の見直し】（附則第2条）

不正受給への厳格な対処等の見直しを早急に行う。生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組む。

2. 経済・成長政策

《直近の動向》

- ▶ 2016.9.30 経済財政諮問会議(第15回)：経済構造を展望した改革
- ▶ 金融政策、物価等に関する集中講義とともに、働き方改革とマクロ経済、2030年年の経済構造を展望した改革等について議論した。
 - ▶ 2030年の経済構造を展望した改革の議論については、「2030年展望と改革タスクフォース」において、潜在成長率の引上げに向けたわが国が有するストックの質・量の確保、活用方策や優先分野への政策と財政政策と構造改革の組合せ等を中心に議論し、諮問会議の中心メッセージとして決定することが確認された。
 - ▶ 「QOL・健康経営」について、医療・介護費の増加等の課題に対応するため、民間サービスとの連携などの構造改革(第3の矢)と予算・税における歳出改革を通じた効率化(第2の矢)が潜在成長力引上げの優先分野例として掲げられている。

* 経済財政諮問会議

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2016/index.html>

《経過》

✓ 日本経済再生本部、産業競争力会議等

2016.6.2	「日本再興戦略2016」：閣議決定
	<ul style="list-style-type: none">▶ 「日本再興戦略2016-第4次産業革命に向けて-」が閣議決定された。▶ 回り始めた経済の好循環を、持続的な成長路線に結びつけ、「戦後最大の名目GDP600兆円」の実現を目指し、①新たな「有望成長市場」の戦略的創出、②人口減少に伴う供給制約や人手不足を克服する「生産性革命」、③新たな産業構造を支える「人材強化」の3つの課題に向けて、更なる改革に取り組む方針を示した。▶ 具体的な施策としては、事業分野別の生産性向上として、中小企業等経営強化法（平成28年5月24日成立）に基づき、7分野（運輸、医療、介護、保育、飲食、宿泊、卸・小売）を含む各事業分野について生産性向上に向けた指針を策定し、サービス業の特性に応じたITの導入や経営指導等を支援していくことなどが示されている。▶ また、ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上（介護報酬や人員配置・施設基準の見直し等を含め制度の対応を検討）が掲げられている。

* 「日本再興戦略2016」 http://www.kantei.go.jp/jp/headline/seicho_senryaku2013.html#c21

2015.6.30	「『日本再興戦略』改訂2015」：閣議決定
	<ul style="list-style-type: none">▶ 政府は、「『日本再興戦略』改訂2015-未来への投資・生産性革命-」を閣議決定した。▶ アベノミクス第二ステージは、「未来投資による生産性革命」と「ローカルアベノミクスの推進」を両輪として推し進めることによって、日本を成長軌道に乗せ、世界をリードしていく国になるため、デフレ脱却に向けた動きを確実なものにし、将来に向けた発展の礎を再構築することこそがアベノミクス成長戦略の狙いであるとしている。また、「経済再生なくして財政健全化なし。経済成長を持続的なものとすることに全力を挙げつつ、強い姿勢・決意をもって財政健全化に取り組む」と明示している。▶ 3つのアクションプラン（日本産業再興プラン、戦略市場創造プラン、国際展開戦略）において、

具体的な施策を掲げている。新たに講すべき具体的施策としては、保育士確保に向けた取組などによる女性の活躍促進、国家戦略特区の都市公園内における保育所等の設置、保育所における第三者評価の受審促進等が示されている。また、介護などの外国人技能実習制度の新制度への移行に向けた取組を推進することも掲げられた。

- ▶ その他、法人税改革、国家戦略特区の加速的推進のほか、更なる規制改革事項等の実現等も盛り込まれている。

《概要》

【総論概要】

○改訂 2015 の基本的考え方：<アベノミクス第2ステージ>

1. 未来投資による生産性革命

人員削減や単なる能力増強ではない、「投資の拡大」と「イノベーションの創出」による「付加価値の向上」を徹底的に後押し

2. ローカルアベノミクスの推進

○鍵となる施策

1. 未来投資による生産性革命

(1) 「稼ぐ力」を高める企業行動（＝前向投資）を引き出す

i) 「攻め」のコーポレートガバナンスの更なる強化

- ・企業と投資家の建設的な対話の促進（株主への情報開示の促進）
- ・成長志向の法人税改革
- ・民間投資促進に向けた官民対話

ii) イノベーション・ベンチャーの創出

- ・「ベンチャー・チャレンジ 2020」の推進
- ・イノベーション・ナショナルシステムの本格稼働に向けた大学改革

iii) アジアをはじめとする成長市場への挑戦

- ・「質の高いインフラパートナーシップ」の展開

(2) 新時代への挑戦を加速する（「第四次産業革命」）

- ・IoT・ビッグデータ・人工知能による産業構造・就業構造変革の検討
- ・セキュリティを確保した上でのIT利活用の徹底

(3) 個人の潜在力の徹底的な磨上げ

- ・長時間労働是正による労働の「質」の向上、女性、高齢者等の活躍促進
- ・変革の時代に備えた人材力強化（雇用と教育の一体的改革）

2. ローカルアベノミクスの推進

- ・中堅・中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の徹底強化
- ・サービス産業の活性化・生産性の向上
- ・農林水産業、医療・介護（ICT 化含む）、観光産業の基幹産業化

3. 「改革 2020」（成長戦略を加速する官民プロジェクト）の実行

- ・自動走行、水素社会、先端ロボット、観光地経営、対内投資等

【主な事項・抜粋】

日本産業再興プラン

2. 雇用制度改革・人材力の強化

2-2. 女性の活躍推進/外国人材の活用

i) 女性の活躍推進

保育士確保に向けた取組（潜在保育士の掘り起し、地域限定保育士制度）、長時間労働是正（企業の取組の情報開示・「見える化」）、女性が働きやすい制度等への見直し（税制、社会保障制度、配偶者手当等）、トイレなど女性の「暮らしの質」の向上等

ii) 外国人材の活用

高度外国人材受入促進等、IT・観光等の「専門的・技術的分野」の外国人材の活躍促進、中長期的な外国人材受入れの在り方検討等

新たに講すべき具体的施策：女性の活躍推進

「待機児童解消」に向けた施策の確実な実行

○2017年度末までの待機児童解消を確実なものとすべく、自治体とも連携しつつ、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の場の整備、及び「保育士確保プラン」に基づく保育士確保を着実に進める。特に、保育の場の整備量が急増する中で、保育の担い手の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、短時間勤務の保育士の活用拡大やそれによる長時間労働の是正等により潜在保育士の多様な就業ニーズに対応するとともに、保育士の勤務環境の改善を図り、新卒保育士の就職率の向上に向けた取組の強化や保育士試験の年2回実施等と併せ、保育の担い手の確保を図る。

また、保育所の整備量が増える中で保育サービスの質の確保・向上を図るためにも、保育事業主に対して第三者評価の受審を促進する。

①保育士確保に向けた取組

- ・ 潜在保育士の掘り起しのための効果的対策の実施
- ・ 新卒保育士の就職率の向上に向けた取組
- ・ 保育士の離職率低減・定着に向けた取組
- ・ 即効性のある保育士確保の方策（地域限定保育士制度の実施）

②保育の担い手の確保

- ・ 保育する児童が少数である場合における保育士数の取扱いの検討
- ・ 他の国家資格等を有する者の活用の検討

③国家戦略特区の都市公園内における保育所等の設置

④保育の場の整備状況の的確な実態把握と積極的な広報

⑤保育所における第三者評価の受審促進

保育サービスの質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備するため、2019年度末までにすべての保育事業者において第三者評価の受審が行われることを目指す。また、当該受審結果について、積極的に「見える化」を進め、就職を希望する保育士や保育サービス利用者が優良な保育事業主を選択できるような環境整備を進める

4. 世界最高水準のIT社会の実現

ii) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用

マイナンバー利活用範囲の拡大（戸籍・証券分野等）、個人番号カードの活用（保険証）、マイナポータルを活用したワンストップサービス（引越等）等

5. 立地競争力の更なる強化

5-1. 「国家戦略特区」の実現/公共施設等運営検討の民間開放（PPP/PFIの活用拡大）、空港・港湾など産業インフラの整備/都市の競争力の向上

i) 法人税改革

（平成27年度32.11%（▲2.51%）、平成28年度31.33%（▲3.29%））

ii) 国家戦略特区の強化

遠隔医療の取扱いの明確化、小型無人機に係る健全な利活用の実現、特区薬事戦略相談制度の

創設（PMDAにおける重点的な支援）等

iii) PPP/PFI の活用

公共施設等運営権方式の推進強化

iv) 都市の競争力向上と産業インフラの機能強化

戦略市場創造プラン

○テーマ1：国民の「健康寿命」の延伸

ヘルスケア産業の創出支援（地域版次世代ヘルスケア産業協議会）、医療・介護等分野におけるICT化の徹底、医療の国際展開の促進、等

* 「日本再興戦略」改訂2015 http://www.kantei.go.jp/jp/headline/seicho_senryaku2013.html#c16

2015.4.15 「サービス産業チャレンジプログラム」決定

- ▶ 日本経済再生本部は、「サービス産業チャレンジプログラム」を決定した。

《概要》

4. 業種別施策 (6) 保育

<第三者評価の受審促進>

・個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果の公表が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となるようにするために、保育所における第三者評価の受審及び評価結果の公表を促進する。

<保育士の業務負担の軽減>

・「周辺業務の外部委託」、「短時間勤務制度の導入」などの事例を集めた事例集を策定し、その普及啓発を進めるとともに、保育所の第三者評価に関するガイドラインにIT利活用を位置付ける等の取組を通じ、保育士の業務負担の軽減を進め、保育士が保育に集中できる環境確保につなげる。

✓ 経済財政諮問会議、経済・財政一体改革推進会議

2016.8.8 経済財政諮問会議（第14回）：新内閣の重点課題等

- ▶ 金融政策、物価等に関する集中講義とともに、新内閣に期待する今後の取組について議論した。
- ▶ 有識者議員は「新内閣の発足に当たっての重点課題」を示し、①600兆円経済の実現、②働き方改革と社会保障制度改革の実行、③歳出改革をはじめとする財政健全化の推進、④世界経済の安定・持続的な発展への貢献、の課題への集中的な取組を通じて未来への責任を果たしていくことを期待するとした。
- ▶ 社会保障については、医療・介護給付の重点化・効率化、負担能力に応じた公平な負担、社会保険料の増加の抑制等を始めとする制度改革を具体化し、国民生活の質の向上と社会保障の持続可能性の確保と安心向上を実現すべきと提言している。
- ▶ 歳出改革・財政健全化については、「経済・財政再生計画」に基づく歳出改革の継続・改革工程表の着実な実施と消費税率10%への引上げにより、2020年度の財政健全化目標を実現すべきとしている。
- ▶ 年末に向けて経済財政諮問会議で取組むべき重点課題として、財政効果の最大化と社会保障の持続可能性が掲げられ、年内に改革工程表に従って、高額療養費制度の見直しなど社会保障の給付と負担の在り方について方向性を打ち出すとともに、高額薬剤の算定の在り方等についても年末に向け見直すべきとしている。

2016.7.26 経済財政諮問会議（第13回）：平成29年度予算、今後の課題・取組

- ▶ 平成29年度予算の全体像及び概算要求基準、経済財政諮問会議の今後の課題・取組等について議論した。

- ▶ 有識者議員は、2020年度の財政健全化目標の実現に向けて「経済・税制再生計画」に基づく歳出改革の継続や2018年度の中間評価を踏まえた歳出改革の加速、軽減税率導入時の安定財源の確保などを包括的に推進することが重要であると提起した。
- ▶ 経済財政諮問会議の2016年後半の課題・取組としては、デフレからの完全脱却、国民生活の質の向上と可処分所得の拡大～「子育て・健康・働き方改革」の一体的推進～、600兆円経済と2020年度の財政健全化目標の達成の双方の実現が示された。
- ▶ 経済・財政一体改革の着実な推進に向けて、社会保障関係費等の予算に係るPDCAサイクルの確立と見える化の徹底や社会保障の工程表の着実な実施が掲げられている。また、2019年10月への消費税率引上げ延期を踏まえた、社会保障の充実の優先課題の検討、2018年度のPBの目安の点検・適切な対応が課題・取組とされている。

【会議の進め方：2016年後半】※会議資料「経済財政諮問会議の今後の課題・取組について」より抜粋

1. デフレからの完全脱却

○ 脱出速度を最大限にあげて、デフレから完全に脱却するとともに、しっかりと成長していく道筋をつける。

- ・金融政策、物価等に関する集中審議における経済・物価動向の点検
- ・未来への投資の加速を目的とする総合的かつ大胆な経済対策の推進とそのフォローアップ

2. 国民生活の質の向上と可処分所得の拡大～「子育て・健康・働き方改革」の一体的推進～

○一億総活躍社会の構築による成長と分配の好循環を実現する。国民生活の中核にある「子育てと健康」に焦点を当て、その質を高めていく取組を強化する中で、社会保障や税制面から所得再分配の流れを変えていくとともに、「子育てと健康」を支える所得や働き甲斐の向上を実現する。

- ・「子育て・健康・働き方改革」の一体的推進
 - －少子化対策の強化、出産・子育ての負担を軽減する取組み・多様なサービスの推進、空き家の活用
 - －働きすぎの抑制、健康的な就労環境の整備、正規・非正規の格差是正、職業訓練等人的投資の拡充等
 - －健康サービスや重症化予防の強化、高齢者の就労・社会参加促進、在宅医療の在り方
- ・1000円に向けた最低賃金の着実な引上げ、来春の春季労使交渉での継続的な賃上げ実現に向けた官民協力
- ・国家公務員の配偶者手当について、人事院の検討結果を踏まえて対応
- ・被用者保険のさらなる適用拡大に向けた検討、130万円（本年10月から大企業では106万円）の壁を越えて働くとする短時間労働者へのキャリアアップ助成金の活用状況の検証、必要に応じた充実・強化策の検討

3. 潜在成長力を引き上げるためのイノベーションの活性化

○ 規制改革等の構造改革の推進とともに、予算・税制面からの対応を一体として講じる。

- ・潜在成長力を引き上げるための、構造改革、予算・税制面からの対応の一体的推進
 - －官民連携の優良事例の横展開、インセンティブ設計の強化
 - －観光・農業の活性化、効率的かつ経済効果の高いインフラ整備（PPP・PFIの推進、ICTとデータを活用したインフラ整備（スマート・インフラ）等）
- ・「経済社会・科学技術イノベーション活性化委員会」を中心にイノベーションの活性化に向けた多様な民間資金の導入拡大策を具体化
 - －官民連携の優良事例の横展開、民間資金拡大に向けた具体的取組み等
 - －民間資金拡大に向けたインセンティブ設計の強化

4. 600兆円経済と2020年度の財政健全化目標の達成の双方の実現

○「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、経済・財政一体改革を着実に推進する。

- ・経済・財政一体改革の着実な推進
 - －社会保障関係費、科学技術、文教等の予算に係るPDCAサイクルの確立と見える化の徹底を通じた横展開の推進・拡大
 - －地方の裁量度の高い国庫支出金へのパフォーマンス指標の設定
 - －社会保障の工程表の着実な実施
- ・当初予算における「アベノミクスの成果」の活用の具体化
- ・2019年10月への消費税率引上げ延期を踏まえた、社会保障の充実の優先課題の検討、2018年度のPBの目安の点検・適切な対応

2016.7.13 | 経済財政諮問会議（第12回）：今後の取組、平成29年度予算の全体像

- ▶ 今後の経済財政運営と経済財政諮問会議の取組、平成29年度予算の全体像等について議論した。
- ▶ 有識者議員は、今後、アベノミクスをバージョン・アップすることにより、デフレからの完全脱却、成長と分配の好循環、潜在成長率の向上、財政健全化（2020年度のPB黒字化）といった財政政策上の重要課題を着実に実現することが重要であるとした。
- ▶ 経済対策については、一億総活躍社会の構築に向けて保育士・介護人材の待遇改善及び施設運営費等に係る経費は、今後継続的に予算が必要となることから基本的に平成29年度当初予算にも計上すべきとの意見が示された。
- ▶ 平成29年度予算の全体像に向けて、有識者議員は、社会保障の充実については、赤字国債に頼ることなく、優先順位をつけ、財源を確保して可能な限り進めていくべきと提言している。

2016.6.2 | 「経済財政と改革の基本方針2016」：閣議決定

- ▶ 「経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～」（骨太方針）が経済財政諮問会議での答申を経て、閣議決定された。
- ▶ 「成長と分配の好循環」の実現に向け、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、消費税率の10%への引上げを2019年（平成31年）10月まで2年半延期するとともに、2020年度2（平成32年度）の基礎的財政収支黒字化という財政健全化目標を堅持するとしている。また、「経済・財政再生計画」の枠組みの下、アベノミクスの成果の活用等を図りつつ、短期・中長期的視点から、適切な経済財政運営に努めるとしている。
- ▶ 経済・財政一体改革の着実な推進については、600兆円経済の実現と2020年度（平成32年度）の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指すことを示している。また、「経済・財政再生計画」における歳出・歳入両面の取組を進めるため、主要分野の改革の方向性を具体化するとともに、経済・財政再生アクション・プログラムに基づきPDCAサイクルを実効的に回していくことを示した。
- ▶ 追加的な歳出増加要因（子ども子育て・家族支援等）については、必要不可欠なものとするとともに、適切な安定財源を確保するとして、一定期間内の追加的な歳出増加要因については、資産売却等を含めた財源を確保し、財政規律を堅持するとしている。
- ▶ その上で、社会保障については、「経済・財政再生計画」に掲げる44の改革項目について、改革工程表に沿って、着実に実行することを明示している。
- ▶ 規制改革については、現在の規制改革会議の設置期限（平成28年7月末）以降も切れ目なく規制改革に取り組むとしている。また、国家戦略特区は、平成29年度末までの2年間を「集中改革強化期間」とし、「岩盤規制」の改革等を行うとしている。
- ▶ 平成29年度予算編成の基本的考え方において、集中改革期間2年目の取組として「経済・財政再生計画」、経済・財政再生アクション・プログラム、改革工程表に則って、経済・財政一体改革を面的に拡大するとともに、国と地方を通じたボトムアップの改革を加速するとしている。

«「経済財政運営と改革の基本方針2016」の概要»

第1章 現下の日本経済の課題と考え方

1. 日本経済の現状と課題
 - (1) 世界経済の状況と我が国の課題
 - (2) 熊本地震への対応
2. 「成長と分配の好循環」の目指すところ
3. 600兆円経済に向けた道筋の基本的考え方
4. 東日本大震災からの復興・創生
 - ・「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」

第2章 成長と分配の好循環の実現

1. 結婚・出産・子育ての希望、働く希望、学ぶ希望の実現：経済成長の隘路あいろの根本にある構造的な問題への対応

少子高齢化への対応は待ったなしの最重要課題。アベノミクスの成果の果実が得られつつある今こそ、「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、取組を進める。

- (1) 結婚・出産の支援
- (2) 子ども・子育て支援、子供の貧困対策等
 - ・様々な保育ニーズに対応し、待機児童の解消等の保育の受け皿等の確保や保育士の待遇改善、放課後児童クラブや児童養護施設等における待遇改善、三世代同居・近居の推進等。教育費負担軽減、世代を超えた貧困の連鎖をなくす取組、若者の経済基盤の強化等。
- (3) 就業を希望する女性・高齢者の就業促進、非正規雇用労働者の待遇改善等
- (4) 女性の活躍推進
- (5) 介護の環境整備等
 - ・在宅・施設サービスの整備、保険者等の好事例の全国展開、介護基盤整備や介護人材の待遇改善等。認知症施策推進総合戦略の実現、拡充された介護休業制度の周知、介護と仕事の両立可能な働き方の普及、健康寿命の延伸への取組等。
- (6) 障害者等の活躍支援、地域共生社会の実現
 - ・障害者、難病患者、がん患者等の就労支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、障害者の文化芸術活動の振興等を進め、社会参加や自立を促進。

2. 成長戦略の加速等

600兆円経済の実現に向け、成長戦略の深化・実現に取り組む。「官民戦略プロジェクト10」として、第4次産業革命への対応、世界最先端の健康立国への取組等に取り組む。

- (1) 生産性革命に向けた取組の加速
 - ・教育再生（世界トップレベルの学力達成と基礎学力の向上、チーム学校、給付型奨学金の創設に向けた検討等）
- (2) 新たな有望成長市場の創出・拡大
- (3) TPP等に対応した海外の成長市場との連携強化
- (4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援
 - ・「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」に基づく、地方創生の深化を実現する政策の推進等。
- (5) 防災・国土強靭化、成長力を強化する公的投資への重点化
- (6) 規制改革の推進
 - ・現在の規制改革会議の設置期限（平成28年7月末）以降も切れ目なく規制改革に取り組む。国家戦略特区は、平成29年度末までの2年間を「集中改革強化期間」とし、「岩盤規制」の

改革等を行う。

(7) 経済統計の改善

3. 個人消費の喚起

人口減の下でも需要先細り懸念にとらわれず、少子化・高齢化・グローバル化等、時代の変化に対応した新たな財・サービスを生み出す。

(1) 賃金・可処分所得の引上げ等

- ・労働分配率の低下傾向に歯止めをかける。賃金、最低賃金の継続的な引上げを実現するための環境整備。
- ・社会保障の効率化による社会保険料の増加の抑制等。

(2) 潜在的な消費需要の実現

(3) ストックを活用した消費・投資喚起

(4) 消費者マインドの喚起

4. 成長と分配をつなぐ経済財政システムの構築

(1) アベノミクスの成果の活用

(2) 行政手続の簡素化・効率化・オンライン化

(3) 歳出効率化の成果等を現役世代や地域に還元する仕組みの構築

- ・歳出改革や経済再生による歳出抑制の成果を、子育て支援等に還元することができる仕組みを構築。

(4) 資源配分の効率化

5. 安全・安心な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

(1) 外交、安全保障・防衛等

(2) 暮らしの安全・安心（治安、消費者行政等）

(3) 資源・エネルギー（原子力の安全確保を含む）

(4) 地球環境への貢献

第3章 経済・財政一体改革の推進

1. 経済・財政一体改革の着実な推進：「経済再生なくして財政健全化なし」

2. 先進・優良事例の展開促進、国と地方の連携強化、「見える化」の徹底・拡大

(1) 先進・優良事例の展開促進

(2) 国と地方の連携強化

(3) 「見える化」の徹底・拡大

3. ワイズ・スペンディングの仕組みの強化

○優先順位付けてデータ分析による効果の評価などの分析を、経済財政諮問会議での議論等を通じて、適切に予算編成の過程に取り込む。

○義務的経費も、健康寿命の延伸や住民サービスの広域化、IT化の進展等を踏まえ、制度全体の見直し等を行い、エビデンスに基づくPDCAサイクルを徹底。

○国庫支出金の性格に応じ、成果の向上と「見える化」に一段の工夫が必要。地方の裁量度が高いものは、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定・評価のための分野横断的仕組みを構築。

4. 実効的なPDCAサイクルの構築

○実効的なPDCAサイクルを構築するため、経済財政諮問会議において、概算要求の検討に着手する前から議論と精査を進める。経済・財政一体改革推進委員会において、主導的に進捗管理、点検、評価を行う。各府省庁は、概算要求等に適切に反映させる。

5. 主要分野ごとの改革の取組

(1) 社会保障

- ・「経済・財政再生計画」に掲げる44の改革項目について、改革工程表に沿って、着実に実行。その中で、以下のような取組を推進。

▶ 医療費の地域差の半減に向け、医療費適正化基本方針に係る追加検討 等

(2) 社会資本整備等

(3) 地方行財政改革・分野横断的な課題

(4) 文教・科学技術等

(5) 歳入改革、資産・債務の圧縮

- ・歳入増加に向けて、課税ベースの拡大等を通じ、新たな税収増を生み出す。マイナンバーをキーとした仕組みを早急に整備。税・社会保険料徴収の適正化。

第4章 当面の経済財政運営と平成29年度予算編成に向けた考え方

1. 経済の現状及び今後の動向と当面の経済財政運営の考え方

○賃金・可処分所得の引上げ、規制改革、消費・投資喚起策等を推進するとともに、成長戦略の加速と一億総活躍社会の構築を通じ、成長と分配の好循環を実現 等

2. 平成29年度予算編成の基本的考え方

(1) 集中改革期間2年目の取組

○「経済・財政再生計画」、経済・財政再生アクション・プログラム、改革工程表に則って、経済・財政一体改革を面的に拡大するとともに、国と地方を通じたボトムアップの改革を加速する。

(2) 平成29年度予算編成の在り方

○平成29年度予算編成に当たっては、以下に掲げる取組を重点的に推進する。

①経済財政諮問会議において、概算要求の検討前からエビデンスを基に議論と精査を進める。その上で、予算編成に経済・財政一体改革を反映させる。

②健康増進、コンパクトなまちづくり、住民・行政サービスの広域化・IT化等に向け、先進・優良事例の展開促進、国と地方の連携強化、「見える化」の徹底・拡大を進める。

③人口減少、少子高齢化という構造的課題に対処するため、アベノミクスの成果も活用しつつ、一億総活躍社会の実現等の重要課題に係る取組を推進する。

④第3章に掲げる主要分野毎の改革を推進するためのメリハリの効いた予算とする。

* 「経済財政運営と改革の基本方針 2016~600兆円経済への道筋~」

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2016/decision0602.html>

2016.4.28 経済・財政一体改革推進会議：第2次報告

- ▶ 経済・財政一体改革推進会議は、経済・財政再生計画の工程表に沿って諸改革を着実に実行に移すとともに、PDCAサイクルが好循環なものとして確実に回っていくようにするため第2次報告スピーディーな改革の実行・浸透・拡大とPDCAサイクルの好循環構築を目指す-をとりまとめた。
- ▶ 報告書では、本年度から実行段階に移る「経済・財政再生計画」上の諸改革を迅速に実行(Do)に移すとともに、KPI、「見える化」の詳細を更に具体化し、本年後半の進捗管理、点検、評価(Check)とそれらを踏まえたアクション・プログラムの改定の要否の検討(Action)へと進んでいくPDCAサイクルの好循環構築を企図してとりまとめられた。
- ▶ 改革初年度当初からできることからスピーディに取り組む。健康増進、まちのコンパクト化、住民・行政サービスのIT化・業務改革や広域化などのボトムアップの改革を浸透させて大きな効果発現を目指すこと、また、先進・優良事例の強力な展開、ワイス・スペンディングと実証的分析・エビデンスに基づくPDCAの徹底、29年度予算への改革反映を特に強調している。
- ▶ 社会保障関連では、高齢者の自立支援、介護予防の推進に関しては、市町村による高齢者の自立支

援・介護予防等を通じた給付の適正化に向けた取組へのインセンティブ付けなどに係る制度的枠組み等について、本年末までに結論を出すとしている。

*経済・財政一体改革推進委員会 <http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/index.html>

2015.12.24 経済財政諮問会議「経済・財政アクション・プログラム」：とりまとめ

- ▶ 「経済財政運営と改革の基本方針2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」を着実に実行するための改革の工程表等について、経済財政諮問会議は、経済・財政一体改革推進委員会での議論をもとに、「経済・財政再生アクション・プログラム－“見える化”と“ワイス・スペンディング”による「工夫の改革」－」としてとりまとめた。
- ▶ 主要な改革項目80項目のすべてについて、改革の具体的な内容、規模、時期等について明確化するとし、KPI（成果指標：Key Performance Indicators、180程度）をもとに進捗管理等を進めることなどを示している。
- ▶ 社会保障分野については、①医療・介護等の給付の実態の徹底的な「見える化」を進めた上で、インプット及び地域差を分析し、その是正等に向けた取組を推進すること、②負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化について、実施検討時期や改革の方向性等を明確化すること、等が掲げられている。

《アクション・プログラムの概要》

- 「経済・財政再生計画」に基づいて、主要分野の改革の方向性を具体化し、改革の時間軸を明確化し、その進捗管理や測定に必要となる主な指標を設定したうえで、すなわち改革工程とKPI（重要業績評価指標）を策定したうえで、計画が定める目標及び目安に向けて、改革を着実に進めることを企図して、経済・財政一体改革推進委員会においてとりまとめたものである。こうした取組は、経済再生と財政健全化の好循環をもたらすとともに、一億総活躍社会の実現に資するものである。

【ポイント】

- 躍動感ある改革推進が重要。柱は「見える化」と「ワイス・スペンディング」。一億総活躍社会の実現に資するもの
- 「見える化」－①関係主体・地域間で比較できて差異が分かる、②行政の運営改善や成果の有無・程度が分かる、③改革への課題の所在が分かる。改革への国民の理解、納得感を広げる
- 「ワイス・スペンディング」－重点化すべき歳出と抑制すべき歳出のメリハリをつけた思慮深い配分、大きな構造変化のなかで経済と財政を大きく建て直すという積極的な発想
- 主要な歳出項目80項目のすべてについて、改革の具体的な内容、規模、時期等について明確化。KPI（180程度）を進捗管理、構造変化、マクロ効果の階層により体系化
- 単年度主義を超えるコミットメント－中期的な改革推進、分野横断的な視点からの点検、評価を継続。主要課題について逐次経済財政諮問会議へ報告しながら実効的なPDCA（的確なチェック、次のアクションとプランニングへの確実な反映）を回していく

【改革の工程表：社会保障分野】

- 医療・介護等の給付の実態の徹底的な「見える化」を進めた上で、地域差を分析し、その是正等に向けた取組を推進
- 病床の機能分化・連携の推進に向け、地域医療構想を2016年度末までに前倒しで策定し、医療提供体制の適正化の取組を推進。医療費の適正化については、医療費適正化計画を策定し、取組を推進
- 疾病の予防、重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、個人と保険者の双方の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築（国保の保険者努力支援制度、後期高齢者支援金の加算・減算制度、ヘルスケアポイント等）
- 負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化について、実施検討時期や改革の方向性等を明確化

○薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品に係る改革については、平成28年度診療報酬改定等における対応を明確化

○社会保障分野に係る改革工程においては、改革の実効性を高めていくため、計画に掲げられた全ての項目について、同計画に記載されている基本的な考え方を踏まえつつ、改革の方向性を明らかにするとともに、時間軸を明確に設定した上で、検討事項については予断を持たずに検討する。

【社会保障分野の主な関連事項】

医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

- ◆医療・介護サービスの効率的な提供や国民の行動変容により、サービスの質や水準を落とすことなく医療・介護費を適正化していくことを目指す。
- ◆介護保険事業（支援）計画及び医療計画に基づく取組を推進し、在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムの構築に向け、必要な介護インフラの整備等を進める。
- ◆介護給付費の適正化については、制度的枠組み等について関係審議会等において検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む）。

負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化

- ◆介護保険における利用者負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む）。
- ◆次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行、負担の在り方を含め、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む）。

生活保護等

- ◆2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、生活保護制度全般について検討するとともに、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について検討し、これらの検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む）。

【改革の工程表：制度・地方行財政分野】

○地方創生、行財政改革等の地方の頑張りを引き出すため、まち・ひと・しごと創生事業費の配分の必要度から成果へのシフト（集中改革期間後に5割以上を目指す）やトップランナー方式（歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映。2016年度16業務から）の導入

○自治体の住民一人当たり行政コストの性質別・目的別の見える化や固定資産台帳の整備等を通じたストック情報の見える化

○業務改革モデルプロジェクトや標準委託仕様書の作成による適正な民間委託等の加速

○自治体のクラウド化や業務改革の一層の促進、自治体におけるIT戦略等を推進する人材の育成やCIOの役割を果たす人材の確保の支援

※改革を進めるに当たっては、自治体のおかれた多様な地理的条件等に留意

2015.11.24 「希望を生み出す強い経済実現に向けた緊急対策」

▶ 経済財政諮問会議は、GDP600兆円の実現等に向けて、「希望を生み出す強い経済実現に向けた緊急対策」をとりまとめた。

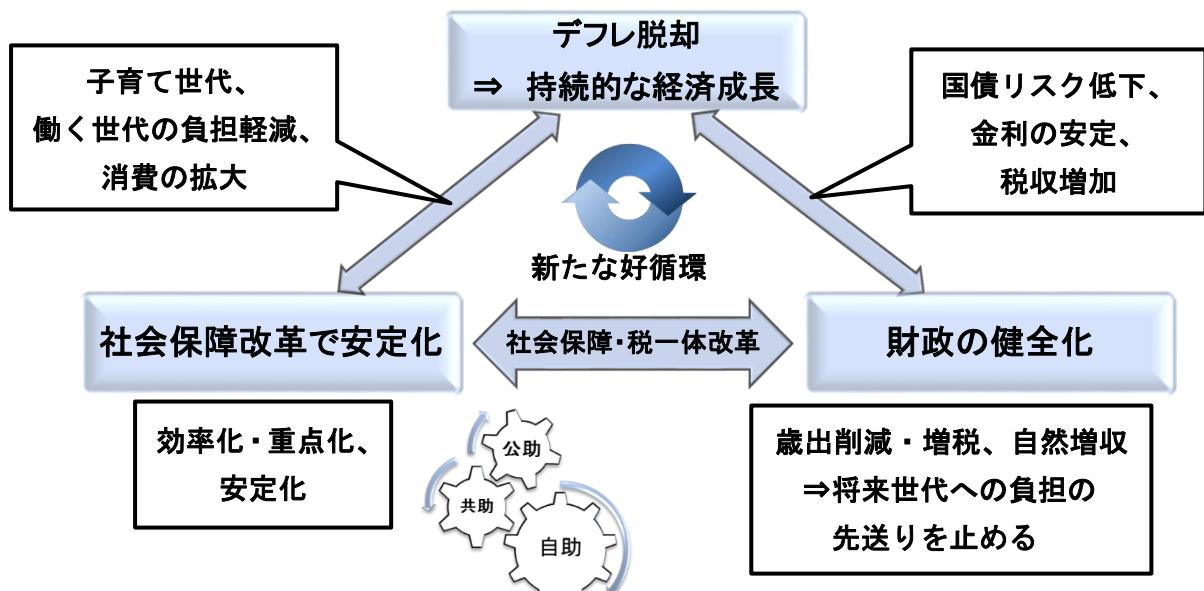
- ▶ 具体的施策（第2章）では、「1 投資促進、生産性革命の実現」の一環として、「法人税改革については、28年度の税率引下げ幅を確実に上乗せし、税率を早期に20%台に引き下げる道筋をつける。また、企業の持続的な設備投資拡大、賃金引上げ等を後押しする」と明記している。
- ▶ その他、具体的施策としては、賃金・最低賃金引上げを通じた消費の喚起、女性・若者・高齢者等の活躍促進、ローカル・アベノミクスの推進を通じた地域の付加価値創造力の強化、経済の好循環を確かなものとするための取組、が掲げられている。

《概要：女性・若者・高齢者等の活躍促進》

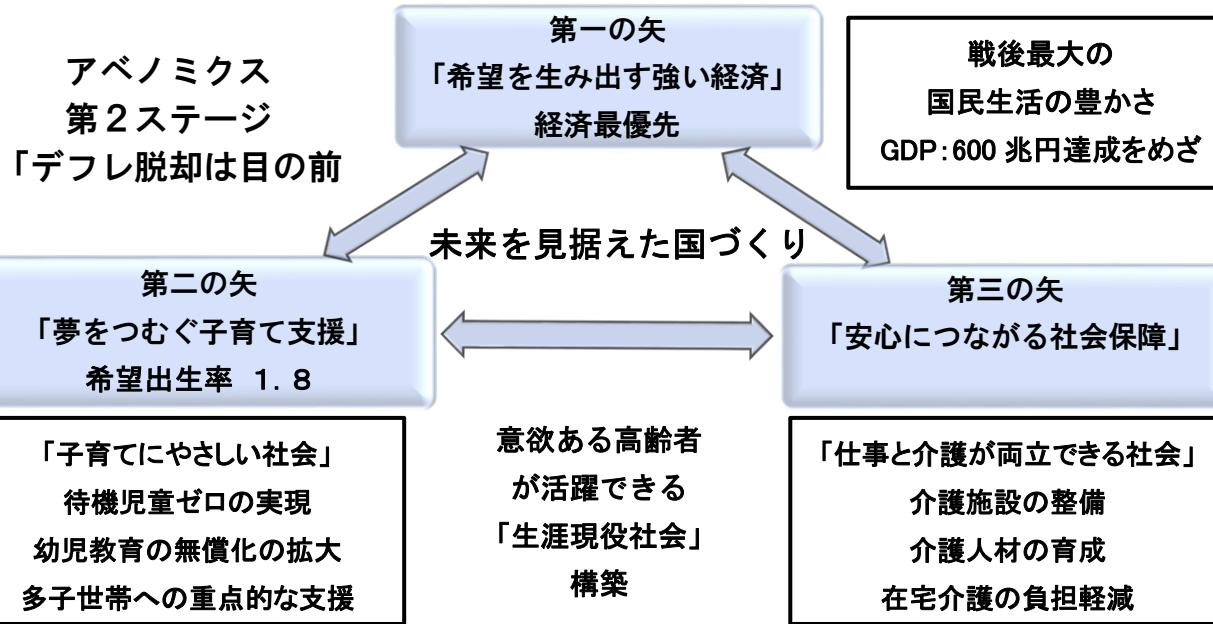
女性、若者、高齢者、難病や障害を抱える人々をはじめ、誰もが活躍できる社会を目指し、少子高齢化等の構造問題への取組を強化する。労働力不足が強まる一方で、新たな就業希望者が655万人、就業時間を増やしたいという希望者が295万人、計950万人の希望者がいる。その希望の実現を阻害している規制や制度を見直し、多様な働き方改革等の取組を通じて、労働参加を促進する。

- ①女性・若者の正規化支援や高齢者、障害者等の雇用の更なる促進に取り組む企業に対する支援を強化する。
- ②雇用確保が難しくなっている介護分野について、人材育成を推進するため、介護福祉士を目指す就学者や潜在介護福祉士等への支援を拡充する。
- ③介護人材の機能分化を進めるとともに、専門人材供給の質的・量的拡大に向けて、試験回数の増加に向けた検討を含め、養成カリキュラムや公的資格試験の見直しを進める。
- ④就労促進の観点から、いわゆる103万円、130万円の壁の原因となっている税・社会保険、配偶者手当の制度の在り方に關し、国民の間の公平性等を踏まえた対応方針を検討する。
- ⑤年5日の時季指定を事業主に義務付けることによる年次有給休暇の取得促進や、中小企業における月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の引上げ等を内容とする労働基準法等の一部を改正する法律案の早期成立を図ること等により、長時間労働を削減する。また、定期健康診断の受診及び受診後の措置の徹底を図る。
- ⑥ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業について、公共調達において、不正な手段を使った企業の受注を防止することを前提に、より幅広く評価する枠組みの導入による受注機会の増大を図る。

アベノミクス：金融・財政政策・成長戦略と社会保障制度改革



「ニッポン一億総活躍プラン 新三本の矢」(15.9.24)



3. 規制改革・行財政・特区

《直近の動向》

- ▶ 2016.10.6 規制改革推進会議(第2回)：会議の進め方等
- ▶ 会議の進め方や「規制改革ホットライン」集中受付の実施等について議論した。
 - ▶ 規制改革推進会議は、当面の重要事項(規制改革実施計画のフォローアップを含む)を決定し、平成29年6月までの約1年間をサイクルとして審議を進め、答申をとりまとめる。
 - ▶ 会議には「農業」、「人材」、「医療・介護・保育」、「投資等」の4つのワーキンググループ(WG)を設置し、検討を進める。
 - ▶ 当面の重要事項として、介護サービス改革が掲げられ、介護サービスの多様化として、介護保険給付と保険対象外のサービス(自己負担)の組合せによる混合介護の実施などを検討するとし、介護事業者への新たな需要が期待されるとの意見があった。また、担い手の多様化(特養の担い手の拡大等)が具体的な事項とされている。
 - ▶ 規制改革実施計画において閣議された事項のうち、医療・介護・保育WG関連では、診療報酬の審査の効率化と統一性の確保が重点的なフォローアップ事項とされている。
 - ▶ 規制改革ホットラインについては、認知度を一層向上させ、国民や企業等からさらに多くの提案を募集すること目的として集中受付(期間：平成28年11月1日(火)～11月30日(水))を実施することが報告された。日常生活・仕事や事業活動において不便を感じている、あるいは改善を図るべきだと考える規制・制度について、具体的な提案を幅広く募集する。

* 規制改革推進会議

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/>

《経過》

✓ 規制改革会議

2016.9.12	規制改革推進会議（第1回）：部会の設置等
	<ul style="list-style-type: none">▶ 2016年7月末に設置期限となった規制改革会議の後継組織として「規制改革推進会議」が設置（8月2日・閣議決定）され、第1回の会議を開催した。▶ 平成31年7月31日までを設置期間とし、経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制のあり方の改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制のあり方の改革を含む。）に関する基本的事項を総合的に調査審議する。▶ 第1回会議では、行政手続部会及びワーキンググループの設置を確認するとともに、今後の審議に向けての意見交換を行った。
2016.7.29	「規制改革ホットライン」所管省庁からの回答：特養への株式会社等の参入「対応不可」
	<ul style="list-style-type: none">▶ 内閣府は、規制改革ホットラインで受け付けた規制緩和に関する提案等について、検討を要請した所管省庁の回答を順次、公表している。▶ 「「介護離職ゼロ」を目指すため、特別養護老人ホームについて株式会社等の参入を認めること」との提案に対して、厚生労働省は「対応不可」と回答した。▶ 「外国人技能実習制度について介護分野や観光分野（フロント業務やレストランサービス業務）の追加すること」との提案に対して、介護の職種追加について「検討に着手」すると回答されている。

《概要》

1. 「介護離職ゼロ」を目指すため、特別養護老人ホームについて株式会社等の参入を認めること

(1) 提案の具体的内容等

【要望内容】 株式会社等の特別養護老人ホームへの参入

【理由】

老年人口の割合が上昇し、あわせて独居高齢者の割合も増加する見込みにあり、その対応は喫緊の課題となっている。民間の経営ノウハウを活用することで、施設不足による“入所待ち”的解消だけでなく、介護職員の待遇改善にも繋がることから、現在は設置主体が社会福祉法人か地方公共団体に限られている特別養護老人ホームの経営について、株式会社等多様な経営主体が参入できるよう緩和する必要がある。

(2) 所管省庁の検討結果

【措置の区分】 対応不可

【措置の概要（対応策）】

○特別養護老人ホームについては、

- ①長期間にわたり、重度かつ低所得の高齢者が多く入所していること、
 - ②約7割の施設で社会福祉法人等による利用者負担軽減を行う等の独自の低所得者の負担軽減措置を実施していること、
 - ③措置入所の受け皿でもあること、
- 等から、その設置に当たっては、高い公益性と安定性の担保が必要不可欠です。

○社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を行うことを目的とした非営利法人であり、

- ①剰余金の配当は禁止され、
 - ②出資者の持分がなく、解散時の残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者（最終的には国庫）に帰属する
- ものであり、事業の継続性に資する仕組みとなっています。

○一方、株式会社については、

- ①剰余金の配当が認められ、
 - ②株主の持分があり、解散時の残余財産は株主に分配される
- ものであり、事業の継続性を担保できる仕組みとなっていません。

○また、株主会社について、社会福祉法人と同様、

- ①出資者の持分の禁止や剰余金の配当禁止を課すこと
 - ②事業の継続性を図るため、撤退時に他の事業者へ資産の無償譲渡を行わせること
- は株主会社の営利法人としての性格に矛盾し、困難と考えられることから、株式会社による特別養護老人ホームの設置を認めることは適切ではないと考えております。

○なお、地方公共団体が設置する特別養護老人ホームについては、施設の設置者である地方公共団体自身が、その適正な管理に最終的な責任を有する指定管理者制度のもとで、株式会社を含めた民間事業者に対して管理を行わせることができます。

2. 「外国人技能実習制度について、介護分野や観光分野（フロント業務やレストランサービス業務）を対象職種に追加すること」

(1) 提案の具体的内容等

【要望内容】 外国人技能実習制度における技能実習対象職種への介護分野および観光分野（フロント業務やレストランサービス業務）の追加

【理由】

高齢化の進行によって、2025年度には、我が国において介護に携わる職員がおよそ38万人不足すると推計されている。平成28年2月5日閣議決定の「産業競争力の強化に関する実行計画」で、「介護の対象職種追加に向け、質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づく要請に対応できることを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行う。」と記載されているが、これを早急に行うことが求められる。(以下、略)

(2) 所管省庁の検討結果(介護の職種追加について)

【措置の区分】 検討に着手

【措置の概要(対応策)】

○外国人技能実習制度の対象職種に介護分野を追加するご提案については、平成28年2月5日閣議決定の「産業競争力の強化に関する実行計画」(2016年版)にあるとおり、介護の対象職種追加に向け、質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づく要請に対応できることを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行うこととしています。

2016.6.2 「規制改革実施計画」(平成28年)：閣議決定

- ▶ 「規制改革実施計画」が閣議決定された。
- ▶ 本計画は、潜在需要を顕在化させることによる経済活動の支援、日本経済の再生に資する各種規制の見直しを行い、経済社会の構造改革を進める目的とするものである。
- ▶ 規制改革により、①経済環境の変化に適応して、イノベーションを喚起する、②技術革新等による新製品・新サービスを国民が享受できるようにする、③女性が活躍し、若者や高齢者も含めて全ての人が能力を発揮できる社会を実現するとともに、人口減少社会が進む中、経済を再生して成長力を強化する視点から円滑な労働移動を支えるシステムの整備を進める、④地域活性化の阻害要因となっている規制を取り除く、ことの実現を図る必要があることを示している。
- ▶ 規制改革会議の「規制改革に関する第4次答申～終わりなき挑戦～」(平成28年5月19日)を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等について、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくとしている。
- ▶ 第4次答申を踏まえ、また、「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)の推進に当たり阻害要因を除去するため、「健康・医療」、「雇用」、「農業」、「投資促進等」及び「地域活性化」を改革の重点分野としている。
- ▶ 「健康・医療」分野では、健康長寿社会を目指すために、国民の安心・安全への配慮を前提に、「国民の利便性向上」、「医療や福祉産業の発展による経済の活性化」、「保険財政の健全化」の3つを基本的な考え方とし、①在宅での看取りにおける規制の見直し、②薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取扱いの見直し、③診療報酬の審査の効率化と統一性の確保、④一般用医薬品及び指定医薬部外品の広告基準等の見直しについて、重点的に取り組むとしている。
- ▶ 本計画に定められた措置について、その実施状況をフォローアップしていくことは、改革を現実に進めていく上で不可欠の取組である。また、これまでの規制改革実施計画に盛り込まれた事項の中にも、現時点で措置が完了していないものがあるため、本計画に定められた措置と併せて、今後それらの実施状況についてフォローアップを行うことが重要であるとしている。

《参考：「規制改革に関する第4次答申」(平成28年5月19日)：概要》

【次のステップへ】

○規制改革会議は平成28年7月末で設置期限を迎えるが、社会経済構造の変化に対応して我が国が豊かで活力ある社会であり続けるためには、規制の在り方について不断の検証が必要である。正に「規

制改革に終わりはない」。

○今後とも規制改革を実効性ある形で推進していくためには、現在の規制改革会議（平成28年7月末が設置期限）に続く新組織を迅速に立ち上げ、切れ目なく規制改革に取り組んでいくことが重要である。

○本答申を含め、これまでの答申や規制改革実施計画に盛り込まれた事項の中には、現時点で措置が完了していないものがあり、今後その状況についてフォローアップが必要である。規制改革会議設置期限後においても、今後規制改革を担当する組織において、これらの事項のフォローを粘り強く行い、改革の実行に至るまで見届けていく必要がある。

【規制改革実施計画（平成25年、26年、27年）のフォローアップ結果：答申付属資料1より】

○規制改革会議は、内閣府から所管省庁の実施状況結果について報告を受け、規制改革会議として重点的フォローアップ事項について評価を行った。

○重点フォローアップ事項とされる「介護・保育事業等の経営管理の強化とイニシアチブティング確立」について、社会福祉法人の財務諸表、補助金等の情報開示、内部留保の明確化や経営管理体制の強化などの「13項目」について「措置済」であるが、規制改革会議の評価として、「解決」が「8件」、「要フォロー継続」が「5件」とされている。

〔「要フォロー継続」とされている事項〕

事項名	規制改革の内容	評価：規制改革会議としての指摘事項
補助金等の情報開示	厚生労働省は、全国の社会福祉法人が国や地方自治体から受けている補助金等の状況を一元的に把握し、国民に分かりやすく開示する。	閣議決定どおりに実施されている。電子開示システムの構築が完了するまで継続的にフォローを行う。
役員報酬等の開示	厚生労働省は、社会福祉法人の役員に対する報酬や退職金などについて、その算定方法の方針や役員区分ごとの報酬等の総額（役員報酬以外の職員としての給与等も含む）の開示を義務付ける。	閣議決定どおりに実施されている。法案成立後の具体的な制度的措置に向けた厚生労働省の対応をフォローする。
内部留保の明確化	厚生労働省は、内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す。	同上
所轄庁による指導・監督の強化	厚生労働省は、所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。	閣議決定どおり対応が行われている。監査ガイドライン等の策定が完了するまで継続的にフォローを行う。
社会貢献活動の義務化	厚生労働省は、すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動（生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など）の実施を義務付ける。そのために、社会貢献活動の	閣議決定どおりに実施されている。法案成立後の具体的な制度的措置に向けた厚生労働省の対応をフォローする。

	定義の明確化や会計区分の整備、社会貢献活動への拠出制度の創設などの検討を行う。	
--	---	--

*規制改革実施計画 http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/publication/p_index.html

(略)

2014.6.24	「規制改革実施計画」閣議決定
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「規制改革に関する第2次答申～加速する規制改革～」（6月13日・規制改革会議）で示された規制改革事項等について、それぞれ期限を切って取り組む事項として確定することにより、その着実な実施を図るため、「規制改革実施計画」が閣議決定された。 ▶ 健康・医療分野の重点事項として、新たな保険外併用の仕組みの創設、介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立等が明記されている。 	
<p>《規制改革に関する第2次答申：社会福祉法人関連の事項》</p>	
<p>1 健康・医療分野</p>	
<p>(1) 規制改革の目的と検討の視点</p>	
<p>②介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立</p>	
<p>○国民が安心して福祉サービスを受けられるよう、その主要な担い手である社会福祉法人は、利用者や国民に対して経営内容やサービスの質を十分に開示する必要がある。このため、財務諸表のインターネット上での公開、補助金・役員報酬の開示、利害関係者との取引内容の開示、サービスの第三者評価などを進め、経営の透明性やサービスの質を向上させる。</p>	
<p>○また、介護・保育分野は、営利法人と非営利法人が同種のサービスを提供する特殊な市場であり、多様な経営主体がそれぞれの特質を生かしてサービスの質を競い、利用者の利便を高める必要がある。このため、経営主体間のイコールフッティングを確立するよう、地方公共団体の助成・補助制度などにおける経営主体による差異の是正、すべての社会福祉法人に対する社会貢献活動の義務化や違反した場合の役員解職勧告などの制度的な措置を行う。</p>	
<p>(2) 具体的な規制改革項目</p>	
<p>②介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立</p>	
<p>ア 財務諸表の情報開示【ホームページ上の開示は措置済み。電子開示システムは平成26年度検討・結論、結論を得次第、予算措置のうえシステム構築を開始】</p>	
<p>イ 補助金等の情報開示【開示の義務付けは平成26年度措置。国民への分かりやすい開示は電子開示システムの構築に合わせて措置。地方公共団体への要請は平成27年度措置】</p>	
<p>ウ 役員報酬等の開示【平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】</p>	
<p>エ 内部留保の明確化【内部留保の活用は平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。目的別の積立の指導は平成26年度措置】</p>	
<p>オ 調達の公正性・妥当性の確保【平成27年度決算から措置】</p>	
<p>カ 経営管理体制の強化【責任の範囲等の明確化と外部機関による会計監査の義務付けは平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。第三者評価のガイドラインは平成26年度措置。介護事業者の第三者評価の受審率の数値目標は平成27年度措置。保育所の第三者評価の受審率の数値目標は子ども・子育て支援新制度の施行までに措置】</p>	
<p>キ 所轄庁による指導・監督の強化【工程表の策定は平成26年度検討・結論、平成27年度措置。助言や勧告のための措置は平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる】</p>	
<p>ク 多様な経営主体によるサービスの提供【公的性の強化は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の施行日（平成27年4月1日）に合わせて措置。】</p>	

地方公共団体への通知は平成26 年度措置】

ヶ 福祉施設における指定管理者制度等の運用の改善【平成26年度上期措置】

ｺ 社会貢献活動の義務化【社会貢献活動の義務付けと社会貢献活動を行わない法人への対応は平成26 年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。一定の事業規模を超える法人に対する要請は平成26年度措置】

*規制改革実施計画／規制改革に関する第2次答申

http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/publication/p_index.html

✓ 行政改革推進本部・行政改革推進会議

2015. 11. 27 行政改革推進会議（第20回）：秋のレビュー・とりまとめ

▶ 平成26年11月11日から13日までに実施された秋のレビューの指摘事項をとりまとめた。

4. 地方分権改革

《直近の動向》

- 2016.10.4 国家戦略特別区域諮問会議(第24回):規制改革事項の追加
- ▶ 区域の認定及び重点分野・重点課題に係る規制改革事項の追加について議論した。
 - ▶ 追加の規制改革事項として、小規模保育所の対象年齢の拡大が掲げられている。前回(第23回・9月9日)の諮問会議において、東京都知事からも同様の提案があり、東京都を中心とする待機児童対策として極めて重要性の高いものであると有識者議員が提案している。
 - ▶ 小規模保育所と同程度の規模の「企業主導型保育事業」では、0~5歳までを一貫して受け入れていることからも、本件は保育の質に影響を与えないものと考えられる。都市部における待機児童問題の深刻さにかんがみ、明確な判断基準の下、東京都などの自治体がリードする形で、特区における実現を早急に図るべきであるとしている。
 - ▶ また、国と東京都が連携・協力して国家戦略特区を活用した規制改革等を推進するため「東京特区推進共同事務局」を同日付で立ち上げた。
 - ▶ 前回(第23回)の諮問会議で有識者議員は、残された岩盤規制改革の断行(「重点6分野」の推進)として、医療・福祉・教育分野等での「官民のイコールフッティング」(株式会社立の各種施設の参入など)等を掲げ、重点的・集中的に実現に向けた審議を進めるべきと提案している。
 - ▶ とくに、関西圏国家戦略特別区域会議では、待機児童対策として、①特区内での保育所設置基準を自治体の判断と責任で決定(人員配置基準、面積基準等)、②特区内における「准保育士(仮称)」の創設、③保育にかかる情報公開、ガバナンス改革が提案され、検討が進められている。

➤ 2016.9.6 地方分権改革有識者会議(第26回):平成28年度の提案募集

- ▶ 提案募集検討専門部会(第45回)との合同会議を開催し、平成28年度提案募集の重点事項に係る関係府省からの第1次回答と専門部会でのヒアリングの状況等をもとに議論した。
- ▶ 今後、12月中の閣議決定を目指し、重点事項に関する提案団体からのヒアリングや提案募集検討専門部会と有識者会議での議論をもとに対応方針案をとりまとめる。

《重点事項の概要》

地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの

(一億総活躍社会の実現)

「特別養護老人ホーム」と「障害者向けのグループホーム」の合築に関する規制緩和

《関係府省からの1次回答の概要》

○規制の根拠として指摘されている省令の規定は都道府県が条例を定めるに当たって参考すべき基準であることから、国による都道府県に対する規制ではなく、都道府県と提案団体が協議の上、都道府県が地域の実情を踏まえて基準の内容を判断すべきものである。

○実際に静岡県や広島県などでは、特別養護老人ホームと障害者向けのグループホームを同一建物内に整備することを認めていると承知している。

サテライト型養護老人ホームの設置基準の見直し

《関係府省からの1次回答の概要》

○養護老人ホームにおける今後の果たすべき役割を視野に入れつつ、他の施設類型との比較の必要性も踏まえ、関係団体や自治体等の意見を幅広く聴取しながら検討を行い、平成29年度中に結論を得ることとし、そ

の結果に基づいて必要な措置を講ずる。
指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用に関する規制緩和
『 関係府省からの1次回答の概要 』
○指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂としての機能を十分に發揮し得る適當な広さを有している場合にまで、共用することを認めないとする趣旨ではないため、 <u>解釈通知について必要な見直しを検討する。</u>
(子ども・子育て支援関係)
幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和(都市部での土地確保、3階以上の保育室等)
『 関係府省からの1次回答の概要 』
○幼保連携型認定こども園は学校教育を行う施設であり、園庭は、子どもたちの興味や関心を屋外にも向かせ、遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるという重要な教育的役割を担っていることから、子どもが必要な時に保育室と自由に出入りできる園舎と隣接した位置に一定の面積を設けることを求めているところであり、 <u>園庭の位置及び面積の要件を緩和することは、幼児教育の目的の達成に重大な支障を及ぼしかねないものである。</u>
○3歳以上の園児の保育室の設置階については、園庭と同様、教育的観点(3階以上だと園庭が身近な環境とならない)から、幼稚園設置基準と同様に2階以下としており、 <u>無条件で3階以上の保育室の設置を認めることは、幼児教育の目的の達成に重大な支障を及ぼしかねないものである。</u>
○なお、都市部の保育所からの移行等を鑑み、屋上等に所定の要件を満たした園庭を設けている場合に限り、例外的な取扱いとして3階以上に3歳以上の園児の保育室の設置を認めることとしているところである。
子ども・子育て支援新制度下における保育短時間制度の見直し
『 関係府省からの1次回答の概要 』
○区分を統一することは、保護者にとって保育サービス利用に当たっての選択肢の幅を狭めるものである。
○また、子育ての一義的責任は保護者が有するものであり、保育の実施に当たっては保護者がその就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすること、という子ども・子育て支援新制度の理念に反するものであり、 <u>対応は困難である。</u>
施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲
『 関係府省からの1次回答の概要 』
○処遇改善等加算の認定については、①従前の民間施設給与等改善費における対応、②平均勤続年数の算定に当たっては、市町村を超えて情報を集約することが必要、③教育・保育の提供に当たって必要な人材の確保や資質向上に対する関与の必要性、といった要素を考慮し、都道府県が認定する仕組みとなっており、「子ども・子育て会議」における議論を経て決定したものであることから、今回の提案を踏まえ同会議に諮った上で、 <u>対応を検討する。</u>
家庭的保育事業等における食事提供の搬入施設の緩和及び連携施設に関する経過措置の延長
『 関係府省からの1次回答の概要 』
『 <搬入施設の緩和について>
○保育サービスの提供において、食に関する取組を積極的に進めていくことが求められていること、3歳未満児はそれぞれの子どもによって発育状況の差が大きく、アレルギー対応についても特段の注意が必要であること等を踏まえ、家庭的保育事業等については細かい配慮が可能な自園調理を原則としており、食育の重要性、食の安全性の確保・配慮への視点を欠く本要望に対して <u>対応することは困難。</u>
『 <経過措置の延長について>

○当該事業における連携施設の設定は、卒園後の保育の受け皿が確保されるだけでなく、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みであり、経過措置を延長することは、いわゆる「3歳の壁」の問題をより一層深刻化するものであるとともに、連携施設が保育内容の補完、代替保育の提供など、家庭的保育事業等の質の向上に当たって特に重要なものであることにも鑑みれば、対応は困難。

病児保育事業に係る要件の緩和

《関係府省からの1次回答の概要》

○保育士は、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う保育の専門家であり、その資格を有して業務に従事している。

○看護師は傷病者等に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者であり、保育の専門家とはいえない。

○ファミリー・サポート・センター会員は子育て支援に必要な基本的な知識・技術を習得する講習のみを受講した者であり、保育の専門家とはいえない。

○本提案のような保育士不在の状況を生む配置要件の緩和は、保育の質の低下を引き起こしかねず、病児保育事業がとりわけ保育の質への配慮が求められる事業であることにも鑑みれば、対応は困難。

一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先の市町村への変更並びに立入検査事務の市町村への移譲

《関係府省からの1次回答の概要》

○事業規制としての指導監督に当たっては、広域的な病児保育事業や一時預かりの状況、専門的な見地からの指導を行うことが必要であることから、広域自治体でありかつこれまで病児保育事業・一時預かり事業を実施してきた専門的な知見の蓄積のある都道府県を届出先及び指導監督実施主体としているものであり、対応は困難。

延長保育又は一時預かりと放課後児童クラブを併設運営する場合の職員配置基準等の緩和

《関係府省からの1次回答の概要》

○延長保育(又は一時預かり)及び放課後児童クラブについては、目的や制度内容が異なるものであり、そうした違いを考慮せず、人材不足への対応の観点から一方の施設に児童を集約することは、両サービスの質の低下と運営への支障をもたらしかねず、対応は困難。

都道府県が行う「放課後児童支援員認定資格研修」に関する受講免除等の要件緩和等

《関係府省からの1次回答の概要》

○平成27年4月に施行した子ども・子育て支援新制度のもとで研修制度の導入を行ったところであり、研修の免除は、児童の生活のケアを行う支援員の質の低下につながるおそれがあるため対応困難。

○現に放課後児童クラブで補助員として働いている子育て支援員の研修受講に必要な従事年数の取扱いについては、実施状況なども踏まえつつ、検討の余地がある。

指定障害児通所支援事業者の指定等の権限の都道府県から中核市への移譲

《関係府省からの1次回答の概要》

＜指定障害児通所支援事業者の指定、指定の更新、勧告、命令、指定の取消し等の権限等について＞

○事務負担の増等について、提案主体である大分市以外の他の中核市や中核市市長会の意見を聞きながら検討を進める。

【具体的な実施方法】地方自治法施行令第174条の49の2等の改正を行う。

＜指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出・報告の受理、勧告、命令等の権限について＞

○業務管理体制の整備に関する届出の受理等の事務については、指定障害児通所支援事業者の指定等の

<p>権限を持つ者が包括的・一体的に行うことが適切と考えており、当該指定等の権限の中核市への移譲に係る検討と併せて<u>検討を進める</u>。</p> <p>【具体的な実施方法】児童福祉法第21条の5の25等の改正を行う。</p>
民生委員とは別の者が児童委員になることができるよう見直し
《関係府省からの1次回答の概要》
<p>○児童に関する問題は、その保護者が抱える問題と一体となることが多く、保護者が抱える問題については民生委員としての立場で対処することになる。児童に関する問題に機動的に対応するためには、<u>児童委員と民生委員が兼ねている体制が最も望ましいもの</u>と考えている。</p> <p>○また、多様な世帯が存在するため、民生委員と児童委員が別々に訪問することは家庭の負担になることも懸念される。</p>

* 国家戦略特別区域諮問会議

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/shimonkaigi.html>

* 地方分権改革有識者会議

<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/kaigikaisai/kaigikaisai-index.html>

《経過》

✓ まち・ひと・しごと創生本部等

2015.12.24	「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015 改訂版」：閣議決定
▶	政府は、まち・ひと・しごと創生法にもとづき「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）を定めているが、この総合戦略の変更について、「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015 改訂版」として閣議決定した。
▶	2015年度中には地方公共団体における「地方版総合戦略」が策定され、地方創生は、2016年度から具体的な事業を本格的に推進する段階に入ること、また、一億総活躍社会の実現とTPPを踏まえた対応を進めるために改訂されたものである。
▶	「名目GDP600兆円」の実現に向けたローカル・アベノミクスの更なる推進を図るとともに、コンパクトシティや「小さな拠点」の形成により地域の稼ぐ力を高めること、また「希望出生率1.8」の実現に向けて少子化対策における地域アプローチを進め地域ごとの働き方改革を行うとしている。
▶	「介護離職ゼロ」の実現に向けて、「生涯現役社会」の構築に資する「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想を制度化することにより、高齢者が地域で元気に活躍できるようにし、地方創生を「一億総活躍社会」の実現に向けた取組と相互に連動させながら進めていくとしている。
2015.11.17	地域しごと創生会議（第1回）：基本的な対応方針等
▶	地方創生の第二ステージに向け、官民が力を合わせて、地域の経済・社会的課題の解決に資する取組の発掘と支援を行っていくため、その基本的な取組方針を明らかにすることを目的として「地域しごと創生会議」が設置・開催された。平成28年4月をめど、まち・ひと・しごと創生会議に報告し、了承を得るため議論が進められる予定である。
▶	「地域しごと戦略」構築に向けた基本的な対応方針としては、各地域で総合戦略づくりが進展しつつあることを受け、地方創生プロジェクトの具現化を一举に推し進め、地方に新たなしごと投資の流れを生み出すため、分野別及び分野横断の二つの視点から、「地域しごと戦略」に向けた検討を進め、「目に見える地方創生」の実現を加速するとしている。
▶	12月8日には、第2回会議が開催され、観光まちづくり組織（DMO）をテーマに議論が進められた。
2015.8.25	日本版CCRC構想有識者会議（第8回）：中間報告
▶	まち・ひと・しごと創生本部に設置された「日本版CCRC構想有識者会議」は、「生涯活躍のまち（日

本版 CCRC)」構想の基本的考え方や制度化の方向性などについて、8回の審議を経て中間とりまとめを行った。今後「モデル事業」や「制度化の具体的な内容」などについて更に検討を進め、本年末に「最終報告」を取りまとめる予定である。

- ▶ 「生涯活躍のまち」構想は、「東京圏をはじめとする地域の高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる」まちづくりを目指すものである。

※「日本版 CCRC」・・・都会の高齢者が地方に移り住み、健康状態に応じた継続的なケア環境の下で、自立した社会生活を送ることができるような地域共同体

《中間報告・概要》

- ◎「生涯活躍のまち」構想の具体像を、「入居者」、「立地・居住環境」、「サービスの提供」、「事業運営」の4つの観点から提示。これらは、制度趣旨から一定水準を確保する一方、地域の特性やニーズに即した「多様性」を尊重することが必要。このため、「生涯活躍のまち」構想に求められる要件は、「共通必須項目」(入居者の安心・安全の確保などの視点から、地域の事情に関わりなく遵守しなければならない共通的な項目)と「選択項目」(地方公共団体が地域の特性や希望する地域づくりに沿ったコンセプトとして選択できる項目)に区分される。
- ◎地方公共団体が、地域の特性や強みを活かした、構想の基本コンセプトを固め、構想案及び「基本計画」をとりまとめる。それに基づき、適切な事業主体を選定する。事業主体は、事業計画を策定し、事業化に取り組む。

[国、地方公共団体、事業主体の役割分担と連携]

1. 国:「生涯活躍のまち」構想に関する基本方針を策定するとともに、地方公共団体の取組に対する政策支援（法制度整備、財政支援など）を行う。
2. 地方公共団体:地域の特性や強みを活かして具体的な構想を検討し、基本計画を策定する。事業主体や地域関係者と協働して、構想を推進。事業化後も、事業主体等に対する多様な支援を実施。
3. 事業主体（運営推進法人）:基本計画を踏まえ事業計画を策定する。事業化後は、地方公共団体をはじめ関係者と協働して、コミュニティを運営推進。

[入居・サービス利用]

1. 入居希望者に対しては、丁寧な意思確認プロセスを用意するほか、多様な移住支援を行う。入居後は、個々人のニーズに応じた「支援プログラム」が提供され、「健康でアクティブな生活」の実現が図られるようになる。医療介護が必要となった時には、「継続的なケア」の確保を行う。
2. その実現のため、事業主体（運営推進法人）に、運営管理や入居者支援を担う「コーディネーター」を配置するほか、「地域交流拠点」を設置する。

2015.8.4 まち・ひと・しごと創生本部（第7回）：新型交付金の創設

- ▶ 会合メンバーである内閣総理大臣を含む全閣僚の持ち回り決裁により、「地方創生の深化のための新型交付金の創設等について」が決定された。

《概要》

- 地方創生は、平成27年度中に「地方版総合戦略」が策定され、平成28年度より具体的な事業を本格的に推進する段階に入る。
- 国の総合戦略に盛り込まれた政策パッケージをより一層拡充・強化し、国による多様な支援（情報支援、人的支援、財政支援）を講ずることにより、地方創生を深化させていく必要がある。
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2015」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」に基づき、「新型交付金」の創設等に取り組む。

1. 新型交付金の創設

- 新型交付金は、従来の「縦割り」事業だけでは対応しきれない課題に取り組む地方を支援する。地方公共団体による自主的・主体的な事業設計に合わせて、具体的な成果目標とPDCAサイクルの確立の下、先駆的・優良事例の横展開を積極的に支援する。
- 新型交付金に係る平成28年度予算の要求・要望は、地方からの要望等を踏まえ、予算額で1,000億円を超える規模（事業費で2,000億円を超える規模）のものとする。その財源は、「平成28年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」に基づき、関係府省が連携し、地方創生関連の事業に予算要求を重点化する中で確保する。
- 政府における新型交付金の交付対象とする個別事業の選定・検証や先駆的・優良事例の提案等については、関係各省庁の参画を得ながら内閣府において対応する。

2. 地方創生関連補助金等の見直し

○地方創生関連補助金等については、適切なKPIやPDCAサイクルの整備、手続のワンストップ化等による「縦割り」の弊害防止等の見直しを行う。このため、平成28年度予算の概算要求に当たり、まち・ひと・しごと創生本部事務局が関係府省と協力して進める。

3. 地方創生予算全体の確保

○新型交付金の創設に際しては、地方創生関連補助金等や地方財政措置との役割分担を明確にし、平成28年度予算に向けて、概算要求段階から関係府省が連携・協働することが重要である。

2015.6.30	「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」・閣議決定
2015.4.3	まち・ひと・しごと創生本部：今後の取組方針

✓ 地方分権改革推進本部・地方分権改革推進会議等

2016.7.5	地方分権改革有識者会議（第25回）：平成28年度の提案募集
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 提案募集検討専門部会（第38回）との合同会議を開催し、平成28年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について、地方からの提案状況の報告をもとに重点事項などについて議論した。 ▶ 平成28年度の地方からの提案は303件となっており、平成27年度と比較して権限移譲に関する提案が81件から38件に減少する一方で、規制緩和等に関する提案が253件から265件に増加している。具体的な内容としては、子ども・子育て支援関係の提案が増加（11件→48件）している。 ▶ 今後の提案への政府としての対応方針の策定にあたっての重点事項として、①地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの、②これまでの地方分権改革の取組を加速・強化するもの、③住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの等をメルクマールとして検討が進められる。 ▶ 具体的な重点事項としては、都市部での土地確保のための幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和や民生委員とは別の者が児童委員になることができるよう見直しが掲げられている。 	
2016.5.13	第6次地方分権一括法：参議院可決・成立
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第6次地方分権一括法）が参議院で可決・成立した。「提案募集方式」における地方公共団体からの提案等を踏まえた「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）にそって、地方公共団体への事務・権限の移譲等について、関係法律を整備するものである。 ▶ 法律では、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直しとして、地方社会福祉審議会において調査審議できる事項に精神障害者福祉に関する事項を追加することなどが盛り込まれている。 	
* 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第6次地方分権一括法案） http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html	
2016.3.16	地方分権改革有識者会議（第24回）：平成28年度の提案募集

- ▶ 提案募集検討専門部会（第37回）との合同会議として開催し、平成27年地方からの提案等に関する対応方針等と平成28年の提案募集の実施について協議した。
- ▶ 平成28年度の地方公共団体からの提案募集については、提案募集の実施方針（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）に基づき、平成27年の進め方を基本的に踏襲して進めることを確認した。

2015.11.26 地方分権改革有識者会議・合同会議：地方からの提案等への対応方針案

- ▶ 地方分権改革有識者会議（第23回）・提案募集検討専門部会（第36回）の合同会議を開催し、雇用対策部会報告とともに、平成27年地方からの提案等に関する対応方針（案）等について協議した。
- ▶ 地方分権改革については、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入し、地方からの提案を受けて、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進している。平成27年地方からの提案等における法改正事項については、一括法案等を平成28年通常国会に提出することを基本に対応することを確認した。なお、現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化される。

《主な事項》

- 病児保育事業に係る看護師等配置要件の趣旨の明確化（子ども・子育て支援法）【要綱改正】
- 特例居宅介護サービス費等の支給対象地域の見直し促進（介護保険法）【告示改正】
- サービス付き高齢者向け住宅に係る計画策定権限等の市町村への移譲（高齢者の居住の安定確保に関する法律）【法律改正】
- 生活保護の被保護者の電気代等の支払いに係る支援方法の明確化（生活保護法）【通知等】
- 地方社会福祉審議会における精神障害者福祉に関する事項の審議事項化（社会福祉法）【法律改正】
- 施設入所児童等に係る予防接種の保護者同意要件の緩和（予防接種法）【省令改正等】
- 公営住宅の一部入居者（認知症患者等）に対する収入申告方法の拡大（公営住宅法）【法律改正等】

【検討事項】

- 幼保連携型認定こども園以外の認定子ども園の認定等に関する事務・権限の指定都市への移譲（子ども・子育て支援法）

⇒ 平成28年中に結論。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 障害福祉サービス事業所及び障害支援施設等の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等の中核市への移譲（障害者総合支援法）

⇒ 平成28年中に結論。指定都市への移譲（平成27年度）の状況を踏まえ、中核市に移譲する方向で検討。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

2015.6.19 第5次地方分権改革一括法：参議院可決・成立

- ▶ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第5次地方分権一括法）が参議院で可決し、成立した。
- ▶ 義務付け・枠付けの見直し等の関連法として、認定こども園法における「保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止」が盛り込まれている。具体的には、「子ども・子育て支援新制度では、将来の保育需要を見越した受け皿整備の環境が整うこと等から、保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の規定を廃止することにより、有効期間経過後の事業の見通しに対する経営主体の不安を解消し、認定こども園の活用を通じた保育体制の充実を促進する」としている。

* 第5次地方分権改革一括法（内閣府HP）

<http://www.cao.go.jp/bunkensuishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html>

略

2013. 3. 8	地方分権改革推進本部の設置 閣議決定 ※「地域主権戦略会議」の廃止
2013. 1. 11	内閣府「地域主権戦略室」→「地方分権改革推進室」に改称

✓ 国家戦略特別区域諮問会議

2016. 5. 27	国家戦略特別区域法の改正：参議院可決・成立
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律」が参議院可決・成立した。 ▶ 経済社会の構造改革を更に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図るため、新たな規制の特例を設ける等の措置を講ずるものであり、「障がい者雇用率の算定特例の拡充」などが盛り込まれている。
<p>*国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案 http://www.cao.go.jp/houan/190/index.html</p>	
2016. 5. 19	国家戦略特別区域諮問会議（第 22 回）：日本再興戦略等
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 区域計画の認定と「日本再興戦略 2016」における国家戦略特区関係の記載について協議した。 ▶ 「日本再興戦略 2016」（案）における、国家戦略特区との関連では「残された「岩盤規制」の改革として「幅広い分野における事業主体間の「イコールフッティング」の実現」を盛り込むことなどが確認された。 ▶ 有識者議員は、国家戦略特区の今後の進め方について、国家戦略特区の「新たな目標」を示した。具体的には、「残された岩盤規制改革」について、これから 2 年間の「改革強化期間」で完遂する必要があるとし、「重点 6 分野」として「医療・福祉・教育分野での「官民事業主体のイコールフッティング」徹底」などを掲げている。これらについては、特区ワーキンググループの体制強化や分野ごとに「象徴となる規制改革事項」を決定し、次期国会も視野に遼くとも年内までの実現を図るとしている。
2016. 4. 13	国家戦略特別区域諮問会議（第 21 回）：今後の進め方等
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 区域計画の認定と 1 次指定 6 区域の評価などについて協議した。 ▶ 有識者議員は、国家戦略特区の今後の進め方について、この 2 年間の集中改革期間に対する評価とともに国家戦略特区の「新たな目標」を示した。具体的には、引き続き岩盤規制の完全打破に向けた取組を強化する重点課題として、「医療・福祉・教育分野での「官民事業主体のイコールフッティング」徹底」などが掲げられている。また、新たな目標を達成するため、今後 2 年間を例え「改革強化・可視化期間」として位置付け、規制改革メニューの追加などを一層強化していく必要があることを示している。
2016. 3. 2	国家戦略特別区域諮問会議（第 20 回）：規制改革事項の追加等
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 規制改革事項の追加について協議した。 ▶ 規制改革事項の追加内容として、「ユニット型指定介護老人福祉施設の設備基準の緩和」等が掲げられている。引き続き、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループにおける検討を踏まえ、今国会に提出する特区法改正案の中に、特例措置等の必要な規定を盛り込むなど、所要の措置を講じるとしている。 ▶ 「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案」については、平成 28 年 3 月 11 日に閣議決定された。障害者雇用率の算定特例のなどが盛り込まれている。

✓ 国家戦略特区（構造改革特区）

2015. 7. 8	国家戦略特別区域法等改正法案：参議院可決・成立
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国家戦略特別区域諮問会議での議論を踏まえた規制改革事項の追加等に関する「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」が参議院で可決し、成立した。

- ▶ 本法律は、経済社会の構造改革を更に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図り、並びに地域の活性化を図るため、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法において、新たな規制の特例を設ける等の措置を講ずるものである。

《主な事項》

○都市公園内における保育所設置の解禁（都市公園法の特例）

保育等の福祉サービスの需要の増加に対応するため、保育所等の社会福祉施設について、一定の基準を満たす場合には、都市公園の管理者は占用を許可。

○地域限定保育士の創設（「改定日本再興戦略 2014」に記載の規制改革事項）

保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間 2 回行うことを促すため、3 回目の保育士試験の合格者に、3 年間は当該区域内のみで保育士として通用する資格を付与。

○地域限定保育士に係る試験実施の特例（児童福祉法等の特例） 等

地域限定保育士試験を政令指定都市市長が実施することを可能とする。

そのほか、設備投資減税等に関する課税の特例に係る規定を追加（課税の特例）。

* 国家戦略特別区域法等改正法案 http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kokkasenryaku_toku2013.html

略

2013. 12. 7

国家戦略特区法案 成立

5. 社会福祉法人等

《直近の動向》

- 2016.10.4 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)
- ▶ 厚生労働省は、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(平成 27 年 9 月 17 日)や「一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月 2 日)などを踏まえ、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」(以下「実現本部」)を設置し、実現本部の下に、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり、市町村による包括的相談支援体制等について検討を行う「地域力強化ワーキンググループ」が設置したところである。
 - ▶ 「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組を作っていくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めるため、具体的実例に基づく検討を行い、実現本部における議論に資するための検討会を設置・開催した。
 - ▶ 検討事項は、①住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりの在り方、②市町村による包括的な相談支援体制の整備の在り方、③寄附文化の醸成に向けた取組とされ、年内は論点にもとづく議論を進め中間とりまとめを行う予定である。

《論点・案》

1. 今後の福祉ニーズを踏まえて、住民の立場から見て「目指すべき地域」とはどのようなものか。
2. なぜ「小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制」が必要なのか。
3. 「目指すべき地域」のために、地域においてどのような機能が必要か。
4. 多機関の協働による包括的支援体制をどのように作っていくか。
5. 地域において課題を解決するための取組の一環として「寄附文化の醸成」をどのように考えるべきか。
6. 地域課題の解決力強化と総合的な相談支援体制づくりを全国展開するうえで留意すべきこと等は何か。

➤ 2016.9.26 社会保障審議会福祉部会(第 19 回):政省令事項等

- ▶ 改正社会福祉法の施行に向けた検討事項と今後の福祉人材確保専門委員会について議論した。
- ▶ 施行にともなう政省令事項の案が示され、パブリックコメント(意見募集期間:10 月 26 日まで)を経て、10 月下旬から 11 月を目処に政省令が公布される予定である。
- ▶ 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画については、社会福祉充実残額算定に関する意見と方向性が示され、10 月中に財務規律検討会を開催し、結論を得るとされた。
- ▶ 社会福祉法人に対する指導監督の見直しについての考え方が示され、社会福祉法人に対する指導監督については、ガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、国の基準を明確化(ローカルルールのは是正)し、指導監査の効率化・重点化を図るとしている。
- ▶ なお、福祉人材確保専門委員会については、同委員会がとりまとめた「2025 年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて～」(平成 27 年 2 月 25 日)において、介護人材の類型化・機能分化については、実態を把握・検証し、具体的な検討・整理を進めるべきとされ、平成 28 年度を目指す一定の方向性を示すべきとされており、福祉部会において検討課題等が確認された。

«改正社会福祉法の施行に向けた政省令事項(案)・概要»

1. 会計監査人の設置義務法人の範囲

○会計監査人制度を円滑に導入し、より多くの社会福祉法人に安定的に根付かせていくためには、段階的に制度を導入することが適當。

・平成 29 年度、平成 30 年度は、収益 30 億円を超える法人又は負債 60 億円を超える法人

・平成 31 年度、平成 32 年度は、収益 20 億円を超える法人又は負債 40 億円を超える法人

・平成 33 年度以降は、収益 10 億円を超える法人又は負債 20 億円を超える法人

と段階的に対象範囲を拡大。

ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成 29 年度以降の会計監査の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。

【政令で規定する事項】

○会計監査人設置の基準を、最終会計年度の収益 30 億円／負債 60 億円を超える法人と規定

2. 評議員の員数に係る経過措置

○法人が経営する施設の数にかかわらず、平成 27 年度決算の事業活動計算書におけるサービス活動収益を基準とし、当該収益の額については、全法人の収益の平均額である 4 億円を超えない法人とする。

【政令で規定する事項】

○評議員に関する経過措置(3 年間は 4 人以上とするもの)の対象となる法人の基準を、収益 4 億円を超えない法人と規定

3. その他、政令で規定する事項

○社会福祉法人等の資産の総額の変更に係る登記の期限の変更(組合等登記令の一部改正)

資産の総額に変更があったときの登記の期限について、会計年度の終了後「二月以内」としているものを「三月以内」と改正する。

4. 省令で規定する主な事項

(1)評議員等と特殊の関係を有する者

○評議員等と特殊の関係があることにより、評議員等になることが制限される者について、公益認定法の規定に準拠し、事実婚の関係にある者、評議員等の使用人となっている者、支配している他の法人の役員である者等を規定する。

※法律(改正後の社会福祉法)では、特殊の関係を有する者として、配偶者及び三親等以内の親族が規定されている。

(2)控除対象財産額

○控除対象財産額を算出するために合計する財産として、事業の継続に必要な財産(社会福祉事業等の実施に必要な財産、当該財産のうち固定資産の再取得等に必要な額に相当する財産及び最低限必要な運転資金)を規定する。(詳細及び係数については通知に記載)

(3)社会福祉充実計画について

○社会福祉充実計画について、

・ 計画への記載事項(法人の基本情報や資金計画等)

- ・計画の変更に当たって、所轄庁の承認を要さず、届出のみで足りる軽微な変更事項(事業の種類、実施地域、実施期間や、社会福祉充実計画に係る重要事項以外のもの)などの基本的事項を規定する。(詳細については通知に記載)

5. 施行期日

○平成 29 年 4 月 1 日

※政省令案は、今後パブリックコメントを行い、本年 10 月下旬～11 月目途に公布。

«「社会福祉充実残額」及び「社会福祉充実計画」・概要»

意見の概要	検討の方向性
○基本財産に組み入れた剰余金は、控除対象財産とすべきではないか。	◆剰余金の基本財産への組み入れは、法人の裁量で計上することが可能であり、客観的に事業継続に必要な財産と判断できないことから、控除対象財産とはしない方向。
○平均的な自己資金比率算出に使用したデータは、福祉医療機構の融資を利用した施設のデータであり、当該融資を利用しない施設は含まれていない。したがって、自己資金比率は低めに出ていることが想定されることから、比率を高めに設定する必要があるのではないか。	◆自己資本比率については、客観的なデータに基づいて設定する必要があるが、現時点で入手可能なデータが、福祉医療機構の融資を利用した施設のデータであることから、これを利用したものである。ご指摘のとおり、福祉医療機構の融資を受けている施設もあることから、現在、調査研究事業を実施し、福祉医療機構の融資を受けている施設も含めた建設時自己資金比率等の実態把握を行っているところであり、これを踏まえ、一般的な自己資金比率を設定する方向。
○再生産に必要な資金として、法人が計上した積立金(人件費積立金を含む)を全額控除対象財産とすべきではないか。	◆各種積立金については、法人の裁量により計上することが可能であり、必ずしも事業継続に必要な最低限の財産とはいえないことから、控除対象財産とはしない方向。
○減価償却期間よりも早く施設の建替を行う場合も想定されることから、社会福祉充実残額はこれに充てるため、できる限り留保することを容認すべきではないか。	◆施設の建替を行う時期は、立地や施設の態様等により多様であることから、定量的かつ公平に再生産費用を算定するため、会計基準(大蔵省令を引用)で定められた減価償却期間を基準として建替費用の算定をする方向。なお、これをもって減価償却期間前に施設の建替を行えないということではない。
○運転資金については、措置(運営)施設であっても、補助金・委託費の入金と支払いにタイムラグがあったり、緊急的に必要な支出がある場合も考えられることから、年間事業活動支出金の1月分では少ないのではないか。	◆運転資金については、サンプル調査結果を踏まえ、年度末時点で1月程度の運転資金を保有していれば、活動に支障がないことから、「年間事業活動支出金+事業未収金」としたところであるが、指摘されるようなケースも考えられることから、ご意見も踏まえ検討する。

«社会福祉法人に対する指導監督の見直し・対応案»

1. 指導監査要綱の見直し、監査ガイドラインの作成・周知

○法令、通知で明確に定められた事項を原則とし、監査事項の整理・簡素化を図る。併せて、監査の確認事項や指導監査の基準を明確化したガイドラインを作成し、所轄庁へ通知するとともに法人にも周知を図る。

2. 会計監査人監査導入に伴う行政監査の省略・重点化

○指導監査要綱の見直しの際、会計監査人監査において確認する会計管理に関する監査事項の重複部分を省略し、監査の重点化を図る。

3. 監査周期等の見直しによる重点化

○前回の監査結果等を踏まえ、経営組織のガバナンスの強化等が図られている等、良好と認められた法人に対する監査の実施周期を延長。一方、ガバナンス等に大きな問題があると認められる法人に対しては、毎年度監査を実施するなど、指導監査の重点化を図る。

4. 監査を担う人材の育成

○社会福祉法人に対する指導監査が法定受託事務であることを踏まえ、監査ガイドライン等により、所轄庁職員を育成するためのプログラムを作成し、平成29年度より研修を実施する。

➤ 2016.9.15 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について：通知・発出

▶ 厚生労働省は、神奈川県相模原市の障害者支援施設での事件発生にともない、社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について、点検項目などを含む通知を発出した。

《概要》

1. 地域と一緒に開かれた社会福祉施設等となることと、防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図るために、当該施設の防犯設備による補完・強化はもとより、日頃から利用者が地域に出て活動し、ボランティア、地域住民、関係機関・団体等と顔の見える関係づくりをして、一人ひとりの存在を知ってもらうことが極めて重要である。そのため、施設開放など地域の関係者との交流に向けた諸活動については、防犯に係る安全確保に留意しつつ、これまで以上に積極的に取り組むことが重要である。また、利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることのないよう留意すること。
2. 防犯に係る安全確保に当たっては、都道府県、市町村と各社会福祉施設等は、企図的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策(例えば、不審者情報について、夜間、休日を含め迅速な連絡・情報交換・情報共有が無理なくできる体制づくり等)を検討すること。
また、都道府県・市町村においては、各社会福祉施設等と、管内の警察、福祉事務所、児童相談所、保健所等の関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員その他各種関係団体等との間の連携体制を構築するため、定期的な意見交換の場を設定したり、防犯などに係る研修会・勉強会を実施したりするなどし、防犯に係る安全確保のための協力要請や情報交換が容易になるよう配意すること。加えて、近接する都道府県・市町村間等(交通事情や不審者等の生活圏等に鑑み、必要に応じ、都道府県境を越える場合を含む。)で不審者等に関する情報を相互に提供しあう体制を構築すること。
3. 管内の施設等の周辺における不審者等の情報が入った場合には、都道府県・市町村は、事前に構築した連携体制に沿って、速やかに各社会福祉施設等に情報を提供すること。また、特定の施設等の利用者に対して危害が及ぶ具体的なおそれがある場合は、防犯措置を更に強化しつつ、警察に対し、緊急時の対応について確認しておくなど、防犯に係る安全確保のための措置を徹底すること。さらに、緊急時に連絡を受けた場合には、関係機関等とも連携し、直ちに職員を派遣するなど、施設等に

おける防犯に係る安全確保を支援する体制を構築すること。

4. 別添の点検項目については、社会福祉施設等全般に共通する内容として考えられる事項を分類し、整理したものであり、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないという趣旨ではない。

各施設等における実際の対策の検討・実施に当たっては、施設種別や地域の実情に応じて適宜の追加・修正の上、当該施設等において点検項目を作成し、職員等に配付し、研修をすることが望ましいこと。

* 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=383233>

* 社会保障審議会福祉部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126700>

* 社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=350348>

* 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について ※WAM ネット

<http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=3750&ct=060070190>

* 経営情報の公開への対応 ※全国社会福祉法人経営者協議会 HP

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

《経過》

✓ 社会保障審議会福祉部会

2016.8.2 社会保障審議会福祉部会（第18回）：社会福祉充実残額等

- ▶ 社会福祉法人改革の施行スケジュールを確認するとともに、「社会福祉充実残額」の有効活用、「社会福祉充実計画」の策定と地域協議会の運営等について議論した。
- ▶ 社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会及び、社会福祉法人会計円滑化実施協議会の開催状況等について報告された。

[施行スケジュール]

- ▶ 社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者会議（7月8日開催）で示した「社会福祉法人改革の施行スケジュール」を説明・報告した。平成29年4月施行に向けた政省令等の関係法令の改正・発出は平成28年10月の予定とされている。

[社会福祉充実残額]

- ▶ 社会福祉法人の財務規律に係る検討会での議論を踏まえ示された「社会福祉充実残額」の有効活用（素案）では、社会福祉充実残額について、「社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下可能な財産（社会福祉充実残額）を明確化する。」また、「社会福祉充実残額が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する」とされている。
- ▶ 「控除対象財産」とは、「再投下対象財産（社会福祉充実残額）の算定に当たり、「事業継続に必要な財産」として、定量的に算定可能な「枠」を設定するもの」であり、「会計上のルールとは別の仕組み」であることが示されている。

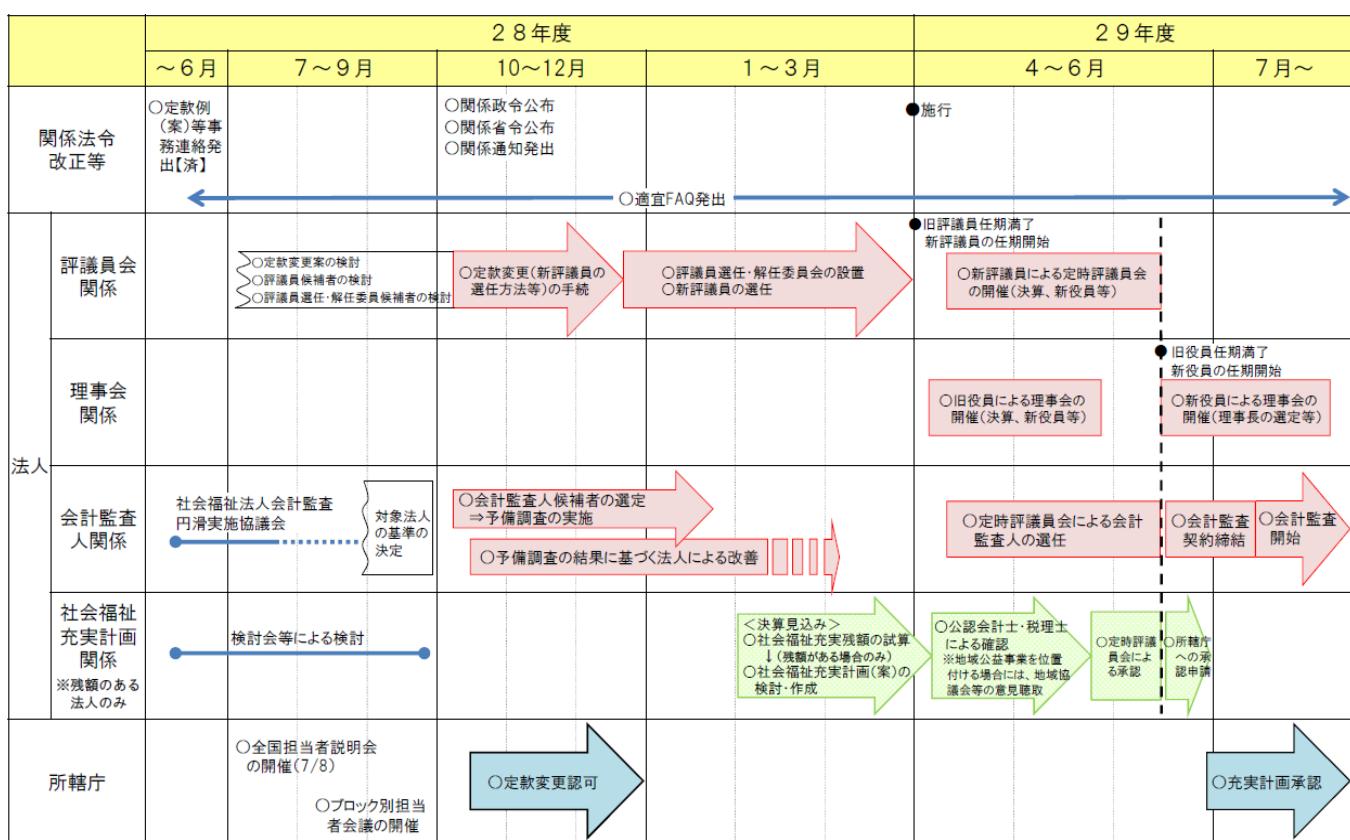
[社会福祉充実計画]

- 「社会福祉充実計画」とは、「控除対象財産を超えて社会福祉充実残額が生じた法人が、将来の事業計画を明らかにするために作成するもの」であり、「法人の自主性を踏まえた計画作成、状況に応じ柔軟な計画変更が可能」であるとしている。
- 「社会福祉充実計画」の策定（素案）では、「計画は、原則5年間の範囲で、社会福祉充実残額の全額について、一又は複数の社会福祉充実事業を実施するための内容とすること」とされ、「ただし、社会福祉充実残額が一定規模以上である場合など、5年間で計画を終了することが困難であることにつき、合理的な理由がある場合は、最長10年とすることができる」ことも示されている。なお、「計画の実施期間の範囲で、事業の開始時期や終期、各年度ごとの事業費は、法人が任意に設定することができる」としている。

[地域協議会]

- 地域協議会については、地域協議会の実施責任は、原則として所轄庁が有するものとし、その運営主体は、所轄庁が地域の実情に応じて決定できる仕組みとされている。また、実施エリアについては、原則として所轄庁単位とし、複数の所轄庁が合同して設置することも可能とする。なお、効率的開催の観点から、可能な限り既存の会議体を活用することも示されている。

施行スケジュール



《概要》

1. 「社会福祉充実残額」の有効活用（素案）

(1) 控除対象財産①：社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等（土地、建物、設備）

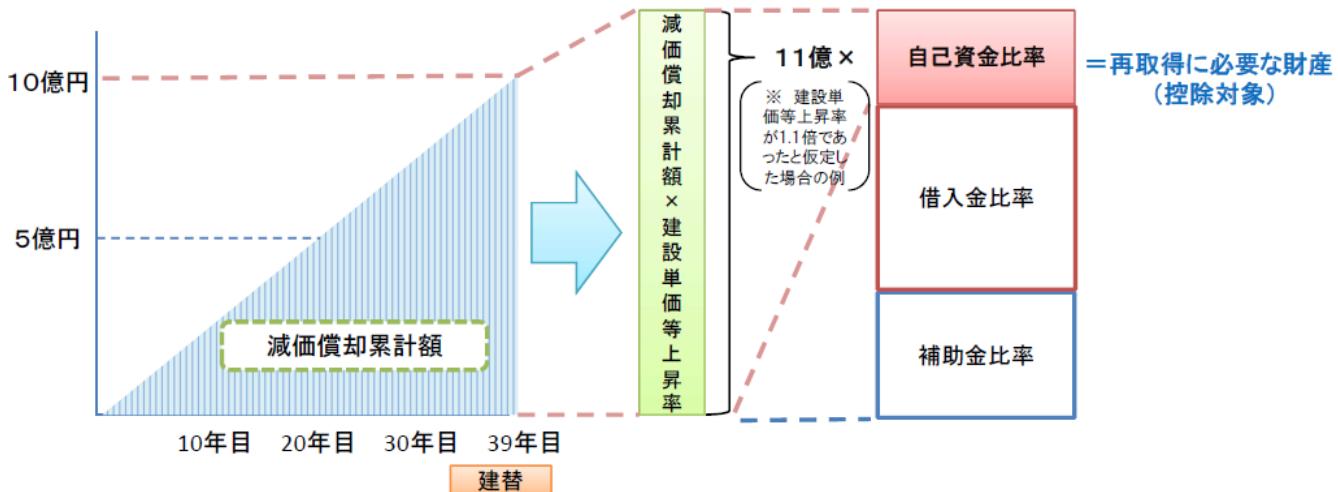
控除対象となる財産	控除対象とはならない財産(※)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人が実施する社会福祉事業等に直接又は間接的に供与されている財産であって、当該財産がなければ事業の実施に直ちに影響を及ぼしうるもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現に事業に活用している土地・建物・設備(障害者総合支援法に基づく就労支援事業に活用されている土地・建物・設備を含む。)等 ・ 職員の福利厚生のための土地・建物・設備等 ・ サービス提供に必要な送迎車両 ・ サービス提供に必要な介護機器 ・ サービス提供に必要な生活機器(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ等) ・ 事業に必要な事務機器(パソコン、プリンター等) ・ 災害時のための食料・物品の備蓄 ・ 障害者総合支援法に基づく就労支援事業における工賃変動積立金 ・ 使途が限定されている寄付金等(基本金に計上されないもの) ・ 国・自治体等の補助により造成され、使途が限定されている基金等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人が実施する社会福祉事業及び公益事業等の実施に直ちに影響を及ぼさない財産。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現預金、有価証券 ・ 人件費積立金、修繕積立金等の積立資産(ただし、障害者総合支援法に基づく就労支援事業における工賃変動積立金を除く。) ・ 遊休不動産(断続的であっても、長期にわたって事業に継続して使用している不動産は除く。) ・ 美術品

※ ただし、現預金や有価証券、人件費積立金、修繕積立金等については、「再生産に必要な財産」や「必要な運転資金」として控除対象となる場合があり得る。

(2) 控除対象財産②：再生産に必要な財産（建替、大規模修繕、設備・車両等の更新）

◇算出方法（イメージ） 再取得に必要な財産

$$= (\text{減価償却累計額} \times \text{建設単価等上昇率}) \times \text{一般的な自己資金比率} + \alpha \text{ (修繕等)}$$



(3) 控除対象財産③：必要な運転資金（事業未収金、緊急の支払や当面の出入金のタイムラグ）

- 「必要な運転資金」として控除対象となる財産については、次のような考え方に基づき、「年間事業活動支出の1月分」+「事業未収金」としてはどうか。

【年間事業活動支出1月分の考え方】

- 厚生労働省が行ったサンプル調査によれば、年度末時点で1月程度の運転資金を保有していれば、年間を通じて、運営に大きな支障は生じないと見込まれることから、「年間事業活動支出の1月分」を必要な運転資金として控除する。

【事業未収金の考え方】

- 事業未収金は、あらかじめ必要な事業費について、入金前に賄う必要があることから、控除対

象とする。

⇒介護報酬等による施設については、事業未収金が2ヶ月分発生するため、実質的に計3ヶ月分が控除対象となる。

⇒措置費又は保育所運営費により運営される施設については、原則として事業未収金が計上されないため、実質1ヶ月分が控除対象となる。

(4) 社会福祉充実残額の算定式

$$\text{社会福祉充実残額 (C)} = \text{(A)(活用可能な財産)} - \text{(B)(控除対象財産①[社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等] + 控除対象財産②[再生産に必要な財産] + 控除対象財産③[必要な運転資金])}$$

(再投下対象財産)

※1 (A)[活用可能な財産]
= 資産 - 負債 - 基本金 - 国庫補助等特別積立金

※2 控除対象財産①[社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等]
= 財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額○円

※3 控除対象財産②[再生産に必要な財産]
= 【将来の建替に必要な費用】
(現在の建物に係る減価償却累計額○円 × 建設単価等上昇率○.○) × 一般的な自己資金比率○%
【建替までの間の大規模修繕に必要な費用】
+ (現在の建物に係る減価償却累計額○円 × 一般的な大規模修繕費用割合20%) - 過去の修繕額○円
【設備・車両等の更新に必要な費用】
+ 減価償却の対象となる固定資産(10万円以上)に係る減価償却累計額の合計額

※4 控除対象財産③[必要な運転資金] = 年間事業活動支出の1ヶ月分 + 事業未収金相当額

※なお、各法人の事務処理を円滑にする観点から、今年度中に構築する予定の「財務諸表開示システム」において、これらの計算を簡易に行うための入力シートを組み込む予定。

※各種係数については、現時点では仮置きであり、別途行うこととしている調査研究事業の結果などを踏まえ、最終的に決定。

2. 「社会福祉充実計画残額」の策定（素案）

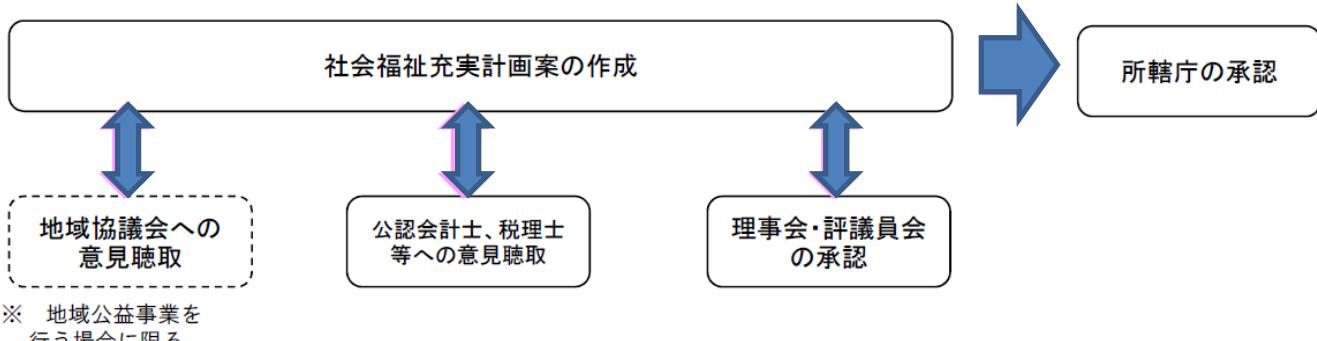
(1) 社会福祉充実計画に位置付ける事業の種類

◆社会福祉充実計画に位置付ける事業は、以下の順にその実施について検討し、実施する事業を記載する。(事業内容については、職員の待遇改善を含む人材への投資、サービスの質の向上につながる建物・設備の充実、地域のニーズに対応した新たなサービスの展開など、法人の実情に応じた取組を計画に盛り込む。)

第1順位	社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）
第2順位	地域公益事業（日常生活又は社会生活上の支援を必要とする住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供する事業）
第3順位	公益事業

(2) 社会福祉充実計画の作成手続

◆社会福祉充実計画は以下の手続を経る必要がある。



(3) 計画の記載内容

◆計画の記載内容は、法律上、以下のとおり規定されているが、法律事項に加え、法人名等の基本情報や社会福祉充実残額の使途に関する検討結果や事業の実施に当たっての資金計画等を併せて記載する。

法律事項（第55条の2第3項）	省令事項のイメージ（案）
① 既存事業の充実又は新規事業の規模及び内容 ② 事業区域 ③ 社会福祉充実事業の事業費 ④ 社会福祉充実残額 ⑤ 計画の実施期間 ⑥ その他厚生労働省令で定める事項	① 法人名、法人の所在地、連絡先等の基本情報 ② 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果 ③ 資金計画 ④ 事業費積算(概算) ⑤ 地域協議会等の意見とその反映状況(地域公益事業を行う場合に限る。) 等

(4) 計画の実施期間

◆計画は、原則5年間の範囲で、社会福祉充実残額の全額について、一又は複数の社会福祉充実事業を実施するための内容とすること。ただし、社会福祉充実残額が一定規模以上である場合など、5年間で計画を終了することが困難であることにつき、合理的な理由がある場合は、最長10年とすることができるものとする。

◆また、計画の実施期間の範囲で、事業の開始時期や終期、各年度ごとの事業費は、法人が任意に設定することができるものとする。

(5) 計画の記載内容

◆計画の記載内容の変更を行う場合は、軽微な変更を除き、所轄庁の承認が必要となる。

◆また、軽微な変更を行う場合は、所轄庁への届出で足りることとなる。

◆なお、軽微な変更とは、法人の名称や住所等の基本情報等の変更とする。

2016.5.20

社会保障審議会福祉部会（第17回）：社会福祉法人改革

- ▶ 平成29年度施行に向けた検討課題のうち、評議員の員数に係る経過措置と会計監査人の設置義務法人の範囲について「検討の方向性」をもとに協議した。
- ▶ 「検討の方向性」においては、法人が経営する施設の数にかかわらず、事業活動計算書におけるサービス活動収益を基準として評議員の員数に係る経過措置の対象となる法人を定めること、また、会計監査人制度については、社会福祉法人及び公認会計士等における準備等の必要性を勘案し、段階的に導入するとの考え方が示された。
- ▶ また、「社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会」での議論をもとに、会計監査人候補者の選び方、会計監査の実施範囲（証明範囲の設定）、会計監査の実施内容（重点監査項目の設定）、会計監査人非設置法人に対する専門家の活用方法について意見交換した。

《概要：「検討の方向性」・抜粋》

1. 評議員の員数に係る経過措置

- 小規模法人に配慮する観点から、一定の事業規模を超えない法人については、評議員の員数について、本来、理事の員数（6人以上）を超える数とするところ、施行から3年間、4人以上とすることとしている。
- この一定の事業規模については、社会福祉施設を1か所経営する社会福祉法人とするとの考え方もあったが、保育所などの小規模の施設を2か所経営している法人と、特養などの一定規模の施設を1か所経営している法人を比較した場合に、後者を小規模とすることは必ずしも適当ではないのではないかという意見があった。
- このため、法人が経営する施設の数にかかわらず、事業活動計算書におけるサービス活動収益を基準として検討してはどうか。

(参考資料: サービス活動収益階層ごとの事業別法人数累計割合)

	法人全体	児童福祉事業のみ	保育所のみ	児童養護施設のみ	高齢者福祉事業のみ	特養等のみ	障害者福祉事業のみ	障害者支援施設等のみ
1億円以下	22.4%	32.7%	39.0%	9.3%	8.6%	6.8%	37.2%	7.5%
2億円以下	50.1%	78.0%	83.6%	66.4%	20.7%	17.9%	60.7%	25.3%
3億円以下	62.0%	90.0%	93.1%	90.7%	33.1%	37.0%	75.7%	57.5%
4億円以下	70.4%	94.7%	96.4%	94.4%	48.5%	57.9%	84.2%	71.9%
5億円以下	77.3%	97.0%	98.2%	99.1%	64.1%	77.8%	89.3%	82.2%

※ 社会福祉法人が、社会福祉法第59条第1項に基づき、各所轄庁に対して届け出た現況報告書等について、各所轄庁の協力を得て収集し、そのうちの事業活動計算書(平成25年度決算)から、集計・分析を行った。

2. 会計監査人の設置義務法人の範囲

- 社会保障審議会福祉部会報告書（平成27年2月12日）において、収益（事業活動計算書におけるサービス活動収益）が10億円以上の法人又は負債（貸借対照表における負債）が20億円以上の法人とすることが適當とされたところである。
- 会計監査人の選任に当たっては、予備調査を含め、一定の期間が必要であることから、監査を受ける社会福祉法人における態勢整備が必要であるとともに、監査を実施する公認会計士等においても、一定の準備が必要である。
- 会計監査人の導入は、今回の改革の柱の一つであり、しっかりと監査体制が構築され、社会福祉法人に対する信頼を向上させていく必要があることから、十分な準備期間が必要であるが、改正法案の提出から成立まで1年が経過し、施行までの準備期間が1年足らずという状況となっている。
- このような状況を踏まえると、今般導入することとした、会計監査人制度を社会福祉法人に安定的に根付かせ、将来的に、より多くの社会福祉法人に対して適用していくためには、導入時に円滑に施行することが重要である。
- このため、会計監査人制度については、段階的に導入することとしてはどうか。

2016.5.17 | 社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会（第2回）：会計監査等

- ▶ 社会福祉法人の会計監査について、第1回（4月26日）の検討を踏まえ、①会計監査人候補者の選び方、②会計監査人の実施範囲（証明範囲の設定）について方向性（案）をもとに確認した。
- ▶ また、会計監査の実施内容（重点監査項目の設定）と会計監査人非設置法人に対する専門家の活用方法について議論した。
- ▶ 会計監査の実施内容（重点監査項目の設定）について、会計監査における法人の内部統制の確認事項を検討した。法人の内部統制については、①事業（社会福祉、公益、収益事業）にかかる内部統

制、②法人全般にかかる内部統制の2つの観点が示されている。①については、社会福祉法人における公益性・非営利性の高い事業の特性等を踏まえ、会計監査人が特に注力する分野として、「購買」、「資金管理」、「固定資産管理」、「人件費」の各プロセスが示されている。

- ▶ 会計監査人非設置法人に対する専門家の活用方法について、瀬上構成員（日本税理士会連合会専務理事、第2回より参画）からの説明等をもとに、財務会計に関する事務処理体制や内部統制の向上に必要となる支援等について議論した。

- ▶ なお、次回検討会は非公開で除対象財産の算定ルール及び算定等について検討予定である。

《第1回検討会の議論を踏まえた方向性（案）：抜粋》

1. 会計監査人候補者の選び方

○社会福祉法人の契約行為における透明性を踏まえると、選定委員会などによる選定が望ましいものの、施行までの準備期間を考慮し、理事会決議などの弾力的な運用も可能とする。

○その際、複数の会計監査人候補者から提案書・見積書等を入手し、法人において選定基準を作成し、比較検討のうえ、選定することとする。

○なお、選定基準の例や選定方法については、法人に対して丁寧に周知していく。

2. 会計監査の実施範囲（証明範囲の設定）

○今般の会計監査人制度の導入は、法人全体の経営組織のガバナンスの強化、財務規律の強化を図ることが目的であり、法人単位の計算書類等について会計監査人監査により適正性が担保されれば、その目的の達成は可能である。したがって、会計監査人による監査証明の対象となる計算書類及び附属明細書の範囲については、法人単位の計算書類及びそれに対応する附属明細書の各項目とすることが適当である。

○この際、法人単位の計算書類とその附属明細書は拠点区分の積み上げであることから、必要に応じて、拠点区分別の計算書類及びそれらの附属明細書についても確認の対象となる。

2016.4.26 社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会（第1回）

- ▶ 厚生労働省は、社会保障審議会福祉部会での議論等を踏まえ、社会福祉法人の制度改革に係る重要事項のうち、会計監査や控除対象財産等の専門的・技術的な事項について検討議論するため、標記検討会を設置・開催した。
- ▶ 検討会では、今回から7月にかけて4回程度開催する予定であり、議論については、適宜、福祉部会に報告するとしている。
- ▶ 第1回検討会では、社会福祉法人の会計監査に係る事項として、①会計監査人の候補者の選び方、②会計監査の実施範囲（証明範囲の設定）、③会計監査の実施内容（重点監査項目の設定）について議論した。
- ▶ 次回（第2回）の検討会は5月17日に開催し、会計監査人非設置法人に対する専門家の活用について検討する。なお、その後の控除対象財産に係る事項の検討について、厚生労働省は、法人固有のデータ等をもとに検討するため、非公開とするとしている。

《概要》

1. 具体的な検討課題

(1) 会計監査に係る事項

- ①会計監査人の候補者の選び方
- ②会計監査の実施範囲（証明範囲の設定）
- ③会計監査の実施内容（重点監査項目の設定）
- ④会計監査人非設置法人に対する専門家の活用方法

(2) 控除対象財産に係る事項

①控除対象財産の算定ルール

②控除対象財産の算定に用いる各種係数の設定の考え方

○上記のほか、必要に応じて専門的見地から検討が必要な項目を検討する

参考) 社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会 構成員 ※敬称略

柴 育	日本公認会計士協会 常務理事
千葉 正展	独立行政法人福祉医療機構 経営サポートセンター コンサルティンググループ グループリーダー
松原 由美	早稲田大学人間科学学術院 准教授 (社会保障審議会福祉部会委員)
山田 尋志	地域密着型総合ケアセンターきたおおじ 代表
瀬上 富雄	日本税理士連合会 専務理事 ※第2回より

2016.4.19

社会保障審議会福祉部会（第16回）：社会福祉法人改革

- ▶ 社会福祉法等の一部改正とともに社会福祉法人改革について、平成29年4月の施行事項などに関する今後の主な検討課題について議論するため福祉部会での審議が再開された。社会福祉法等の一部改正の概要と審議経過及び、平成28年4月施行分の改正事項についての報告の後、今後の主な検討課題について議論した。
- ▶ 今後の主な検討課題としては、①評議員の員数に係る経過措置、②会計監査人の設置法人、③控除対象財産の算定方法、④地域協議会が掲げられている。
- ▶ 専門的・技術的な検討を要すると考えられる会計監査関係や控除対象財産関係の検討項目については、福祉部会での議論とともに、部会のもとに設置する「社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会」において議論が進められる。
- ▶ 福祉部会には、全国社会福祉法人経営者協議会 武居 敏 副会長、全国児童養護施設協議会 藤野 興一 会長が委員として参画している。

《概要》

(1) 評議員の員数に係る経過措置について

○評議員の設置に係る経過措置の対象となる法人の事業規模が論点とされている。社会福祉事業種別や福祉サービス活動収益ごとに規模や実態は様々であることなどから、各福祉分野の福祉サービス活動収益階層ごとの法人数などの資料が示され、それをもとに議論が進められた。

(2) 会計監査人の設置法人について

○会計監査人の設置を義務づける法人の事業規模が論点とされている。福祉部会報告書では「収益10億以上、負債20億以上」の法人が目安とされているなか、収益規模別の法人数に関するデータをもとに議論が行われた。

(3) 控除対象財産の算定方法について

○社会福祉充実計画に係る控除対象財産の算定方法が論点とされている。「社会福祉法人の余裕財産の明確化」（社会保障審議会福祉部会 第6回資料）における基本的な考え方もとにした控除対象とする財産（費目）のイメージが示され、これらをもとに議論が行われた。

(4) 地域協議会について

○社会福祉充実計画の作成にあたって意見を求めることがある「地域協議会」が論点とされている。地域協議会については、所轄庁が地域の実情に応じて判断し設置する前提のもと、地域福祉活動計画策定委員会等や生活支援体制整備事業における協議体（介護保険制度）等の既存の協議体の活用が例示されており、これらをもとに議論が進められた。

社会福祉法等の一部を改正する法律の主な改正事項（平成28年4月1日施行分）

社会福祉法人改革

- ①事業運営の透明性の向上**
□ 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書（※）、定款の公表に係る規定の整備

	改正前	改正後
備置き・閲覧	①事業報告書、②財産目録、 ③貸借対照表、④収支計算書、 ⑤監事意見書	①事業報告書、②財産目録、 ③貸借対照表、④収支計算書、 ⑤監事意見書、⑥現況報告書、⑦定款
公表	法律に規定なし *通知で以下を義務付け ①貸借対照表、②収支計算書、 ③現況報告書	①貸借対照表、②収支計算書、 ③現況報告書、④定款

※ 役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を除く。

- ②財務規律の強化**
(適正かつ公正な支出管理の確保)

- 役員等関係者への特別の利益供与を禁止
- 会計基準の省令への位置付け

- ③地域における公益的な取組を実施する責務**

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定
- ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

- ④行政の関与の在り方**

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 二以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限を地方厚生局から都道府県に、一の都道府県の区域で事業を行う法人であって、主たる事務所が指定都市に所在する法人に関する認可等の権限を都道府県から指定都市に移譲
- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備 等

二 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- 退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直し
- 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
- 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し 1

2015. 2. 12

社会保障審議会福祉部会（第14回）：報告書とりまとめ

▶ 「社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人改革について～」とりまとめ。

* 社会保障審議会福祉部会 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f07.html>

✓ 社会福祉法人等

2016. 7. 26

社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について：通知・発出

▶ 厚生労働省は、神奈川県相模原市の障害者支援施設における痛ましい事件をうけ、社会福祉施設等の入所者等の安全の確保に努めるよう注意喚起をはかる通知を発出した。

《留意事項》

1. 日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するとともに、夜間等における施錠などの防犯措置を徹底すること。
2. 日頃から警察等関係機関との協力・連携体制の構築に努め、有事の際には迅速な通報体制を構築すること。
3. 地域に開かれた施設運営を行うことは、地域住民との連携協力の下、不審者の発見等防犯体制の強化にもつながることから、入所者等の家族やボランティア、地域住民などとの連携体制の強化に努めること。

* 社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について ※WAMネット

<http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=3614&ct=060070190>

2016. 6. 20

社会福祉法人制度改革の施行に向けて：事務連絡・発出

- ▶ 厚生労働省は、「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直し）」や「社会福祉法人制度改革における社会福祉法人定款例（案）」などの事務連絡を発出した。
- ▶ 社会福祉法人制度改革に係る平成29年4月施行事項について、現時点での考え方を示したものであり、今後、関係省令や通知等が発出される予定である。
- ▶ 「評議員の特殊関係者」については、評議員の牽制機能に配慮しつつ、他の社会福祉法人の評議員、

- 役員、職員が就任（兼務）することが可能であるとの考え方方が示されている。
- ▶ 評議員の員数の経過措置に係る一定の事業規模については、「平成 27 年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が 4 億円を超えない法人」（平成 28 年度以降のサービス活動収益の額は考慮しないもの）とする予定である。
 - ▶ 各社会福祉法人における定款変更等の事前準備作業の参考するため「社会福祉法人定款例（案）」（以下、定款例）が示された。各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例として示したものであり、定款例の文言に拘束されるものではないが、必要的記載事項を全て記載するとともに、その内容が法令に沿ったものであることが必要であるとされている。
 - ▶ 現行の社会福祉法人定款準則については、「準則」としての位置付けから「例」として改正することを予定している。その際には、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 40 条の特例（公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）との関係、所轄庁における定款の確認方法等が示される予定である。
 - ▶ なお、会計監査人の設置が義務付けられる法人については、前年度の決算における法人単位事業活動計算書中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」（「収益」）又は法人単位貸借対照表中の「負債の部」の「負債の部合計」（「負債」）を基準とする予定であり、当該基準については、今後政令で定められる予定である。
 - ▶ これらについて、厚生労働省は、社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会（7 月 8 日）を開催した。

《概要》

1. 社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）

- 社会福祉法人について、高い公益性・非営利性を担保するため、公益法人制度改革を参考に、法人が自律的に適正な運営を確保するためのガバナンスの強化を図るとして、社会福祉法人制度改革における経営組織の見直しに関する事項についての考え方を示している。

【評議員及び評議員会（第 2 章）】

- 評議員の選任・解任、資格、兼務禁止等に係る事項
- 評議員確保の支援について、地方自治体が行うべき支援と社会福祉協議会に期待される取組

【役員（第 3 章）】

- 理事や監事の選任及び解任とともに、資格要件、特殊関係者、権限、義務
- 業務執行理事の設置及び職務・権限等

【理事会（第 4 章）】

- 理事会が全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行う
- 理事会の組織、職務、運営や内部管理体制の整備等

【会計監査人（第 5 章）】

- 会計監査人（公認会計士又は監査法人）の選任・解任や職務及び権限等に係る事項とともに、会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用等についての考え方

【評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬（第 6 章）】

- 理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準の策定と理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額の報酬に係る事項

【評議員、理事、監事及び会計監査人の損害賠償責任（第7章）】

○理事、監事及び評議員の社会福祉法人及び第三者に対する損害賠償責任に係る事項

【計算（第8章）】

○会計帳簿（作成及び保存、閲覧の請求）、計算書類（作成及び保存、監査等、定時評議員会への提出等）、会計監査人設置社会福祉法人の特則、計算書類等の備え置き及び閲覧等に係る事項

2. 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQについて

○現時点での考え方を示したものであり、今後、変更があり得る。また、随時追加を行う予定である。

○評議員選任・解任委員会（問1～12）、評議員の兼務禁止（問13）、評議員の特殊関係者（問14～16）、社会福祉法人の適正な運営に必要な見識を有する者（問17～23）、評議員会（問24～29）、役員（問30～39）、会計監査人（問40～44）、報酬（問45～47）

【評議員の特殊関係者】

●問14 A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の評議員が就任することは可能か。
可能な場合、人数制限はあるのか。

（答）1. 人数に制限なく兼務可能である。

●問15 A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の役員や職員が就任することは可能か。

（答）1. 人数に制限なく兼務可能である。

2. ただし、牽制関係を適正に働く觀点から、A社会福祉法人の評議員の過半数をB社会福祉法人の役員が占める場合においては、A社会福祉法人の役員又は職員がB社会福祉法人の評議員となることはできない。

●問16 A社会福祉法人の評議員には、社会福祉法人でないB法人の役員又は職員が就任することは可能か。

（答）1. 可能である。

2. ただし、A社会福祉法人の評議員とB法人の役員又は職員を兼務している者が、A法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

3. 社会福祉法人における評議員の選任及び解任方法について

○評議員の選任・解任の方法は、法人の定款で定めることとしており、理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされている。定款で定める評議員の選任・解任の方法として、選任・解任委員会（法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関）を設置する場合の定款への記載を例示

4. 社会福祉法人における評議員の員数の経過措置に係る一定の事業規模について

○「評議員の員数の経過措置に係る一定の事業規模については、平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人とする予定です（平成28年度以降のサービス活動収益の額は考慮しません。）。」

5. 社会福祉法人制度改革における理事等の解任について

○理事等の選任・解任は、安定的な法人運営や利用者の処遇に及ぼす影響が大きいことから、評議員会による解任権が濫用されるようなことがあってはならない。

○法律では、評議員が自由に理事等を解任することを認めず、その解任事由を制限し、①職務上の義

務に違反し、又は職務を怠ったとき、②心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき、に限って、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができるとしている（社会福祉法第45条の4第1項）。

○所轄庁では、上記の趣旨を踏まえ、社会福祉法人における評議員会の適正な運営が確保されるよう指導監督するよう周知するもの。

6. 社会福祉法人制度改革における社会福祉法人定款例（案）について

○各社会福祉法人における定款変更等の事前準備作業の参考として活用できるよう、社会福祉法人定款例（案）を示すもの。

*社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会（平成28年7月8日開催） ※WAMネット

<http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=3582&ct=060070060>

*社会福祉法人制度改革の施行に向けて：事務連絡（平成28年6月20日分）

1. 社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）

<http://zseisaku.net/ActionReport/jimuren201606201.pdf>

2. 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQについて

<http://zseisaku.net/ActionReport/jimuren201606202.pdf>

3. 社会福祉法人における評議員の選任及び解任方法について

<http://zseisaku.net/ActionReport/jimuren201606203.pdf>

4. 社会福祉法人における評議員の員数の経過措置に係る一定の事業規模について

<http://zseisaku.net/ActionReport/jimuren201606204.pdf>

5. 社会福祉法人制度改革における理事等の解任について

<http://zseisaku.net/ActionReport/jimuren201606205.pdf>

6. 社会福祉法人制度改革における社会福祉法人定款例（案）について

<http://zseisaku.net/ActionReport/jimuren201606206.pdf>

2016.6.2 税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等：通知・発出

▶ 個人寄付者が一定の要件を満たした社会福祉法人（税額控除対象法人）に寄附金を支出した場合、当該寄附金について税額控除制度の適用（所得税額からの一定金額の控除）を受けることができる仕組みについて、平成28年4月1日の租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の施行とともに改定に係る通知が、厚生労働省から発出された。

▶ 税額控除対象法人の要件としては、「要件1…3,000円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に100人以上いること（特例あり）」、「要件2…経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が5分の1以上であること」のいずれかを満たす必要がある。

▶ 要件1については、これまで実績判定期間内に、設置する保育所等の定員等の総数が5,000人未満の場合に特例が設けられていたところであるが、今般の改定により、社会福祉事業に係る費用の額の合計額が一億円に満たない法人における特例も設けられた。

*税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等に関する留意事項について ※厚生労働省HP

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaiho/seikatsuhogo/shakai-fukushi-jigyou/index.html

2016.6.1 「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」：通知発出

▶ 厚生労働省は、「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」（社会・援護局福祉基盤課長通知）を発出した。

▶ 社会福祉法人が「地域における公益的な取組」（平成28年改正法第24条2項）を実施する趣旨や取

組の内容に係る要件、また「地域における公益的な取組」と「地域公益事業」（平成 28 年改正法第 55 条の 2、平成 29 年 4 月施行分：社会福祉充実計画に位置づける事業）との関係についての考え方等が示されている。

- ▶ 「地域における公益的な取組」は、法人がその経営実態に応じて地域の福祉ニーズに対応するものであり、所轄庁は、法人に対して特定の事業の実施を強制するなど法人の自主性を阻害するような指導を行ってはならないことが示された。また、通知とともに示された取組の例に限定されるものではないことが明記されている（通知：別添 1）。

《概要》

◆ 「地域における公益的な取組」（平成 28 年改正法第 24 条 2 項）の要件と意義

【以下の全ての要件を満たすことが必要】

① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること

社会福祉法における公益事業とは、社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする事業であって、社会福祉と関連のない事業は該当しません。したがって、「地域における公益的な取組」は、社会福祉を目的とした福祉サービスとして提供される必要があります。

② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること

福祉サービスを受ける者としては、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」と規定されており、心身の状況や家族環境等の他、経済的な理由により支援を要する者が該当します。

③ 無料又は低額な料金で提供される福祉サービスであること

無料又は低額な料金で提供される福祉サービスとは、多様な事業主体が福祉サービスの実施 主体として参入する中、法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、税制上の優遇措置などの公的な助成が行われているものであり、高い公益性を有する特別の法人に求められる役割として、地域社会に積極的に貢献していくための事業等です。

したがって、当該取組は、直接的な費用が発生する事業等を行う場合、その費用を下回る料金を徴収して実施する事業、又は料金を徴収せずに実施する事業等が該当します。

なお、既存の制度の対象となり、公的な費用負担（※）がある場合は、無料又は低額な料金で提供する福祉サービスとはいはず、「地域における公益的な取組」には該当しません。

※委託事業又は補助事業による事業費全額についての公費負担のことをいいます。

◆ 「地域における公益的な取組」と平成 28 年改正法第 55 条の 2（平成 29 年 4 月施行分）に規定する「地域公益事業」の関係

○ 「地域における公益的な取組」は、全ての法人の責務として規定したものであり、継続的に行われるものではない取組も含まれます。

○一方、平成 28 年改正法第 55 条の 2 に規定する「地域公益事業」は、社会福祉充実残額を保有している法人が、その財産を活用する社会福祉充実計画に位置付ける「事業」として規定しているものであり、社会福祉法第 26 条に規定する公益事業に含まれるものです。

◆ 所轄庁の指導監督について

○ 「地域における公益的な取組」は、法人がその経営実態に応じて地域の福祉ニーズに対応するものであり、所轄庁は、法人に対して特定の事業の実施を強制するなど法人の自主性を阻害するような指導を行ってはならず、社会福祉法第 61 条第 1 項第 1 号及び第 2 号（事業経営の準則）を遵守することが必要です。

◆ その他

○ 社会福祉法人は、社会福祉事業を実施することを目的とする法人とし、「地域における公益的な取組」を実施するものであり、「地域における公益的な取組」の実施に当たっては、社会福祉事業の適切な

実施に影響が及ばないようにしなければなりません。については、福祉各法に基づく基準や運営費等に係る取扱いに則して実施することが必要です。

- 「地域における公益的な取組」については、各法人がそれぞれ主体的に実施することが求められますが、小規模な法人において、単独で実施することが困難であるような場合には、複数の法人で連携し実施することも考えられます。その場合、各法人は、単に資金拠出するだけではなく、その役員、職員が直接サービス提供に関わるなど実質的に事業等の実施主体となることが必要となります。

2016.5.11 **自民党 厚生労働部会 社会福祉法人改革プロジェクトチーム**

- ▶ 自由民主党 厚生労働部会 社会福祉法人改革プロジェクトチーム（橋本 岳座長）が開催され、改正社会福祉法の施行に向けた検討課題についての関係団体ヒアリング等をもとに議論した。
- ▶ 改正社会福祉法に係る検討課題である評議員会の員数に係る経過措置、会計監査人設置法人の基準等について関係団体から意見が述べられた。
- ▶ 評議員会の員数に関する経過措置については、小規模法人への配慮や評議員会未設置法人が円滑に評議員を選任できるよう評議員となることができる者の検討が必要であることなどの意見があつた。
- ▶ 会計監査人設置法人の基準等については、社会福祉法人の公益性や非営利性に着目した必要かつ適切なものとするべきこと、設置の事業規模については公益法人制度と違う条件設定であり負担（費用、事務量）のあり方を含め検討すべきこと、また段階的に事業規模に係る基準を引き上げるべき等との意見があつた。
- ▶ 社会福祉充実残額の算定については、法人の自主性の尊重や事業経営の実態を適切に反映すべきこと、また、措置施設や災害時の対応への配慮が必要であることなどの意見が述べられた。

2016.3.31 **社会福祉法等の改正：衆議院可決・成立**

- ▶ 「社会福祉法等の一部を改正する法律案」（平成27年4月3日・閣議決定）については、昨年の第189回通常国会の閉会にともない、審議未了で継続審査とされていたが、開会中の第190回通常国会において審議され可決・成立した。衆議院での可決に先立つ参議院での可決（平成28年3月23日）にあたり、参議院厚生労働委員会で附帯決議（3月17日）がなされている。
- ▶ 本法は、社会保障審議会福祉部会報告書（平成27年2月12日）等を踏まえたものであり、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、①社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、②介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずるものである。
- ▶ 改正法は3月31日に公布され、一部が4月1日から施行される。今後、法律にもとづく政省令等の関係法令の整備とともに、社会保障審議会福祉部会において制度の詳細に関する検討が行われる予定である。
- ▶ 3月31日付で「社会福祉法等の一部を改正する法律の公布について」（社援発0331第40号、厚生労働省社会・援護局長通知）及び、「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について」（社援発0331第41号、厚生労働省社会・援護局長通知）が発出されている。

《概要》

1. 社会福祉法人制度の改革

(1) 経営組織のガバナンスの強化

- 議決機関としての評議員会を必置（小規模法人について評議員定数の経過措置）、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等

(2) 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備等

(3) 財務規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉事業等への計画的な再投資)

- 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止等
- 「社会福祉充実残額（再投下財産額）」（純資産の額から事業の継続に必要な財産額（※）を控除等した額）の明確化
 - ※①事業に活用する土地、建物等②建物の建替、修繕に要する資金③必要な運転資金④基本金及び国庫補助等特別積立金
- 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け等

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

(5) 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携等

2. 福祉人材の確保の促進

(1) 介護人材確保に向けた取組の拡大

- 福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大（社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加）

(2) 福祉人材センターの機能強化

- 離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化等

(3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等

- 平成34年度から養成施設卒業者に対し、国家試験を義務づけ（平成29年度から受験資格を付与し、5年間をかけて漸進的に導入）等

(4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- 退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直し

- 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長

- 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

【施行期日】 平成29年4月1日

(1)の(2)と(3)の一部、(4)、(5)の一部、2の(1)、(4)は平成28年4月1日、2の(3)は公布の日)

*社会福祉法等改正法案(厚生労働省HP)<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/189.html>

«参議院厚生労働委員会・附帯決議 平成28年3月17日»

1. 社会福祉法人の経営組織のガバナンスを強化するには、評議員、理事等の人材の確保や会計監査人の導入等、社会福祉法人にとって新たに様々な負担も懸念される。このため、特に小規模の法人については、今後も安定した活動ができるよう、必要な支援に万事遺漏なきを期すこと。また、人材の確保が困難な地域にある法人についても必要な配慮を行うこと。さらに、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する人材を育成するため、自治体等が行う研修等の取組に対して必要な支援を行うこと。
2. 事業運営の透明性の向上を図るため、都道府県による財務諸表等の収集、分析及び活用並びに国による全国的なデータベースの整備に当たっては、一般国民、特に利用者が社会福祉法人の経営状況を了知でき、かつ、外部評価に耐えられる内容となるよう、分かりやすい評価尺度を作成し、公表すること。
3. いわゆる内部留保の一部とされる社会福祉法人が保有する純資産の額から事業の継続に必要な財産額を控

除等した「社会福祉充実残額」の算出に当たっては、社会福祉法人の経営に支障を来すものとならないよう、事業の継続に必要な財産額が適切に算定されること。また、政府統計等により把握される他産業の民間企業の従業員の賃金等の水準を所轄庁から所管法人に示すよう要請することにより、「社会福祉充実残額」を保有する社会福祉法人が社会福祉充実計画を作成するに当たって、当該賃金等の水準を斟酌した上で、社会福祉事業を担う人材の適切な処遇が確保されていることを確認することの重要性の周知を徹底すること。

4. 事業の継続に必要な財産額が確保できない、財産の積立不足が明らかな法人に対しては、必要な支援について検討すること。
5. 地域公益活動の責務化については、待機児童、待機老人への対応等、本来の社会福祉事業を優先すべきであり、社会福祉法人の役割と福祉の公的責任の後退を招くことのないようにするとともに、社会福祉法人設立の主旨である自主性と社会福祉事業の適切な実施に支障を及ぼすような過度の負担を求めるものではないことを周知徹底すること。
6. 社会福祉法人の所轄庁については、指導監督等の権限が都道府県から小規模な一般市にも委譲されていること、社会福祉充実計画の承認等の新たな事務が増えることから、所轄庁に対し適切な支援を行うとともに、一部の地域において独自の取扱いが散見されるとの指摘があることに鑑み、また、指導監督が法定受託事務であることを踏まえ、指導監督に係る国の基準を一層明確化することで、その標準化を図ること。
7. 社会福祉法人の提供するサービスの質の確保に当たっては、高い能力を発揮する人材の雇用及び職員全体で職務を補い合う業務体制の確立が求められることから、社会福祉法人において労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令の確実な遵守並びに業務に関する規程の整備及び運用がなされるよう、所要の措置を講ずること。
8. 現下の社会福祉事業における人材確保が困難な状況に鑑み、介護人材を始めとする社会福祉事業等従事者の離職防止に資する措置を講ずるとともに、介護報酬、障害福祉報酬の改定による影響を注視しながら、職員の処遇の実態を適切に把握した上で、人材確保のための必要な措置について検討すること。また、介護人材の現状を正しく把握し、必要な人材を養成・確保するに当たっては、その量のみならず質についても適切に評価できる手法を検討すること。
9. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成廃止に当たっては、職員確保の状況及び本共済制度の財務状況の変化を勘案しつつ、法人経営に支障が生じないよう、障害者支援施設等の経営実態等を適切に把握した上で報酬改定を行うなど必要な措置を講ずるよう検討すること。また、公費助成の廃止の対象となった法人のうち、本共済制度から脱退した法人及び新規採用者を本共済制度の対象としない法人に対し、社会福祉事業を担う人材の確保に当たって退職金が果たす役割の重要性の周知を徹底すること。
10. 准介護福祉士の国家資格については、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、早急にフィリピン側と協議を行う等の対応を行うとともに、当該協議の状況も勘案し、准介護福祉士の名称、位置付けを含む制度の在り方について介護福祉士への統一化も含めた検討を速やかに行い、所要の措置を講ずること。
11. 介護職員の社会的地位の向上のため、介護福祉士の養成施設ルートの国家試験義務付けを確実に進めるとともに、福祉サービスが多様化、高度化、複雑化していることから、介護福祉士が中核的な役割及び機能を果たしていくよう、引き続き対策を講ずること。
12. 将来的に福祉職、介護職に就く人材を増やすべく、現在中学・高校教育における福祉及び介護に関わるインターンシップの体験率が必ずしも高くない状況も勘案し、関係府省と連携して、福祉及び介護に関わる基礎的理解と経験が得られるよう努めること。
13. 介護職員の処遇については、介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律（平成二十六年法律第九十七号）等により処遇改善に関する措置が行われてきたことを踏

まえ、人材確保に支障を来さぬよう処遇改善に資する措置など必要な措置を講ずるとともに、正規・非正規、フルタイム・パートタイム等にかかわらず、均等・均衡待遇を確保するよう努めること。

14. 介護職員が抱える心的・精神的負担に対する支援については、介護労働がいわゆる燃え尽き症候群を引き起こす例が見られることから、今後も必要な調査を行うことにより介護現場の実態を適切に把握した上で、産業保健等によるメンタル面からのサポートについて幅広い観点から検討を行い、施設の労働環境を評価できる仕組みの構築を含めた所要の措置を講ずること。
15. 本法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律附則第六条の四の規定に基づき、育児休業、介護休業に準ずる休業を厚生労働省令で定めるに当たっては、雇用は継続しているものの、やむを得ず介護の実務に就くことができない場合、倒産や事業の縮小・廃止等の本人の責めによらない離職の場合、疾病等により雇用されること自体が困難な場合など実務に従事できないことにやむを得ない理由があると認められる場合について、適切に配慮すること。

《衆議院厚生労働委員会・附帯決議 平成27年7月29日》

1. 社会福祉法人の経営組織のガバナンスを強化するには、評議員、理事等の人材の確保や会計監査人の導入等、新たな負担も懸念される。このため、特に小規模の法人については、今後も安定した活動ができるよう、必要な支援に遺憾なきを期すこと。
2. いわゆる内部留保の一部とされる「社会福祉充実残額」を保有する社会福祉法人が、社会福祉充実計画を作成するに当たっては、他産業の民間企業の従業員の賃金等の水準を踏まえ、社会福祉事業を担う人材の適切な処遇の確保に配慮することの重要性の周知を徹底すること。
3. 事業の継続に必要な財産が確保できない、財産の積み立て不足が明らかな法人に対しては、必要な支援について検討すること。
4. 地域公益活動の責務化については、待機児童、待機老人への対応など本体事業を優先すべきであり、社会福祉法人の役割と福祉の公的責任の後退を招くことのないようにすること。社会福祉法人設立の主旨である自主性と社会福祉事業の適切な実施に支障を及ぼすような過度の負担を求めるものではないことを周知徹底すること。
5. 所轄庁による社会福祉法人に対する指導監督については、一部の地域において独自の取扱いが散見されるとの指摘もあることから、国の基準を一層明確化することで標準化を図ること。
6. 現下の社会福祉施設における人材確保が困難な状況に鑑み、介護報酬、障害福祉報酬の改定による影響を注視しながら、職員の処遇の実態を適切に把握した上で、人材確保のための必要な措置について検討を行うこと。
7. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成廃止に当たっては、職員確保の状況及び本共済制度の財務状況の変化を勘案しつつ、法人経営に支障が生じないよう、障害者支援施設等の経営実態等を適切に把握した上で報酬改定を行うなど必要な措置を講ずるよう検討すること。
8. 準介護福祉士の国家資格については、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、フィリピン政府と協議を進め、当該協議の状況を勘案し、准介護福祉士の名称、位置付けを含む制度の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずること。
9. 介護職員の社会的地位の向上のため、介護福祉士の養成施設ルートの国家試験義務付けを確実に進めるとともに、福祉サービスが多様化、高度化、複雑化していることから、介護福祉士が中核的な役割及び機能を果たしていくよう、引き続き対策を講じること。
10. 介護職員の処遇については、正規・非正規、フルタイム・パートタイム等にかかわらず、均等・均衡待遇を確保するよう努めること。

2015.8.5 「社会福祉法人の認可について」等の一部改正：通知発出

▶ 平成27年4月1日からの子ども・子育て支援新制度の施行により、小規模保育事業や幼保連携型認

定こども園が第2種社会福祉事業に位置付けられることにともない「社会福祉法人の認可について」及び「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」を一部改正する通知が発出された。

▶ 「社会福祉法人の認可について」の改正では、評議員会の設置が免除される事業として、保育所を経営する事業のほかに、新たに、幼保連携型認定こども園を経営する事業及び小規模保育事業が追加された。また、これらの事業と併せて行うことができる事業に病児保育事業及び利用者支援事業が追加されることにともない、社会福祉法人指導監査要綱における評議員・評議員会の指導監査事項についても同様の見直しが行われている。

2015.4.17 「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」通知発出

- ▶ 厚生労働省は、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について、積極的な実施の促進を依頼する通知を発出した。
- ▶ 「規制改革実施計画」（平成26年6月閣議決定）では、社会福祉法人本来の役割を果たすことを求める観点から、全ての社会福祉法人に対して社会貢献活動の実施を義務付けるとし、「一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して法令等での義務付けに先駆けて社会貢献活動の実施を要請」している。また、社会福祉法改正法案は、「地域における公益的な取組」を責務規定として整備することが盛り込まれている。
- ▶ 通知では、地域における公益的な取組を行うことは、法整備を待つことなく、社会福祉法人がその本旨に基づき果たすべき社会的使命であるとし、既に多くの社会福祉法人においては、地域の福祉ニーズを踏まえ、その規模や経営実態に即して、自主的に実施されている前提にもとに、未実施の法人も含め更なる積極的な取組が求められるとしている。

2014.7.4 社会福祉法人の在り方等に関する検討会：報告書

- ▶ 「社会福祉法人制度の在り方について」がとりまとめ・公表された。本報告書は、検討結果を踏まえ、社会福祉法人制度の改革に向けた方向性と論点を示したものである。

«「社会福祉法人制度の在り方について」概要»

- ◆社会福祉法人制度については、2000（平成12）年の社会福祉基礎構造改革以降、大きな見直しは行われていない。しかしながら、その後の10余年の間に、社会福祉法人を取り巻く状況は大きく変化し、社会福祉法人制度の意義・役割を問い合わせる厳しい指摘もされるに至っている。今こそ、社会福祉法人制度に関わる者が自ら率先して改革を行わなければ、社会福祉法人制度は地域住民等の信頼を失い、その未来をも断ち切られかねない。
- ◆今後、厚生労働省において具体的な見直し方策を検討していくに当たっては、社会福祉法人制度の置かれた厳しい現実を直視しつつも、その有する潜在力を地域福祉や社会福祉の向上のために最大限活用するという視点に立ち、地方の現場を担う地方公共団体や社会福祉法人と一体となって、社会福祉制度の基盤制度である社会福祉法人制度を早急に見直すことを強く期待する。

第1部 社会福祉法人制度の概要

○①憲法第89条の「公の支配」に属する法人として、行政からの補助金や税制優遇を受ける一方、②社会的信用の確保のため、基本的に「社会福祉事業のみ」を経営すべきという原則論の下、所轄庁の指導監督を受けてきた。

○歴史的諸制約から、社会福祉法人は民間事業者ではあるものの、行政サービスの受託者として公的性格の強い法人となり、市場原理で活動する一般的な民間事業者とは、異なる原理原則の下、発展していくことになった。

第2部 社会福祉法人制度を取り巻く状況の変化

1. 社会情勢・地域社会の変化
2. 社会福祉制度の変化

3. 公益法人制度の変化

○一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人については、その組織等について、法律で明確に規定されるようになったほか、透明性の確保についても、高いレベルの情報公開が義務付け

4. 最近の社会福祉法人に対する主な指摘

(いわゆる内部留保に関する指摘)

○2011（平成23）年7月に社会福祉法人が黒字をため込んでいるという報道がなされ、同年12月の社会保障審議会介護給付費分科会においては、特別養護老人ホーム1施設当たり平均約3.1億円の内部留保（平成22年度決算ベース）があることが報告された。これを受け、2012（平成24）年7月には財務省予算執行調査、2013（平成25）年10月には会計検査院による検査が行われた。

(規制改革会議における議論)

○規制改革会議では、社会福祉法人が補助金や税制優遇を受けていながら財務諸表の公表がなされていないことが指摘され、規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）において、①2012（平成24）年度分の財務諸表の公表指導と状況調査②2013（平成25）年度分以降の財務諸表について、全ての社会福祉法人における公表が提言された。

○なお、2012（平成24）年度分財務諸表の公表状況については、2013（平成25）年9月30日に規制改革会議に厚生労働省による調査結果が報告されたが、ホームページ又は広報誌のいずれかで公表を行った社会福祉法人が全体の52.4%にとどまり、規制改革会議の委員からは公表が不十分との厳しい意見が相次いた。

○また、2013（平成25）年10月以降は、「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング」が重点課題とされ、

①社会福祉法人の財務諸表の開示や経営管理体制の強化

②特別養護老人ホームの参入規制の見直し

③株式会社やNPOが同種の事業を展開する場合の財政措置の見直し

について議論が行われた。2014（平成26）年6月24日には、社会福祉法人に対して、①社会福祉法人の財務諸表の開示や経営管理体制の強化と、②社会貢献の義務化を内容とする規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）が閣議決定されている。

(社会保障制度改革国民会議等の提言)

○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）では、規制改革会議の答申等を受け、社会福祉法人の財務諸表の公表推進、法人規模拡大の推進等の経営を高度化するための仕組みの構築を実施すべきとされている。

○また、2013（平成25）年8月にとりまとめられた社会保障制度改革国民会議報告書においては、社会福祉法人制度について、

①医療法人・社会福祉法人について、非営利性や公共性の堅持を前提としつつ、例えばホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の移転等を速やかに行うことができる道を開くための制度改正

②社会福祉法人について、非課税とされているにふさわしい国家や地域への貢献

が必要との見解が示され、社会福祉法人の規模拡大や更なる地域への貢献が求められている。

第3部 社会福祉法人の課題

1. 地域ニーズへの不十分な対応
2. 財務状況の不透明さ
3. ガバナンスの欠如

4. いわゆる内部留保
5. 他の経営主体との公平性（イコールフッティング）

第4部 社会福祉法人の今日的な役割

1. 社会福祉制度のセーフティネットとしての役割

○社会福祉法人は、古くから社会福祉事業の主たる担い手として活動している民間法人である。他の経営主体と比べ、福祉サービスのノウハウや経験、専門人材や施設・設備をより多く有している経営主体といえる。引き続きこれまで培ったノウハウを生かして既存の福祉サービスを担うのと同時に、非営利法人として、制度や市場原理では満たされないニーズに応えることが期待されているという原点に立ち返り、様々な社会生活上の困難を抱える者に対して、日常生活の支援を含むトータルなサービスを提供したり、過疎地等他の経営主体の参入が見込まれない地域でサービスを提供したりするなど、他の経営主体で担うことが必ずしも期待できない福祉サービスを積極的に実施・開発していく必要がある。

2. 措置事業を実施する役割

○措置事業を中心に実施する社会福祉法人については、法人の使命を明確にし、当該事業のサービスの質の向上を図るなど、措置事業を適切に実施した上で、培ったノウハウを生かして、利用者の成長や生活の過程に合わせて多様な福祉ニーズに対応していくといった役割が求められる。

○措置事業については、その性格上、行政の規制が厳しく、その資金は行政からの委託費であるため、契約制度による事業のような自由度を確保することは難しい面がある。

○しかしながら、法人的・物的資源を有効に活用したり、寄附等の原資を活用したりすることで、公益性を前提に、制度で対応しきれない福祉ニーズに対して取組を行っていくといった主体的な変革は必要である。

○措置事業を中心に実施する社会福祉法人においても、1. の社会福祉制度のセーフティネットとしての取組を積極的に行い、政策に反映していくことが重要である。

3. 地域における公的法人としての役割

○地域住民と地方公共団体との間をつなぐためには、地域の多様なニーズを汲み上げ、地域ニーズを反映したサービス提供を行うなど、地域における信頼を確保する仕組みを強化していく必要があるが、社会福祉法人には、地域の意見を反映する仕組みが十分とはなっていない部分がある。

○社会福祉法人はその公的な性格を再認識し、また、官民の両方の性格を持つ者として、地域のまちづくりの中核的役割を果たせるよう、事業運営の内容や新たな事業展開、組織体制などについて、積極的に利用者、地域住民等の参画や情報提供を進め、地域の信頼を得ていくことが求められる。

第5部 社会福祉法人制度見直しにおける論点

1. 地域における公益的な活動の推進

(1) 当検討会の現状認識

○社会福祉法人は、社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人であり、制度や市場原理では満たされないニーズについても率先して対応していく取組（「地域における公益的な活動」）が求められている。

○本来、社会福祉法人は、こうした取組を実施することを前提として、補助金や税制優遇を受けているものであり、経営努力や様々な優遇措置によって得た原資については、主たる事業である社会福祉事業はもとより、社会や地域での福祉サービスとして還元することが求められることを改めて認識する必要がある。

(2) 当検討会の意見

ア 地域における公益的な活動の枠組み

- ・地域における公益的な活動の実施義務、定義、制度上の位置づけ、実施にあたっての留意点
- イ 地域における公益的な活動の実施方法
- ・複数法人による活動の協働化
- ウ 地域における公益的な活動の実施促進
- ・資金使途の弾力化、独自財源の確保の促進、事業ごとの法令上の制約の見直し、地域における公益的な活動をしない法人への対応
- エ 地域住民の理解促進
- ・地域における公益的な活動の実施状況の公表・評価方法、会計区分の策定

2. 法人組織の体制強化

(1) 当検討会の現状認識

- 現在でも多くの社会福祉法人の経営が、施設・事業所単位のままとなっており、社会福祉法人側での経営に関する意識改革が十分とはいえない。
- 社会福祉法人の組織は、理事会、評議員会、理事長、理事及び監事から成り立っているが、それぞれの役割が十分機能する仕組みとはなっていない。特に評議員会については、介護保険事業、保育所、措置事業のいずれかのみを経営する社会福祉法人には設置しなくとも良いこととされるなど、法人としてのガバナンスが十分に確保される体制とはなっていない。
- 社会福祉法人が旧民法第34条の公益法人の特別法人として創設されていることに鑑みれば、より公益性の高い法人として、公益社団法人・公益財団法人と同等以上の組織体制や透明性の確保が必要である。

(2) 当検討会の意見

ア 法人組織の機能強化

- ・法人組織の権限と責任の明確化、評議員会の設置

イ 法人本部機能の強化方策

- ・法人本部機能の強化、法人単位の資金管理

ウ 理事等の権限と責任の明確化、要件の見直し

- ・理事等の損害賠償責任等、職員出身の理事の登用、監事要件の見直し

エ 理事長の権限を補佐する仕組み

- ・経営委員会、執行役員会等の活用

3. 法人の規模拡大・協働化

(1) 当検討会の現状認識

- 社会福祉法人が、利用者や地域のニーズに対応していくためには、既に実施している事業だけではなく、「地域を見る経営者の視点」が必要である。また、利用者や地域のニーズに対応していくためには、法人の規模拡大や複数法人による事業の協働化が一つの方策であり、それが可能となる仕組みや環境整備を検討していくことが重要である。

(2) 当検討会の意見

ア 規模拡大のための組織体制の整備

- ・合併・事業譲渡手続の透明化、分割の手続きの検討、理事会等の開催方法の柔軟化、経営者の資質と能力の向上

イ 複数法人による事業の協働化

- ・法人間の役職員の相互兼務、法人外の資金拠出の規制緩和、社団的な連携、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の活用

4. 法人運営の透明性の確保

(1) 当検討会の現状認識

○社会福祉法人は公的性の非営利法人であり、補助金や税制優遇を受けている。地域住民等の信頼を確保し、活動に対する理解を深めるため、透明性の確保は重要であり、法人に関する情報は個人情報に属するものを除き、すべて公表していく必要がある。

(2) 当検討会の意見

ア 社会福祉法人の財務諸表等の公表

- ・財務諸表等の公表の義務化、様式の統一化、剰余金の使途・目的の明確化、定款・役員報酬規程等の公表

イ 地域における活動についての公表

ウ 都道府県、国単位での情報集約

- ・都道府県や国で集約するシステムの構築、補助金額の情報公開

エ 経営診断の仕組みの導入

5. 法人の監査の見直し

(1) 当検討会の現状認識

○複数の都道府県に事務所がある社会福祉法人について、主たる事務所の所在地の都道府県が所轄庁になるなど、更に権限移譲を進めることができること予定されており、所轄庁の連携や監査能力の向上と平準化に取り組んでいく必要がある。

○社会福祉法人が今日的な役割を果たし、地域における公益的な活動を推進するためには、所轄庁の行政指導についても、法人の育成支援の観点から、責務を果たす法人は支援し、果たさない法人は厳しく指導するといった、メリハリのあるものに変えていく必要がある。

○第三者評価については、受審費用や評価機関の質を理由に受審が広まっていない。福祉サービスの質の向上のためには、外部からのサービスの質の評価は非常に重要であり、一層の活用が必要である。

(2) 当検討会の意見

ア 所轄庁の法人監査の見直し

- ・行政による監査、外部監査、第三者評価等の役割の整理
- ・法人監査の対象、手続き等の見直し、法人の育成を支援するための環境整備、法人の設立認可要件の見直し

イ 財務に係る外部監査の活用

- ・外部監査の義務化、外部監査における留意点、正確な会計帳簿等の作成に向けた環境整備

ウ 所轄庁の連携、監督能力の強化

- ・所轄庁の連携、監督能力の強化、全国の法人を把握する仕組み

エ 第三者評価の受審促進

- ・受審のための方策、評価機関の能力向上、第三者評価以外の評価方法の活用

* 「社会福祉法人制度の在り方について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000050272.html>

✓ 福祉サービスの質の向上

2014.4.1

福祉サービスの第三者評価事業関連通知の全部改正

- ▶ 厚生労働省は、全社協・福祉サービスの質の向上推進委員会の提案等を踏まえ、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について通知した。
- ▶ 本通知は、平成16年（通知）から実施される第三者評価事業について、受審件数の少なさや第三者

評価調査者の資質の向上の必要性等の課題を踏まえるとともに、「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）で示された措置事項に対応するものである。

- ▶ 具体的には、共通評価基準、評価結果の報告・公表方法を改めるとともに、評価機関・評価調査者の質の向上と評価の標準化を促す観点から、第三者評価に関するマニュアルの活用を促進するものである。

✓ その他

➤ 2016. 4. 8	成年後見制度の利用促進法：衆議院可決・成立
	<ul style="list-style-type: none">▶ 成年後見制度の利用の促進に関する法律が、衆議院で可決・成立した。▶ 本法は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み制定されたものである。▶ 成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。▶ 4 月 6 日には成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が参議院で可決・成立した。本法により、成年後見人による郵便物等の管理や死亡後の成年後見人の権限が拡大される。

*成年後見制度の利用の促進に関する法律

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g19001020.htm

*成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g19001021.htm

6. 高齢者

《直近の動向》

▶ 2016.10.12 社会保障審議会介護保険部会(第66回): 軽度者支援等

- ▶ 軽度者への支援、福祉用具・住宅改修等について議論した。
- ▶ 軽度者の支援については、訪問介護における生活援助の地域支援事業への移行などの見直しが論点とされているが、市町村の事業負担への配慮や総合事業の検証の必要性などから地域支援事業への移行を見送る意見が多数を占めた。
- ▶ 次回(第67回)は10月19日に開催され、利用者負担、費用負担等について議論する予定である。

《論点》

1. 軽度者への支援

○ 軽度者に対する訪問介護における生活援助やその他の給付の地域支援事業(総合事業)への移行に関しては、まずは介護予防訪問介護と介護予防通所介護の総合事業への移行や、「多様な主体」による「多様なサービス」の展開を着実に進め、事業の把握・検証を行った上で、その状況を踏まえて検討を行うべきではないか。

○ 軽度者に対する訪問介護における生活援助やその他の給付について、利用の実態等を踏まえつつ、自立支援や重度化防止といった介護保険の理念や制度の持続可能性の観点から、どのような方策が考えられるか。例えば、次回介護報酬改定において、訪問介護における生活援助については、要介護度に関わらず、生活援助を中心にサービス提供を行う場合の人員基準の見直し等を行うことも考えられるか。

○ 訪問介護における生活援助やその他の給付についての負担のあり方に関しては、要支援・要介護度に応じて違いを設けることについて、どのように考えるか。

(軽度者の利用者負担に関する主な議論の内容)

- ・生活援助などは軽度者の生活に必要なものであり、重度化防止の観点からも給付の削減は反対。
- ・早期発見を通じた重度化防止が重要であり、利用抑制により重度化が進みかえって費用がかかる。
- ・要介護の程度によって自己負担の引き上げや新たな利用者負担の導入を検討する時期に来ている。
- ・給付の内容に応じて自己負担の割合に差を付けることも検討すべき。

2. 福祉用具・住宅改修

◆ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

○ 福祉用具貸与の価格について、給付費請求データに基づいて全ての福祉用具の貸与価格情報を把握し、全国レベルでホームページにおいて公表する仕組みを作つてはどうか。

○ 利用者が、自立支援や状態の悪化の防止に資する適切な福祉用具を選択できるよう、福祉用具専門相談員が、貸与価格情報等を用いて貸与しようとする製品の価格・特徴等を利用者に説明すること、及び複数の製品を提示することを義務づけてはどうか。併せて、利用者に交付しなければならない福祉用具貸与計画書を介護支援専門員(ケアマネジャー)にも交付することとしてはどうか。

○ 福祉用具貸与価格に、極端な価格差が生じないようにするため、極端に高い額を貸与価格とする場合には、あらかじめ保険者の了解を必要とすることとしてはどうか。また、貸与事業者に対し、介護給付費請求書の適切な記載方法の徹底を図つてはどうか。

◆住宅改修

○住宅改修の内容や価格を、保険者が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するため、

- ・事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式(改修内容、材料費、施工費の内訳が明確に把握できるもの)を、国が示すこととしてはどうか。
- ・複数の住宅改修事業者から見積りを取るよう、介護支援専門員(ケアマネジャー)が利用者に対し説明することとしてはどうか。

○建築の専門職やOT・PT・福祉住環境コーディネーター・その他住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を広く紹介してはどうか。

◆共通事項

○その他、福祉用具や住宅改修が、利用者の自立支援、状態の悪化の防止、介護者の負担軽減等の役割を果たしていることも考慮した上で、価格設定や保険給付の対象範囲、利用者負担のあり方等について、どのように考えるか。

➤ 2016.10.12 社会保障審議会介護給付費分科会(第131回):介護人材の処遇改善等

- ▶ 介護人材の処遇改善と平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(平成28年度調査)の調査票等について議論した。
- ▶ 介護人材の処遇改善については、介護人材の労働や介護職員処遇改善加算の状況、介護人材の賃金等(他職種・他産業との比較)を踏まえ、介護報酬上の評価などの論点をもとに協議した。
- ▶ 介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査については、9月23日の社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会(第12回)での議論をもとに、調査テーマや平成27年度以降の調査の実施における基本的な考え方(案)を確認した。

《介護人材の処遇改善の論点》

○介護人材の処遇改善については、平成21年度介護報酬改定以降、多くの取組を行ってきたが、その賃金については、他職種・他産業と比べて未だ低い傾向にあるという現状を踏まえ、今後とも確実な処遇改善を担保していくためには、どのような仕組みが考えられるか。

○平成27年度介護報酬改定で措置した1.2万円相当の上乗せ評価に加え、「ニッポン一億総活躍プラン」及び「未来への投資を実現する経済対策」では、平成29年度より実施する月額平均1万円相当の処遇改善と併せて「キャリアアップの仕組み」を構築することとされているが、具体的にどのような対応が考えられるか。処遇改善を介護報酬で対応するため、事業所における「キャリアアップの仕組み」を評価することが考えられるが、介護職員の職場定着を図る必要性、介護福祉士等の役割の増大や処遇の状況、介護職員の昇給や評価を含めた賃金制度の整備・運用状況などを踏まえ、どのような仕組みを報酬上の評価の対象とすべきか。

○上記の他、介護職員処遇改善加算の在り方について、どのように考えるか。

➤ 2016.9.5 公正取引委員会「介護分野に関する調査報告書」:特養への多様な事業者の参入

- ▶ 公正取引委員会は、事業者の公正かつ自由な競争を促進し、もって消費者の利益を確保することを目的とする競争政策の観点から、介護分野の現状について調査・検討を行い、競争政策上の考え方を整理し、公表した。

- ▶ 介護分野について、1.多様な事業者の新規参入が可能となる環境、2.事業者が公平な条件の下で競争できる環境、3.事業者の創意工夫が発揮され得る環境、4.利用者の選択が適切に行われ得る環境の整備、を論点として競争政策の観点からとりまとめを行っている。
- ▶ 公正取引委員会としては、引き続き介護分野における制度改革や運用の動向を注視するとともに、必要に応じてフォローアップ調査を実施するなど、競争環境の整備に向けた競争唱導活動を行っていく方針であるとしている。
- ▶ なお、競争政策は、事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境を整備することにより、事業者間の競争を促進し、これによって、消費者に良質な商品・サービスが提供されることを確保するとともに、消費者がそれを比較・選択することを通して、事業者に商品・サービスの質の更なる改善を促すことを目指すものである。また、このような競争政策の観点から介護分野の考え方を整理することは、介護サービスの供給量の増加や質の向上が図られることにつながると考えられるとしている。

《概要》

1. 多様な事業者の新規参入が可能となる環境の整備

(1) 提供主体等による規制

＜特別養護老人ホームの開設主体に係る参入規制＞

○医療法人、株式会社等が社会福祉法人と対等の立場で参入できるようにすることが望ましい（あわせて、補助制度・税制等に関するイコールフッティングについても要検討。）。

【段階的な緩和も考えられる】

例：①社会医療法人等の医療法人

⇒②社会福祉法人と株式会社等の共同出資会社

⇒③株式会社等

＜指定管理者制度＞

○自治体は、自らが設置する特別養護老人ホームにおいて、株式会社等を指定管理者とするように、指定管理者制度を積極的に活用していくべき。

(2) 需給調整を目的とした規制

＜総量規制＞

○自治体は、総量規制を適切に運用すべき。あわせて、具体的な事業者の選定に当たっては、選定基準を明確化し、客観的な指標に基づいて選定を行うなど、恣意性の排除を図るとともに、選定の透明性を図るべき。

2. 事業者が公平な条件の下で競争できる環境の整備

(1) 補助制度

＜自治体独自の補助制度＞

○法人形態を問わず公平な補助制度とすべき。

＜特別養護老人ホームに対する補助＞

○公益的な役割を果たすために必要な範囲で行われるべきであり、それを超える過剰な補助は好ましくない。

(2) 税制

＜税制上の優遇措置等＞

○制度の基本的枠組みは維持するとしても、優遇の差を狭める方向で見直しを検討することが望ましい。

(3) 社福軽減事業

<実施対象>

- 自治体は、法人形態を問わず利用できるようにすることが望ましい。

3. 事業者の創意工夫が発揮され得る環境の整備

(1) 混合介護の弾力化

- 「混合介護の弾力化」を認めることにより、事業者の創意工夫を促し、サービスの多様化を図ることが望ましい。

(2) 「混合介護の弾力化」の具体例

<保険内外のサービスの同時一体的な提供>

- 保険内サービスの提供時間内に利用者の食事の支度に併せて、帰宅が遅くなる同居家族の食事の支度も行うことで、低料金かつ効率的にサービスを提供できるようになる可能性がある。

<サービスの質に応じた料金徴収>

- 利用者が特定の訪問介護員によるサービスを希望する場合に、指名料を徴収した上で派遣することが可能となる。

(3) 解釈・運用の明確化、予見可能性の確保

- 国は、自治体により事業者の創意工夫を妨げるような運用が行われることがないよう、制度の解釈を明確化し、事業者の予見可能性や透明性を高めるべき。

4. 利用者の選択が適切に行われ得る環境の整備

(1) 情報公開

<事業者に対して>

- 利用者が入手しやすい方法により、更に積極的な情報公開を期待。

<自治体に対して>

- 利用者が求める情報を把握し、公開されている情報とのギャップをなくす仕組みの構築や、苦情等の対応機関との一層の連携を期待。

<国に対して>

- 介護サービス情報公表制度の抜本的な見直しを含めて、その在り方について検討すべき。

(2) 第三者評価

<自治体に対して>

- 対象サービスをできるだけ拡大し、事業者が受審できる体制を整えるとともに、受審を促進するための積極的な施策を講じるべき。

<事業者に対して>

- 必要性等を十分に認識し、積極的な受審や結果の公表に努めるべき。

- 加えて、信頼性を確保するために、評価機関の資質向上や評価の公表性の確保等が図られる仕組みが構築されるべき。

* 社会保障審議会介護保険部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126734>

* 社会保障審議会介護給付費分科会／同介護報酬改定検証・研究委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126698>

* 公正取引委員会 介護分野に関する調査報告書

http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h28/sep/160905_1.html

《経過》

✓ 介護保険

2016.9.30

社会保障審議会介護保険部会（第65回）：介護予防、地域支援事業等

- ▶ 介護予防、地域支援事業の推進、ニーズに応じたサービス内容の見直しについて議論した。

《論点》

1. 介護予防の推進

- 介護予防・自立支援の取り組みについては、地域支援事業において事業評価を行うこととしているが、さらに評価を充実させるため、既存の指標に加えて、介護予防・自立支援に特化し、その現状を反映するような指標を検討してはどうか。
- 市町村が行う地域支援事業について、都道府県、医療機関等の関係者から、介護予防・自立支援の推進のために人材派遣や情報提供等の必要な協力を得やすくする必要があるのではないか。
- 高齢者が自らの介護予防活動に取り組むため、個人へのインセンティブを付与する仕組みについて、既存事業で実施できる旨を明確化してはどうか。

2. 地域支援事業の推進

(1) 地域支援事業

- 地域支援事業における地域ケア会議の実施状況、生活支援コーディネーターの活動状況、地域包括支援センターにおけるケアマネジメント支援等の実施状況について、評価指標として国が定め、市町村は評価指標に基づく評価を行うこととし、財政面における市町村のインセンティブ付けについて検討する際に、この指標を用いてはどうか。
- このため、市町村が地域支援事業等を通じた介護予防等の取組を適切に進めることができるよう、都道府県が市町村の課題に応じた支援を実施することを目的として、国において、都道府県職員に対する研修を実施することとしてはどうか。
- また、評価が効果的な事業実施に結びつくよう、市町村が介護保険事業計画において事業方針や目標を定めることとしてはどうか。

(2) 総合事業のうち介護予防・生活支援サービス事業及び生活支援体制整備事業

- 総合事業の取組が地域に定着し、地域づくりに対する住民意識が醸成されることによる、取組の発展的成長を促すため、引き続き、介護予防・生活支援サービス事業及び生活支援体制整備事業の実施状況について把握・検証を進め、その上で、政策の評価を行うこととしてはどうか。また、介護予防ケアマネジメントについて、今後、実施状況の把握・検証を行いつつ、介護予防支援（予防給付のサービスを利用する者に対するケアマネジメント）との間で円滑な実施が図られるよう、事務手続き等の改善を検討することとしてはどうか。

(3) 地域包括支援センター

- 地域包括支援センターが行うケアマネジメント支援について、介護支援専門員個人への支援から、地域の住民やサービス事業所等を含めた地域全体をターゲットとする支援へ拡大するとともに、ケアマネジメント支援の全体像の整理を行い、業務のプロセスや取組事項等を具体化・明確化してはどうか。また、地域ケア会議の推進のため、地域ケア会議の具体的業務を具体化・明確化してはどうか。
- 介護に不安や悩みを抱える家族等の介護離職の防止を目的として、地域包括支援センターの土日祝日の開所や、電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会の実施など、相談支援の強化を図ってはどうか。また、併せて、これらの取組について、円滑な実施を促すための環境整備を進めてはどうか。
- 在宅医療と介護の連携を進める上で、地域包括支援センターの業務として、例えば、介護支援専門員が決まっていない患者に対する介護支援専門員の選定の支援や、予防給付等の利用が見込まれる患者

に対する退院に向けたサービスの調整等を位置づけてはどうか。

○地域包括支援センターの職員の質の向上のため、3職種の配置について定められている「準ずる者」の規定について、職種ごとの特性を踏まえ、将来的に解消することを目指してはどうか。特に、保健師については、人材確保が困難となっている実態を踏まえ、「準ずる者」の規定を残しつつ、高齢者の公衆衛生業務に関する業務経験を追加する等の対応をとってはどうか。また、ケアマネジメント支援等の政策課題について、円滑な実施が図られるよう、地域包括支援センター職員に対する研修を実施することとしてはどうか。

○地域包括支援センターの取組を適切に評価するため、国において評価指標を定めるとともに、評価を行うことを市町村及び地域包括支援センターの義務としてはどうか。また、地域包括支援センターの体制に関する評価の実施を通じて、適切な人員体制の確保を促してはどうか。

3. ニーズに応じたサービス内容の見直し

(1) リハビリテーション機能の強化

○リハビリテーションについては、以下の観点からの見直しを介護報酬改定にあわせて検討することとしてはどうか。

- ・ 通所リハビリテーションと通所介護の役割分担と機能強化、特に通所リハビリテーションについて、リハビリテーション専門職の配置促進や短時間のサービス提供の充実
- ・ 通所・訪問リハビリテーションを含めた、退院後の早期のリハビリテーションの介入の促進
- ・ 職種間や介護事業所間の連携の強化

(2) 中重度者の在宅生活を支えるサービス機能の強化

○小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスについて、

- ・ サービス提供量を増やす観点
- ・ 機能強化・効率化を図る観点

から人員要件や利用定員等の見直しを介護報酬改定にあわせて検討することとしてはどうか。

○介護サービスとともに利用者の生活を支えるために必要となる配食などが一体となって提供されるようにするため、国において、事業者の取組事例の周知等を行うこととしてはどうか。

(3) 地域共生社会の実現

○高齢者、障害者等にとっての利便性の確保及び限られた人材の有効活用の観点から、同一の事業所で一貫的に介護保険サービス及び障害福祉サービスを提供することを可能とするため、サービスの質の確保に留意しつつ、介護保険サービスの一類型として新たに共生型サービスを位置付け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所の指定を受けやすくするための見直しを行るべきではないか。その際、具体的な指定基準等の在り方については、介護報酬改定にあわせて検討することとしてはどうか。併せて、事業所の指定手続について、可能な限り簡素化を図るべきではないか。

○また、これまで障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合や、障害福祉サービスと介護保険サービスを併給する場合等において、相談支援専門員と介護支援専門員が、支援に必要な情報を共有できるよう両者の連携を進めていくべきではないか。その際、具体的な居宅介護支援事業所の運営基準の在り方については、介護報酬改定にあわせて検討することとしてはどうか。

○地域包括支援センターにおける相談支援や、生活支援コーディネーター等の取組等について、地域共生社会の実現を目指す観点から、その理念を明確化してはどうか。

○また、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部における議論や、厚生労働省社会・援護局において平成28年度より実施しているモデル事業を踏まえ、地域共生社会の実現に向け、どのような対応が可能

か、財源を含め、引き続き検討を行うこととしてはどうか。

(4) 安心して暮らすための環境の整備（特別養護老人ホーム）

○平成27年4月より、原則、新規入所者は要介護3以上の方となり、入所者の重度化が進展していく中で、施設内での医療ニーズや看取りにより対応できるような仕組みについて、介護報酬改定にあわせて検討することとしてはどうか。

○施設の運営に当たっては、入所者のプライバシーに配慮したうえで、一人ひとりのニーズに即したケアを実現する方策を検討してはどうか。

(4) 安心して暮らすための環境の整備（有料老人ホーム）

○有料老人ホームの適正な事業運営を推進し、入居者保護の強化を図る観点から、前払金の保全措置の対象拡大や事業倒産等の場合の都道府県等による他の住まいへの円滑な入居支援の措置などを検討してはどうか。

○消費者の選択に資するとともに、事業者の法令遵守の確保を図る観点から、現在都道府県等に作成・公表を求めている有料老人ホームの情報一覧表について、公表の充実を図る方策を検討してはどうか。

2016.9.23 | 社会保障審議会介護保険部会（第64回）：ケアマネジメント等

▶ 保険者等による地域分析と対応、介護保険総合データベースの活用、サービス供給への関与の在り方、ケアマネジメントのあり方について議論した。

《論点》

1. 保険者等による地域分析と対応

(制度見直しの方向性)

○今後、地域の実態把握・課題分析を通じて、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成・実行し、評価と計画の見直しを繰り返し行うことで、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取組として、「地域マネジメント」を推進し、保険者機能を強化していくことが必要ではないか。

○高齢者の自立支援と介護の重度化防止といった介護保険の理念の実現と、制度の持続可能性の確保を両立していくことができるよう、地域マネジメントを推進することにより、「自助・互助・共助・公助」に基づく地域の介護資源の発掘や基盤整備、多職種連携の促進、効率的なサービスの提供等に取り組み、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築していくことが重要ではないか。

○この場合、市町村の保険者機能を果たすことはもちろんのこと、国及び都道府県がその役割を發揮し、市町村を具体的に支援していくことが必要ではないか。

(具体的な見直しに向けた論点)

○保険者による地域の実態把握・課題分析のための基盤を整備し、都道府県・市町村の介護保険事業計画の作成、実施及び評価、並びに国民の介護保険事業の運営に関する実情の把握に資するため、①市町村による国に対する介護給付費や要介護認定等に関するデータの提出を法律上位置づけるとともに、②国は、市町村から提供されるデータを集計・分析し、地域包括ケア「見える化」システムを通じて、各都道府県・市町村の地域分析に資するようなデータ（地域差に関するデータを含む。）を提供することとしてはどうか。

○市町村及び都道府県が介護保険事業（支援）計画を策定する際には、上記により国から提供されたデータを利用して地域課題を分析するよう努めることとともに、都道府県においては、市町村が行う地域課題の分析を支援するよう努めることとしてはどうか。なお、こうした分析が円滑にできるよう、国はガイドラインの策定等による支援を実施してはどうか。

○市町村の介護保険事業計画に、地域の実情に応じて、高齢者の自立支援と介護の重度化防止に向けた具体的な取組内容及びその目標を記載することとしてはどうか。

- 都道府県については、介護保険法において「介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、必要な助言及び適切な援助をしなければならない」とされているところ、高齢者の自立支援と介護の重度化防止に向けて、都道府県が実施に努めるべき具体的な保険者支援について、法律上明確化してはどうか。さらに、都道府県の介護保険事業支援計画に、市町村が行う高齢者の自立支援と介護の重度化防止に向けた取組に係る支援の具体的な内容及びその目標を記載することとしてはどうか。
- 上記の取組に関する事項をはじめとして、地域マネジメントによる地域包括ケアシステムの深化が着実に進むよう、取組のアウトカム指標やアウトプット指標（プロセス指標）を国が設定し、P D C Aの一環として、市町村及び都道府県が自己評価するとともに、国に報告してもらう仕組みとしてはどうか。
- アウトカム指標については、例えば、要介護状態等の維持・改善の度合い、健康な高齢者の増加など、保険者の取組の成果を反映する指標を設定してはどうか。なお、その際、要介護認定等が過度に抑制されることの無いよう留意する必要がある。また、アウトプット指標については、例えば、地域包括ケア「見える化」システムの活用状況も含む地域分析の実施状況、地域ケア会議の実施状況、生活支援コーディネーターの活動状況、地域包括支援センターにおけるケアマネジメント支援等の実施状況、介護予防の取組の状況等を指標とする方向で検討してはどうか。
- 都道府県及び市町村に対する取組のインセンティブとして、上記の評価については各市町村、都道府県毎に、住民も含めて公開することとし、成果を他の地域と比較することによりPDCAサイクルに活用してはどうか。
- さらに、財政面においても、市町村や都道府県に対するインセンティブ付けについて検討していくべきではないか。

2. 介護保険総合データベースの活用

- 保険者による地域の実態把握・課題分析のための基盤を整備し、都道府県・市町村の介護保険事業計画の作成、実施及び評価、並びに国民の介護保険事業の運営に関する実情の把握に資するため、①市町村による国に対する介護給付費や要介護認定等に関するデータの提出を法律上位置づけるとともに、②国は、市町村から提供されるデータを集計・分析し、地域包括ケア「見える化」システムを通じて、各都道府県・市町村の地域分析に資するようなデータ（地域差に関するデータを含む。）を提供することとしてはどうか。

- NDBの取組を踏まえ、データベースをより有効活用するために、データの利用目的が公益性の高い場合には、第三者提供を可能にしてはどうか。その場合の、データを提供する対象、データ利用に係る手続き等については、別途、検討の場を設けて検討することとしてはどうか。

- 医療と介護のデータを合わせた分析・利活用については、「データヘルス時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会」の議論の状況を踏まえつつ、検討していくこととしてはどうか。

3. サービス供給への関与のあり方

(①市町村協議制の実効性の確保・対象サービスの拡大)

- 市町村の地域分析により介護保険事業計画に定めるサービスの見込量が精緻化されることを踏まえ、都道府県及び市町村がより市町村協議制を活用できるようにするため、技術的な支援（ガイドラインの発出等）を行るべきではないか。

- 市町村協議制について、小規模多機能型居宅介護等の普及の更なる推進の観点から、対象サービスの範囲を拡大してはどうか。

(②都道府県による居宅サービス事業者の指定への市町村の関与の仕組み)

- 地域マネジメントを推進するため、都道府県が行う居宅サービス事業者の指定について、介護保険事業計画との調整を図る見地から、市町村が一定程度関与できるよう、市町村が都道府県に対して意見

をすることができるようになるとともに、都道府県が指定を行うに当たって条件を付すことができる
こととしてはどうか。

(③市町村による地域密着型サービスの事業者指定に関する見直し等)

○地域密着型通所介護について、小規模多機能型居宅介護等の普及のために必要がある場合は、市町村
が地域密着型通所介護サービス事業所の指定をしないことができる仕組みを導入してはどうか。また、
地域密着型サービス事業者の指定を行うに当たって、事業の適正な運営を確保するために必要と認め
る条件を付すことができることについて、市町村に再周知等をすべきではないか。

4. ケアマネジメントのあり方

○ケアマネジャーの資質向上を図る観点から、適切なケアマネジメント手法の策定に着手しているとこ
ろであるが、今後、ケアマネジメント手法の標準化に向けた取組を順次進めていくべきではないか。

○適切なケアマネジメントを推進するため、居宅介護支援事業所における管理者の役割の強化、特定事
業所集中減算の見直しも含めた公正中立なケアマネジメントの確保、入退院時における医療・介護連
携の強化等の観点から、居宅介護支援事業所の運営基準等の見直しを介護報酬改定の際にあわせて検
討することとしてはどうか。

○ケアマネジャーに対する報告徴収、指示・研修受講命令等の事務・権限の付与・移譲の検討に際して
は、市町村の事務負担面に十分に配慮した上で、ケアマネジャーの業務の適正な遂行を確保するため
の方策を考えるべきではないか。

2016. 9. 7 | 社会保障審議会介護保険部会（第63回）：介護人材確保等

- ▶ 介護人材の確保（生産性向上・業務効率化等）、保険者の業務簡素化（要介護認定等）、認知症施策
の推進について議論した。

《論点》

1. 介護人材の確保（生産性向上・業務効率化等）

○平成28年度に実施する事業の成果も踏まえて、個々の事業者レベルでロボット・ICTの活用を促進する
ために、ロボット・ICTを活用している事業所に対する、介護報酬や人員・設備基準の見直し等を介護
報酬改定の際に検討することとしてはどうか。

○法令上事業者に提出が求められる書類や自治体が求める書類の実態把握を行うこととしているが、こ
の結果を踏まえ、業務効率化等の観点から法令上提出が必要な書類等の見直しや、ICTを活用した書類
の簡素化を進めるべきではないか。

○介護人材の専門性や能力の向上の観点から、各施設・事業所において介護の手順・基準を明確にする
等により、根拠に基づく介護を行うことができるよう介護職員の人材育成を進めていくべきではない
か。さらに、介護職員が配置されている各施設・事業所における人材育成の取組を支援すべきでは
ないか。

2. 保険者の業務簡素化（要介護認定等）

○要介護認定制度は介護保険制度の根幹をなす重要な役割を担っており、現在実施している要介護認定
プロセスを一律に廃止・省略することは、要介護認定の信頼性に影響を与えるおそれがあり困難であ
るが、各プロセスを考慮した上で、次のケースについて事務の簡素化を図ってはどうか。

(1) 更新認定の有効期間のさらなる延長

○新規・区分変更申請において、12か月経過時点での要介護度が不变である者の割合が4~5割であること
との均衡を鑑み、認定事務の処理件数の減に伴う事務職員等の負担軽減を図るため、更新認定有効期
間の上限を36か月に延長することを可能としてはどうか。

(2) 介護認定審査会における審査の簡素化

○認定調査等の内容が長期に渡り状態が変化していない（状態安定）者については、要介護度もまた不

変である蓋然性が高いことが想定されることから、審査会委員等の事務負担の軽減を図るため、状態安定者について二次判定の手続きを簡素化することを可能としてはどうか。状態が安定しているかどうかを確認する際の具体的な要件については、要介護認定の実態研究を実施し、その結論等を踏まえ設定することとしてはどうか。

3. 認知症施策の推進

(1) 認知症施策全般を巡る動向

○認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）は関係省庁と共同して策定したものであり、政府全体の総合的な取組として、引き続き推進していくことが必要ではないか。

○新オレンジプランで示されている基本的考え方（普及・啓発、介護者支援、本人視点の重視など）を介護保険法等に盛り込む必要があるのではないか。

(2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

○地域における認知症に関する医療・介護等の連携をさらに推進していくため、その時の容態にもっともふさわしい場所で適切なサービスが提供される循環型の仕組みを構築していく観点を介護保険事業（支援）計画等に盛り込む等、各地域で計画的に取り組む必要があるのではないか。特に医療との連携の観点から、都道府県による市町村に対する適切な支援が必要ではないか。

○認知症初期集中支援チームについて、早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等につなげるための介入を行うという機能を果たしつつ、さらに、必ずしも初期でない認知症の人への支援やいわゆる困難事例への対応等も必要とされていることから、より効果的にチームを機能させる必要があるのではないか。

○認知症の人同士が繋がり意見交換をするための場づくり等を通じた認知症の人の社会参加や生きがいづくりについて、認知症地域支援推進員の役割の整理を含め、効果的な展開方法の確立や普及・定着を推進すべきではないか。

(3) 認知症の人の介護者への支援

○家族をはじめとする認知症の人の介護者への支援について、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ、ボランティアが認知症の人の居宅を訪問して一緒に過ごす取組（「認とも」）、家族向けの認知症介護教室等に加え、認知症の人の家族もまた認知症と向き合う当事者であるとの視点を踏まえつつ、精神的側面への支援を含めたより重層的な介護者への支援の在り方等について検討が必要ではないか。

(4) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

○認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者等がその判断能力に応じて、必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるよう、成年後見制度利用促進法の検討状況も踏まえつつ、関係機関が連携しながら市民後見人の育成やその活動の支援、後見等の実施前から継続的に支援が提供される体制の整備等を進めていく必要があるのではないか。

○認知症の人の行方不明等、改めて認知症の人やその家族を地域で見守り、コミュニティーで支える体制づくりに注目が集まっている中、認知症に向き合うことをきっかけに地域の繋がりを再生していくという観点も踏まえつつ、地域における見守り体制づくりを、引き続き推進していく必要があるのでないか。

(5) 若年性認知症施策の強化と認知症の人やその家族の視点の重視

○若年性認知症の人の症状や家族のライフステージの特有な問題に配慮しつつ、企業に雇用継続されるための事業主に対する若年性認知症に関する普及・啓発や相談支援、居場所づくりや社会参加支援等を含めた支援ネットワークの構築等を効果的に推進していくため、若年性認知症支援コーディネーターが地域障害者職業センターや認知症地域支援推進員等関係機関と連携を推進していく必要があるのではないか。

○認知症の人が集い、自らの体験や希望、必要としていることを主体的に語り合うミーティングの開催などにより、認知症の人を支える側の視点ではなく、認知症の人のニーズを把握し、本人の視点に立った取組を推進することができるよう、検討を進めていく必要があるのではないか。

2016.8.5 平成27年度「介護労働実態調査」の結果：公表

▶ 介護労働安定センターは、平成27年度に実施した「事業所における介護労働実態調査」、「介護労働者の就業実態と就業意識調査」の結果をとりまとめ、公表した。

《調査の概要》

1. 「事業所における介護労働実態調査」

(1) 調査対象

全国の介護保険サービスを実施する事業所から無作為抽出した 17,643 事業所を対象にアンケート調査を実施。有効回答は 9,005 事業所（有効回収率は 51.0%）

(2) 結果の概要 ※（ ）内は前年度数値

①従業員の過不足

○介護サービスに従事する従業員の過不足状況を見ると、不足感（「大いに不足」+「不足」+「やや不足」）は 61.3%（59.3%）であった。「適当」が 38.2%（40.2%）であった。

○不足している理由については、「採用が困難である」が 70.8%（72.2%）、「事業を拡大したいが人材が確保できない」が 20.3%（19.8%）、「離職率が高い」が 15.8%（17.0%）であった。

○採用が困難である原因は、「賃金が低い」が 57.4%（61.3%）、「仕事がきつい（身体的・精神的）」が 48.3%（49.3%）であった。

②介護サービスを運営する上での問題点

○全体では「今の介護報酬では人材の確保・定着のために十分な賃金を払えない」が 53.8%（49.8%）、「良質な人材の確保が難しい」が 53.6%（53.9%）であった。

③賃金

○労働者の所定内賃金[月給の者]は 217,753 円（215,077 円）であった。

（注）労働者：事業所管理者（施設長）を除く。

④過去3年間に介護を理由に退職した従業員の有無

○「介護を理由に退職した従業員はいた」が 23.5% であった。

⑤採用率・離職率

○1年間[平成26年10月1日から平成27年9月30日]の採用率の状況は 20.3%（20.6%）であった。また、離職率の状況は 16.5%（16.5%）であった。

○採用率は平成25年度[21.7%]以降減少している。離職率は平成20年度以降 20%を下回り、ここ数年 16～17%で推移している。

○職種・就業形態別の離職率について、訪問介護員では正規職[15.8%]が非正規職員[13.5%]より高い。介護職員については、非正規職員[21.7%]が正規職員[14.9%]より高い。

2. 「介護労働者の就業実態と就業意識調査」

(1) 調査対象

上記1- (1) の事業所の中で、1事業所あたり介護にかかわる労働者3人を上限に選出した52,929人に対し、調査票を配布してアンケート調査を実施。有効回答は 21,848 人（有効回収率 41.3%）

(2) 結果の概要 ※（ ）内は前年度数値

①仕事を選んだ理由

○「働きがいのある仕事だと思ったから」が 52.2%（52.6%）であった。

②労働条件等の不満

○「人手が足りない」が50.9%（48.3%）、「仕事内容のわりに賃金が低い」が42.3%（42.3%）、「有給休暇が取りにくい」が34.6%（34.9%）であった。

③仕事・勤務先に関する希望

○仕事（職種）に関する希望は、「今の仕事を続けたい」が65.5%、「わからない」が15.3%、「働きたくない」が2.8%であった。

○勤務先に関する希望は、「今の勤務先で働き続けたい」が57.5%、「わからない」が22.6%、「働きたくない」が2.4%であった。

*平成27年度「介護労働実態調査」の結果 ※介護労働安定センターHP

http://www.kaigo-center.or.jp/report/h27_chousa_01.html

2016.8.31 | 社会保障審議会介護保険部会（第62回）：被保険者範囲等

▶ 被保険者の範囲、ニーズに応じたサービス内容の見直しについて議論した。

《論点》

1. 被保険者の範囲のあり方

○介護保険制度創設時の考え方や、これまでの議論や、将来的な給付増と被保険者の減少の見込み、地域共生社会の実現の推進等を踏まえ、介護保険制度における被保険者の範囲について、どのように考えるか。

○特に、「介護保険制度の普遍化」を目指すべきか、「高齢者の介護保険」を維持するべきかといった論点に対してどのように考えるか。

○見直しに向けた検討を行う場合には、若者の納得感、関係者の合意形成について、どのように進めて行くべきか。

2. ニーズに応じたサービス内容の見直し

①自立支援・重度化予防を推進する観点からの リハビリテーション機能の強化

○地域において、通所リハビリテーションと通所介護のそれぞれの特徴を踏まえ、利用者の状態に応じて適切なサービスを提供していくためには、各サービスがどのように役割分担と機能強化（例えば、リハビリテーション、機能訓練、認知症ケアなどの明確化や専門職の人員配置等）をしていくべきか。

○平成27年度介護報酬改定において、リハビリテーションマネジメント加算Ⅱが導入され、通所リハビリテーションでは多職種の連携や、ケアプラン・居宅サービス計画との連動、職種間、介護事業所間での情報共有が促進された。さらに職種間や介護事業所間の連携を促進するためにはどのような対応が必要か。

②中重度者の在宅生活を支えるサービス機能の強化

○小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスの利用者数や事業所数を増やすなどの充実を図っていくためには、どのような方策が考えられるか。例えば、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及に向けて、利用者・ケアマネジャーへの周知や行政の積極的な関与などを求める意見があることについて、どのように考えるか。

○小規模多機能型居宅介護等の複合的な機能を担っているサービスについて、中重度者の在宅生活を支える観点から機能強化を図っていくためには、どのような方策が考えられるか。

○介護サービスとともに生活を支えるために必要となる配食などの保険外サービスが一体となって提供されるためには、どのような方策が考えられるか。

③安心して暮らすための環境の整備

○特別養護老人ホームについては、平成27年4月より、原則、新規入所者は要介護3以上の方となり、入所者の重度化が進展していく中で、今後、特別養護老人ホームにはどのような役割が期待されるか。

○有料老人ホームについては、民間の創意工夫を活かした多様なサービス形態の施設が大幅に増加する

中で、適正な事業運営や入居者保護の充実が求められており、前払金の保全措置の取扱いや、未届の有料老人ホーム等への対策強化をはじめ、今後、どのような実効性のある方策が求められるか。また、入居希望者が入居の判断に必要な施設の情報を容易に入手し、ニーズに応じた適切な施設が選択できるような環境整備に向けて、どのような方策が考えられるか。

④「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現

- 地域包括支援センターにおける総合相談支援や、生活支援コーディネーターの取組等について、地域共生社会の実現を目指す観点から、どのような対応が考えられるか。
- 高齢者、障害者等が、同一の事業所において介護保険サービス及び障害福祉サービスを利用しやすくなることについて、どのように考えるか。

2016.8.19 **社会保障審議会介護保険部会（第61回）：利用者負担等**

- ▶ 利用者負担、費用負担（総報酬割・調整交付金等）について議論した。

《論点》

1. 利用者負担

- 高齢化の進展に伴い、40～64歳の第2号被保険者及び65歳以上の第1号被保険者の保険料水準の上昇が見込まれる中で、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、今後の介護保険制度の持続可能性を高める観点から、サービスを利用する方の負担のあり方についてどのように考えるか。

(利用者負担割合)

- 利用者負担割合については、平成27年8月から一定以上所得者については2割負担を導入したところである。制度の施行状況や、医療保険における患者負担割合を踏まえ、こうした利用者負担割合のあり方についてどのように考えるか。

(高額介護サービス費)

- 高額介護サービス費については、平成26年改正では基本的に据え置きとしつつ、2割負担の導入に伴い、特に所得の高い層のみ、上限の引上げを行ったところである。制度の施行状況や、医療保険における自己負担額の上限額を踏まえ、高額介護サービス費のあり方についてどのように考えるか。

(補足給付)

- 経過的かつ低所得者対策としての性格をもつ補足給付に対して見直す点はあるか。
- 特に平成25年の介護保険部会意見において引き続き検討することが必要とされた、不動産の勘案については、資産を預貯金の形でもつ方との公平性の観点や、地域的な格差、民間金融機関の参入の困難性、認知症の方への対応等様々な実務上の課題等を踏まえ、どのように考えるか。

2. 費用負担

(介護納付金)

- 高齢化に伴い第2号被保険者の保険料負担が増大していく中で、以下の点を踏まえて、各被用者保険等保険者の負担する介護納付金について応能負担の必要性をどのように考えるか。

- ・ 「負担能力に応じて応分の負担を求める」という考え方があるが、現在の社会保障制度の基本的な路線となっていること
- ・ 介護保険制度の中でもこれまで第1号保険料や利用者負担において応能負担の要素を強めてきたこと
- ・ 今後労働力人口の減少が見込まれるとともに、女性の活躍が推進される中で、事業主にとっても介護離職を防止する介護サービスの充実は必要であること。また、一億総活躍の実現に向けて介護離職の防止が重要となっていること
- ・ 制度創設時に公平な仕組みとして被保険者数に応じた負担としていたこと
- ・ 費用負担者である第2号被保険者の納得感

- ・ 医療保険制度において平成27年度から順次、後期高齢者支援金の総報酬割が拡大されており、全面総報酬割が平成29年度から導入されることとの関係

○仮に、介護納付金に総報酬割を導入する場合、その具体的な内容や、給付の適正化など現役世代の負担を軽減していく取組についてどのように考えるか。

(調整交付金)

○現行の年齢調整のままでは、財政調整機能が縮小することが予想されるが、年齢区分の見直しについて、年齢階級ごとの要介護認定率や執行事務における対応を踏まえてどのように考えるか。例えば、要介護認定率が50%を超える85歳以上の加入割合に着目し、①65～74歳、②75～84歳、③85歳以上といった基準の区分の細分化により、調整機能を強化してはどうか。

○その際、現行の調整交付金の交付割合からの激変緩和についてどう考えるか。

2016.7.20 | 社会保障審議会介護保険部会（第60回）：軽度者への支援のあり方等

- ▶ 軽度者への支援のあり方、福祉用具・住宅改修について議論した。

《論点》

1. 軽度者への支援のあり方

○要支援者と要介護者においては給付を別にするなど支援のあり方に違いを設けているが、この他に、要支援・要介護度に応じて支援のあり方に違いを設けることについて、どのように考えるか。

○訪問介護における生活援助に対する給付について、「給付の見直しや地域支援事業への移行、負担のあり方」を含め検討を行うとされていることをどのように考えるか。その際、自立支援や重度化防止といった介護保険の理念、人材確保に制約がある中での介護人材の専門性に応じた有効活用の観点や制度の持続可能性の観点を踏まえた対応について、どのように考えるか。

○その他の給付（※）について、「給付の見直しや地域支援事業への移行、負担のあり方」を含め検討を行うとされていることを前回改正時の議論も踏まえつつ、どのように考えるか。（※）訪問介護における生活援助以外の介護給付及び予防給付

○これらの検討に当たって、予防給付の訪問介護、通所介護の総合事業への移行が、平成29年3月までを経過措置期間としており、現在、市町村においてニーズ把握や関係者の認識共有に努めていただいている状況であることをどのように考えるか。

2. 福祉用具・住宅改修

◆共通事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売、住宅改修）

○利用者が適切なアセスメントとケアプランに基づき福祉用具や住宅改修を利用できるよう、サービス担当者会議のみならず、地域ケア会議の活用を含め、どのような方法が考えられるか。

○福祉用具や住宅改修が、利用者の自立支援、状態の悪化の防止、介護者の負担軽減等の役割を果たしていることを考慮した上で、利用者負担のあり方についてどのように考えるか。

◆福祉用具貸与・特定福祉用具販売

○福祉用具貸与・特定福祉用具販売の価格について、極端な価格差が可能な限り生じないようにとともに、利用者が適切な価格の福祉用具を選択できるようにするために、どのような仕組みが考えられるか。

○福祉用具貸与・特定福祉用具販売の対象種目について、それぞれの種目の特性や利用実態等を踏まえて、どのように考えるか。

◆住宅改修

○住宅改修の工事価格等取引実態を把握するために、どのような仕組みが考えられるか。また、工事価格や施工水準のばらつきを抑え、利用者が適切な改修を受けるためには、どのような仕組みが考えられるか。

2016.6.15	社会保障審議会介護給付費分科会（第130回）：平成28年度調査
▶ 同介護事業経営調査委員会（第20回、6月8日）での議論等をもとに、平成28年度介護従事者処遇状況等調査の実施等と消費税負担に係る関係団体ヒアリングにおける主な意見をもとに協議した。	
2016.6.8	社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会（第20回）：平成28年度調査
▶ 平成28年度介護従事者処遇状況等調査の実施等について、また、消費税負担に関する関係団体ヒアリングにおける主な意見をもとに協議した。	
▶ 平成28年度介護従事者処遇状況等調査は平成28年10月から実施し社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会における調査結果の公表は、平成29年3月を予定している。	
▶ 調査対象、抽出方法等は平成27年度と同様とされ、平成28年度調査においては、介護職員処遇改善加算（I）の取得が困難な理由及び介護職員処遇改善加算を取得しない理由について、さらに具体的な事情を把握するための調査項目を設けるとされている。その他の調査項目については、調査年度の修正等、形式的な変更を除き、平成27年度調査からの変更は行わない。	
《消費税負担に関する係団体ヒアリングにおける主な意見・抜粋》	
◆消費税10%への引上げ時の対応に関する意見：介護報酬による対応について	
(意見)	
○予定されている10%への引上げに当たっても、前回の8%への引上げ時と同様に、介護報酬において、基本単位の上乗せと加算部分の上乗せという前回同様の対応策を講じていただきたい。	
○前回と同様に、介護報酬に占める仕入れ物件費分の介護報酬の引上げをお願いしたい。	
○人件費は消費税非課税であるが、現行の社会福祉法人会計基準では派遣職員支出も人件費の中に含まれているため、今後調査を行う際には人件費の中に項目を設定してもらいたい。	
○従来型介護老人福祉施設とユニット型介護老人福祉施設について、それぞれ費用構造を算出して、これに基づいた報酬改定を行うべき。	
○前回、類似サービスの数値を援用した推計を行っている定期巡回サービスや看護小規模多機能型居宅介護などについては、経営概況調査の十分な有効回答数の確保に努めるとともに、前回調査との慎重な比較検証に基づいた対応を検討されたい。	
○前回引上げ時において、通常の特定施設と地域密着型特定施設、特定施設の短期利用について、それぞれ若干異なる報酬単価となったが、制度の簡素化の観点から同一単価としてもらいたい。	
○加算については、上乗せ分が1単位未満のものについて考慮されなかつたので、今回は5%から10%に5%上がるなどを前提とした加算の見直しを行って頂きたい。	
※事務局注：課税費用の割合が小さい加算や、もとの単位数の設定が小さく上乗せ分が1単位に満たないものなど、個別に上乗せ分を算出して対応することが困難な加算については、基本単位数への上乗せに際し、これらの加算に係る消費税相当分も含めて上乗せ対応を行っているところ。	
2016.6.3	社会保障審議会介護保険部会（第59回）：介護人材の確保等
▶ 介護人材の確保（生産性向上・業務効率化等）、その他の課題について議論した。	
《論点》	
1. 介護人材の確保（生産性向上・業務効率化等）	
○介護における生産性の向上や業務効率化の必要性について、どのように考えるか。	
○ロボットやセンサー等の新しい技術を利用者に対するサービスの向上や労働環境の改善に繋げるために、どのような取組が考えられるか。	
○介護記録のICT化による業務効率化が期待されるが、個々の事業者レベルでICTの活用促進をするためには、どのような方策が考えられるか。	
○ICTによって業務の効率化を進めるに当たり、適切な制度運用に必要とされる文書を精査するうえ	

で、自治体が求める書類のあり方について業務効率化の観点や地方分権の観点等も踏まえ、どのように考えるか。

○介護人材の類型化・機能分化によって、介護職の専門性を活かす取組を踏まえて、介護サービスの内容や施設・事業所のあり方について、どのように考えるか。

○介護人材の専門性や能力の向上の観点から、施設・事業所における介護職員の業務管理や研修・技術指導など人材育成のあり方について、どのように考えるか。その際、事業者における介護業務の手順を明確にすることについて、どのように考えるか。

○上記の他、処遇改善を含め、介護人材の確保策についてどのような方策が考えられるか。

2. 保険者の業務簡素化（要介護認定等）

○保険者等から要介護認定事務（認定調査、認定審査、主治医意見書等）が負担となっているという声があるが、要介護認定事務の業務簡素化・効率化についてどう考えるか。

○介護保険制度創設以来、要介護認定の有効期間の順次見直しを行ってきたが、さらなる見直しの必要性についてどう考えるか。

○その他、要介護認定事務の業務簡素化・効率化のためにどのような方法が考えられるか。

3. 介護保険適用除外施設における住所地特例の見直しについて

○介護保険適用除外施設から退所して、介護保険施設等に入所した場合について、介護保険適用除外施設の所在市町村の給付費が過度に重くならないよう、保険者の定め方を見直すべきではないか。

○その際、地域保険の原則に対する特例を拡大することとなるため、全ての介護保険適用除外施設を対象とするのではなく、特例の見直しの対象とする必要性が高い施設類型に限定すべきではないか。

○具体的には、以下のような観点に着目して見直しの必要性を検討してはどうか。

①既に障害者福祉制度や生活保護制度における居住地特例等で介護保険適用除外施設入所前自治体が支援する仕組みがあり、その入所に係る費用等は、適用除外施設入所前市町村（※）が負担している。※生活保護制度においては、市、社会福祉事務所を設置する町村、又は都道府県が保護費等を負担している。

②当該施設からの退所者のうち、介護保険施設等に移る者の割合が高い。又は、今後そうなることが予想される。

③自治体や施設から具体的な見直しの要望が出ている。

4. 介護保険総合データベースの活用について

○今後、介護DBを利用し、要介護認定率や一人当たり介護給付費の地域差について、高齢化の程度、介護予防活動の状況、サービスの利用動向や事業所の状況等を含め、適切に分析していくためには、全ての保険者から漏れなくデータを収集する必要がある。そのためには、どのような取組が考えられるか。

○今後、医療・介護の政策を総合的に進める観点から、医療と介護のデータを連結し分析していくことが必要であるが、どのように進めていくべきか。

○介護の質の向上や研究開発促進等のため、介護DBを国や保険者以外が活用することについて、どのように考えるか。

2016.5.25 | 社会保障審議会介護保険部会（第58回）：地域支援事業・介護予防

▶ 地域支援事業・介護予防の論点について議論した。

《論点》

1. 地域支援事業の推進

○地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業（地域支援センターの運営及び地域包括ケアシステムの構築に向けた充実分）及び任意事業からなるが、介護給付、介護予防給付と

相まって、市町村が保険者機能を発揮して効果的・効率的に介護保険事業を実施するためには、どのような仕組みが必要か。

○介護給付、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業は、実施体制や財源が異なっているが、介護予防・日常生活支援総合事業と介護給付や包括的支援事業との関係、介護給付と包括的支援事業との関係等、事業間の関係、事業と給付との関係について、全体として適切に実施するためには、どのような仕組みが考えられるか。

○地域における自助や互助の取組の促進、多様な主体による多様なサービスの確保、介護予防の推進、保険給付の適正化等多様な役割が求められる地域支援事業の取組状況等について、どのような指標によりその進捗を測ることができるか。取組の進捗状況を測るアウトプットや、取り組みの成果を測るアウトカムに関する指標としてどのようなものが考えられるか。

○地域支援事業を効果的・効率的に実施する観点から、地域包括支援センターや地域ケア会議を有効に活用するためには、どのような方策が考えられるか。

○地域包括支援センターは、地域支援事業の充実強化に伴いその役割が拡大してきているが、総合相談支援業務等基本的な4つの業務を効果的に実施しつつ、地域の実情に応じて基幹型や機能強化型等の役割を果たすためには、どのような方策が考えられるか。

○市町村が個別のケアプランに関する点検、指導等を行う場合、地域ケア会議における個別ケースの検討として行う場合や任意事業の給付適正化事業として行う場合等があるが保険者として適正なケアマネジメントの実施を支援するために、どのような仕組みが必要か。

○要介護者に対するケアマネジメントへの地域包括支援センターの関与のあり方についてどう考えるか。また、要支援者に対するケアマネジメント（介護予防支援と介護予防ケアマネジメント）のあり方について、どのように考えるか。

2. 介護予防の推進

○介護予防・自立支援の取組をより一層推進するためには、各々の市町村における取組状況等に応じた支援が必要であるが、取組状況等を測るプロセスや、取組の成果を測るアウトカムに関する指標（例えば要介護認定率を用いたもの等）としてどのようなものが考えられるか。

○保険者等が、高齢者の介護予防や自立支援に積極的に取り組んでいくためのインセンティブとして、どのような仕組みが考えられるか。

○介護予防・自立支援の推進のため、都道府県による市町村支援の在り方について、制度的な点からも強化を図るべきではないか。

○住民主体の介護予防活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて参加者が増え、通いの場が普及拡大していくような地域づくりを推進するために、高齢者自身が積極的に介護予防に取り組む環境の整備や気運の醸成が重要であると考えられるが、これらをどのように進めていくべきか。

3. 認知症施策の推進

(1) 認知症施策全般を巡る動向

○認知症は今や医療・介護等だけでなく、新たな課題の指摘も含め、社会の様々な領域で我々の生活に密接に関わる問題となっている。認知症の人が認知症とともによりよく生きていけるよう環境整備や理解の醸成等を分野横断的により一層推進するために、さらにどのような取組みが考えられるか。

(2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

○認知症の早期診断・早期対応を軸とし、行動・心理症状（B P S D）や身体合併症等が見られた場合にも、その時の容態にもっともふさわしい場所で適切なサービスが提供される循環型の仕組みの構築に向けて、地域における認知症に関する医療・介護等の連携をさらに推進していくために、どのような方策が考えられるか。その際、都道府県の役割や関わり方についてどのように考えるか。

○在宅等で適切な医療・介護等の支援に繋がっていない人に積極的に関わって適切なサービスにつなげていくことや、地域において医療・介護だけでなく認知症に関わる様々な資源を有機的に連携させていくことなど、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供を推進していくためにさらにはどのような取組が考えられるか。

○その際、必ずしも初期でない認知症の人への支援も行っている認知症初期集中支援チームの役割や、認知症の人の社会参加や生きがいづくりを支援するための認知症地域支援推進員の役割について、どのように考えるか。また、都道府県の役割や関わり方についてどのように考えるか。

(3) 認知症の人の介護者への支援

○家族をはじめとする認知症の人の介護者への支援について、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ、ボランティアが認知症の人の居宅を訪問して一緒に過ごす取組（「認とも」）、家族向けの認知症介護教室等に加え、認知症の人の家族もまた認知症と向き合う当事者であるとの視点に立って、さらにはどのような取組が考えられるか。

(4) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

○認知症の人の行方不明や列車事故、虐待等の様々な問題を通じて、改めて認知症の人やその家族を地域で見守り、コミュニティで支える体制づくりに注目が集まっている中、認知症に向き合うことをきっかけに地域の繋がりを再生していくという観点も踏まえ、さらにどのような取組が考えられるか。

○認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者等がその判断能力に応じて、必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるよう、市民後見人の育成やその活動の支援、後見等の実施前から継続的に支援が提供される体制の整備等をどのように進めていくか。その際、都道府県の役割や関わり方についてどのように考えるか。

(5) 若年性認知症施策の強化と認知症の人やその家族の視点の重視

○若年性認知症の人に特有な問題に配慮しつつ、居場所づくりや就労・社会参加支援等を含めた支援ネットワークの構築を進めていくため、さらにどのような取組が考えられるか。

○認知症の初期の段階をはじめとして、認知症の人を支える側の視点に偏ることなく、認知症の人やその家族の視点に立って施策を点検し、これを新たな認知症施策の企画・立案へと繋げていく好循環を、国レベルで、地方自治体レベルで確立していくために、どのような取組が考えられるか。

2016.4.22 | 社会保障審議会介護保険部会（第57回）：保険者機能の強化等

▶ 保険者機能の強化など地域の実情に応じたサービスの推進について、①保険者等による地域分析と対応、②サービス供給への関与のあり方、③ケアマネジメントのあり方、の論点などを議論した。

《論点》

1. 保険者等による地域分析と対応

○今後、給付の増加や保険料の上昇が見込まれるとともに、各地域によって高齢化のスピードや高齢者人口の推移に差が生じてくる中で、介護保険事業（支援）計画のP D C Aサイクルや、保険者機能、都道府県による保険者支援機能をどのように強化していくか。

○高齢者の自立支援や介護予防等に関する先進的な自治体の取組について、保険者のリーダーシップ、地域の状況の実態把握・分析・課題抽出、ノウハウの共有・人材育成、専門職能団体等との連携、介護予防等に関する住民の意識向上といったポイントを踏まえて、全国展開を図るために、どのような制度的対応が必要か。

○保険者において、要介護認定率や一人当たり給付費等の地域差をはじめとした給付実態等の効果的な分析、課題抽出、活用の促進に向けて、地域包括ケア「見える化」システムを効果的に活用するためにはどのような改善や仕組みが必要か。

○保険者の取組状況等について、どのような指標によりその進捗を測ることができるか。取組の進捗状

況を測るアウトプットや、取組の成果を測るアウトカムに関する指標（例えば要介護認定率を用いたもの等）としてどのようなものが考えられるか。

○ノウハウの不足や人員等の環境により、上記のような現状分析や取組等を行うことが厳しい状況にある市町村について、より保険者機能の発揮を促進するため、国としてどのような支援を行うべきか。また、都道府県の助言や援助の機能をどのように強化、具体化していくべきか。保険者相互の連携としてどのような取組が考えられるか。

○保険者等が、介護保険事業計画におけるP D C Aサイクルを通じた進捗管理、保険者による高齢者の自立支援や介護予防の取組、効率的な給付の推進等を図るためのインセンティブとしてどのような仕組みが考えられるか。

2. サービス供給への関与のあり方

○保険者機能の強化等の観点から、計画が想定しているサービス量と比べて、実際のサービス量が下回る場合、または、実際のサービス量が上回る場合に、保険者等によりサービス供給量を調整する仕組みのあり方について、どのように考えるか。

3. ケアマネジメントのあり方

○自立支援、公正中立、総合的かつ効率的なサービス提供の視点に基づく適切なケアマネジメントを確保するためには、どのような方策が考えられるか。

○さらに、市町村は保険者として、地域の中で適切なケアマネジメントの確保を一層進めるため、どのような方策を行うことが考えられるか。

○医療介護等の連携のために、ケアマネジメントにおいて、専門職種や専門機関を有機的に結びつけるためにはどのような方策が考えられるか。

○給付管理や書類作成等の業務負担も踏まえてケアマネジャーの業務のあり方をどのように考えるか。

2016. 4. 21	社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会（第18回）：消費税負担
-------------	--

- ▶ 平成29年4月に予定されている消費税率引上げにともない、介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について検討を行うため、消費税8%へ引上げ時の対応の評価及び10%へ引上げへの対応に関する意見について、第17回（4月15日）から引き続き関係団体のヒアリングを実施した。
- ▶ ヒアリングについては、介護保険事業に係る控除対象外消費税の現状等について実施するものであり、介護事業経営や介護報酬全般についてのヒアリングを実施するものではない。

《ヒアリング団体》

○第17回（4月15日）：全国社会福祉法人経営者協議会、民間介護事業推進委員会、全国特定施設事業者協議会、日本医師会、認知症の人と家族の会

○第18回（4月21日）：全国老人福祉施設協議会、全国老人保健施設協会、日本慢性期医療協会、日本認知症グループホーム協会

2016. 3. 30	社会保障審議会介護給付費分科会（第128回）：平成27年度調査結果等
-------------	------------------------------------

- ▶ 平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成27年度調査）の結果の報告及び、「平成27年度介護従事者処遇状況等調査の結果」をもとに議論した。平成27年度調査は、社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会で調査・検討を進め、介護給付費分科会へ報告したものである。
- ▶ 平成27年度介護従事者処遇状況等調査の結果では、介護職員処遇改善加算（I）を取得した施設・事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、平成26年と平成27年を比較すると、13,170円の増となっていることなどが示されている。
- ▶ なお、同日には社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会（第17回）が開催され、介護報酬改定のための基礎資料等に関する検討について協議した。

《平成27年度介護従事者処遇状況等調査の結果・概要》

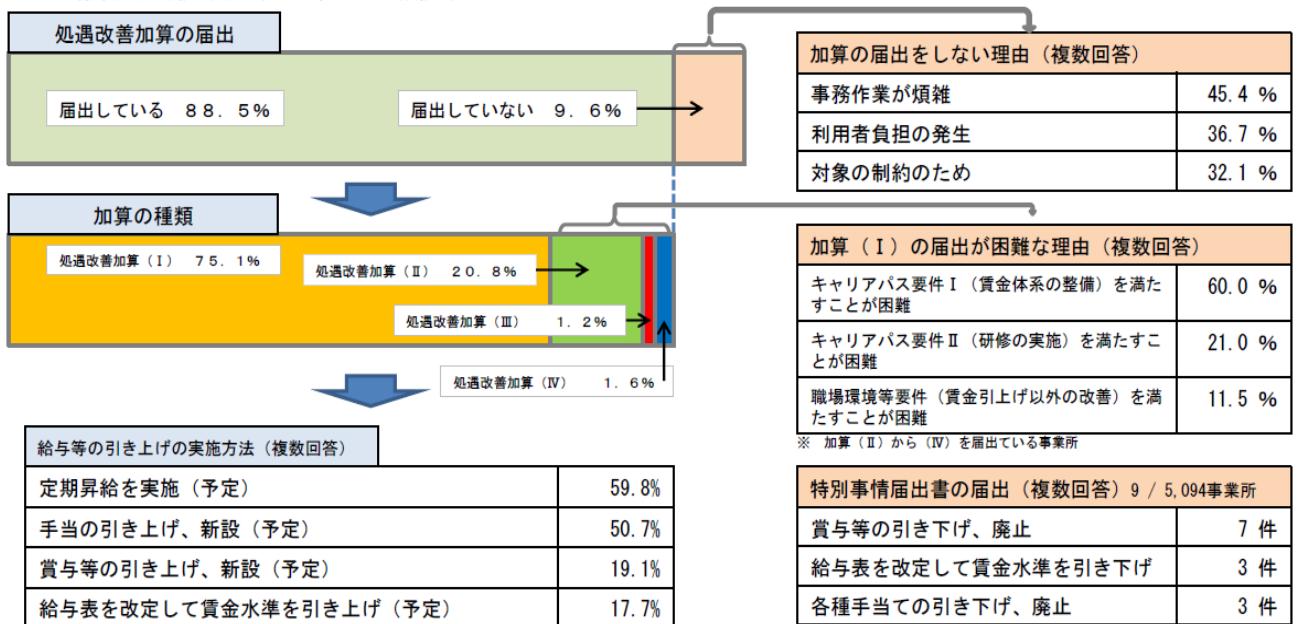
平成27年度介護従事者処遇状況等調査結果のポイント（案）

- 介護職員処遇改善加算（I）を取得した施設・事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、平成26年と平成27年を比較すると、13,170円の増となっている。|

介護職員の平均給与額（月給・常勤の者）	平成27年9月	平成26年9月	差額
介護職員処遇改善加算（I）の届出をした施設・事業所	287,420円	274,250円	13,170円
介護職員処遇改善加算（I）～（IV）の届出をした施設・事業所	284,410円	272,100円	12,310円

※1 調査対象となった施設・事業所に平成26年と平成27年ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

※2 平均給与額は、基本給（月額）+手当+一時金（4～9月支給金額の1／6）



※ 給与等の引き上げの実施方法は、調査対象となった施設・事業所に在籍している介護従事者（介護職員に限定していない）全体の状況

《平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査・テーマ》

- ◎看護小規模多機能型居宅介護のサービス提供の在り方に関する調査研究事業
- ◎中山間地域等におけるサービス提供の在り方に関する調査研究事業
- ◎リハビリテーションと機能訓練の機能分化とその在り方に関する調査研究事業
- ◎介護保険施設等における利用者等の医療ニーズへの対応の在り方に関する調査研究事業
- ◎居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査研究事業
- ◎介護保険サービスにおける認知症高齢者へのサービス提供に関する実態調査研究事業
- ◎介護保険サービスにおける質の評価に関する調査研究事業

2016.3.25 社会保障審議会介護保険部会（第56回）：在宅医療・介護の連携等

- ▶ 平成28年2月17日、介護保険部会（第55回）において、平成30年度の介護保険制度見直しに向けた議論が再開された。
- ▶ 介護保険制度の見直しにあたっては、これまでの制度改革等の取組をさらに進め、（1）地域包括ケアシステムの推進、（2）介護保険制度の持続可能性の確保、に取組むことが重要であるとの考え方のもと、主な検討事項にそって議論が進められる。
- ▶ 第56回会議では、在宅医療・介護の連携の連携等の推進と慢性期の医療・介護ニーズに対応したサービスのあり方について協議した。

《主な検討事項》※検討項目については議論に応じて見直す。

地域包括ケアシステムの推進

1. 地域の実情に応じたサービスの推進（保険者機能の強化等）

- (1) 保険者等による地域分析と対応
- (2) ケアマネジメントのあり方
- (3) サービス供給への関与

のあり方

2. 医療と介護の連携

- (1) 慢性期の医療・介護ニーズに対応したサービスのあり方 (2) 在宅医療・介護の連携等の推進

3. 地域支援事業・介護予防の推進

- (1) 地域支援事業の推進 (2) 介護予防の推進 (3) 認知症施策の推進

4. サービス内容の見直しや人材の確保

- (1) ニーズに応じたサービス内容の見直し (2) 介護人材の確保（生産性向上・業務効率化等）

介護保険制度の持続可能性の確保

1. 給付のあり方

- (1) 軽度者への支援のあり方 (2) 福祉用具・住宅改修

2. 負担のあり方

- (1) 利用者負担 (2) 費用負担（総報酬割・調整交付金等）

その他の課題

- (1) 保険者の業務簡素化（要介護認定等） (2) 被保険者範囲等

2016. 2. 3 | 社会保障審議会介護給付費分科会（第126回）：実態調査等

- ▶ 介護事業経営実態調査及び、介護保険サービスに関する消費税等の取扱について議論した。
- ▶ 介護事業経営実態調査等については、各介護サービスの費用等についての実態を明らかにし、介護報酬設定のための基礎資料を得ることを目的として実施するものである。また、平成29年4月に消費税率の10%への引上げが予定されていることから、介護保険サービスにおける消費税率引上げへの対応の検討に必要なデータのために必要なデータについても把握するものとなる。なお、調査は、平成28年5月に実施し、調査結果の公表は平成28年12月を予定している。
- ▶ 介護保険サービスに関する消費税等の取扱に係る検討は、介護事業経営調査委員会において関係団体ヒアリングを実施し、検討を進めることを確認した。

2016. 1. 28 | 療養病床の在り方等に関する検討会：新たな選択肢の整理案とりまとめ

- ▶ 療養病床の在り方等について、「療養病床・慢性期医療の在り方の検討に向けて～サービス提供体制の新たな選択肢の整理案について～」をとりまとめ・公表した。
- ▶ 個別の制度や法律等については、社会保障審議会医療部会、介護保険部会等において議論が行われる。そこでの議論を行うことを前提として、検討では、新たな類型を新たな選択肢として追加して提示したものである。

《新たな選択肢の整理案・概要》

新たな選択肢を考えるに当たっての基本的な条件

（基本的な考え方）

- 新たな選択肢を検討するに当たっては、これらの利用者像と、それに即した機能（サービス）の明確化が必要である。
- 現行の介護療養病床及び医療療養病床（25対1）が長期療養の場となり、そこで亡くなる者が多いことに鑑みると、長期間の利用継続に対応する「住まい」の視点を踏まえることが重要である。
- そのため、今後、「医療」「介護」のニーズを併せ持ち、長期の療養が必要となる高齢者に対して、これまでの類型にはない、日常的な医学的管理、一定程度の介護に加え、「住まい」の機能を同時に満たす新たな類型が必要である。
- したがって、新たな類型には、
 - ・利用者の生活様式に配慮し、長期に療養生活を送るのにふさわしい、プライバシーの尊重、家族や地域住民との交流が可能となる環境整備

- ・ 経管栄養や喀痰吸引等を中心とした日常的・継続的な医学管理や、充実した看取りやターミナルケアを実施する体制が求められる。

また、これらの機能を確保する際には、厳しい財政状況も踏まえ、効率的な運営体制の実現に向けた配慮が必要である。

なお、介護療養病床においては、身体拘束ゼロに向けた取組や医師も含めたケアカンファレンスによる多職種連携など、サービスの質の向上に向けた取組が行われてきたところであり、こうした取組は、新たな類型でも引き続き実現されていくことが重要である。

(新たな選択肢に求められる条件)

- 具体的に、新たな類型については、次のような「利用者の視点」と「実現可能性の視点」が必要となる。

《利用者の視点》

- ・ 提供されるサービスの内容が、利用者の状態（医療の必要度、要介護度など）に即したものであること
- ・ 生活の質（QOL）等の観点も踏まえ、長期にサービスを利用する場として、適切な生活空間が確保されていること
- ・ 費用面から見て、利用者にとって負担可能なものであること

《実現可能性の視点》

- ・ 地域のマンパワーで対応可能な形態であること
- ・ 経過措置として、既存施設の有効活用も考慮すること
- ・ 経営者・職員にとって魅力があり、やりがいを感じられるものであること

考えられる選択肢

(本検討会における新たな選択肢の整理)

- 現行の介護療養病床・医療療養病床（25対1）が提供している機能を担う選択肢として、新たな選択肢を考えるに当たって、「住まい」の機能の強化を中心とすると、

- ① 医療を内包した施設類型
- ② 医療を外から提供する、「住まい」と医療機関の併設類型（※）

の類型が考えられる。

※現行制度においても併設は可能だが、移行を促進する観点から、個別の類型としての基準の緩和について併せて検討することも考えられる。

- その上で、現行の介護療養病床・医療療養病床（25対1）が提供している機能を担う選択肢として、別紙のような対応案が考えられる。

- なお、療養病床を有する個々の医療機関の選択肢としては、これら新たな類型に移行する、医療療養病床（20対1）や介護老人保健施設、有料老人ホーム等の既存の類型に移行する、あるいは複数の類型と組み合わせて移行する等、多様な対応の選択肢が考えられる。

- また、実際の移行先は、各医療機関が、入院する患者像や経営状況などを勘案して、既存類型や上記の対応案の中から、自ら選択することとする。

- 個別の制度や法律等については、社会保障審議会医療部会、介護保険部会等において議論を行うものであり、本検討会は、そこでの議論を行うことを前提として、新たな類型を新たな選択肢として追加して提示するものである。

この新たな類型と既存の類型、在宅医療・介護サービスも活用しながら、利用者像に即した多様な機能（サービス）を用意し、地域差にも配慮しつつ、今後の医療・介護ニーズに適切に対応できる体

制を整備することが重要である。

*療養病床の在り方等に関する検討会 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-hoken.html?tid=282014>

略

2015. 5. 20 | 社会保障審議会介護給付費分科会（第122回）：当面の検討課題等

- ▶ 「平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成26年度調査）の結果（最終報告）」等を確認するとともに、次期介護報酬改定に向けた検討課題及びスケジュールを協議した。

《概要》

(1) 次期介護報酬改定に向けた主な検討事項

(審議報告に記載された事項も含めた課題への対応について)

- 前回（第121回）介護給付費分科会において、平成27年度介護報酬改定に関する審議会報告（平成27年1月9日）（以下「審議報告」という。）に記載された事項も含めた課題への対応については、平成27年度報酬改定検証・研究委員会における効果検証・調査研究を活用し、検討することとされた。
- 上記に加え、審議報告に記載された課題のうち、他制度との連携や改定への対応準備に時間を要する事項など必要な事項については、介護報酬改定検証・研究委員会と連携しながら、介護給付費分科会において、隨時検討することとしてはどうか。

【スケジュールについて】

- 上記検討については、以下のようなスケジュールが考えられるが、どうか。

- ・ 医療保険制度との連携が必要な事項については、次期介護報酬改定が診療報酬改定と同時改定の予定であることも見据え、検討。
- ・ 改定への対応準備に時間を要する事項については、一定期間内に方向性を出せるよう、今後、検討。

(2) ①地域区分の在り方

- 対応準備に時間が要することも踏まえ、一定期間内に方向性を出せるよう、今後、検討。

(2) ②待遇改善加算の取得状況等

- 第122回介護給付費分科会（5月20日）において、介護従事者待遇状況等調査の進め方について議論し、その結果を受け、介護事業経営調査委員会において、具体的な調査項目等を検討。
- 6月を目途に、介護事業経営調査委員会においてとりまとめた結果（介護従事者待遇状況等調査の具体的な調査項目等）について、介護給付費分科会で検討。

- 10月を目途に介護従事者待遇状況等調査を実施。

(2) ③介護事業経営実態調査

- 6月を目途に介護給付費分科会において、介護事業経営実態調査等の在り方について議論。

- 介護給付費分科会の議論を受け、介護事業経営調査委員会において具体的な検討を進め、その検討内容について介護給付費分科会において議論し、今年度中にまとめる。

(3) 消費税10%に向けた対応について

- 前回引き上げ時（8%引き上げ時）の対応方針の確認等を行うとともに、医療保険における議論の動向等も踏まえて適宜検討する。

2015. 4. 28 | 第6期計画期間・平成37年度等の介護保険料等・公表

- ▶ 厚生労働省は、第6期計画期間（平成27年度～29年度）及び平成37年度等の介護保険の第1号保険料と、第6期介護保険事業計画のサービス見込み量等についてとりまとめ公表した。
- ▶ 全国の介護保険料額（月額・加重平均）は「5,514円（第5期は4,972円）」となり、平成37年度には、「8,165円」になる見込みであることが示された。

介護保険の第1号保険料

第5期	第6期	平成32年度 (見込み)	平成37年度 (見込み)
4,972円 (+10.9%)	→ 5,514円 (+36.2%)	→ 6,771円 (+64.2%)	→ 8,165円

※ 第1期は2,911円、第2期は3,293円、第3期は4,090円、第4期は4,160円。

*第6期計画期間・平成37年度等における介護保険の第1号保険料等

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000083954.html>

2015.4.23 | 社会保障審議会介護給付費分科会（第121回）：今後の検討

【今後の介護給付費分科会における検討について】

○平成27年度介護報酬改定を踏まえ、次期改定に向けた検討について、以下の通り進めることでどうか。

- (1) 次期介護報酬改定が診療報酬改定との同時改定の予定であることも見据え、次期改定に向けて、平成27年度介護報酬改定に関する審議報告（平成27年1月9日）（以下「審議報告」という。）に記載された事項も含めた課題への対応については、平成27年度介護報酬改定検証・研究委員会における効果検証・調査研究等を活用し、その結果も踏まえ、介護給付費分科会において検討する。
 - (2) 特に以下の項目については、審議報告等の指摘も踏まえ、平成27年度以降に隨時必要な検討等を行う。
①地域区分の在り方 ②処遇改善加算の取得状況等 ③介護事業経営実態調査の在り方
 - (3) 平成29年度に予定される消費税10%引き上げに向けた対応については、消費税8%引き上げ時の考え方及びその後の事業所等の実態等を踏まえ、必要な対応を検討し、平成28年12月までに方針を策定。
- ※なお、その際には、医療保険における議論の動向も踏まえて検討する必要がある。

2015.3.17 | 介護職員処遇改善加算に関する取扱い

▶ 厚生労働省は、平成27年度介護報酬改定について、介護職員処遇改善加算の具体的な算定要件等に関する事務連絡を発出した。

《概要》

○平成23年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金（以下「交付金」という）、及び平成24年度から実施されている介護職員処遇改善加算（以下「現加算」という）による賃金改善（いずれも介護職員1人月額15,000円相当）について、新たに充実した加算（介護職員1人月額27,000円相当。以下「新加算」という）を創設するもの。

※すべての介護職員の賃金が一律に月額27,000円又は15,000円引き上がる仕組みではない。

※これまでと同様、介護職員に限るものである。

1. 計画書、実績報告書の提出（提出先は都道府県知事等）

- (1) 賃金改善の額をより正確に把握するため、新たに、加算を取得した場合の賃金水準と取得前の賃金水準の提出を求める。
- (2) 処遇改善計画書、同実績報告書の提出に当たっては、加算の算定額に相当する賃金（賞与を含む）の改善を実施する。※法定福利費等を含めることができる
- (3) 新加算を算定する事業者は、キャリアパス要件の一と二の両方に適合し、また、職場環境等要件（旧定量的要件をいう。）として平成27年4月以降に実施する処遇改善（賃金改善を除く）の内容を記載した「キャリアパス要件等届出書」を都道府県知事等に届け出る

2. 経営悪化等により賃金水準を低下せざるを得ない場合の取扱い

- (1) 例外的に賃金水準を引き下げることが認められる場合の要件
①サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況にあること

②①の状況が改善した場合は、賃金水準を引き下げ前の水準に戻すこと

(2) 手続き

①賃金水準を引き下げるについて、適切に労使の合意を得るなど必要な手続をとること

②賃金水準を低下せざるを得ない状況であること等が確認できる書類を届け出していること

3. 介護職員への周知等

(1) 賃金改善の対象者、支払いの時期、要件、額等について、計画書等に明記し、職員に周知する。

(2) 介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について書面を用いるなど分かりやすく説明する。

2015.3.25 社会保障審議会介護給付費分科会（第120回）

▶ 平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成26年度調査）の結果とともに、平成27年度介護報酬改定を踏まえた今後の課題について議論した。

《平成27年度介護報酬改定を踏まえた今後の課題》

○平成27年度介護報酬改定の効果検証や、介護給付費分科会でとりまとめられた「平成27年度介護報酬改定に関する審議報告」において検討が必要とされた事項等を踏まえ、今後の課題を整理する。

検討必要分野	具体的な課題
<p>【横断的事項】</p> <ul style="list-style-type: none">■ 介護サービスの質の評価■ ケアマネジメントの質的改善■ 中重度高齢者・認知症高齢者への対応	<ul style="list-style-type: none">○ 介護サービスの質の向上に向けて、具体的な評価手法の確立を図る。また、利用者の状態等を維持・改善する取組みを促すための評価のあり方について検討する。○ ケアプランやケアマネジメントに係る評価・検証の手法について、実態を適切に把握するとともに、必要な見直しを検討する。○ 中重度や認知症の高齢者にふさわしいサービスを適時・適切に提供するため、引き続き、各種調査において研究等を進める。
<p>【居宅系】</p> <ul style="list-style-type: none">■ 機能訓練・リハビリーション等の機能分類・評価体系のあり方■ 地域の実情を踏まえた訪問系・通所系サービスにおける一體的・総合的な提供や評価のあり方	<ul style="list-style-type: none">○ 介護保険施設等における機能訓練及びリハビリテーションに係る実態を適切に把握するとともに、要介護者の生活機能の維持改善に資するよう、必要な見直しを検討する。○ 地域密着型サービスについて、利用者の医療ニーズへの対応の強化等により、在宅生活を支援するためのサービスの充実が図られているか等の観点から、必要な見直しを検討する。○ 中山間地域等における各種加算等の評価のあり方について検討するため、中山間地域等以外の実態の把握とともに、自治体独自の取組み等を通じた介護報酬以外の支援のあり方についても検討する。○ 地域包括ケアシステムの構築に向けたより効果的・効率的なサービス提供のあり方について検討する。
<p>【施設系】</p> <ul style="list-style-type: none">■ 介護保険施設等における医療提供のあり方	<ul style="list-style-type: none">○ 介護事業所、介護保険施設等の利用者への医療提供のあり方について、診療報酬との同時改定を念頭に、医療保険との関係にも留意しながら、適切に実態把握を行うとともに、必要な見直しを検討する。
<p>【その他の事項】</p> <ul style="list-style-type: none">■ 経営実態■ 介護職員の処遇改善	<ul style="list-style-type: none">○ 介護事業経営実態調査については、調査設計や集計方法などを検討する。○ 介護職員の処遇改善の状況について適切に把握する。 (※これらの検討の場は、介護事業経営調査委員会を想定)

✓ 認知症、その他高齢者対策

2016.2.5 高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等・調査結果

▶ 厚生労働省は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待の対応状況等を把握するため、各都道府県を通じて調査を実施し、平成26年度の調査結果を公表した。

	養介護施設従事者等(※1)によるもの		養護者(※2)によるもの	
	虐待判断件数 (※3)	相談・通報件数 (※4)	虐待判断件数 (※3)	相談・通報件数 (※4)
26 年度	300 件	1,120 件	15,739 件	25,791 件
25 年度	221 件	962 件	15,731 件	25,310 件
増減 (増減率)	79 件 (35.7%)	158 件 (16.4%)	8 件 (0.1%)	481 件 (1.9%)

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者
 ※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等
 ※3 調査対象年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日）に市町村等が虐待と判断した件数（施設従事者等による虐待においては、都道府県と市町村が共同で調査・判断した事例及び都道府県が直接受理し判断した事例を含む。）
 ※4 調査対象年度（同上）に市町村が相談・通報を受理した件数

7. 障害者

《直近の動向》

- ▶ 2016.10.13 相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム
- ▶ 相模原市の障害者支援施設での殺傷事件(平成 28 年 7 月 26 日)が発生し、「障害者施設における殺傷事件への対応に関する関係閣僚会議」(同 8 月 8 日)が設置され、厚生労働大臣を中心に関係閣僚が協力して、様々な観点から必要な対策を早急に検討することとされた。
 - ▶ 厚生労働省は、当該事件の検証と再発防止策等を検討するための検討チームを設置・開催している。
 - ▶ 9 月 14 日に中間とりまとめを公表し、平成 28 年秋頃の再発防止対策のとりまとめに向けて、再発防止策について議論が進められている。
 - ▶ 中間とりまとめについては、現段階で把握された事実関係に基づく検証結果を示すものであり、今後、さらに検証を進め、その結果を踏まえ再発防止策をとりまとめるとしている。

《概要》

【検討経過】

第 1 回(8 月 10 日): 検討会の開催、論点、当面のスケジュール 等

第 2 回(8 月 19 日): 意見交換 等

第 3 回(8 月 30 日): 意見交換 等

第 4 回(9 月 8 日): 意見交換 等

第 5 回(9 月 20 日): 再発防止策 等

第 6 回(10 月 13 日): 再発防止策 等

【検討課題】

: 検証・検討に当たって想定される論点

1. 福祉施設における防犯対策について

・「地域に開かれた施設」と両立する防犯対策のあり方について

2. 精神保健福祉法の措置入院に係る手続について

・緊急措置入院の判断について、措置入院の判断について、措置解除の判断について

3. 退院後のフォローアップについて

・退院後の継続的な医療のあり方について、自治体や地域コミュニティとの連携等について

4. 警察等の関係機関との情報共有のあり方について

【中間とりまとめにおける検証結果の概要: 今後の検討課題】

1. 措置入院中の診療

○綿密な診断と治療内容の検討、社会復帰に向けた治療プログラムの提供といった、質の高い医療を提供。

○医療保護入院における「退院促進措置」(※)を参考とした自立促進を図るための制度的対応。

※精神保健福祉士等の退院後生活環境相談員の選任、多職種による退院支援委員会の開催

○医師の養成段階から生涯にわたる医学教育の充実を通じて、地域復帰後の医療等の継続支援を企画可能な医師や、臨床現場において薬物使用に関連する精神障害について専門的な知識を持った

医師を育成し、質の高い医療を提供。

2. 措置解除時の対応

- 病院が、退院後に必要な医療等の支援を検討し、症状消退届で都道府県知事等に確実に伝達。
- 都道府県知事等は、症状消退届の内容を踏まえて医療等の支援の内容や関係機関の役割を確認。
- 患者が自治体を越えて移動しても、退院後支援の「調整の要」としての機能を、責任主体となる自治体間で確実に引き継ぎ。
- 都道府県知事等が、措置解除の際、精神科の医師の意見を聴く体制を確保する等の対応。

3. 措置解除後の対応

- 保健所を設置する自治体が、措置権者である都道府県等から退院後の医療等の支援プロセスを確実に引き継ぎ、継続支援を実施。地域の精神科の医療機関など地域資源も活用。
- 患者が通院中断に至ることなく、通院医療等を適切に受けられるようにするための仕組み。
- 患者が全国どこに移動しても継続的支援を受けられるよう、本人の理解を前提に自治体間での情報提供。

4. 社会福祉施設等における防犯対策

- 社会福祉施設等における防犯について、日常の対応や、犯行予告がなされた場合のような緊急時の対応に關し、具体的な点検項目を新たに提示。
- 点検項目を受けて、社会福祉施設等においては、防犯の観点から現状を点検、対応すべき点を把握。
- 地域と一体となった開かれた社会福祉施設等という基本的方向性は維持。

➤ 2016.9.30 これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会

- ▶ 厚生労働省は、改正精神保健福祉法の附則における施行後3年(平成29年4月)の検討・措置規定とともに、「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」(平成26年7月、以下「方向性」)を踏まえた精神科医療の在り方の更なる検討を行うため検討会を設置・開催している。
- ▶ 検討事項としては、改正精神保健福祉法の附則に盛り込まれている、医療保護入院における移送及び入院の手続の在り方、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置のあり方と精神科病院に係る入院中の処遇等とともに、「方向性」を踏まえた精神科医療のあり方を含め、精神保健医療福祉のあり方が掲げられている。
- ▶ 検討会のもとに、①医療保護入院等のあり方分科会、②新たな地域精神保健医療体制のあり方分科会を設置して議論を進め、分科会における議論の整理を経て、意見のとりまとめを行う予定である。
- ▶ 第3回の検討会では、「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止検討チーム」の中間とりまとめとともに、新たな地域精神保健医療体制のあり方分科会及び医療保護入院等のあり方分科会における論点整理について議論した。

《検討経過》

【これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会】

第1回(1月7日):検討会の設置、検討事項について協議。分科会の設置を確認

第2回(2月25日):関係者ヒアリング

第3回(9月30日):分科会における論点整理等について

【医療保護入院等のあり方分科会】

第1回(3月11日):分科会の検討事項及び検討課題の現状等を確認。「医療保護入院における移送及び入院の手続等の在り方」及び「医療保護入院者の退院を促進するための措置の在り方」について議論

第2回(4月28日):「入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援の在り方」について議論

第3回(6月29日):「医療保護入院のあり方」について議論

第4回(7月21日):今後議論すべき論点

1. 医療保護入院制度についてどのように考えるか
2. 医療保護入院の同意のあり方についてどのように考えるか
3. 医療保護入院の必要性・妥当性をどのように審査するべきか
4. 移送を含む医療へのアクセスを確保するための手段について、どのように考えるか
5. 入院中の患者の意思決定支援について、いわゆる「代弁者」のあり方も含めどのように考えるか

【新たな地域精神保健医療体制のあり方分科会】

第1回(3月29日):分科会の検討事項及び検討課題の現状等を確認。「精神病床のさらなる機能分化」、「精神障害者を地域で支える医療の在り方」及び「多様な精神疾患等に対応できる医療体制の在り方」について議論

第2回(4月22日):関係者ヒアリング

第3回(5月27日): "

第4回(6月29日): "

第5回(7月15日):今後議論すべき論点

1. 精神障害者を地域で支える医療の在り方について
 - デイケア・訪問看護・アウトリーチ等の医療機能の在り方についてどのように考えるか
2. 多様な精神疾患等に対応できる医療体制の在り方について
 - 多様な精神疾患・患者像への医療の提供についてどのように考えるか
3. 精神病床のさらなる機能分化について
 - ①精神病床の将来推計及び目標値についてどのように考えるか
 - ②「重度かつ慢性」に関する調査結果とその活用についてどのように考えるか

*相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syogai.html?tid=373375>

*これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syogai.html?tid=321418>

《経過》

✓ 障害者総合支援法等

2016.7.5 平成27年度「障害福祉サービス等報酬改定検証調査」の結果：公表

▶ 厚生労働省は、次期報酬改定（平成30年度）に向け、障害福祉サービス等報酬改定検証チームにおいて検討がなされた事項や、平成27年度報酬改定の効果検証に必要な事項について実施した調査結

果をとりまとめ、公表した。

- ▶ 居宅介護、生活介護、短期入所、障害者支援施設、地域相談支援、障害児支援について、それぞれの利用者の状況（障害種類、障害支援区分）、サービス提供内容や時間・延べ回数、各種加算の算定状況等を調査し、結果を集計している。

1. 居宅介護事業所の実態把握及び効率的、効果的なサービス提供のための調査
2. 生活介護のあり方及び質の評価に関する実態調査
3. 短期入所のあり方に関する実態調査
4. 障害者支援施設のあり方に関する実態調査
5. 地域相談支援利用状況調査
6. 障害児支援の支援内容及び質の評価に関する実態調査：児童発達支援・医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児入所施設の各調査

* 平成27年度「障害福祉サービス等報酬改定検証調査」の結果

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000127825.html>

2016. 6. 30 | 社会保障審議会障害者部会（第 80 回）：障害者総合支援法等

- ▶ 第 190 回国会で成立した、障害総合支援法と発達障害者支援法の一部改正について、厚生労働省からの報告をもとに協議した。また、「これから的精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」での検討状況とともに、第 3 期障害福祉計画の実績（実績値集計）などが報告された。
- ▶ 平成 24 年度から 26 年度を計画期間とする「第 3 期障害福祉計画」の実績について、各都道府県の実績値の集計（平成 28 年 3 月集計）が示された。施設入所者の地域生活への移行（施設入所者の削減）や福祉施設から一般就労への移行は、国が基本指針で定める目標値（以下、国の目標値）に達した。地域生活移行率や就労継続支援 A 型の利用者数などは、都道府県が定める目標値（以下、都道府県目標値）には達したもの、国の目標値には達しなかった。一方、入院中の精神障害者の地域生活の移行、就労移行支援事業の利用者数などは、国の目標値及び都道府県目標値に達しなかった。
- ▶ 障害者に関する実態調査である「生活のしづらさなどに関する調査」については、前回（平成 23 年度）から 5 年後となる平成 28 年度に実施することが示された。調査は、障害者施策の検討に資する基礎資料を得ることを目的として、前回調査内容を基礎として実施される。平成 28 年 12 月に調査員による調査を実施し、平成 29 年から調査票の集計及び公表に向けたとりまとめが進められる予定である。

2016. 5. 25 | 障害者総合支援法等の改正法：参議院可決・成立

- ▶ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が参議院で可決・成立した。なお、衆参両院での可決にあたり、衆議院厚生労働委員会及び参議院厚生労働委員会による附帯決議が付されている。
- ▶ 本法は、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うものである。

《概要》

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス

を新設する（就労定着支援）

- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

【施行期日】 平成30年4月1日（2.（3）については公布の日）

《衆議院厚生労働委員会 附帯決議》

- 1 障害者の介護保険サービス利用に伴う利用者負担の軽減措置については、その施行状況を踏まえつつ、その在り方について必要な見直しを検討すること。また、軽減措置の実施に当たっては、一時払いへの対応が困難な低所得者への配慮措置を検討すること。
- 2 障害福祉制度と介護保険制度の趣旨を尊重し、障害者が高齢になってもニーズに即した必要なサービスを円滑に受けられることが重要との観点から、介護保険優先原則の在り方については、障害者の介護保険サービス利用の実態を踏まえつつ、引き続き検討を行うこと。
- 3 入院中における医療機関での重度訪問介護については、制度の施行状況を踏まえ、個々の障害者の支援のニーズにも配慮しつつ、その利用の在り方について検討すること。また、障害者が入院中に安心して適切な医療を受けることができるよう、看護補助者の配置の充実等、病院におけるケアの充実に向けた方策を検討すること。
- 4 自立生活援助については、親元等からの一人暮らしを含む、一人暮らしを希望する障害者が個別の必要性に応じて利用できるようにするとともに、関係機関との緊密な連携の下、他の支援策とのつながりなど個々の障害者の特性に応じた適時適切な支援が行われるような仕組みとすること。
- 5 障害者が自立した生活を実現することができるよう、就労移行支援や就労継続支援について、一般就労への移行促進や工賃・賃金の引上げに向けた取組をより一層促進すること。また、就労定着支援の実施に当たっては、労働施策との連携を十分に図るとともに、事業所や家族との連絡調整等を緊密に行いつつ、個々の障害者の実態に即した適切な支援が実施されるよう指導を徹底すること。
- 6 通勤・通学を含む移動支援については、障害者等の社会参加の促進や地域での自立した生活を支える上で重要なとの認識の下、教育施策や労働施策との連携を進めるとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行状況等を勘案しつつ、モデル事業を実施するなど利用者のニ

ズに応じたきめ細かな支援の充実策を検討し、必要な措置を講ずること。

- 7 障害支援区分の認定を含めた支給決定については、支援を必要とする障害者本人の意向を尊重することが重要との観点から、利用者の意向や状況等をより適切に反映するための支給決定の在り方について、引き続き検討を行い、必要な措置を講ずること。あわせて、障害支援区分の課題を把握した上で必要な改善策を早急に講ずること。
- 8 障害者の意思決定の選択に必要な情報へのアクセスや選択内容の伝達が適切になされるよう、意思決定に必要な支援の在り方について、引き続き検討を行い、必要な措置を講ずること。また、「親亡き後」への備えを含め、成年後見制度の適切な利用を促進するための取組を推進すること。
- 9 精神障害者の地域移行や地域定着の推進に向けて、医療保護入院の在り方、地域移行を促進するための措置の在り方、退院等に関する精神障害者の意思決定、意思表明支援の在り方等について早急に検討を行い、必要な措置を講ずること。また、相談支援、アウトリーチ支援、ピアサポートの活用等の取組をより一層推進すること。
- 10 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の対象疾病については、指定難病に関する検討状況を踏まえつつ、障害福祉サービスを真に必要とする者が十分なサービスを受けることができるよう、引き続き、必要な見直しを検討すること。

《参議院厚生労働委員会 附帯決議》

- 1 障害者の介護保険サービス利用に伴う利用者負担の軽減措置については、その施行状況を踏まえつつ、障害者が制度の谷間に落ちないために、その在り方について必要な見直しを検討するとともに、軽減措置の実施に当たっては、一時払いへの対応が困難な低所得者への配慮措置を講ずること。また、障害福祉制度と介護保険制度の趣旨を尊重し、障害者が高齢になってもニーズに即した必要なサービスを円滑に受けられることが重要との観点から、介護保険優先原則の在り方については、障害者の介護保険サービス利用の実態を踏まえつつ、引き続き検討すること。
- 2 入院中における医療機関での重度訪問介護については、制度の施行状況を踏まえ、個々の障害者の支援のニーズにも配慮しつつ、対象者の拡大等も含め、その利用の在り方について検討すること。また、障害者が入院中に安心して適切な医療を受けることができるよう、看護補助者の配置の充実等、病院におけるケアの充実に向けた方策を検討すること。
- 3 自立生活援助については、親元等からの一人暮らしを含む、一人暮らしを希望する障害者が個別の必要性に応じて利用できるようにするとともに、関係機関との緊密な連携の下、他の支援策とのつながりなど個々の障害者の特性に応じた適時適切な支援が行われるような仕組みとすること。また、既に一人暮らしをしている障害者も対象にすることを検討すること。
- 4 障害者が自立した生活を実現することができるよう、就労移行支援や就労継続支援について、適切なジョブマッチングを図るための仕組みを講じ、一般就労への移行促進、退職から再就職に向けた支援、工賃及び賃金の引上げに向けた取組をより一層促進すること。また、就労定着支援の実施に当たっては、労働施策との連携を十分に図るとともに、事業所や家族との連絡調整等を緊密に行いつつ、個々の障害者の実態に即した適切な支援が実施されるよう指導を徹底すること。
- 5 障害者の雇用継続・職場定着において、関係機関を利用したり、協力を求めたりしたことのある事業所の割合を高めるよう、事業所を含めた関係機関同士の連携をより図るための施策について、障害を中心とした視点から検討を加えること。
- 6 障害者が事業所において欠くべからざる存在となることが期待されており、そのために重要な役割を担っているジョブコーチや障害者職業生活相談員の質の向上が求められることから、より専門性の高い人材の養成・研修について検討すること。
- 7 障害者が持つ障害の程度は個人によって異なるため、就労を支援する上では主治医や産業医等の産業

保健スタッフの役割が重要であることに鑑み、障害者の主治医及び産業保健スタッフに対する障害者雇用に関する研修について必要な検討を行うこと。

- 8 通勤・通学を含む移動支援については、障害者等の社会参加の促進や地域での自立した生活を支える上で重要であるとの認識の下、教育施策や労働施策と連携するとともに、個別給付化を含め検討すること。あわせて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行状況等を勘案しつつ、モデル事業を実施するなど利用者のニーズに応じたきめ細かな支援の充実策を検討し、必要な措置を講ずること。
- 9 障害支援区分の認定を含めた支給決定については、支援を必要とする障害者本人の意向を尊重することが重要との観点から、利用者の意向や状況等をより適切に反映するための支給決定の在り方について、引き続き検討を行い、必要な措置を講ずること。あわせて、障害支援区分の課題を把握した上で必要な改善策を早急に講ずること。
- 10 障害者の意思決定の選択に必要な情報へのアクセスや選択内容の伝達が適切になされるよう、意思決定に必要な支援の在り方について、引き続き検討し、必要な措置を講ずること。また、「親亡き後」への備えを含め、成年後見制度の適切な利用を促進するための取組を推進すること。
- 11 精神障害者の地域移行や地域定着の推進に向けて、医療保護入院の在り方、地域移行を促進するための措置の在り方、退院等に関する精神障害者の意思決定、意思表明支援の在り方等について早急に検討し、必要な措置を講ずること。また、相談支援、アウトリーチ支援、ピアサポートの活用等の取組をより一層推進すること。
- 12 障害児福祉計画の策定に当たっては、保育所、幼稚園等における障害児の受け入れ状況や障害福祉計画との整合性に留意しつつ十分な量を確保するとともに、質の向上も含めた総合的な支援が計画的に行われるよう配慮すること。
- 13 障害者等の家族を支援するため、専門家等による相談・助言体制の拡充及びレスパイトケア等の支援策の充実を図ること。また、障害児のきょうだい等が孤立することのないよう、心のケアも含めた支援策の充実を図ること。
- 14 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の対象疾病については、医学や医療の進歩、指定難病に関する検討状況等を踏まえ、更なる拡充を図るなど、障害福祉サービスを必要とする者が十分なサービスを受けることができるよう、引き続き、必要な措置を講ずること。
- 15 平成三十年度に予定されている障害福祉サービス等報酬改定に当たっては、安定財源を確保しつつ障害福祉従事者の賃金を含めた処遇改善、キャリアパスの確立、労働環境改善、人材の参入及び定着、専門性向上等による人材の質の確保等に十分に配慮して検討すること。
- 16 災害発生時において障害者等が安全にかつ安心して避難することができるよう、個々の障害の特性に対応した福祉避難所の拡充及び専門的知識を有する人材の確保、養成を図ること。また、福祉避難所が十分に機能するよう、福祉避難所の周知に努めるとともに、日常からの避難訓練の実施、避難することが困難な障害者等の把握及びその支援方法等について早急に検討すること。さらに、障害者が一般避難所を利用できるよう施設の整備等に努めるとともに、災害で入院した重度障害者等へのヘルパーの付添い、災害時に閉所を余儀なくされた障害福祉事業所に対する支援などの緊急措置を、関係法令にあらかじめ明記することを検討すること。
- 17 施行後三年の見直しの議論に当たっては、障害者の権利に関する条約の理念に基づき、障害種別を踏まえた当事者の参画を十分に確保すること。また、同条約に基づき、障害者が障害のない者と平等に地域社会で生活する権利を有することを前提としつつ、社会的入院等を解消し、地域移行を促進するためのプログラムを策定し、その計画的な推進のための施策を講ずること。

*障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案

➤ 2016.5.25 発達障害者支援法の改正法：参議院可決・成立

- ▶ 発達障害者支援法の一部を改正する法律が参議院で可決・成立した。
- ▶ 本法律は、障害者をめぐる国内外の動向、発達障害者支援法の施行の状況等に鑑み、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、所要の措置を講じようとするものである。

《概要》

1. 法律の目的に、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑み、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての国民が共生する社会の実現に資することを規定する。
2. 「発達障害者」の定義を、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものとする。また、「社会的障壁」の定義を、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとする。
3. 発達障害者の支援は、全ての発達障害者が社会参加の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと等を旨として行われなければならない。
4. 国及び地方公共団体は、発達障害者及び関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようになるため、関係機関及び民間団体相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を行うものとする。
5. 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、当該児童の保護者に対し、継続的な相談、情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。
6. 国及び地方公共団体は可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、個別の教育支援計画等の作成の推進等の支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。
7. 国及び都道府県は、発達障害者が就労することができるようにするため、個々の特性に応じた適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援その他の必要な支援に努めなければならない。
8. 事業主は、発達障害者の雇用に関し、能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の特性に応じた適正な雇用管理を行うことにより雇用の安定を図るよう努めなければならない。
9. 国及び地方公共団体は、発達障害者が司法手続において権利を円滑に行使できるようするため、個々の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮をするものとする。
10. 都道府県は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及び関係者等により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができる。
11. この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

*発達障害者支援法の一部を改正する法律案

2015.12.24 障害福祉サービス等経営実態調査の見直しについて：報告書

- ▶ 厚生労働省「障害福祉サービス等経営実態調査の見直しに関する検討会」が報告書をとりまとめた。
- ▶ 次期報酬改定に向けて平成28年度に実施予定の障害福祉サービス等経営実態調査の調査手法や調査項目等について、同様の報酬制度である介護保険制度における見直しの検討状況を踏まえつつ議論を行い、基本的な見直しの方向性を示している。

《概要》

1. 複数年のデータ把握

- 継続的に施設・事業所の収支状況等を把握することにより、より的確に経営実態を反映できるよう、経営実態調査に加えて障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査において、報酬改定前後の2年分のデータを把握する。

2. 法人単位での収支等の実態把握

○法人単位の調査とした場合、障害福祉サービス以外の制度の経営状況が大きく影響することやサービスごとに報酬が設定されていること等に鑑みれば、経営実態調査において法人全体の経営実態を把握することの優先度は高くないことから、従来どおり、サービス単位での調査とする。

3. 財務諸表の活用

○施設・事業所においては、借入れ等を利用して経営を行っている場合もあり、建物等の取得に際しては相当程度の投資が行われていることから、報酬改定の検討に際しての参考として、記入者負担に配慮しつつ、必要最低限の調査項目を追加する観点から、新たに長期借入金返済支出を把握する。

4. サービス間の費用按分の取扱い等

○次回の調査時点においては、社会福祉法人の新会計基準への移行が完了しているため、新会計基準の規定を準用するとともに、社会福祉法人以外の法人についても、同様の考え方により適切に費用按分を行うこととし、その方法については調査結果の公表の際に具体的に示すこととする。

○経営実態調査が、報酬収入等がサービスに要する費用をカバーできているかを把握するための調査であることに鑑みれば、従来どおり税控除前で行うことが適切であり、そもそも課税・非課税による法人経営の諸問題については、税制サイドにおいて考慮されるべきものであることから、引き続き現行の取扱いのとおりとする。

○国庫補助金等特別積立金取崩額については、社会福祉法人の旧会計基準と企業会計等の他の会計制度との比較を可能とするため、これまで、収益に含めず、また、対応する減価償却費から同額を控除する取扱いとしている。同取崩額については、社会福祉法人の新会計基準において、収益に計上せず費用に控除項目として計上するよう見直されたことから、経営実態調査においても費用に控除額として計上するよう見直す。

5. 有効回答率の向上に向けた取組等

○記入者負担の軽減や誤記入防止等を図る観点からは、①回答の際に、不条理なデータや誤記入に対してエラー表示で知らせることができるオンライン調査の促進や、②社会福祉法人新会計基準に基づく事業活動計算書の勘定項目と調査票への記載項目との対応イメージを提示することにより、事業者が適切に回答できるよう、記入要領等で工夫をするといった取組が必要である。

○休廃止事業所への対応としては、こうした事業所をあらかじめ母集団名簿から除外する方策として、国民健康保険団体連合会の給付データにおける請求事業所の名簿を活用して、調査対象事業所の抽出を行うことが考えられる。

○障害福祉サービス事業所については、経営規模が比較的小さい事業所が多い点も考慮すべきである。事業規模が大きい事業所においては、事務体制が整っていることから回収率が高く、また規模の経済性により経営が安定している事業所が多いと想定されるため、収支差率が高めに偏りがちになることが考えられる。このようなことから、事業所規模を考慮した抽出を行う必要がある。

○このほか、今後、報酬改定の際に経営実態調査結果の持つ重要性がさらに増していくことに鑑みれば、地方自治体、関係団体等を通じた調査への協力依頼について、さらなる働きかけが必要である。

2015.12.14 社会保障審議会障害者部会（第79回）：報告書

- ▶ 障害者総合支援法の施行後3年の見直し等に関する関係団体からのヒアリング及び、この間の部会での議論をもとにした「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて（案）」（報告書案）について協議した。部会での意見等を踏まえた修正等の後、公表された。
- ▶ 本報告書にもとづき、関係法律の改正や平成30年度に予定される次期報酬改定等に向けて、具体的な改正内容についての検討と財源確保の取組等が進められる。
- ▶ 報告書では、今回の見直しの「基本的な考え方」として、障害者総合支援法の施行後3年間の施行

状況を踏まえ、「1. 新たな地域生活の展開」、「2. 障害者のニーズに対するよりきめ細かな対応」、「3. 質の高いサービスを持続的に利用できる環境整備」を掲げたうえで、各論点についての「現状・課題」と「今後の取組」を整理している。

《「報告書」・各論点の主な事項》

1. 常時介護を要する障害者等に対する支援について

- 重度障害者等包括支援について、地域で家族と生活する重症心身障害児者等のニーズに合わせて活用しやすいものとすべき
- 重度訪問介護を利用している者について、医療保険の給付範囲や医事法制との関係を整理しつつ、入院中も医療機関で重度訪問介護により、一定の支援を受けられるように見直しを行うべき
- 意思疎通支援事業が入院中においても引き続き適切に利用されるよう、周知を図るべき
- 「常時介護を要する者」であるか否かにかかわらず、地域で生活する障害者等に対し、地域生活を支援する拠点の整備を推進すべき
- 障害者の日常生活を適切に支援できる者による定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに位置付けるべき
- グループホームについて、重度障害者に対応することができる体制を備えた支援等を提供するサービスを位置付け、適切に評価を行うべき
- 障害者の居住支援の観点から家賃債務保証制度の活用が進むよう、当該制度について、積極的に周知を行うべき
- 支援する人材の資質向上を図るため、サービスの従業者資格を引き上げるとともに、熟練した従業者による実地研修の実施を促進すべき

2. 障害者等の移動の支援について

- 基本的には、現行の「個別給付」と「地域生活支援事業」による支援の枠組みを維持した上で、支援の実施状況等を踏まえつつ、ニーズに応じたきめ細かな見直しを行うべき

3. 障害者の就労支援について

- 就労移行支援については、平成27年度報酬改定の効果も踏まえつつ、一般就労への移行実績を踏まえたメリハリを付けた評価を行うべきである。あわせて、支援を行う人材の育成（実地研修を含む。）や支援のノウハウの共有等を進めるべき
- 就労継続支援については、サービスを利用する中で、能力を向上させ一般就労が可能になる障害者もいることから、一般就労に向けた支援や一般就労への移行実績も踏まえた評価を行うべき
- 就労継続支援B型については、高工賃を実現している事業所を適切に評価するなど、メリハリをつけるべき。
- 就労継続支援A型については、事業所の実態が様々であることを踏まえ、利用者の就労の質を高め、適切な事業運営が図られるよう運営基準の見直し等を行うべき
- 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく官公需に係る障害者就労施設等からの物品や役務の調達の推進については、地方公共団体に対する調達事例の提供や調達方針の早期策定を促すなど、受注機会の増大が図られるよう、必要な取組を推進すべき
- 在職障害者の就業に伴う生活上の支援ニーズに対応するため、財源の確保にも留意しつつ、就労定着支援を強化すべき
- 就労系障害福祉サービスについて、障害者やその家族等が適切な事業所を選択できるよう、事業所の事業内容や工賃・賃金、一般就労への移行率、労働条件等に関する情報を公表する仕組みを

設けるべき				
4. 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について				
<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県・市町村の協議会の機能強化やこれを通じた相談支援の取組の充実を図るとともに、基幹相談支援センター等の設置やこれによる取組を推進すべき ○計画相談支援については、利用者本人にとって最適な支援につなげることができるよう、相談支援専門員の確保と資質の向上に向け、実地研修の実施を含めた研修制度の見直しや指導的役割を担う人材（主任相談支援専門員（仮称））の育成を行うとともに、こうした人材の適切な活用を進めるべき ○障害支援区分及びその役割については、2次判定の引上げ割合に地域差が見られることなどの指摘があることから、その要因を分析し、判定プロセス（1次判定・2次判定）における課題を把握した上で、その結果を踏まえて、必要な改善策を検討すべき ○国庫負担基準については、財源の確保にも留意しつつ、重度障害者が多いこと等により訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超過せざるを得ない小規模な市町村により配慮した方策を講じるべき 				
5. 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について				
<ul style="list-style-type: none"> ○意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス（サービス等利用計画や個別支援計画の作成と一緒に実施等）、留意点（意思決定の前提となる情報等の伝達等）等を取りまとめた「意思決定支援ガイドライン（仮称）」を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有し、普及を図るべき ○障害福祉サービスの具体的なサービス内容の要素として「意思決定支援」が含まれる旨を明確化すべきである。 ○障害者の親族等を対象とし、成年後見制度利用の理解促進や、個々の必要性に応じた適切な後見類型の選択につなげることを目的とした研修を実施すべき ○成年後見制度そのものの課題については、当部会の調査審議事項を超えるものであるが、当部会における議論の内容については、内閣府に設置されている障害者政策委員会や法務省に伝え、今後の議論に活かされるようにしていくべき 				
6. 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方について				
<ul style="list-style-type: none"> ○基本的に現行の支援の枠組みを継続しつつ、盲ろう、失語症など障害種別ごとの特性やニーズに配慮したきめ細かな見直しを行うべき（計画的な人材養成とサービス提供等、地域生活支援事業等の活用、支援機器の活用促進等） 				
7. 精神障害者に対する支援について				
<ul style="list-style-type: none"> ○医療・福祉や行政機関など精神障害者を取り巻く様々な関係者が、本人の意向を尊重し、精神障害の特性を十分に理解しつつ、連携・協働して精神障害者の地域移行・地域生活の支援の取組を強化するための取組を進めるべき（ピアサポート、医療と連携した短期入所、地域生活を支援する拠点とサービス、市町村等の役割、人材の資質向上） 				
8. 高齢の障害者に対する支援の在り方について				
<ul style="list-style-type: none"> ○現行の介護保険優先原則を維持することは一定の合理性があると考えられる。そのもとで、介護保険サービスの利用に当たっての課題への対応についての取組を進めるべき ○障害福祉制度と介護保険制度との関係や長期的な財源確保の方策を含めた今後の在り方を見据えた議論を行うべきである。この点については、障害福祉制度と介護保険制度は制度の趣旨・目的等が異なるとの意見や両制度の関係は共生社会の実現の観点から検討すべきとの意見もあること 				

に留意する必要がある。

- 高齢化に伴い心身機能が低下した障害者に対応するための技術・知識を高めるため、障害福祉サービス事業所に対する研修に心身機能の低下した障害者支援の手法などを位置付けるべき
- グループホームにおいて、高齢化に伴い重度化した障害者に対応することができる体制を備えた支援や日中活動を提供するサービスを位置付け、適切に評価を行うべき

9. 障害児支援について

- ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した地域支援体制の構築を図る観点から、個々の障害児やその家族の状況及びニーズに応じて、気づきの段階からきめ細かく対応するとともに、障害児支援のうち特に放課後等デイサービスなどの障害児通所支援の質の向上を図るために取組を実施すべき（発達支援のきめ細かな提供、医療的ケア児への支援、適切なサービスの確保と質の向上）

10. その他の障害福祉サービスの在り方等について

- 障害者総合支援法の「障害者」の範囲については、障害福祉サービスを真に必要とする者がサービスを受けることができるよう、引き続き検討を行うとともに、指定難病に関する検討状況も踏まえつつ、対象疾病の見直しを検討していくべき
- 障害福祉サービス等の質の確保・向上については、利用者が、個々のニーズに応じた良質なサービスを選択できるよう、介護保険や子ども・子育て支援制度を参考としつつ、サービス事業所の情報（例えば、事業所の事業内容、職員体制、第三者評価の状況等）を公表する仕組みを設けるべき
- 事業所が提供するサービスの質の確保・向上に向け、自治体が実施する事業所等への指導事務を効果的・効率的に実施できるよう、介護保険制度における指定事務受託法人制度を参考としつつ、当該事務を適切に実施することができると認められる民間法人への委託を可能とすべき
- 障害福祉サービス等の利用者負担については、障害者総合支援法の趣旨やこれまでの利用者負担の見直しの経緯、障害者等の家計の負担能力、他制度の利用者負担とのバランス等を踏まえ、制度の持続可能性を確保する観点や、障害福祉制度に対する国民の理解や納得を得られるかどうかという点、利用抑制や家計への影響といった懸念にも留意しつつ、引き続き検討すべき
- 利用者負担に関する経過措置（食事提供体制加算等）の見直しについては、時限的な措置であること、施行後10年を経過すること、平成22年度より障害福祉サービスの低所得者の利用者負担が無料となっていること、他制度とのバランスや公平性等を踏まえ、検討すべき
- 地域生活支援事業の在り方については、必要な事業を効果的・効率的に実施することができるよう、自治体における執行状況やニーズ等を踏まえて事業内容を精査するとともに、障害福祉サービスの個別給付の在り方を見直す中で、財源を確保しつつ、引き続き検討すべき
- 障害福祉サービス等の提供を担う人材の確保や資質向上に向けて、職員の資質向上やキャリア形成を図ることができる職場環境の整備、熟練した従業者による実地研修の実施等を促進すべき
- その他の障害福祉サービス等の制度・運用面に関する課題・指摘については、今後とも、障害福祉サービス等の質の確保・向上に向けた取組を検討する中で考慮していく必要がある

略

2013.4.1

「障害者総合支援法」施行

✓ 障害者権利条約

2016.7.5

障害者権利条約「第1回政府報告」

- ▶ 障害者権利条約の第1回政府報告が国連・障害者の権利に関する委員会に提出された後、外務所へ

ームページに掲載された。

- ▶ 政府報告は、障害者権利条約の規定に基づき、内閣府障害者政策委員会における障害者基本計画の実施状況の監視の議論も踏まえ、関係省庁が作成したものである。
- ▶ 障害者政策委員会では、障害者施策における重点的な課題として、成年後見制度も含めた意思決定支援、精神障害者・医療的ケアを必要とする重度障害者等の地域移行の支援、インクルーシブ教育システム、雇用、情報アクセシビリティについて、分野横断的な課題として、障害のある女性、障害者に関する統計について、重点的に検討し、これらを踏まえた内容も盛り込まれている。
- ▶ 報告では「日本政府としては、条約の実施については不断の努力が必要であるとの認識であり、障害当事者・関係者の方からの意見を求めながら、今後政策を実施していきたい。課題としては、データ・統計の充実が挙げられ、特に性・年齢・障害種別等のカテゴリーによって分類された、条約上の各権利の実現に関するデータにつき、より障害当事者・関係者の方のニーズを踏まえた収集が求められていると考えられるので、次回報告提出までの間に改善に努めたい」としている。

*障害者権利条約「第1回政府報告」 ※外務省HP

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html

2014.1.22 「障害者の権利に関する条約」を公布

- ▶ 平成25年12月4日、「障害者の権利に関する条約の締結について国会の承認を求めるの件」(10月15日・閣議決定)が、参議院本会議で承認された。その後、平成26年1月20日、条約批准書を国連に提出し登録された。2月19日から効力が生じる。
- ▶ 政府はこれまで、障害のある人の参画により障害者制度改革推進会議等での議論を重ね、障害者基本法をはじめ、障害者総合支援法や障害者差別解消法の制定などの国内法の整備を進めてきた。

✓ 障害者差別解消法

2015.11.11 障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン

- ▶ 厚生労働省は、障害者差別解消法の施行(平成28年4月1日)に向けて、法の規定にもとづき、障害者に対して不当な差別的取扱いをしないこと、また必要かつ合理的な配慮を行うために必要な考え方などについて、「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」をとりまとめ、公表した。
- ▶ また、厚生労働省における職員向けの対応要領(「厚生労働省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」)(11月27日付 厚生労働省訓45号)を定めた。

《福祉事業者向けガイドラインの概要》

第1 趣旨

- (1) 障害者差別解消法制定の経緯
- (2) 対象となる障害者
- (3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針
- (4) 福祉分野における対応指針

第2 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

- (1) 不当な差別的取扱い
 - ① 不当な差別的取扱いの基本的考え方
 - ② 正当な理由の判断の視点
- (2) 合理的配慮
 - ① 合理的配慮の基本的な考え方

②過重な負担の基本的な考え方

第3 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の例

- (1) 不当な差別的取扱いと考えられる例
- (2) 合理的配慮と考えられる例
- (3) 障害特性に応じた対応について

第4 事業者における相談体制の整備

第5 事業者における研修・啓発

第6 国の行政機関における相談窓口

第7 主務大臣による行政措置

おわりに

*障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン 等

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai_shahukushi/sabetsu_kaiso/

2015.8.5	障害者差別解消法に基づく対応指針案及び対応要領案に係るヒアリング
2015.3.25	改正障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」等

- ▶ 厚生労働省は、改正障害者雇用促進法に基づく「障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針」（障害者差別禁止指針）と、「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な發揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講すべき措置に関する指針」（合理的配慮指針）を策定し、告示した。今後、平成28年4月の施行に向けて準備が進められる。
- ▶ 障害者差別禁止指針では、すべての事業主を対象に、募集や採用に関して障害者であることを理由とする差別を禁止することなどを定めている。また、合理的配慮指針では、すべての事業主を対象に、募集や採用時には障害者が応募しやすいような配慮を、採用後は仕事をしやすいような配慮をすることなどが定められている。

《概要》

【障害者差別禁止指針】

- すべての事業主が対象
- 障害者であることを理由とする差別を禁止
- 事業主や同じ職場で働く人が、障害特性に関する正しい知識の取得や理解を深めることが重要
- 募集・採用、賃金、配置、昇進、降格、教育訓練などの項目で障害者に対する差別を禁止

例：募集・採用

- ・ 障害者であることを理由として、障害者を募集または採用の対象から排除すること。
- ・ 募集または採用に当たって、障害者に対してのみ不利な条件を付すこと。
- ・ 採用の基準を満たす人の中から障害者でない人を優先して採用すること。

【合理的配慮指針】

- すべての事業主が対象
- 合理的配慮は、個々の事情を有する障害者と事業主との相互理解の中で提供されるべき性質のもの

例：募集・採用時、採用後 ※合理的配慮指針の別表より

- ・ 募集内容について、音声などで提供すること。（視覚障害）
- ・ 面接を筆談などにより行うこと。（聴覚・言語障害）
- ・ 机の高さを調節することなど作業を可能にする工夫を行うこと。（肢体不自由）
- ・ 本人の習熟度に応じて業務量を徐々に増やしていくこと。（知的障害）
- ・ 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。（精神障害ほか）

*改正障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」と「合理的配慮指針」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000078980.html>

2015.2.24 障害者差別解消法基本方針・閣議決定

- ▶ 政府は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の規定に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を策定した。
- ▶ 基本方針は、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示すものである。

*障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

2014.6.6 改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会：報告書

- ▶ 厚生労働省は、「改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会」の報告書を取りまとめ、公表した。

※「合理的配慮」とは、募集・採用時における、障害者と障害者でない人との均等な機会の確保の支障となっている事情を改善するための措置や、採用後における、均等な待遇の確保や障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置のこと。

《概要》

1. 差別の禁止に関する指針

(1) 基本的な考え方

- 対象となる障害者の範囲は、障害者雇用促進法に規定する障害者
- 対象となる事業主の範囲は、すべての事業主
- 直接差別を禁止（車いす、補助犬その他の支援器具などの利用、介助者の付き添いなどの社会的不利を補う手段の利用などを理由とする不当な不利益取扱いを含む）
- 事業主や同じ職場で働く者が障害特性に関する正しい知識の取得や理解を深めることが重要

(2) 差別の禁止

- 募集・採用、賃金、配置、昇進などの各項目に沿って禁止される差別を整理
- 各項目について、障害者であることを理由に、その対象から障害者を排除することや、その条件を障害者に対してのみ不利なものとすることが差別に該当
- 障害者を有利に取り扱うこと（積極的差別是正措置）や、合理的配慮を提供し、労働能力などを適正に評価した結果として異なる取扱いを行うことなどは、差別に当たらない

2. 合理的配慮の提供に関する指針

(1) 基本的な考え方

- 障害者、事業主の範囲は「差別の禁止に関する指針」と同じ
- 合理的配慮は障害者の個々の事情と事業主側との相互理解の中で提供されるべき性質のもの

(2) 合理的配慮の手続

- ①募集・採用時：障害者から事業主に対し、支障となっている事情などを申し出る。採用後：事業主から障害者に対し、職場で支障となっている事情の有無を確認する
- ②合理的配慮に関する措置について事業主と障害者で話合う
- ③合理的配慮に関する措置を確定し、内容・理由を障害者に説明する

(3) 合理的配慮の内容

- 合理的配慮の内容に関する理解を促進する観点から、多くの事業主が対応できると考えられる措置を事例として「別表」の内容を指針に記載する。なお、「別表」はあくまでも例示であり、あらゆる事業

主が必ずしも実施するものではない。記載されている事例以外であっても合理的配慮に該当するものがある

(別表の記載例)

【募集及び採用時】

- ・募集内容について、音声等で提供すること。(視覚障害)
- ・面接を筆談等により行うこと。(聴覚・言語障害)など

【採用後】

- ・机の高さを調節すること等作業を可能にする工夫を行うこと。(肢体不自由)
- ・本人の習熟度に応じて業務量を徐々に増やしていくこと。(知的障害)
- ・出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。(精神障害ほか)など

(4) 過重な負担

○改正法では、合理的配慮の提供について、事業主に対して「過重な負担」を及ぼすこととなる場合を除くとされている。過重な負担については、事業活動への影響の程度、実現困難度、費用・負担の程度、企業の規模、企業の財務状況、公的支援の有無を総合的に勘案しながら、事業主が当該措置の提供について個別に判断する

(5) 相談体制の整備など

○障害者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備や、相談者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨を周知する など

3. その他

○指針の策定に加え、行政によるさまざまな取組が重要

- ・事業主や労働者に対する障害の特性などに関するパンフレットの配布やセミナーの実施などの啓発活動
- ・合理的配慮が適切に提供されるよう、具体的な事例の収集・情報提供やジョブコーチ(障害者が職場に適応するための援助者)の質的な充実 など

*改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会：報告書

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000047446.html>

2013. 6. 19 「障害者差別解消法」成立

▶「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」(障害者差別解消法案／旧仮称：障害者差別禁止法)を4月26日に閣議決定し、国会に提出された。5月31日に衆議院本会で可決し、6月19日に参議院で可決、成立した。

《法律の概要》

1. 差別を解消するための措置

○差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等、民間事業者：法的義務

○合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等：法的義務／民間事業者：努力義務

○具体的な対応

政府全体の方針=差別解消の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)

国・地方公共団体等 ※地方の策定は努力義務

→ 当該機関における取組に関する要領を策定

事業者 → 事業分野別の指針(ガイドライン)を策定

2. 差別を解消するための支援措置

○紛争解決・相談 ○地域における連携 ○啓発活動 ○情報収集等

▶ 法の施行は平成 28 年 4 月 1 日とされている。

✓ 障害者政策委員会

2016. 12. 18 障害者政策委員会（第 28 回）：権利条約に基づく第 1 次政府報告案等

- ▶ 障害者権利条約に基づく第 1 次政府報告のとりまとめについて協議した。
- ▶ 権利条約の規定にもとづき、国連の障害者の権利に関する委員会に報告・提出することとなる障害者の権利に関する条約第 1 回日本政府報告については、政府原案にもとづき協議した。政府報告案では、条約上の権利の実現に向けてとられた実質的な措置及び結果として達成された進展に関する事項等が条約の条文ごとに記載されている。また、条約上の各権利の実現に関する統計データが掲載されている。

✓ 優先調達推進法：国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律

2013. 4. 23 「優先調達の推進に関する基本方針」閣議決定

2013. 4. 1 「優先調達推進法」施行

✓ 障害者雇用

2013. 6. 13 「障害者雇用促進法改正法案」成立

✓ 障害者虐待防止法：障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

2016. 7. 27 平成 27 年度「使用者による障害者虐待の状況等」の結果：公表

- ▶ 厚生労働省は、障害者虐待防止法にもとづき、障害者を雇用する事業主や職場の上司など、いわゆる「使用者」による障害者への虐待の状況や虐待を行った使用者に対して講じた措置などについて、平成 27 年度の状況をとりまとめ、公表した。
- ▶ 平成 27 年度においては、通報・届出件数、虐待が認められた件数ともに平成 26 年度よりより増加している。

《概要》

○通報・届出のあった事業所は、1,325 事業所で前年度より 34.5% 増加※1

○通報・届出の対象となった障害者も、1,926 人で前年度より 50.9% 増加※1

○使用者による障害者虐待が認められた事業所は、507 事業所※2 で前年度より 69.6% 増加※1

○虐待が認められた障害者は970 人で前年度より 100.8% 増加※1

○虐待種別は、身体的虐待 73 人、性的虐待 10 人、心理的虐待 75 人、放置等による虐待 15 人、経済的虐待 855 人※3

○障害種別を問わず、経済的虐待が認められた障害者が最も多い。経済的虐待を受けた障害者の中でも、知的障害者が 493 人であり、他の障害種別の障害者と比べて最も多い。

○事業所の業種は、製造業が 192 件（37.9%）と最も多く、続いて、医療、福祉業が 106 件（20.9%）、卸売業、小売業が 49 件（9.7%）と多くなっている

○小規模事業所での虐待が多い。5～29 人規模で 269 事業所（53.1%）と最も多く、続いて、5 人未満の規模で 81 事業所（16.0%）、30～49 人規模で 77 事業所（15.2%）と多くなっており、50 人未満の規模で 427 事業所と全体の 84.2%※を占めている。

○小規模事業所での経済的虐待が多く、5～29 人の規模においては 223 事業所で経済的虐待が認められた。また、パート等で就労する障害者への経済的虐待が最多である。

○虐待を行った使用者は 519 人。使用者の内訳は、事業主 450 人、所属の上司 48 人、所属以外の上司 2 人、その他 19 人。使用者による障害者虐待が認められた場合に労働局がとった措置は 978 件※4

[内訳]

- ①労働基準関係法令に基づく指導等 875 件 (89.5%)
(うち最低賃金法関係 596 件 (60.9%))
- ②障害者雇用促進法に基づく助言・指導等 79 件 (8.1%)
- ③男女雇用機会均等法に基づく助言・指導等 10 件 (1.0%)
- ④個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等 14 件 (1.4%)

※1 平成27年度から件数の計上方法を変更したことが、増加の主な要因となっている

: 平成27年度からは、賃金不払事案の労働者の中に、障害者と障害者以外の労働者が含まれている事案についても、障害者に対する賃金不払いを経済的虐待として計上

※2 障害者虐待が認められた事業所は、届出・通報の時期、内容が異なる場合には、複数計上している。

※3 被虐待者の虐待種別については、重複しているものがある。

※4 措置の件数は、1つの事業所で虐待を受けた障害者に対してとった措置が複数あるものは複数計上している。

*平成27年度「使用者による障害者虐待の状況等」の結果

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000131348.html>

2015.12.22 障害者虐待事例への対応状況等：調査結果・公表

▶ 厚生労働省は、障害者虐待防止法にもとづき、平成26年度の都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査を実施し、調査結果を公表した。

《概要》 ※（ ）内は前回の調査結果

1. 養護者による障害者虐待

- 相談・通報件数…4,458 件 (4,635 件)
- 虐待の事実が認められた事例…16,66 件 (1,764 件)
- 被虐待者…1,695 件 (1,811 人)

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

- 相談・通報件数…1,746 件 (1,860 件)
- 虐待の事実が認められた事例…311 件 (263 件)
- 被虐待者数…525 人 (455 人)

2012.10.1 障害者虐待防止法 施行

◇施行令・施行規則

<http://kanpou.npb.go.jp/20120920/20120920h05889/20120920h058890000f.html>

<http://kanpou.npb.go.jp/20120924/20120924h05891/20120924h058910000f.html>

《参考》

✓ 障害者総合支援法の概要

趣旨：障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われるることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。(障害児の範囲も同様に対応。)

4. 障害支援区分の創設（平成26年4月1日施行）

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。※障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援（①～③：平成26年4月1日施行）

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

施行：平成25年4月1日（ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日）

検討規定：障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図るために支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

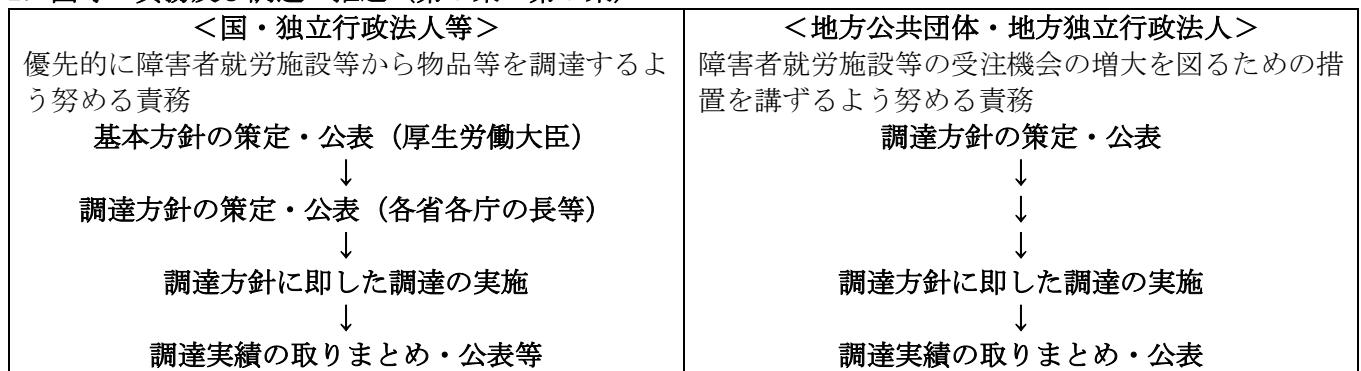
◇障害者総合支援法の公布について <http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=177681>

✓ 優先調達推進法の概要

1. 目的（第1条）

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

2. 国等の責務及び調達の推進（第3条～第9条）



3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等（第10条）

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供（第11条）

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

5. その他（附則第1条～附則第3条）

- (1) 施行期日 この法律は、平成25年4月1日から施行する。
- (2) 検討 政府は、以下の事項について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
 - ①障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供の在り方
 - ②入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入
- (3) 税制上の措置
国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

8. 子ども・家庭福祉

《直近の動向》

- 2016.10.14 「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」等の開催
 - ▶ 厚生労働省は、児童福祉法の改正(平成 28 年 5 月 27 日)等を踏まえ、新たな社会的養育のあり方、児童相談所等の専門性の強化、市区町村の支援業務のあり方、児童虐待対応における司法関与と特別養子縁組制度の利用促進のあり方等の検討を行うための検討会を設置・開催している。
 - ▶ 新たな社会的養育の在り方に関する検討会(第 3 回／10 月 7 日)では、法改正後の進捗状況の確認等とともに、個別の論点に関する議論と全国保育協議会、大阪市などの関係団体等からのヒアリングが行われた。

《概要》

1. 新たな社会的養育の在り方に関する検討会

(1)趣旨

○改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰しつつ、新たな社会的養育の在り方の検討を行うこととし、併せて、これを踏まえ「社会的養護の課題と将来像」(平成 23 年 7 月)を全面的に見直す。

(2)主な検討事項

○次に掲げる事項を含め、社会的養育の在るべき姿を検討。「社会的養護の課題と将来像」(平成 23 年 7 月)を全面的に見直すことにより、新たな社会的養育の在り方を示す。

- ①改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰
- ②改正児童福祉法を踏まえた社会的養育の考え方、家庭養護と家庭的養護の用語の整理・定義の明確化
- ③②を踏まえた地域分散化も含めた施設機能の在るべき姿
- ④里親、養子縁組の推進や、在宅養育支援の在り方、これらを踏まえた社会的養育体系の再編
- ⑤②～④を踏まえた都道府県推進計画への反映の在り方
- ⑥児童福祉法の対象年齢を超えて、自立支援が必要と見込まれる 18 歳以上(年齢延長の場合は 20 歳)の者に対する支援の在り方

(3)議論の経過

- 第 1 回(7 月 29 日):改正法施行のロードマップと進捗の確認、「社会的養育」の議論のポイント等
- 第 2 回(9 月 19 日):法改正後の進捗状況等の確認、関係団体ヒアリング
- 第 3 回(10 月 7 日):個別の論点に関する議論、関係団体等からのヒアリング

2. 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会

(1)趣旨

○改正児童福祉法では児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討し、必要な措置を講ずることとされており、また、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について、児童虐待の実態を勘案しつつ検討し、必要

な措置を講ずることとされている。同様の内容が「ニッポン一億総活躍プラン」においても位置付けられている。これらを踏まえ、各事項について調査・検討を行うため開催する。

(2) 主な検討事項

- ①要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方
- ②児童の福祉の増進を図る観点からの特別養子縁組制度の利用促進の在り方

(3) 議論の経過

- 第1回(7月25日):検討会の開催について、意見交換
- 第2回(8月31日):関係者・有識者からのヒアリング 等
- 第3回(9月26日):意見交換
- 第4回(10月14日):意見交換

3. 子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ

(1) 趣旨

○改正児童福祉法を踏まえ、児童福祉司等に義務付ける研修の内容・実施体制等について構築するためのワーキンググループを開催し、国の基準に適合する実際の研修のガイドライン、カリキュラム等を定め、児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行う。

(2) 主な検討事項

- ①平成29年4月1日の改正法施行に向け、優先的に検討を進めることが必要な事項
 - ◇地方自治体等が実施している現行の研修内容・体制の情報収集・分析・検証
 - ◇以下の者が受講する研修又は任用前講習会のガイドラインの策定等※
 - ・スーパーバイザーを含む児童福祉司
 - ・社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者を児童福祉司として任用する場合の者
 - ・要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職
 - ※研修科目・時間(講義・実習)、保有資格に応じた科目免除の内容、講師の選定基準、研修の実施体制、研修方法などの策定
- ②児童相談所等における将来的な専門職のあり方、人材育成等専門性の向上等について十分な検討を行うことが必要な事項
 - ◇児童相談所の体制強化(専門職の配置基準、中核市・特別区における設置支援、要保護児童の通告の在り方及び児童相談所の業務の在り方等)に向けた更なる方策
 - ◇児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策(専門性を担保するための資格に関する検討を含む)
 - ◇研修の実施体制、研修方法の充実・向上について

(3) 議論の経過

- 第1回(7月29日):ワーキンググループの開催について、意見交換
- 第2回(9月2日):児童福祉司任用後研修、同スーパーバイザー研修、同任用前講習会 等
- 第3回(10月7日):〃、要保護児童対策調整機関の専門職の研修 等

4. 市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ

(1)趣旨

○改正児童福祉法では、基礎的な地方公共団体である市区町村の責務として、身近な場所における支援業務を適切に行うことが明示され、施設入所等に至らなかった児童への在宅支援を中心とした、身近な場所で児童・保護者を積極的に支援し、児童虐待の発生予防等を図ることとされている。改正児童福祉法を踏まえた市区町村の支援業務の具体的な内容やあり方等について検討を行う。

(2)主な検討事項

- ①市区町村が児童等に対する必要な支援を行うための拠点機能のあり方、推進方策
- ②市区町村が虐待対応の具体的な支援業務(要支援児童等の情報提供、児童相談所からの委託を受けての通所・在宅による指導措置等)を適切に行うために必要な支援方策(ガイドライン)や専門人材の養成及び確保方策
- ③要保護児童対策地域協議会の更なる活用等による関係機関の連携強化
- ④市区町村における総合的な支援体制の強化のあり方

(3)議論の経過

- 第1回(8月8日):ワーキンググループの開催について、意見交換
- 第2回(9月16日):今後の進め方等、市町村における支援拠点の機能

➤ 2016.10.5 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会(第6回)

- ▶ 内閣府は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改訂等のための検討の開始にともない、両者との内容の整合性を図る観点から、教育・保育要領の改訂検討を行うための検討会を設置・開催している。
- ▶ 中央教育審議会及び社会保障審議会における教育及び保育に関する審議と整合性をとりつつ、現行の教育・保育要領の改訂すべき事項等を明らかにすること検討事項としている。検討会の意見を踏まえ、内閣府、文部科学省及び厚生労働省の3府省により、新たな教育・保育要領に向けた改訂作業が進められる。平成28年10月初旬までに検討会としてのとりまとめを行う予定である。
- ▶ 第6回会議では、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する審議のまとめ(案)をもとにとりまとめに向けた議論を行った。
- ▶ 今後、中央教育審議会・社会保障審議会における議論との整合性を確保しつつ、具体的な改訂案をまとめ、平成28年度内に大臣告示、1年の周知期間をおいて平成30年度から施行予定である。

《議論の経過》

- 第1回(6月6日):検討会の開催、今後のスケジュール等について
- 第2回(7月6日):認定こども園関係の委員からのヒアリング
- 第3回(8月2日):在園時間が異なる多様な園児がいることへの配慮、2歳児から3歳児への移行にあたっての配慮、子育ての支援等
- 第4回(8月30日):審議のまとめ(素案)
- 第5回(9月16日):審議のまとめ(案)
- 第6回(10月5日):審議のまとめ案

《審議のまとめ(案):概要》

序 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に向けて

I. 幼保連携型認定こども教育・保育要領改訂の方向性

1. 幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改定の方向性との整合性

- (1)幼稚園教育要領の主な改訂の方向性
- (2)保育所保育指針の主な改定の方向性

2. 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項の充実

- (1)在園時間や日数が異なる多様な園児がいることへの配慮について
- (2)2歳児から3歳児への移行に当たっての配慮について
- (3)子育ての支援に当たっての配慮について

II. 改訂の方向性を踏まえた構成の見直し

1. 見直しの方向性

2. 具体的な章構成(案)

第1章 総則	<ul style="list-style-type: none">①幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標②教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成③幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項
第2章 ねらい及び内容 並びに幼児期の終わりまでに育つてほしい姿	<ul style="list-style-type: none">①ねらい及び内容(乳児期の園児の保育、満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容、満3歳以上の園児の教育及び保育)②幼児期の終わりまでに育つてほしい姿
第3章 健康及び安全	<ul style="list-style-type: none">①健康支援 ②環境及び衛生管理並びに安全管理③食育の推進 ④災害への備え
第4章 子育ての支援	<ul style="list-style-type: none">①子育ての支援の基本 ②保護者に対する子育ての支援③地域における子育ての支援

III. その他の課題

➤ 2016.9.15 保育所等利用待機児童数調査に関する検討会

- ▶ 待機児童数については、国が定めた基準に基づき、保育の実施主体である各市区町村が個別の状況を踏まえて把握しているところであるが、特定の保育園を希望する者などの取扱いについて、市区町村ごとに異なるとの指摘もある。このため、厚生労働省は、保育所等利用待機児童数調査に関する検討を行うための検討会を設置・開催した。
- ▶ 主な検討事項は、特定の保育園を希望する者などの取扱いについてとされており、検討会での議論とともに自治体ヒアリング、意見募集等を行いながらとりまとめを行う予定である。

➤ 2016.9.2 切れ目ない保育のための対策:とりまとめ・公表

- ▶ 厚生労働省は、待機児童解消に向けた取組をさら進めていくため、「切れ目ない保育のための対策」をとりまとめ、公表した。
- ▶ 待機児童対策などについて、これまでの取組とともに、平成28年度補正予算案、平成29年度予算の概算要求で掲げた施策のほか、予算非関連の新規の施策などをとりまとめたものである。

«主な施策(平成 29 年度予算の概算要求事項)»

- 0 歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入支援
- 「サテライト型小規模保育事業所」の設置支援
- 保育園等に土地を貸す際に固定資産税の減免が可能な旨の明確化(税制対応事項)
- ベースアップを中心とした賃金引上げの推進
- 保護者のニーズをかなえる「保育コンシェルジュ」の展開
- 「地域連携コーディネーター」の機能強化

➤ 2016.9.2 保育所等関連状況取りまとめ等:公表

- ▶ 厚生労働省は、保育所等の定員や待機児童の状況(平成 28 年 4 月 1 日時点)と「待機児童解消加速化プラン」もとづく自治体の取組状況をとりまとめ、公表した。
- ▶ 平成 27 年度までの 3 年間で約 31.4 万人分の保育の受け入れ枠拡大を達成したとしている。

«概要»

1. 保育所等関連状況取りまとめ(平成 28 年 4 月 1 日)

- 保育所等定員は 263 万人(前年比 10 万人 3 千人の増加)
- 保育所等を利用する児童の数は 246 万人(前年比 8 万 5 千人の増加)
- 待機児童数は 23,553 人で前年比 386 人の増加
 - ・ 待機児童のいる市区町村は、前年から 12 増加して 386 市区町村
 - ・ 待機児童が 100 人以上増加したのは、岡山市(595 人増)、高松市(192 人増)、中央区(144 人増)など 10 市区
 - ・ 待機児童が 100 人以上減少したのは、船橋市(422 人減)、熊本市(397 人減)、仙台市(206 人減)などの 12 市区

※昨年度の調査から、従来の保育所に加え、平成 27 年 4 月に施行した子ども・子育て支援新制度において新たに位置づけられた幼保連携型認定こども園等の特定教育・保育施設と特定地域型保育事業(うち 2 号・3 号認定)の数値を含む

2. 「待機児童解消加速化プラン」集計結果

- 平成 25~27 年度の 3 年間で新たに約 31.4 万人分の保育の受け入れ枠を確保

※平成 28 年 5 月 31 日までに加速化プランの実施方針に基づく「待機児童解消加速化計画」の提出があった 472 市区町村の取組みとともに、加速化プランに不参加の自治体から提出のあった「保育拡大計画」の内容も含め、実施状況について集計

【集計結果】

○保育拡大量

平成 25 年度	72,430 人
平成 26 年度	147,233 人
平成 27 年度	94,585 人 (3 カ年計 実績値) 314,248 人
平成 28 年度	109,584 人
平成 29 年度	59,963 人 (2 カ年計 見込値) 169,547 人 (5 カ年合計) 483,795 人

○平成 27 年度の保育拡大量

認可保育所(保育所型認定こども園の保育所部分を含む)▲13,929 人、
幼保連携型認定こども園 87,152 人、幼稚園型認定こども園 5,528 人、
地方裁量型認定こども園 299 人、小規模保育事業 16,101 人、
家庭的保育事業 124 人、事業所内保育事業 2,039 人、居宅訪問型保育事業 17 人、
地方単独事業のいわゆる保育室▲3,114 人、その他 368 人 [合計 94,585 人]

○平成 28 年4月1日の保育の受け入れ枠

認可保育所(保育所型認定こども園の保育所部分を含む)2,248,716 人、
幼保連携型認定こども園 273,454 人、幼稚園型認定こども園 26,516 人、
地方裁量型認定こども園 3,197 人、小規模保育事業 41,620 人、家庭的保育事業 4,404 人、
事業所内保育事業 6,270 人、居宅訪問型保育事業 33 人、
地方単独事業のいわゆる保育室 45,062 人、その他 73,670 人 [合計 2,722,942 人]

➤ 2016.8.8 保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ

- ▶ 厚生労働省は、保育所保育指針の改定に向けて、社会保障審議会児童部会に保育専門委員会を設置した(第 1 回会議は、平成 27 年 12 月 4 日開催)。
- ▶ 平成 20 年に改定された保育所保育指針について、改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化(子ども・子育て支援新制度の施行、保育所利用児童数の増加、保護者支援の重要性の高まり等)や文部科学省における幼稚園教育要領の構造的な見直しに向けた検討等を踏まえ検討を進める。今後、月 1 回程度開催することとし、検討期間は概ね 1 年程度が予定されている。
- ▶ 8 月 2 日開催の第 8 回会議において「中間とりまとめ(案)」を議論し、修正意見を反映した上で「中間とりまとめ」を公表した。
- ▶ 今後、更に内容の充実が必要な点などについて検討を進め、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の検討の状況も踏まえつつ、本年末を目途に、最終的な報告をとりまとめる。その後、平成 28 年度内に大臣告示、1 年間の周知期間をおいて、平成 30 年度から施行予定である。

《中間とりまとめ・概要》

背景(保育をめぐる近年の状況)

○現行の指針は平成 20 年に告示。その後の以下のような社会情勢の変化を踏まえ、改定について検討。

- ・ 「量」と「質」の両面から子どもの育ちと子育てを社会全体で支える「子ども・子育て支援新制度」の施行(平成 27 年 4 月)
- ・ 0~2 歳児を中心とした保育所利用児童数の増加(1~2 歳児保育所等利用率 27.6%(H20)→38.1%(H27))
- ・ 子育て世帯における子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加(42,664 件(H20)→88,931 件(H26)) 等

1. 保育所保育指針の改定の方向性

(1) 乳児・1 歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実

この時期の保育の重要性、0~2 歳児の利用率の上昇等を踏まえ、3 歳以上児とは別に項目を設けるなど記載内容を充実。(発達の特性と合わせて保育内容を記載、養護の理念を総則で重点的に記載)

(2)保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ

保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえ、卒園時までに育ってほしい姿を意識した保育内容や保育の計画・評価の在り方等について記載内容を充実。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保。

(3)子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し

子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等に関する記載内容を見直し。

(4)保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性

保護者と連携して「子どもの育ち」を支えるという視点を持って、子どもの育ちを保護者とともに喜び合うことを重視するとともに、保育所が行う地域における子育て支援の役割が重要になっていることから、「保護者に対する支援」の章を「子育て支援」に改め、記載内容を充実。

(5)職員の資質・専門性の向上

職員の資質・専門性の向上について、保育士のキャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実なども含め、記載内容を充実。

2. 改定の方向性を踏まえた構成の見直し

第1章 総則	①保育の基本及び目標、②養護の理念、③保育の計画及び評価
第2章 保育の内容	①乳児保育に関わるねらい及び内容、②1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容、③3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容(5領域)、④幼児期の終わりまでに育ってほしい姿、⑤保育の実施上の配慮事項
第3章 健康及び安全	①子どもの健康支援、②環境及び衛生管理並びに安全管理、③食育の推進、④災害への備え
第4章 子育て支援	①子育て支援の基本、②保護者に対する子育て支援、③地域における子育て支援
第5章 職員の資質向上	①職員の資質向上に関する基本、②施設長の責務、③職員の研修等、④実施体制等

3. その他の課題

(1)小規模保育、家庭的保育等への対応

保育指針が準用されることを想定して、記載を工夫。

(2)周知に向けた取組

保育指針の趣旨・内容が関係者に理解されるよう、解説書を作成。

(3)保育の質の向上に向けて

改定が保育の質向上の契機となり、全ての子どもの健やかな育ちの実現へつながることが重要。

《議論の経過》

- 第2回(1月7日)…乳児保育、3歳未満児の保育について
- 第3回(2月16日)…健康及び安全等について
- 第4回(3月29日)…保護者支援、職員の資質の向上についての協議とともに、関係団体のヒアリングを実施
- 第5回(4月27日)…3歳以上児の保育、全体の構成、総則について
- 第6回(5月10日)…関係団体ヒアリングとともに、中間まとめの構成(案)

- 第7回(5月31日)…中間まとめ骨子(たたき台)について
- 第8回(8月2日)…中間まとめ(案)について

《検討課題(例):第1回検討会の資料より抜粋》

- 子ども・子育て支援新制度の施行等に伴う、保育をめぐる環境の変化(利用児童数の増加、小規模保育等の多様な保育機会の充実等)を踏まえ、全般的にどのような見直しを行うか。
- 乳児保育、3歳未満児保育に関して、この時期の発達の特性を踏まえつつ、どのように内容を充実するか。
- 幼児期の終わりまでに育つてほしい姿を踏まえた保育の在り方の検討と、目標に向けた保育課程、指導計画、自己評価をどのように確立するか。
- 養護、健康及び安全に関して、どのように記載を整理し、内容を充実するか。
- 虐待防止に関する内容を含め、保護者支援に関する内容をどのように充実するか。

*新たな社会的養護の在り方に関する検討会等

- 新たな社会的養護の在り方に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=370523>

- 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=368216>

- 子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=371970>

- 市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=371971>

*幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/kentoukai.html>

*保育所等利用待機児童数調査に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=383018>

*切れ目ない保育のための対策

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000135503.html>

*保育所等関連状況取りまとめ(平成28年4月1日)及び「待機児童解消加速化プラン」集計結果

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000135392.html>

*社会保障審議会児童部会保育専門委員会／保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=314168>

《経過》

✓ 子ども・子育て支援

2016.7.28	子ども・子育て会議(第28回)・同基準検討部会(第31回)合同会議
-----------	-----------------------------------

- ▶ 子ども・子育て支援法の改正及び基本指針の改正案について議論した。
- ▶ 子ども・子育て支援法の改正により仕事・子育て両立支援事業の創設等、企業主導型保育事業を拡充することにともない、同法にもとづく基本方針の改定案が示された。改定案では、仕事・子育て両立支援事業を追加することのほか、制度全体に関する基本的事項の追加として、保育の質の確保、保護者及び利便性への配慮、小規模保育事業や事業所内保育事業の保育の質を維持するための仕組み、死亡事故などの重大事項の防止等に係る取組などがある。
- ▶ 子ども・子育て支援新制度の状況について、地域子ども・子育て支援事業、認定こども園、地域型保

育事業の実施状況とともに、平成 28 年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果などをもとに協議した。

- ▶ また、地方自治体の検証報告等を踏まえた重大事故の再発防止策について検討を行うたの「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」(平成 28 年 4 月設置) の開催について報告された。

2016. 7. 28 「『保活』の実態に関する調査」の結果：公表

- ▶ 厚生労働省は、5 月 20 日に中間的に公表した「『保活』の実態に関する調査」の最終版となる結果を公表した。
- ▶ 本調査は、「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」(平成 28 年 3 月 28 日) に基づき、いわゆる「保活」(子どもを認可保育園等に入れるために保護者が行う活動) の実態を把握するために実施したものである。
- ▶ なお、調査に先立って実施した「『保活』についてのご意見」、「保育制度全般の改善についてのご意見」の募集結果についてもあわせて公表されている。

《調査の概要》

- 調査の目的…いわゆる「保活」(子どもを認可保育園等に入れるために保護者が行う活動) について実態を把握し、待機児童の解消や今後の保育の施策の検討に活用する。
- 調査実施時期…平成 28 年 4 月 11 日（月）から 5 月 31 日（火）まで
- 調査対象…政令指定都市及び平成 27 年 4 月 1 日現在で待機児童が 50 人以上いる市区町村において、平成 28 年 4 月からの認可保育園等の利用開始に向けて保活を行った保護者の方。
- 調査方法…市区町村等を経由して保活を行った保護者の方（保育施設の利用者等）に周知を行い、厚生労働省ホームページにおいてアンケート調査を実施。
- 有効回答数：5,512 件 [平成 28 年 4 月 11 日（月）(調査開始日)～5 月 31 日（火）の回答数]

《結果の概要》

- 「保活」を開始した時期は、出産後 6 か月以降とした人が 1,266 人 (23.0%) と最も多く、次いで、出産後 6 か月未満の人人が 1,219 人 (22.1%) と多い。
- また、妊娠中・妊娠前に「保活」を開始した人も、それぞれ一定数存在。(妊娠中 854 人 (15.5%)、妊娠前 227 人 (4.1%))
- 「保活」の対象となった子どもに就学前の兄弟姉妹がいる家庭について、「同じ認可保育園等を利用している」家庭が 920 人 (全体の 16.7%) と最も多い。
- 「保活」の結果、希望どおりの保育施設を利用できた人は全体の 56.8% (3,130 人)。
- 希望どおりでないが、認可保育園等を利用できた人は 25.7% (1,417 人)、認可外の保育施設を利用できた人は 10.7% (592 人) で、あわせて 36.4% (2,009 人)。
- 保育施設等を利用できなかった人は全体の 4.6% (251 人)。
※希望どおりの保育施設を利用できた人 (3,130 人) のうち、3,003 人 (95.9%) が認可保育園等を利用
- 「保活」の結果、保育施設を利用することができた人 (5,139 人) のうち、86.0% (4,420 人) は認可保育園等に入所している。
- 「保活」の結果別に見ると、希望どおりの保育施設を利用できた人も含め、多くの人が「保活」に対して苦勞・負担を感じている。特に、保育施設を利用できなかった人、希望以外の保育施設を利用することとなった人は、より多くの苦勞・負担を感じている。
- 「保活」で保護者が苦勞や負担を感じた点については、全体では「市役所などに何度も足を運ばなければならなかった」との回答が 2,265 人と最も多く、「情報の収集方法が分からなかった」も 1,922 人

と多い。

- 苦労や負担を感じた度合別に見ると、「とても感じた」保護者では、「市役所などに何度も足を運ばなければならなかった（1,183人）」、「情報の収集方法が分からなかった（831人）」、「いったん、認可外保育施設、自治体単独の保育施設などに預ける必要があった（815人）」との回答が多い。
- 「保活」に対する苦労や負担感を減らすために市区町村において必要な支援については、全体及び苦労や負担を感じた度合別のいずれも、「保活に関する情報をより多く提供する」との回答が最も多い。次いで、「初期の段階から支援をする」、「平日の夜間や土日の対応など、支援の時間帯・曜日を拡大する」との回答が多い。
- 保育施設を利用できなかつた理由として、「申込者数が多く、どこの保育施設もいっぱいだった（202人）」との回答が特に多い。また、認可保育園等以外は保育の質に不安がある（62人）、保育料が高額（59人）、場所が希望に合わなかつた（46人）との回答も一定数存在。
- 保育施設を利用できなかつた場合の対応として、「育休を延長」との回答が97人（38.6%）と最も多い。また、「一時預かりやベビーシッターなどを利用」（33人/13.1%）、「職場復帰をあきらめ、育児に専念」（20人/8.0%）との回答も多い。

* 「保活」の実態に関する調査の結果

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000126129.html>

2016.6.6 認定こども園の数について（平成28年4月1日現在）：公表

▶ 内閣府は、平成28年4月1日現在の「認定こども園」の数を公表した。認定こども園は、全国で「4,001件」となり、前年度の2,836件から1165件増加している。

【平成28年4月1日現在の認定こども園数】

公私の別	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	合計
公立	451	35	215	2	703
私立	2,334	647	259	58	3,298
合計	2,785	682	474	60	4,001

※認定こども園へ移行した施設の内訳は、幼稚園438か所、認可保育所786か所、その他の保育施設47か所、認定こども園として新規開園したものが37か所となっている。複数の施設が合併して1つの認定こども園になった場合等があるため、移行数と増加数は一致しない。

※また、認定こども園から認定こども園以外の施設へ移行したものが4か所ある。

<参考>認定こども園数の推移(各年4月1日時点)

年度	認定こども園数	(公私の内訳)		(類型別の内訳)			
		公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
平成23年	762	149	613	406	225	100	31
平成24年	909	181	728	486	272	121	30
平成25年	1,099	220	879	595	316	155	33
平成26年	1,360	252	1,108	720	411	189	40
平成27年	2,836	554	2,282	1,930	525	328	53
平成28年	4,001	703	3,298	2,785	682	474	60

※平成27年4月1日時点の認定数について、平成27年5月8日に公表したものから一部修正有り。

2016.5.23	保育士養成課程等検討会（第4回）：福祉系国家資格の科目免除等
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域限定保育士試験における保育実技講習、福祉系国家資格との保育士養成課程等における科目的免除と保育所保育指針改定を踏まえた養成課程の見直しについて協議した。 ▶ 地域限定保育士試験における保育実技講習については、保育士試験受験者の合格後の保育士としての質を確保しながら、受験者に多様な選択肢を提供する観点から、筆記試験合格者が保育実技講習会の受講を修了した場合に、当該地域限定保育士試験の実技試験を免除できることとすることにより、多様な保育人材の参入を推進するとして、具体的な内容や要件等を確認した。 ▶ 『「日本再興戦略」改訂2015』（平成27年6月）においては、福祉系国家資格所持者や子育て支援員が保育士資格を取得しやすくなるための方策（保育士養成課程、保育士試験科目の一部免除等）について速やかに検討するとされていることなどを踏まえ、福祉系国家資格との保育士養成課程等における科目的免除の検討の視点について協議した。 ▶ 保育所保育指針の改定検討の状況とともに、指針の改定を踏まえた養成課程の見直しについて確認した。
2016.4.18	待機児童解消に向けた緊急対策会議
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 厚生労働省は、待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について、待機児童が100名以上の自治体との意見交換等を行うための会議を開催した。 ▶ 会議では、①各市区町村における緊急対策メニューの取組、②各施設の整備の状況と今後の見込み、③各市区町村における具体的な待機児童対策の取組、④待機児童の把握・公表のあり方、⑤保育人材の確保に向けた取組、を論点として議論が行われた。
	*待機児童解消に向けた緊急対策会議 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000123019.html
2016.3.31	子ども・子育て支援法の改正法：参議院可決・成立
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 子ども・子育て支援法の改正法が、参議院で可決・成立した。第二の矢「夢をつむぐ子育て支援」の実現に向けて、平成28年4月1日から事業主拠出金制度を拡充し、最大5万人の保育の受け皿の整備など子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るものである。
	《概要》
	<p>1. 仕事・子育て両立支援事業の創設</p> <p>○政府が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設</p> <p>2. 事業主拠出金の率の引き上げ等</p> <p>○一般事業主から徴収する拠出金（事業主拠出金）の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加 ○事業主拠出金の率の上限を1,000分の1.5以内から1,000分の2.5以内に引き上げ</p>
	*子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案 http://www.cao.go.jp/houan/190/index.html
> 2016.3.28	待機児童解消に向けて緊急に対応する施策
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 厚生労働省は、待機児童解消までの緊急的な取組として、「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」をとりまとめた。 ▶ 平成27年4月1日現在の待機児童数が50人以上いる114市区町村及び待機児童を解消するために受け皿拡大に積極的に取り組んでいる市区町村を対象に、①子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握と緊急対策体制の強化、②規制の弾力化・人材確保等、③受け皿確保のための施設整備促進、④既存事業の拡充・強化、⑤企業主導型保育事業の積極的展開、といった措置を講じるものである。
	《概要》
	I 子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握と緊急対策体制の強化
	1. 厚生労働大臣と市区町長との緊急対策会議等

厚生労働大臣と待機児童が 100 人以上いる市区町長との緊急対策会議及び待機児童対策緊急部局長会議を開催し、国・市区町村が一体となって待機児童解消に向けた積極的な取組を促進

2. 自治体からの優良事例・課題・要望等の受付（実施中）
3. 厚生労働省ホームページによる保育に関する国民からのご意見等の募集（実施中）
4. 「保活」の実態を調査
 - 保護者目線に立った施策展開に資するため、平成 28 年 4 月入園に向けた「保活」の実態を調査
5. 保育コンシェルジュの設置促進（IV の 1 参照）

II 規制の弾力化・人材確保等

1. 保育園等への臨時的な受入れ強化の推進
 - 人員配置基準、面積基準において、国の最低基準を上回る基準を設定している市区町村に対して、一人でも多くの児童の受入れを要請
2. 自治体が独自に支援する保育サービスへの支援
 - 「認可化移行運営費支援事業」の補助要件である認可化移行期限（5 年間）を緩和し、自治体が単独事業として支援する認可外保育施設への支援（運営費の一部及び改修費の補助）を行う

III 受け皿確保のための施設整備促進

1. 施設整備費支援の拡充
 - 資材費等の高騰などを踏まえた借地料への支援の強化
 - 地域の余裕スペースを活用した保育園等の整備促進等
2. 改修費支援等の拡充
 - 小規模保育等の多様な保育サービスへの改修費等支援の拡充等

IV 既存事業の拡充・強化

1. 保育コンシェルジュの設置促進
 - 待機児童が 50 人以上いる市区町村を中心に「保育コンシェルジュ」の設置促進を図り、利用者と保育施設のマッチング（利用者支援）の強化
2. 緊急的な一時預かり事業等の活用
 - 待機児童を緊急的に預かるため、一時預かり事業を活用・拡充して、保育園等への入園が決まるまでの間、保育サービスを提供
3. 広域的保育所等利用事業の促進
 - 隣接する市区町村の間で、市区町村の圏域を越える保育園等の利用を送迎バスを活用し促進
4. 地域の中での円滑な整備促進
 - 保育園等の新規開設に向け、地域住民等との調整や防音壁設置対策を引き続き講じるなど、円滑な保育園等の整備が図られるよう、環境整備（コーディネート等）を促進

V 企業主導型保育事業の積極的展開

*待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000118007.html>

2016. 3. 1	「保育所における第三者評価の実施について」：通知発出
	▶ 厚生労働省は、福祉サービス第三者評価事業における保育所版の評価基準ガイドラインの改定について「保育所における第三者評価の実施について」（雇児発第 0301 第 3 号・社援発第 0301 第 2 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長通知）を発出した。
	▶ 通知では、保育サービスの質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備する必要があることから、「規制改革実施計画」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、保育分野における第三者評価受審率の数値目標を定めることとされたほか、「日本再興戦略」改訂 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）において、平成 31 年度末までにすべての保育事業者において第三者評

価の受審が行われることを目指すこととされている。
2016. 1. 26 子ども・子育て会議（第27回）・同基準検討部会（第30回）合同会議：公定価格等
▶ 平成28年度予算案及び平成27年度補正予算の報告とともに、公定価格等について議論が行われた。
▶ 公定価格における人件費の額は、国家公務員の給与に準じて算定している。平成27年度国家公務員給与改定にともない、平成27年度（平成27年4月に遡及して）の公定価格・単価を改定することが示された。具体的には、保育士及び幼稚園教諭等の人件費が平均で「1.9%程度」引上げられる。
▶ 平成27年度中の公定価格単価の引上げ率としては、①1号の施設型給付：1.49%、②2・3号の施設型給付及び地域型保育給付：1.29%とされている。なお、これらの取扱いは平成27年度中に限るものであり、平成28年度の単価については、国家公務員給与改定の影響を受ける公定価格項目について個々に見直しをする通常の方式により、単価改定が実施される。
▶ その他の公定価格の改定事項として、賃料加算の充実、チーム保育推進加算の創設等が掲げられている。チーム保育推進加算については、チーム保育体制の整備により、保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上をはかるものである。職員の平均勤続年数が15年以上であることを含む4つの要件を満たした場合に、1名分の保育士人件費相当分が加算される仕組みとなる。
2015. 12. 4 保育士等確保対策検討会：緊急的な取りまとめ
▶ 保育士をはじめとする保育の担い手の確保に向けた対策について、「保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ」を確認し・公表した。
《概要》
○保育士要件に係る3つの項目、すなわち、①朝夕の保育士配置の要件弾力化、②幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用、③研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化、について、保育所等における保育士等の採用に間に合うよう、平成27年度中に必要な省令改正等を行い、平成28年度から事業者の選択により実施することとする。
○なお、原則として、保育所等における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものであり、その専門的知識と技術をもつ保育士が行うことから、この措置は、あくまで待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的な対応とする。
[緊急的な対応方針]
1. 朝夕の保育士配置の要件弾力化
【対応方針】
○平成28年度以降については、省令を改正することより各年齢別で定める配置基準により算定される数が2人を下回っており、かつ朝夕などの児童が少数である時間帯に限り、1人は保育士資格を有しない一定の者も活用可能とする。
【質の確保のための措置】
○「保育士資格を有しない一定の者」については、質の確保の観点から、・保育士資格を有しないが当該施設等で十分な業務経験を有する者、・子育て支援員研修を修了した者、・家庭的保育者など、適切な対応が可能な者に限ることとする。
○以下の2. 3. に定める要件弾力化案を併せて実施する場合においても、保育士を常時1名以上配置することとする。
2. 幼稚園教諭及び小学校等の活用
【対応方針】
○保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、一定範囲内で保育士に代えて活用できることとする。

○各教諭の活用に当たっては、・幼稚園教諭については主に3～5歳児、・小学校教諭については幼保小接続の観点から主に5歳児、・養護教諭については現行の看護師等の取扱いと同様に年齢要件を設けないこととし、各教諭及び保健師・看護師・准看護師あわせて、配置する保育士の3分の1を超えない範囲内に限ることとする。

【質の確保のための措置】

○特に小学校教諭が保育を行う場合には、保育士養成課程における「保育課程論」・「保育の表現技術」(6単位)を履修することが望ましいが、少なくとも子育て支援員研修を受けるなど、保育を行う上で必要な研修等の受講を求めることがある。

○また、幼稚園教諭や養護教諭についても、保育を行う上で必要な研修等の受講を促すこととする。

3. 研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化

【対応方針】

○11時間開所8時間労働としていることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数（例えば15名）を上回って必要となる保育士数（例えば15名に追加する3名）について、保育士資格を有しない一定の者を活用可能とする。

○公定価格上は、研修代替要員をはじめとする以下の保育所における加配人員要件について、現場で柔軟に配置可能とする。

※想定される対象範囲：研修代替要員、年休代替要員、休憩保育士、保育標準時間認定の場合に配置される保育士、主任保育士専任加算による代替保育士

【質の確保のための措置】

○「保育士資格を有しない一定の者」については、質の確保の観点から、・保育士資格を有しないが当該施設等で十分な業務経験を有する者、・子育て支援員研修を修了した者、・家庭的保育者、など、適切対応が可能な者に限ることとする。その際、これら者には保育士資格取得を促していくこととする。

○これらの者は、最低基準で配置している保育士とともに保育にあたり、また、可能なかぎり、一人を超えた配置に配慮しながら実施することとする。

4. 弾力化に当たっての全般的な留意事項

○各要件弾力化案の実施に当たっては各自治体による条例改正等により行われるものであるが、保育所だけでなく、地域型保育事業や延長保育等においても、それぞれの特性を踏まえつつ対応を行うこととする。

○特に2. 3. の取扱いについては、団体ヒアリングにおいて一部慎重な意見が出されたことも踏まえ、運用上も、質の確保に影響を及ぼさないよう配慮しながら行うことが必要である。

○保育の質の観点から、一定期間において都道府県等から勧告や改善命令等を受けていた事業者については、各要件弾力化案の実施を認めないこととする。また、各要件弾力化案について、厚生労働省は、今後、実施自治体・事業者の事例等を十分把握した上で、保育の質への影響を継続的に検証していくこととする。

○今回の緊急的な対応により、保育士資格を有しない一定の者を活用するに当たっては、保育士が保育の業務に専念できるよう、保育に直接的に関係のない事務作業等は、保育士以外の保育補助者が実施するなど、業務分担を見直すことが望まれる。これに関連して、国としても保育士の負担を軽減するための支援を行うことが必要である。

○また、国は、今回の緊急的なとりまとめに係る対策にとどまることなく、引き続き、保育士の待遇改善をはじめとする更なる保育士確保対策の強化に取り組むべきである。

- ▶ 私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況と地方版子ども・子育て会議の取組（市町村子ども・子育て支援事業計画）事例調査について協議した。また、「待機児童解消加速化プラン」集計結果、平成28年度の子ども・子育て関係予算の概算要求の状況等について報告された。

2015.9.10 保育士養成課程等検討会（第3回）：保育士試験

- ▶ 保育士実技試験、指定保育士養成施設の養成課程と保育士試験問題との整合性について検討した。
 ▶ 実技試験について、地域限定保育士の実技試験の代わりとなる保育実技講習（仮称）の考え方、カリキュラム等を検討した。
 ▶ 養成課程と保育士試験については、同じ保育士資格を取得するものであり、保育士養成課程と保育士試験が同等の質を担保する必要がある。今後、養成課程や試験科目の内容等の整合性について検証し、その結果をもとに養成課程や試験科目の内容等を見直し、保育士として同等の質を担保するとしている。

2015.8.7 今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会報告書

- ▶ 「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会」（厚生労働省）は、仕事と家庭の両立支援のための今後の施策のあり方等について、平成26年11月から検討を重ね、報告書をとりまとめた。
 ▶ 報告書では、仕事と家庭の両立について、「仕事と介護」、「仕事と育児」の両立に関わる現状と課題にもとづき、今後の支援についての考え方と必要となる取組を示している。
 ▶ 「仕事と介護」の両立支援については、多様な介護の状況に対応しつつ継続就業できる制度の実現を基本的な考え方とし、①多様な介護の必要性に応じ、両立支援制度を組み合わせ、介護サービス等も適切に活用しながら、継続就業することができるために必要な制度的対応の検討が必要であること、②育児・介護休業法と介護保険サービス等福祉サービスは、車の両輪という考え方を基本とすることが必要であるとしている。
 ▶ 「仕事と育児」の両立支援については、1. 多様な家族・雇用形態に対応した育児期の柔軟な働き方の実現を基本的な考え方とし、有期契約雇用者が、妊娠・出産・育児期に育児休業を含めた柔軟な働き方ができるようにする必要があるとする。また、2. 男性の子育てへの関わりを可能とする働き方を促進するため、①男女とも、希望する者が育児休業を取得できるようにすること、②妻が専業主婦である等、男性の多様な状況に応じたアプローチや、出産後8週間以内など、期間を定めたアプローチが必要であるとしている。

*今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会報告書 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000093495.html>

2015.7.27 子ども・子育て会議（第25回）・同基準検討部会（第28回）合同会議：私立幼稚園の移行等

- ▶ 私立幼稚園円滑移行フォローアップ調査の結果が示されるとともに、平成27年度自治体との情報交換・意見交換の実施状況報告をもとに、報告と協議が行われた。

《私立幼稚園円滑移行フォローアップ調査結果の概要》

(1) 教育標準時間認定子どもに係る施設型給付関係

①教育標準時間認定子どもに係る施設型給付の設定額

国の定める基準と同額	1,461自治体	83.9%
国の定める基準より高額	0自治体	0.0%
国の定める基準より低額	0自治体	0.0%
未設定	280自治体	16.1%

②教育標準時間認定子どもの利用者負担額

政令で定める額と同額	334自治体	19.2%
政令で定める額より低額	1,185自治体	68.1%
未設定	222自治体	12.6%

③利用者負担額を政令で定める額より低額に設定した理由（複数回答可）

新制度に移行しない幼稚園とのバランスを取る	347自治体	29.3%
公立施設とのバランスを取る	256自治体	21.6%
保育所等の保育を提供する施設とのバランスを取る	617自治体	52.1%
その他	357自治体	30.1%

(注) 割合は、政令で定める額より低額と回答した自治体数（1,185自治体）に占めるもの。

その他の主な理由：従前の制度や保育料とのバランス（157自治体）（13.2%）、保護者の負担軽減（57自治体）（4.8%）、近隣自治体とのバランス（51自治体）（4.3%）

(2) 一時預かり事業関係

①一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況

公立幼稚園・私立幼稚園とも実施	147自治体	8.4%
私立幼稚園のみ実施	358自治体	20.6%
公立幼稚園のみ実施	258自治体	14.8%
実施していない	978自治体	56.2%

(注) 域内に新制度に移行した私立幼稚園がある301自治体のうち、260自治体（86.4%）で一時預かり事業（幼稚園型）を実施している。

②一時預かり事業（幼稚園型）で他市区町村居住者の利用を認めているか

認めている	501自治体	65.7%
認めていない	262自治体	34.3%

(注) 割合は、一時預かり事業（幼稚園型）を実施している自治体数（763自治体）に占めるもの。

③一時預かり事業（幼稚園型）を私立幼稚園で実施しない理由

事業者から実施希望がなかった	365自治体	29.5%
市区町村の提示した実施要件に合致しなかった	7自治体	0.6%
保育所で行う一時預かり事業等でニーズが満たされる	181自治体	14.6%
今後、実施する方向で検討中	102自治体	8.3%
その他	545自治体	44.1%
域外の園でのみ実施	36自治体	2.9%

(注) 割合は、一時預かり事業（幼稚園型）を私立幼稚園で実施していない自治体数（1,236自治体）に占めるもの。

その他の主な理由：域内に私立幼稚園がない（442自治体）（35.8%）、私学助成により対応（27自治体）（2.2%）

④一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価額

国の示した額と同額	499自治体	98.8%
国の示した額より高額	3自治体	0.6%
国の示した額より低額	3自治体	0.6%

(注) 割合は、一時預かり事業（幼稚園型）を私立幼稚園で実施している自治体数（505自治体）に占めるもの。

⑤一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価額を国の示した額と異なる額とした理由

私学助成の預かり保育の補助単価とのバランスを取る	0自治体	0.0%
一時預かり事業（一般型）の補助単価とのバランスを取る	0自治体	0.0%
その他	6自治体	100.0%

(注) 割合は、一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価額を国の示した額と異なる額としている自治体数（6自治体）に占めるもの。その他の主な理由・自治体独自の加算を行っている（2自治体）（33.3%）

⑥一時預かり事業（幼稚園型）の利用料の設定者

市区町村が設定	27自治体	5.3%
市区町村の定めた一定のルールに従い、園が設定	60自治体	11.9%
園が設定	418自治体	82.8%

(注) 割合は、一時預かり事業（幼稚園型）を私立幼稚園で実施している自治体数（505自治体）に占めるもの。

⑦一時預かり事業（一般型）の実施状況

私立幼稚園において実施	167自治体	9.6%
私立幼稚園では実施していないが、保育所等において実施	957自治体	55.0%
実施していない	617自治体	35.4%

⑧一時預かり事業（一般型）を私立幼稚園で実施しない理由

保育所で行う一時預かり事業等でニーズが満たされる	364自治体	37.9%
私立幼稚園から実施希望がなかった	360自治体	37.5%
市区町村の提示した実施要件に合致しなかった	9自治体	0.9%
今後、実施する方向で検討中	35自治体	3.6%
その他	189自治体	19.7%
域外の園でのみ実施	3自治体	0.3%

(注) 割合は、一時預かり事業（一般型）を実施しているが、私立幼稚園で実施していない自治体数及び域外の園でのみ一時預かり事業（一般型）を実施する自治体数の計（960自治体）に占めるもの。その他の主な理由：域内に私立幼稚園がない（155自治体）（16.1%）

参考新制度への移行状況について

1. 平成27年3月31日現在の私立幼稚園	8,124園	100.0%
2. 新制度に移行した私立幼稚園	1,884園	23.2%
幼稚園のまま移行	560園	6.9%
幼稚園型認定こども園となって移行	511園	6.3%
幼保連携型認定こども園となって移行	813園	10.0%
3. 新制度に移行しなかった私立幼稚園	6,221園	76.6%
4. 廃園した私立幼稚園	19園	0.2%

(注) 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が合わない箇所がある。

《地域型保育事業の認可件数・概要》

○平成27年4月1日現在の地域型保育事業の数

全国で2,740件、家庭的保育事業931件、小規模保育事業1,655件、居宅訪問型保育事業4件、事業所内保育事業150件

【平成27年4月1日現在の地域型保育事業の数】

事業	件数 (※1)	(公私の内訳)		(設置主体別内訳) [%]			
		公立	私立	社会福祉法人	株式会社 有限会社	個人	その他 (※3)
家庭的保育事業	931	157	774	28 [3.0]	11 [1.2]	725 [77.9]	167 [17.9]
小規模保育事業(※2)	1,655	60	1,595	220 [13.3]	559 [33.8]	470 [28.4]	406 [24.5]
(A型)	(962)	(32)	(930)	(161 [16.7])	(319 [33.2])	(219 [22.8])	(263 [27.3])
(B型)	(572)	(18)	(554)	(44 [7.7])	(215 [37.6])	(201 [35.1])	(112 [19.6])
(C型)	(121)	(10)	(111)	(15 [12.4])	(25 [20.7])	(50 [41.3])	(31 [25.6])
居宅訪問型保育事業	4	0	4	0 [0]	2 [50.0]	0 [0]	2 [50.0]
事業所内保育事業	150	3	147	39 [26.0]	50 [33.3]	2 [1.3]	59 [39.3]
計	2,740	220	2,520	287 [10.5]	622 [22.7]	1,197 [43.7]	634 [23.1]

2015.6.5

保育士養成課程等検討会（第1回）

▶ 厚生労働省は、「保育士確保プラン」（平成27年1月14日）における、「地域限定保育士」の創設等

を踏まえた保育士養成課程等の見直しや、今後の保育士養成等の課題について協議するため、検討会を設置・開催した。

《概要》

1. 当面の検討項目

- (1) 地域限定保育士試験における実技試験に代わる講習又は実習に関する事項
 - ・講習又は実習の科目・時間・内容・開催時期
- (2) 指定保育士養成施設の養成課程と保育士試験の試験問題との整合性に関する事項
 - ・養成課程と試験問題との整合性についての検証
- (3) その他保育士の養成課程や試験問題について専門的検討を要する事項

2. 今後の予定

第2回 講習又は実習カリキュラムの検討①

第3回 講習又は実習カリキュラムの検討②

第4回以降 指定保育士養成施設の養成課程と保育士試験との整合性についての検証

2015.5.26 **自民党文部科学部会幼児教育小委員会「幼児教育の振興について」：とりまとめ**

- ▶ 幼児教育の無償化など、幼児教育の具体的な振興方策に関する検討について、とりまとめを行った。今後、幼児教育の無償化のための財源確保や幼児教育の振興を図るために法制化（幼児教育振興法・仮称の制定）に向けた取組が進められる。

《概要》

1. 基本的な考え方

○幼児期の教育（幼児に対する教育を意味し、幼児が生活するすべての場において行われる教育を総称したもの）をいう。具体的には、幼稚園、保育所、認定こども園等における教育、家庭における教育、地域における教育を含む広がりを持った概念としてとらえる。以下、「幼児教育」という。）は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う非常に重要なもの

○質の高い幼児教育は、好奇心等に溢れる心豊かな子供を育て、健全で安定した社会を創造することに繋がるため、国家戦略の一環として取り組み、幼児教育分野への思い切った重点的な資源投入が必要

2. 幼児教育の振興方策

(1) 幼児教育の質の向上

①幼児教育の内容の充実と小学校教育との円滑な接続

- ・小学校以降における学びとの連続性を図る観点から、5歳児を中心として取り組むべき教育内容をより明確化・具体化
- ・ただし、決して小学校で行われている教科書等を用いた教科等の教育の前倒しとならないよう留意
- ・幼保小の連携は、小学校と連携しながら「アプローチ・カリキュラム」等を編成し、体系的に実施

②教員・保育士等の資質能力の向上及び計画的な人材確保

- ・教員・保育士等の待遇・配置の改善など、計画的に優れた人材を確保するために必要な施策を推進
- ・経験や役割等に応じた昇進やきめ細かな研修体系などキャリアアップの仕組みを整備

③幼児教育に関する適正な評価システムの導入

- ・自己評価、関係者評価、第三者評価を進め、持続的に改善を促すPDCAサイクルを構築

④幼児教育に関する研究拠点の整備、実証的な調査研究の推進

- ・大学・研究機関、幼稚園・保育所・認定こども園等の幼児教育の調査研究に係るネットワークの構築
- ・国における幼児教育の研究拠点（ナショナルセンター）の整備に向けた検討

(2) 質の高い幼児教育の提供体制の確保

①地方自治体等における幼児教育の推進体制の整備

- ・市町村の幼児教育に係る責任の明確化、市町村における幼児教育推進体制の整備（専任職員や「幼児教育アドバイザー（仮称）」の配置等）
- ・都道府県における幼児教育センターの設置促進

②障害のある子供への適切な支援体制の整備

- ・幼児期からの発達障害のある子供への支援充実
- ・必要な施設整備の支援、専門的知見を有する人材の配置・派遣の促進

③家庭や地域の教育力の向上

- ・子育て支援（親子登園、相談事業、一時預かり等）の充実
- ・家庭教育に対する支援の充実、ワークライフバランスの改善
- ・地域人材の幼児教育への積極的な参画への支援

(3) 幼児教育の段階的無償化の推進

- ・必要な財源の確保方策について、政府・与党一体となって検討を行い、幼児教育無償化を段階的に推進

(4) 幼児教育の充実のための財政支援の充実

- ・新制度における質改善を実現するため、消費税収以外の財源を含む1兆円超の財源を確保
- ・新制度に移行しない私立幼稚園に対する私学助成及び就園奨励費補助の充実

(5) 子ども・子育て支援新制度の検証

- ・新制度の施行後、幼児教育の振興の観点から検証を行う

(6) 「幼児教育振興法（仮称）」の制定

- ・幼児教育の振興を図るため、幼児教育振興法（仮称）を制定（幼児教育の重要性、意義等の基本的理念、国・都道府県・市町村が一体となって取り組む体制の整備等）

2015.3.20 少子化社会対策大綱・閣議決定

- ▶ 政府は、総合的かつ長期的な少子化に対処するための指針として「少子化社会対策大綱」を策定した。大綱は、少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針であり、平成16年、22年に続き、今回は3回目の策定となる。
- ▶ 大綱は、今後5年間を「集中取組期間」と位置づけ、重点課題を設定し、政策を効果的かつ集中的に投入すること、また、長期展望に立って、子供への資源配分を大胆に拡充し、継続的かつ総合的な対策を推進すること等を基本的な考え方としている。

《概要》

基本的な考え方

- (1) 結婚や子育てしやすい環境となるよう、社会全体を見直し、これまで以上に対策を充実
- (2) 個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくることを基本的な目標 ※個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えることがあつてはならないことに留意
- (3) 「結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない取組」と「地域・企業など社会全体の取組」を両輪として、きめ細かく対応
- (4) 今後5年間を「集中取組期間」と位置づけ、重点課題を設定し、政策を効果的かつ集中的に投入
- (5) 長期展望に立って、子供への資源配分を大胆に拡充し、継続的かつ総合的な対策を推進

重点課題

1. 子育て支援施策を一層充実

- 「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施 ○待機児童の解消 ○「小1の壁」の打破

2. 若い年齢での結婚・出産の希望の実現

○経済的基盤の安定 ○結婚に対する取組支援

3. 多子世帯へ一層の配慮

○子育て・保育・教育・住居などの負担軽減 ○自治体、企業、公共交通機関などによる多子世帯への配慮・優遇措置の促進

4. 男女の働き方改革

○男女の意識・行動改革 ○「ワークライフバランス」・「女性の活躍」

5. 地域の実情に即した取組強化

○地域の「強み」を活かした取組 ○「地方創生」と連携した取組

*少子化社会対策大綱 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/law/taikou2.html>

2015.1.14 保育士確保プラン・公表

- ▶ 厚生労働省は、「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、子ども・子育て支援新制度において国全体で必要となる保育士数を明らかにした上で、数値目標と期限を明示し、人材育成や再就職支援等を強力に進めるための「保育士確保プラン」を策定した。
- ▶ 「保育士確保プラン」では、保育士試験の年2回実施の推進や待遇改善など保育士確保に向けた新たな施策を講じるほか、従来の保育士確保施策についても、引き続き確実に実施し、施策に関する普及啓発を積極的に行うなど、さらなる推進を図ることとしており、省を挙げて保育士の確保に向けて全力で取り組むとしている。

《概要》

○国全体で必要となる保育士の数は、平成29年度末時点において「46.3万人」

○平成29年度末において必要となる保育士「46.3万人」から、平成25年度の保育所勤務保育士数37.8万人及び平成29年度末までの自然体の増加分2万人を差し引いた、新たに必要となる「6.9万人」の保育士を確保するため、新たに以下の取組を実施

- ・ 保育士試験の年2回実施の推進
- ・ 保育士に対する待遇改善の実施
- ・ 保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進を支援
- ・ 保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援
- ・ 保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化
- ・ 福祉系国家資格を有する者に対する保育士試験科目等の一部免除の検討

○また、従来の保育士確保施策についても、[1]人材育成、[2]就業継続支援、[3]再就職支援、[4]働く職場の環境改善を「4つの柱」として、引き続き確実に実施するとともに、保育士確保に関する関係機関等との連携強化や施策に関する普及啓発を積極的に行うなど、更なる推進を図る

○新たに「保育士確保対策検討会」を設置し、継続的な保育士確保施策の検討等を行うとともに、一部の自治体等において効果の検証を実施

*保育士確保プラン <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000070943.html>

2014.12.16 子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会（第5回）

- ▶ 「子育て支援員研修事業実施要綱（案）」について協議し、概ね承認された。

《概要》※子ども・子育て会議（第21回）・同基準検討部会（第25回）合同会議（平成27年1月22日開催）資料より作成

1. 趣旨

○子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。

○このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に关心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関する必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

2. 「子育て支援員」とは

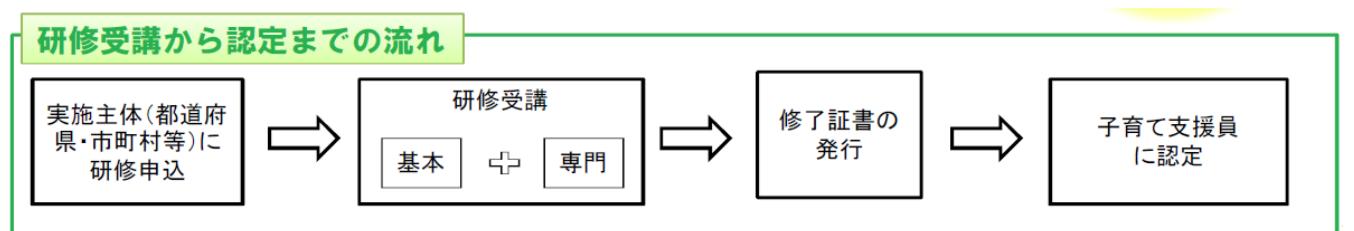
○国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者

○研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。

○研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。



小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援など子ども・子育て分野に従事



2014.9.24

「次世代育成支援対策推進法・省令案等」諮問・答申

▶ 厚生労働省は、労働政策審議会に対し、「次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」及び「行動計画策定指針案要綱（一般事業主行動計画に係る部分）」について諮問を行った。これについて、同審議会雇用均等分科会で審議した結果、同審議会から厚生労働大臣に対して、妥当であるとの答申があった。厚生労働省は、この答申を踏まえ、省令と指針の改正作業を進める（平成27年4月1日施行予定）。

《概要》

【省令案のポイント】

○現行の認定制度（くるみん認定）について基準を一部改正

- (1) 男性の育児休業等取得の基準について、中小企業の特例を拡充。
- (2) 女性の育児休業取得の基準について、計画期間における育児休業取得率を70%から75%に引き上げ。
- (3) 働き方の見直しの基準を一部改正し、短時間正社員制度やテレワークなどを例示。

○新たな認定制度（特例認定：プラチナくるみん認定）について基準を創設

- (1) 男性の育児休業取得率の基準と働き方の見直しの基準について、現行の基準よりも高い基準を規定（男性の育児休業などの取得者1名以上→13%以上など）。
- (2) 女性労働者が育児休業を取得したり、子育てをしながら仕事を続け、活躍したりできるよう、能力向上やキャリア形成のための支援などの取組に関する計画を策定し、実施していることを認定基準に追加。

○特例認定を受けた後に公表する実績値の公表事項について規定

【行動計画策定指針案のポイント（一般事業主行動計画に係る部分）】

○企業における両立支援のさらなる取組を促進するため、非正規雇用の労働者も取組の対象であることを明記

- 次世代育成のためには、男性の育児休業取得促進の取組、所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進の取組など、働き方・休み方の見直しに役立つ取組を進めることが重要であることを盛り込む
- 一般事業主の認定に関する基準（法第13条）の見直しに伴い、男性の子育て目的の休暇の取得促進策として、小学校就学前の子どもがいない労働者に係る休暇制度について規定
- 改正法により、特例認定制度（プラチナくるみん制度）が創設されたことに伴い、特例認定制度に関する項目を追加し、これらの基準を踏まえ、子育てをしながら活躍する女性を増やすための環境整備などの規定を整備

2014.7.31 「放課後子ども総合プラン」策定・通知

- ▶ 「日本再興戦略」改訂2014において、「いわゆる「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、厚生労働省と文部科学省が共同して「放課後子ども総合プラン」を年次に策定」することとされた。これを踏まえ、文部科学省及び厚生労働省は「放課後子ども総合プラン」をとりまとめ都道府県等に通知した。
- ▶ 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子供教室）の計画的な整備等を進める。

2014.7.3 教育再生実行会議（第24回）：今後の学制等（第5次提言）

- ▶ 「今後の学制等の在り方について」（第5次提言）をとりまとめ、内閣総理大臣に提出した。文部科学省は、中央教育審議会で提言の具体化に向けた議論に着手する。
- ▶ 提言においては、幼児教育無償化と義務教育の期間の見直し、小中一貫教育を制度化するなど学校段階間の連携、職業教育を行う高等教育機関の制度化などが盛り込まれている。

《幼児教育の充実、無償教育、義務教育期間の延長等》

- 幼児教育の質の向上のため、国は、幼稚園教育要領について、子供の言葉の習得など発達の早期化等を踏まえ、小学校教育との接続を意識した見直しを行う。保育所、認定こども園においても教育の質の向上の観点から見直しを図る。また、子ども・子育て支援新制度の下、子供の発達や状況に応じた指導の充実が図られるよう、質の高い教職員を確保していくための養成、研修、待遇、配置や施設運営の支援に関する制度面・財政面の環境整備を行う。
- 市町村は、幼児教育行政に携わる人材の確保、専門性の向上をはじめ、幼児教育行政を担う体制の整備を進める。国は、市町村の幼児教育に関する責任・役割を明確にするとともに、市町村の取組を積極的に支援する。その際、幼児期における特別支援教育を含めた教育の充実が一層図られるよう、教育指導や研修等において教育行政部局が専門性を發揮する。
- 3～5歳児の幼児教育について、財源を確保しつつ、無償化を段階的に推進し、希望する全ての子供に幼児教育の機会を保障する体制を整える。
- 幼児教育の機会均等と質の向上、段階的無償化を進めた上で、国は、次の段階の課題として、全ての子供に質の高い幼児教育を無償で保障する観点から、幼稚園、保育所及び認定こども園における5歳児の就学前教育について、設置主体等の多様性も踏まえ、より柔軟な新たな枠組みによる義務教育化を検討する。
- 国は、小学校及び中学校における不登校の児童生徒が学んでいるフリースクールや、国際化に対応した教育を行うインターナショナルスクールなどの学校外の教育機会の現状を踏まえ、その位置付けについて、就学義務や公費負担の在り方を含め検討する。また、義務教育未修了者の就学機会の確保に重要な役割を果たしているいわゆる夜間中学について、その設置を促進する。

《高等学校教育、就学支援の充実》

- 高等学校教育において、生涯にわたって学ぶ基礎となる力を育成するとともに、生徒の多様な状況や学習ニーズに対応した教育が積極的に行われ、様々な進路に挑戦できるよう、地方公共団体及び学校は、その実態に合わせて教育課程を工夫したり、民間の外部検定試験等の活用を図ったりするなど、高等学校教育の特色化を進め、国は適切な支援を行う。
- 国及び地方公共団体は、特に低所得者層を対象として高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程等の修学のための支援策を一層推進し、家庭の経済状況にかかわらず、意欲ある全ての子供に高等学校段階の教育機会を保障する。
- 高等学校等を卒業した後も、意欲と能力のある者が、経済的な困難があっても高等教育への修学を断念することなく、学び挑戦していくことができるよう、国及び大学は、授業料減免や所得連動返還型奨学金などの支援策を一層推進する。専修学校についても修学支援が図られるよう取り組む。

*「今後の学制等の在り方について」(第5次提言) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/teigen.html>

2014.4.30 幼保連携型認定こども園の設備・運営等に関する基準等の告示

- ▶ 「幼保連携型認定認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」(以下、基準) 及び、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」(以下、要領) が告示された。

【基準の概要】

※【従】は従うべき基準、【参】は参考すべき基準

(1) 学級の編制に関する基準

○満3歳以上の園児について学級を編制【従】

○1学級の園児数は35人以下を原則、同年齢の園児による編制を原則【従】等を定める。

(2) 職員に関する基準

○各学級ごとに担任する専任の保育教諭等を一人以上必置(専任の副園長・教頭が兼任可、専任の助保育教諭・講師が限定的に代替可)【従】

○教育・保育の直接従事職員の職員配置(満4歳以上児30人:1人、満3歳以上満4歳未満児20人:

1人、満1歳以上満3歳未満児6人:1人、満1歳未満児3人:1人。ただし、常時2人以上)【従】

○調理員を必置(調理業務の全部を委託する場合は不要)【従】等を定める。

(3) 設備に関する基準

○園舎・園庭を必置、園舎は2階建以下を原則(特別の事情により3階建以上も可)【従】

○保育室等は1階に設置(園舎が耐火建築物であること等の一定の基準を満たす場合は2階・3階以上(満3歳未満児に係るものに限る)も可)【従】

○園舎・園庭は、同一敷地内・隣接地に設置を原則【従】

○園舎面積は、幼稚園基準と保育所基準(満3歳未満児に係る部分に限る)を合算、園庭面積は、満3歳以上児に係る幼稚園基準と保育所基準のいずれか大きい方の面積と満2歳児に係る保育所基準による面積を合算した面積以上、各居室(乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室)の面積は、保育所基準による面積以上【従】

○職員室、保健室、調理室、保育室等を必置(特別の事情により保育室と遊戯室、職員室と保健室との兼用可。保育室数は学級数以上)【従】

○食事提供方法を外部搬入とする場合で加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるとき、自園調理による食事提供対象園児数が20人未満の場合で必要な調理設備を備えるときは、調理室を備えないことができる【従】

等を定める。

(4) 運営に関する基準

- 教育・保育の期間及び時間については、教育週数 39 週以上【従】、教育時間 4 時間【従】、教育・保育時間 8 時間【参】とする
- 保育を必要とする園児に対し、自園調理による食事提供を行う義務（保育所基準による要件を満たす場合は外部搬入も可）【従】
- 人格の尊重【参】、職員の資質向上・研修機会の確保【参】、差別的取扱いの禁止【従】、虐待等の禁止【従】、懲戒権限の濫用禁止【従】、秘密保持の義務【従】、苦情への対応【参】、家庭との連絡・連携【参】
等を定める。

(5) その他

- みなし幼保連携型認定こども園の職員配置については施行日から 5 年間、設備については当分の間、なお従前の例によることとすること【従】
- 施行日から起算して 5 年間は、副園長・教頭の教諭免許状及び保育士資格については、いずれかを有していれば足りるとすること【従】
- 既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園に移行する場合における園舎・保育室等・園庭の面積、保育室等を 2 階以上に設ける場合の待避設備等の要件及び代替地の活用（園庭設置）に関する特例【従】
等を定める。

【要領の概要】

- 教育・保育要領は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保並びに小学校における教育との円滑な接続に配慮して定めることとされており、以下の内容で構成。

第1章 総則

- ・幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標
- ・教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成
- ・幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項

- ・ねらい及び内容（健康、人間関係、環境、言葉、表現）
- ・保育の実施上の配慮事項

第3章 指導計画作成に当たって配慮すべき事項

- ・指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

✓ 社会的養護（施設の小規模化・家庭的養護の推進等）

2016.5.27

児童福祉法等の改正法：参議院可決・成立

- ▶ 「児童福祉法等の一部を改正する法律」が参議院で可決・成立した。
- ▶ 本法は、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずるものである。

《概要》

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等を明確化する。

(2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。

(3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。

(4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

(1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。

(2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。

(3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。

(2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。

(3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。

(4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

(5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

(1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。

(2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。

(3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。

(4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

○施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。

○施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。

○施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

【施行期日】 平成29年4月1日

（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

*児童福祉法等の一部を改正する法律案 <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/190.html>

2016.4.25 児童相談所強化プラン：策定・公表

▶ 厚生労働省は、第1回 厚生労働省児童虐待防止対策推進本部において「児童相談所強化プラン」を策定し、公表した。

▶ 子どもの貧困対策会議において決定された「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」（愛

称：すくすくサポート・プロジェクト、平成 27 年 12 月 21 日）に基づき、平成 28 年度から平成 31 年度までの間、児童福祉司などの専門職の配置の充実や資質の向上を図るなど、児童相談所の体制と専門性について計画的に強化するものである。

- ▶ プランにおいては、（1）専門職の増員、（2）児童福祉司の資質の向上、（3）関係機関との連携強化などであり、専門職の増員目標も示されている。
- ▶ 厚生労働省は、プランを達成するため、関係省庁と連携しつつ、法律・予算・運用全般にわたり必要な取組を強力に進めていくとしている。

*児童相談所強化プラン <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000122715.html>

2015. 11. 30 児童養護施設等の小規模化等に関する調査結果

- ▶ 厚生労働省は、児童養護施設等の小規模化及び里親等への委託を推進するために各都道府県が定める「都道府県推進計画」の内容等に関する調査結果（平成 27 年 9 月末日現在）を公表した。
- ▶ 「里親・ファミリーホームへの委託の推進について、より一層の取組が望まれる」として調査結果及びそのポイント等を示した。

《概要》

1. 全 69 自治体のうち 62 自治体（89.9%）が都道府県推進計画を策定済。7 自治体（10.1%）が策定中。
2. 策定済の計画に定める「本体施設入所児童の割合」、「グループホーム入所児童の割合」、「里親・ファミリーホームへの委託児童の割合」を集計した結果、計画最終年度（平成 41 年度）に見込まれるそれぞれの割合は 47.2%、23.3%、29.5% となっており、目標とする水準（※）は未達成となっている。
※平成 27 年 4 月 1 日現在では、本体施設入所児童の割合が 76.4%、グループホーム入所児童の割合が 7.9%、里親・ファミリーホームへの委託児童の割合が 15.8% であり、これを最終年度までにそれぞれ「概ね 1/3」ずつにすることを目標としている。
3. 最終年度における里親・ファミリーホームへの委託児童の割合を自治体別にみると、宮城県（仙台市を含む）53.2%、香川県 42.2%、滋賀県 40.7% など、高い目標を設定している自治体がある一方で、国が目標としている「概ね 1/3」に満たない目標設定にとどまっている自治体もある。これらについては隨時計画を見直すなど、より一層の取組が望まれる。

*児童養護施設等の小規模化等に関する調査結果 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000105690.html>

2015. 1. 16 児童養護施設入所児童等調査結果・公表

- ▶ 厚生労働省は、「児童養護施設入所児童等調査」の結果（平成 25 年 2 月現在）をとりまとめ・公表した（前回調査は平成 20 年 2 月 1 日に実施）。
- ▶ 里親委託児童数は 4,534 人（前回 3,611 人）、児童養護施設入所児童数は 29,979 人（同 31,593 人）であり、このうち虐待を受けた経験のある児童の割合はそれぞれ 31.1%（同 31.5%）、59.5%（同 53.4%）であった。

《児童養護施設入所児童等調査結果・概要》

- 現在委託中の児童数等：47,776 人（前回調査 48,154 人）
- 平均年齢：里親委託児が 9.9 歳（同 9.3 歳）、養護施設児が 11.2 歳（同 10.6 歳）
- 委託（入所）時の平均年齢：里親委託児が 6.3 歳（同 5.5 歳）、養護施設児が 6.2 歳（5.9 歳）などとなっている。
- 委託（入所）経路：「家庭から」が最も多い
- 就学状況：里親委託児、母子施設児は「就学前」の割合が多い
- 心身の状況：養護施設児の約 3 割が「障害等あり」
- 特に指導上留意している点：「心の安定」が各施設に共通
- 学業の状況：情緒障害児、自立施設児は「遅れがある」の割合が多い

- 養護問題発生理由：虐待を理由とする委託（入所）の割合が多い
 - 被虐待経験の有無及び虐待の種類：養護施設児の約6割が「被虐待経験あり」
 - 虐待の種類：里親委託児、養護施設児、乳児院児及びファミリーホーム児ではネグレクトが最も多い。情緒障害児、自立施設児及び援助ホーム児では身体的虐待が最も多い。母子施設児では心理的虐待が最も多い。
 - 委託（入所）時の保護者の状況：里親委託児の約5割、養護施設児の約8割が「両親又は一人親あり」
 - 家族との交流関係：里親委託児の約7割、養護施設児の約2割が「交流なし」
 - 児童の今後の見通し：「保護者のもとへ復帰」見通しの児童は里親委託児約1割、養護施設児約3割
- [児童を委託されている里親家庭の状況]**
- 里親申込みの動機：約4割が「児童福祉の理解から」里親を申込み
 - 里親の委託児童数：約7割が委託児童数1人
 - 里親の年齢など：約3割が50歳代
- [母子生活支援施設入所世帯の状況]**
- 児童数：入所世帯の約6割が児童1人
 - 入所世帯数：3,725世帯
 - 入所理由：約5割が「配偶者からの暴力」による入所
 - 従業上の地位：就業している母親は約7割
- [児童養護施設の年長児童（中学3年生以上）の状況]**
- 就学状況：約3割が中学3年生
 - 高等学校等進学希望：大学（短期大学）進学を希望する年長児童は約3割
 - 将来の希望：家庭復帰を希望する年長児童は約3割
- [児童自立支援施設の年長児童（中学3年生以上）の状況]**
- 就学状況：約8割が中学3年生
 - 高等学校等進学希望：大学（短期大学）進学を希望する年長児童は約3割
 - 将来の希望：家庭復帰を希望する年長児童は約8割
- [自立援助ホームの児童の状況]**
- 就学状況：約2割が中学卒業生
 - 大学（短大）進学希望：大学（短期大学）進学を希望する年長児童は約2割
 - 将来の希望：家庭復帰を希望する児童は約2割

✓ 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会

2016.3.10 | 社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会：報告（提言）

- ▶ 社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会は報告（提言）をとりまとめた。本報告（提言）は、新たな子ども家庭福祉を具現化するため、児童福祉法の抜本的な改正に向けて提言するものとされている。
- ▶ 「基本的な考え方」では、（1）子どもの権利の明確な位置付け、（2）家庭支援の強化、すなわち子ども虐待の予防的観点の明確化、（3）国・都道府県・市区町村の責任と役割の明確化、（4）基礎自治体（市区町村）の基盤強化と地域における支援機能の拡大、（5）各関係機関の役割の明確化と機能強化、（6）子どもへの適切なケアの保障、（7）継続的な支援と自立の保障、（8）司法関与と法的・制度的枠組みの強化、（9）職員の専門性の確保・向上と配置数の増加、が掲げられている。
- ▶ 「新たな子ども家庭福祉に関する見直しの要点」としては、就学前の保育・教育の質の向上のほか、市区町村における地域子ども家庭支援拠点の整備、児童相談所を設置する自治体の拡大と児童相談所

の強化のための機能分化、子ども家庭福祉に関する評価制度の構築などが盛り込まれている。

- ▶ なお、報告（提言）では、「制度・法改正の時期」について、①直ちに実施すべき事項、②一定期間内で実施に移すべき事項、③速やかに関係省庁・機関等と協議を開始し、一定期間内に結論を得るよう努めるべき事項、を整理している。

*社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=294280>

略

2015.9.7 | **社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会：設置・開催**

- ▶ 社会の変容等に伴う子どもと家庭を取り巻く今日的な課題に対応するため、新たな子ども家庭福祉のあり方について包括的に検討するとともに、その議論を踏まえた児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化について検討するため、社会保障審議会児童部会に専門委員会が設置され、第1回委員会が開催された。
- ▶ 専門委員会のもとに、①新たな児童虐待防止システム構築検討WG、②新たな社会的養育システム構築検討WGが設置され、年内に専門委員会としてのとりまとめを行い、平成28年1月に児童部会に報告される予定であり、通常国会（平成28年2月）への所要の法案提出に向けた議論が進められる。

《専門委員会の主な検討事項》

- (1) 今日的な課題に対応する子ども家庭福祉の基本理念について
- (2) 国、都道府県（児童相談所）、市町村の役割と責務の明確化について
- (3) 民間活用、アウトリーチ手法を含む妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について
- (4) 児童虐待の予防及び初期対応について
- (5) 児童の保護・支援、親子関係の調整及び養子縁組、里親、施設等による自立に向けた取組について

✓ 社会的養護関係施設第三者評価事業

2015.2.17 | **社会的養護関係施設の第三者評価等に関する改定通知・発出**

- ▶ 厚生労働省の社会的養護関係施設第三者評価等推進研究会及び、全社協福祉サービスの質の向上推進委員会での議論・提案等を踏まえ、「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」（厚生労働省）の改定通知が発出され、平成27年度からの第三者評価基準等が示された。

《概要》

○社会的養護関係施設の第三者評価基準は、運営指針に対応するものとするが、今後、評価をより効果的に実施するため、他の福祉サービスと同様に共通評価基準と施設種別独自の内容評価基準を分けたものとして改定した。

○共通評価基準は、項目の統合や配置、文言の変更等を行い、53項目を45項目に改定。社会的養護関係施設での評価が円滑に実施されるように、本来の趣旨が変わらぬよう配慮して、「言葉の置き換え」や「内容の加筆・削除」、「社会的養護関係施設独自の内容の付加」した。

○共通評価基準の改定に合わせて、内容評価基準についても、児童養護施設（45項目を41項目）、乳児院（27項目を22項目）、情緒障害児短期治療施設（43項目を42項目）、児童自立支援施設（43項目を41項目）、母子生活支援施設（33項目を28項目）と項目の整理を行い、判断基準等の内容の見直しを行い、改定した。

✓ 子どもの貧困対策

2016.8.1 | **子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況：公表**

- ▶ 内閣府は、「子どもの貧困対策推進法」にもとづき、平成27年度の子供の貧困の状況と子供の貧困対

策の実施の状況を公表した。

《子供の貧困の状況・概要》

指標	大綱掲載時	直近値 大綱掲載時からの 増減		全世帯の数値 (直近値)	
子供の貧困率	16.3%	同左		→	16.1%
子供がいる現役世代のうち大人が一人の貧困率	54.6%	同左		→	16.1%
生活保護世帯に属する子供					
高等学校等進学率	全体	90.8%	92.8%	↑	98.8%
高等学校等中退率	—	5.3%	4.5%	↓	1.5%
大学等進学率	全体	32.9%	33.4	↑	73.2%
就職率	中学卒業後	2.5%	1.7%	↓	0.3%
	高等学校等卒業後	46.1%	45.5%	↓	18.2%
児童養護施設の子供					
進学率	中学卒業後	96.6%	97.0%	↑	98.8%
	高等学校卒業後	22.6%	23.3%	↑	73.2%
	(大学等)	12.3%	11.1%	↓	51.8%
	(専修学校等)	10.3%	12.2%	↑	21.4%
就職率	中学卒業後	2.1%	1.8%	↓	0.3%
	高等学校卒業後	69.8%	70.4%	↑	18.2%
ひとり親家庭					
子供の就園率	(保育所・幼稚園)	72.3%	同左	→	56.3%
子供の進学率	中学卒業後	93.9%	同左	→	98.8%
	高等学校卒業後	41.6%	同左	→	73.2%
子供の就職率	中学卒業後	0.8%	同左	→	0.3%
	高等学校卒業後	33.0%	同左	→	18.2%
親の就業率	母子家庭	80.6%	同左	→	64.4%
	父子家庭	91.3%	同左	→	81.6%
スクールソーシャルワーカー(①)、スクールカウンセラー(②)					
①の配置人数	—	1008人	1186人	↑	—
①の配置割合	小学校	37.6%	56.9%	↑	—
②の配置割合	中学校	82.4%	87.1%	↑	—
就学援助制度に関する周知状況(市町村の割合)					
制度の書類の配布	毎年度進級時	61.9%	67.5%	↑	—
制度の書類の配付	入学時	61.0%	66.6%	↑	—

* 子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況

<http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/taikou/index.html>

2016.7.14 | 子供の貧困対策に関する有識者会議(第1回) : 今後の進め方等

- ▶ 子どもの貧困対策推進法にもとづく子どもの貧困対策に関する大綱に掲げられている施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、子供の貧困対策についての検討を行うための仕組みとされる子供の貧困対策に関する有識者会議が開催された。会議の設置については、平成27年8月の子どもの貧

困対策会議において決定された。

- ▶ 子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況、子供の貧困対策関連予算（平成28年度等）、今後の進め方について議論した。
- ▶ 今後、平成31年度の子供の貧困対策に関する大綱の見直しに向けて、直近の指標の値や子供の貧困を把握する新たな指標に関する調査研究などを踏まえながら、子供の貧困の現状と把握方法等に関する議論が進められる予定である。

2014.8.29 「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定

- ▶ 政府は、子どもの貧困対策推進法の規定にもとづく大綱を閣議決定した。
- ▶ 大綱は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子どもの貧困対策に関する検討会」の意見を踏まえ定められたものである。
- ▶ 子どもの貧困対策に関する基本方針と指標を掲げるとともに、教育支援や生活支援等の指標の改善に向けた当面の重点施策を盛り込んでいる。

《概要》

1. 子供の貧困対策に関する基本的な方針（10項目）

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す
- 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。 等

2. 子供の貧困に関する指標（25項目）

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率
- 児童養護施設の子供の進学率及び就職率
- スクールソーシャルワーカーの配置人数
- ひとり親家庭の親の就業率・母子家庭の就業率
- 子供の貧困率 等

3. 指標の改善に向けた当面の重点施策

(1) 教育の支援

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の展開
- 教育費負担の軽減・幼児教育の無償化に向けた段階的取組
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援
- 生活困窮者世帯等への学習支援 等

(2) 生活の支援

- 保護者の生活支援・保護者の自立支援
- 子供の生活支援
- 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備
- 子供の就労支援
- 支援する人員の確保 等

(3) 保護者に対する就労の支援

- ひとり親家庭の親の就業支援
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援

- 保護者の学び直しの支援
- 在宅就業に関する支援の推進 等

(4) 経済的支援

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援 等

4. 子供の貧困に関する調査等

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

5. 施策の推進体制等

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 等

*子供の貧困対策に関する大綱 <http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/#taikou>

2013. 6. 19	「子どもの貧困対策を推進するための法律案」可決・成立
-------------	----------------------------

✓ 児童虐待防止法関連

2016. 8. 4	平成 27 年度「児童相談所での児童虐待相談対応件数」：公表
------------	--------------------------------

- ▶ 厚生労働省は、平成 27 年度中に、全国 208 か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数の速報値を公表した。
- ▶ 平成 27 年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った相談対応件数は、103,260 件（速報値）、平成 26 年度比で 116.1%（14,329 件の増加） であり、これまで最多の件数となっている。

《概要・主な増加要因》

- 心理的虐待が増加。
- 心理的虐待が増加した要因の一つに考えられることとして、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面前 DV）について、警察からの通告が増加。
 - ・心理的虐待： 平成 26 年度：38,775 件 → 平成 27 年度：48,693 件 (+9,918 件)
 - ・警察からの通告：平成 26 年度：29,172 件 → 平成 27 年度：38,522 件 (+9,350 件)
- 児童相談所全国共通ダイヤルの 3 桁化（189）の広報や、マスコミによる児童虐待の事件報道等により、国民や関係機関の児童虐待に対する意識が高まったことに伴う通告の増加。

*平成 27 年度「児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000132381.html>

2015. 12. 14	社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会（第 19 回）
--------------	-------------------------------

- ▶ 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会での検討状況について、同委員会の報告書案（11 月 27 日版）等をもとに協議した。
- ▶ また、児童虐待防止対策の在り方に関する専門員会報告や被措置児童虐待ワーキンググループの開催状況等が報告された。

2015. 10. 8	子ども虐待による死亡事例等の検証結果（第 11 次報告）
-------------	------------------------------

- ▶ 厚生労働省は、子ども虐待による死亡事例等の検証結果（第 11 次報告）をとりまとめ、公表した。

今後、厚生労働省は本報告の提言を受け、児童虐待防止策をより一層推進していくとともに、地方公共団体、関係団体及び関係者に周知を図り、本報告の実現に向けた取組を進めることとしている。

- ▶ 子ども虐待による死亡事例等の検証については、社会保障審議会児童部会に設置されている「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において検証が行われている。
- ▶ 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が各都道府県を通じて把握した63例(69人)、また、重症事例(死亡に至らなかつた事例)として厚生労働省が各都道府県を通じて把握した18例(18人)について分析等を実施し、明らかになつた課題を受けて報告がまとめられている。

2015.8.28 **社会保障審議会児童部会児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会報告書**

- ▶ 第12回専門委員会(8月10日)での議論をふまえ、児童虐待防止対策のあり方について最終的なとりまとめが行われた。
- ▶ 今後、本報告書で整理された事項等を踏まえ、施策の具体化に向けた検討(社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会／9月7日設置・開催)が進められる予定である。

《概要》

1. 妊娠期からの切れ目ない支援のあり方
2. 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化
3. 要保護児童対策地域協議会の機能強化
4. 児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備
5. 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施
6. 児童の安全確保を最優先した一時保護の実施
7. 親子関係再構築等のための取組
8. 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組
9. 退所者の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫
10. 上記以外の論点

(子どもの代弁ができる仕組み、国の情報収集・分析、チャイルド・デス・レビューの制度化)

2015.3.27 **社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会(第17回)**

- ▶ 「社会的養護の課題と将来像」実現のための主な取組等とともに、平成25年度の被措置児童等虐待への都道府県市の対応状況等を報告した。

《被措置児童等虐待への都道府県の対応状況・概要》

○平成25年度の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数は288件で、うち虐待の事実が認められたのは87件(前年度71件)。このうち、児童養護施設が最も多い49件(前年度51件)(56.3%)、次いで里親・ファミリーホーム13件(同7件)(14.9%)などとなっている。

○都道府県市別では、通告件数は東京都(41件)、大阪府(38件)、静岡県(29件)が上位となり、虐待事例件数では東京都(18件)、長崎県(6件)、千葉県(5件)となっている。

✓ ひとり親家庭への支援

2015.7.28 **児童部会ひとり親家族への支援施策の在り方に関する専門委員会(第10回)**

- ▶ ひとり親家庭への支援施策の在り方について「子供の未来応援国民運動」発起人集会、ひとり親家庭・多子世帯等の自立支援に関する関係府省会議の開催等に係る報告をもとに協議した。

2015.8.23 **児童部会ひとり親家族への支援施策の在り方に関する専門委員会(中間まとめ)**

- ▶ 厚生労働省は、「ひとり親家庭への支援施策の在り方について（中間まとめ）」を公表した。今後、この中間まとめを踏まえ施策が推進される。

《「中間まとめ」の概要（目次）》

はじめに

第1 ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する基本的考え方

1. ひとり親家庭の現状
2. ひとり親家庭の自立と支援

第2 ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する課題と方向性

1. 支援施策全体、実施体制について
 - (1) 現状と課題
 - (2) 施策の方向性
 - ア 相談支援窓口体制の整備
 - イ 母子自立支援員の体制の強化と資質の向上
 - ウ 地方公共団体における支援メニューの整備と提供体制の確保
 - エ 支援施策の周知と利用の促進
 - オ 父子家庭への支援
2. 就業支援について
3. 子育て・生活支援について
4. 養育費確保支援について
5. 経済的支援について

《「中間まとめ」で検討が必要とされた主なポイント》

1. 支援施策全体、実施体制

○地域の支援ニーズや社会資源の在り方に応じた相談支援窓口の整備のために必要な支援や、先進的取組等の収集・情報提供、支援施策の更なる周知と利用など。

2. 就業支援

○状態像に応じたきめ細かな就業支援、休日夜間などの相談支援等による転職やキャリアアップの支援など。

3. 子育て・生活支援

○就業等との両立のための子育て・生活支援に加えて、学習支援ボランティア事業等子どもへの支援の充実や活用促進など。

4. 養育費確保支援、経済的支援

○養育費確保を促す支援、児童扶養手当よりも少額の公的年金を受給する場合の差額の支給等の検討、母子寡婦福祉資金の貸付対象の父子家庭への拡大など。

*児童部会 ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会・中間まとめ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000016214.html>

《参考》

✓ 子ども・子育て関連3法

①子ども・子育て関連3法のポイント

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善）

幼保連携型認定こども園について認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設として法的位置づけ

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域

型保育給付」)の創設

○地域の子ども・子育て支援の充実(利用者支援、地域子育て支援拠点等)

②給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

◇施設型給付

- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付

※民間保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

◇地域型保育給付

- ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

◇児童手当

地域子ども・子育て支援事業

◇利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等(対象事業の範囲は法定)※都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施

◇延長保育事業、病児・病後児保育事業

◇放課後児童クラブ

◇妊婦健診

③幼保連携型認定こども園の概要

○学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。

※ここで言う「学校教育」:現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)

「保育」:児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育

ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

※満3歳未満児の受入れは義務付けないが、満3歳未満児の受入れを含め、幼保連携型認定こども園への移行を促進する。

○学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

【認定こども園法の一部改正のポイント】

○認定こども園の課題である、二重行政を解消するもの。

○認定こども園法の一部改正により、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけをもたせるための修正を行う(既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けない。)。

○新たな幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。

【子ども・子育て支援法の議員修正のポイント】

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付を創設し、給付・事業に対する共通の財政支援の仕組みを作る。

○上記を前提に、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付を創設、②指定制に代えて、市町村の確認を得た認可施設等を対象に給付、③市町村が利用者支援を実施する事業を明記、④保育士等の待遇改善・行政組織の在り方・安定財源の確保・次世代育成支援対策推進法の延長についての検討規定

を盛り込むための修正を行う。

【子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律のポイント】

○関係整備法については、児童福祉法について①児童福祉法第24条等について、保育所での保育については、市町村が保育の実施義務を引き続き担うこととすること、②指定制に代えて都道府県の認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入すること、③小規模保育等を市町村認可事業とすること、④その他所要の規定の整備、などを行うための修正を行う。

【修正協議を踏まえ法律に盛り込まれた検討事項】

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

附則（検討）

第二条 政府は、幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一体化を含め、その在り方について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○子ども・子育て支援法

附則（検討）

第二条

2 政府は、平成二十七年度以降の次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）の延長について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための施策の在り方並びに保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保の方策について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、この法律の公布後二年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

9. 生活困窮・生活保護

《直近の動向》

- ▶ 2016.10.7 社会保障審議会生活保護基準部会(第25回):保護基準の検証等
- ▶ 生活扶助基準の5年に一度の検証(次回:平成29年)に向けた検討を開始した。なお、平成27年の骨太の方針において、平成29年の生活扶助基準の検証に合わせ、制度全般についても見直しの検討をするよう指摘されていることも踏まえた検討が進められている。
 - ▶ 生活扶助基準のあり方については、平成29年12月の報告書のとりまとめに向け、平成28年末までに各課題の検証手法について議論し、その後データ分析や消費関連データ等の分析に基づく検証の実施と見直しの方向性が議論される。
 - ▶ また、平成30年度に向けて、生活保護法及び生活困窮者自立支援法の改正を平成29年度に検討する予定である。
 - ▶ 第25回では、子どもの貧困対策も踏まえた有子世帯の扶助・加算の検証、その他扶助・加算における検証に必要なデータの収集・整理等について議論した。
 - ▶ 有子世帯に対する扶助・加算については、単に一般世帯との均衡だけで考えるのではなく、子どもの健全育成に係る需要を把握した上で、その具体的な内容や水準について議論を進めるとの考えが示された。
 - ▶ 各種扶助・加算の検証については、まずはこれまでに検証作業を行っていないものを中心に検証を進めるとの考え方方が提起された。

《議論の経過》

- 第23回(5月27日):生活保護基準の検証課題と今後の議論の進め方、スケジュール等について
- 第24回(7月15日):生活扶助基準の水準の検証手法及び今後の検証手法の開発に向けた検討

《平成29年検証における検討課題・案 ※第23回資料より抜粋》

- 1 生活扶助基準の水準の検証手法及び今後の検証手法の開発に向けた検討
- 2 子どもの貧困対策も踏まえた有子世帯の扶助・加算の検証
- 3 就労・自立インセンティブの強化を踏まえた勤労控除等の見直し効果の検証
- 4 級地区分の在り方の検討
- 5 その他の扶助・加算における検証に必要なデータの収集・整理及び検証手法の開発に向けた検討
- 6 基準見直しによる影響の検証

《主な論点・検証の考え方》

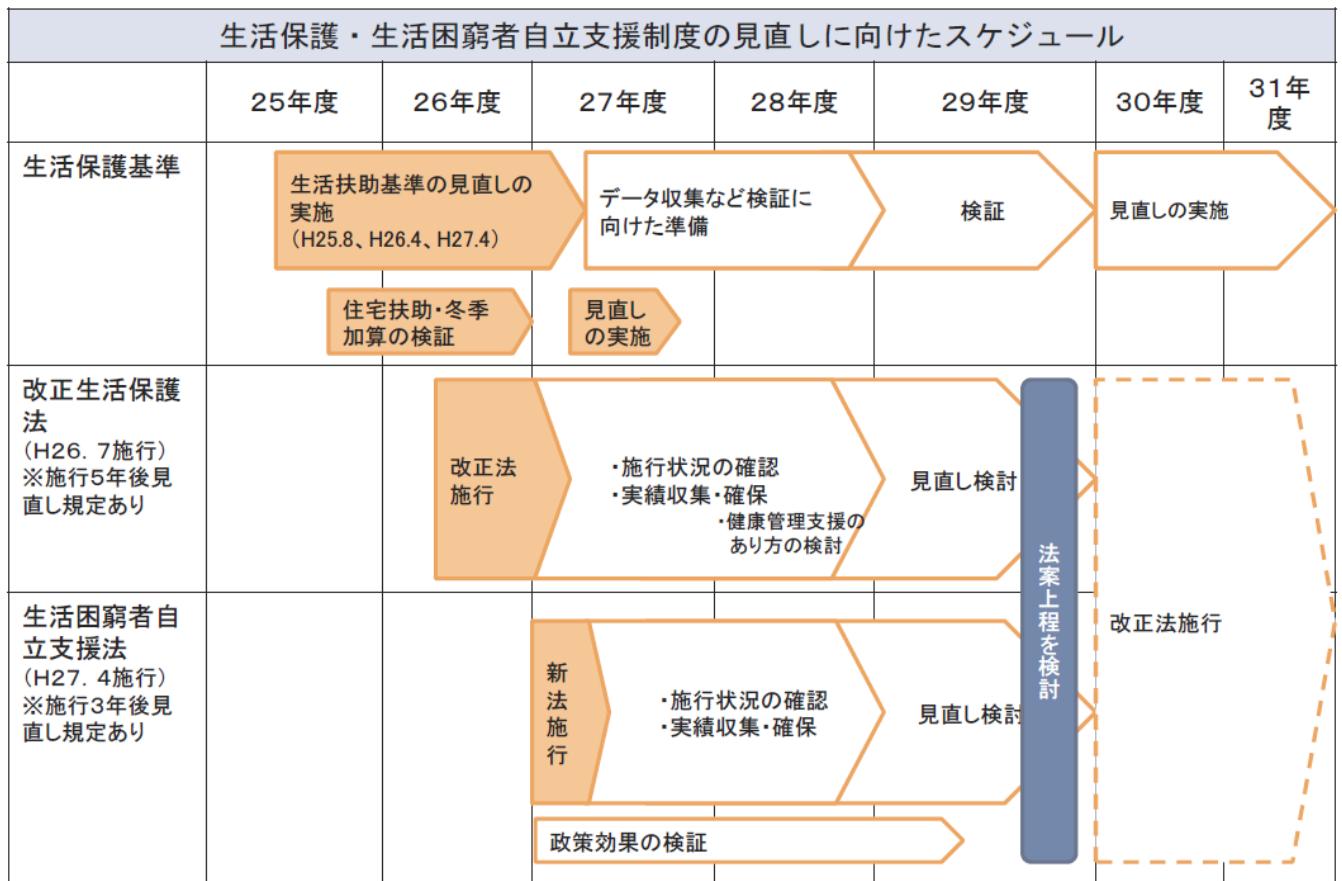
○生活保護基準の検証

- ・ 一般国民の消費水準との比較における所得分位
- ・ 多様な世帯類型の消費特性を踏まえるうえでの比較方法
- ・ 生活扶助基準の新たな検証手法の検討の進め方など

○生活扶助基準

- ・ 生活保護法により保障される「最低限度の生活」の水準の考え方について中長期的に検討を行っていくため、調査研究事業を行うこと、また、その際には最低生活に必要なものの内容及びその水準、また、収入の制約による消費への影響の考慮方法等

(参考) 今後の生活保護基準・制度の見直しについて



➤ 2016.10.6 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会

- ▶ 生活困窮者自立支援法の附則に基づき、「経済・財政再生計画改革工程表」(平成27年12月24日)においては「2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)」とされている。
- ▶ 厚生労働省は、社会保障審議会での議論の前段として、今後の生活困窮者自立支援のあり方等について論点整理を行うための検討会を設置・開催した。
- ▶ 生活困窮者自立支援法の施行上の課題を中心に、今後の生活困窮者自立支援のあり方等について検討し、論点の整理を行う。なお、検討会では、一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえ、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会での議論を念頭に置きつつ検討を進めるとしている。
- ▶ 第1回では、座長に宮本太郎中央大学教授を選任するとともに、生活困窮者自立支援法の施行状況について協議した。

《生活困窮者自立支援法の施行に関して聞かれる主な意見》

※生活困窮者自立支援制度ブロック会議等の自治体との会議や意見交換、制度創設に当たっての議論に参画いただいた学識者・支援現場の実践者等との意見交換を通じて、厚生労働省生活困窮者自立支援室がお聞きしている主なご意見をまとめたもの。

1. 自立相談支援事業のあり方・全体

- 制度施行により、これまで相談先のなかった生活困窮者の相談を受け止めることができるようになったが、生活困窮者は孤立していることも多いため、自立相談支援機関は「待ちの姿勢」ではなくより積極

的に支援を届けるよう取り組むべきではないか。

- 自立相談支援機関と自治体の他制度窓口や地域などとの関係づくりを通して、支援を要する人に自立相談支援機関が周知・案内されて相談につながる取組が拡がってきてている。こうした自立相談支援事業と関係機関・地域との「顔の見える関係」を深めていくことが必要ではないか。
- 対象者が生活困窮者であるか、生活保護受給者であるかにより法体系を分けているが、対象者の立場からすれば両者は連続的な状態像である。施行現場において、円滑な支援ができているか。
- 制度施行により、実施主体には必ず自立相談支援機関が置かれ、生活困窮者の相談を受ける体制が整ったが、体制整備や取組を強化する自治体とそうでない自治体のばらつきが出てきているのではないか。

2. 就労支援のあり方

- 生活困窮者は就労を制約する本人、家族等の様々な事情があることが多く、対象者に応じて求人内容をアレンジする等オーダーメイド方式での就労支援が必要ではないか。ハローワークの就労支援ナビゲーターの支援効果は高く、それを充実しつつも、自治体が地方版ハローワークを活用して取り組むとよいのではないか。
- 就労準備支援事業を実施していない自治体においては、自立相談支援事業の中で類似の支援をしているが、これは就労準備支援事業を必要とする相談者はどこにでもいることを示しているのではないか。
- 就労準備支援事業の利用者が少ないが、自立相談支援事業との連携を相談初期段階から密にすることにより、利用促進が図れるのではないか。また、資産収入要件や支援利用中の経済的な支援については、支援をする人が利用できるあり方にすべきではないか。
- 柔軟な働き方を必要とする人が利用する認定就労訓練事業については、自立相談支援機関(901 福祉事務所設置自治体)と認定主体(都道府県・指定都市・中核市)が異なる等により認定申請しにくいうが、事業者が認定を受けるインセンティブがあればより協力しやすくなるのではないか。
- 自立相談支援事業の相談者のうち一定割合を占める高齢者については、就労意欲が高く就労収入と年金等と組み合わせて自立した生活を希望する場合、就労支援が必要ではないか。

3. 家計相談支援のあり方

- 家計相談支援事業を実施していない自治体においては、自立相談支援事業の中で類似の支援をしているが、これは家計相談支援事業を必要とする相談者はどこにでもいることを示しているのではないか。
- 家計相談支援事業は相談事業であるため、自立相談支援事業において実施できると考えられるがちであるが、支援の専門性が自立相談支援事業とは異なるのではないか。
- 家計相談支援事業の利用者が少ないが、自立相談支援事業との連携を相談初期段階から密にすることにより、利用促進が図れるのではないか。また、家計相談支援事業は多重債務のある人や家計管理を苦手とする人が利用するだけでなく、例えば家計相談支援事業の利用によって家計に必要な追加収入額を見極めれば効率的な就職活動ができるなど、もっと広く活用できるのではないか。

4. 貧困の連鎖防止に向けたあり方

- 子どもの学習支援事業については事業内容についての裁量が大きく、
 - ・学習支援や高校進学を重視する取組と居場所づくりや生活支援を重視する取組、
 - ・対象者を限定せずオープンな取組と対象者を限定したクローズドの取組、

- ・世帯支援と連携しながら実施されている取組、
 - ・文科省の地域未来塾と連携した取組や、ひとり親家庭向けの学習支援事業と連携した取組、など様々な実態があるが、その反面、どのように事業構成すればよいかわからない。
- 子ども食堂は、その「敷居の低さ」により行政ベースの支援につながりにくい生活困窮家庭の子どもに支援ができておらず、学習支援事業はこうした民間の取組と連携してはどうか。
- 子どもの貧困は世帯の貧困であり、親に対する支援をしなければ根本的には解決しないのではないか。生活困窮者自立支援法の世帯支援が重要ではないか。

5. その他

- 住居確保給付金については、離職者以外の低所得者も住宅費の支援が必要である、支給対象年齢制限(65歳)があるため受給できないといった指摘もあるが、離職者対策としての効果は今のところ適切に発揮できているのではないか。
- 一時生活支援事業については実施自治体数が着実に伸びているが、ホームレス特措法に定めるホームレスだけでなく広く住居喪失者を対象とする事業として、引き続き実施を拡げていくべきではないか。また、そのためには事業の広域実施を広めていくべきではないか。
- 支援を受けている間の生活費等のニーズについては、フードバンクなどの食糧支援や、市社協の独自給付や貸付等、地域ごとの資源を活用した対応が工夫されているが、生活福祉資金がより活用しやすくなれば、円滑に支援できるのではないか。
- 社会福祉法人の地域貢献として、既に生活困窮者を支援する様々な事業が各地で実施されているが、こうした動きが広がっていくといよいのではない。
- 都道府県が広域自治体として事業の共同実施のリーダーシップを取る例も見られるようになっており、小規模自治体にも制度を定着させていくためにはこうした都道府県のリーダーシップが必要ではないか。
- 本制度は支援する人材の質がポイントであり、その養成が非常に重要である。人材養成においては、支援員が実践的な事例検討やノウハウの共有等を通じて支援技術を高めていくことが必要だが、今後、制度施行当初の新任研修が一巡することから、現任研修のあり方も考えていく必要があるのではないか。
- 帳票については、世帯支援という観点から使いやすい帳票にしていくべきではないか。
- 支援の記録や各種調査への対応がしやすい統計システムとすべきではないか。

➤ 2016.9.21 生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会

- ▶ 生活保護の医療扶助は、生活保護費の約半分を占めているが、現在、医療機関にかかっていない生活保護受給者に対して、健診等データを活用し生活習慣病予防等に取り組むなどの支援が不十分な状況にある。
- ▶ 厚生労働省は、このような課題を踏まえ、今後、福祉事務所における健診等データを活用した健康管理に関する支援について、医療保険における取組も参考としつつ、次期制度見直しに向け、具体的な方策を検討するための検討会を設置・開催している。
- ▶ 平成29年2月～3月の論点整理及びとりまとめに向けて、論点ごとの議論とヒアリング等を進める予定である。
- ▶ 第2回では、第1回検討会における指摘事項と健康管理支援の介入方法に関する議論と有識者ヒアリングを行った。

《議論の経過》

- 第1回(7月26日)：「生活保護受給者の健康管理の在り方に関する研究会」の報告書に基づいた実施状況の報告等

《検討課題》

- 生活保護制度における健康管理支援の対象や効果的な実施方法
- データに基づく生活保護受給者の健康管理支援を実施するための情報インフラの在り方 等

《健康管理支援の考え方・抜粋：第2回検討会資料より》

【支援の視点】

- ・受給者の自立支援の一環として、受給者の生活全体の中で支援を行う
- ・受給者本人の健康への意識と生活スキルを高めるという視点に立つ

【対象者】

- ・取組により予防可能である生活習慣病(糖尿病、高血圧、高脂血症)への支援を行う
- ・自己管理スキルが確立していない受給者も多いため、すでに何らかの疾患により医療機関に受診している受給者(入院・入所を除く)も支援の対象とする

【仕組みの骨格】

- ・福祉事務所が受給者の健康データを用い、集団の特徴に基づいた戦略をたてる
- ・受給者の身体的・社会的機能に応じた対応策を作成する
- ・福祉事務所は、受給者の生活に関係する各機関と連携し、多職種で協働して健康支援を行う

➤ 2016.9.16 生活困窮者自立支援制度全国担当者会議

- ▶厚生労働省は、事業実施する自治体を対象として、生活困窮者自立支援制度の取組状況等とともに、平成29年度予算の概算要求等に関する説明を行った。また、子どもの学習支援事業の取組について、桑名市と八王子市から発表された。

➤ 2016.9.9 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果(平成28年7月)

- ▶厚生労働省は、全国の支援状況調査の集計結果(平成28年7月分)を公表した。

	新規相談受付件数 (①)	プラン作成件数 (②)		就労支援対象者数 (③)		就労者数		増収者数		就労・増収率 (④) (⑤+⑥)/③	
		人口 10万人 あたり	人口 10万人 あたり	人口 10万人 あたり	人口 10万人 あたり	うち 就労支援対象 プラン作成者分 (⑤)		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (⑥)			
						就労者数	増収者数	うち 就労支援対象 プラン作成者分 (⑥)	うち 就労支援対象 プラン作成者分 (⑤)		
都道府県 (管内市区町村含む)	11,174	13.6	2,730	3.3	1,577	1.9	1,504	964	487	305 80%	
指定都市	4,764	17.5	1,978	7.3	675	2.5	472	340	80	67 60%	
中核市	2,521	13.4	720	3.8	363	1.9	292	223	79	58 77%	
合計	18,459	14.4	5,428	4.2	2,615	2.0	2,268	1,527	646	430 75%	

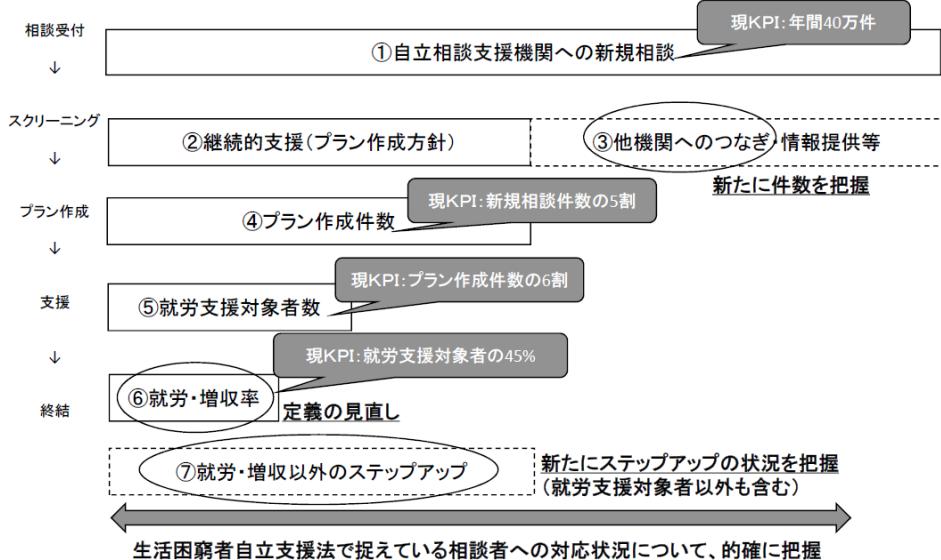
※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生ずることがある。

	新規相談受付件数 (①)	プラン作成件数 (②)		就労支援対象者数 (③)		就労者数	増収者数		就労・増収率 (④) (⑤+⑥)/③		
		人口 10万人 あたり	人口 10万人 あたり	人口 10万人 あたり	うち 就労支援対象 プラン作成者分 (⑤)		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (⑥)				
4月分	18,154	14.2	5,008	3.9	2,498	1.9	2,125	1,404	524	353	70%
5月分	19,009	14.8	5,281	4.1	2,576	2.0	2,068	1,368	572	351	67%
6月分	19,746	15.4	5,682	4.4	2,788	2.2	2,332	1,585	650	414	72%
7月分(再掲)	18,459	14.4	5,428	4.2	2,615	2.0	2,268	1,527	646	430	75%
合計	75,368	14.7	21,399	4.2	10,477	2.0	8,793	5,884	2,392	1,548	71%

«参考»

生活困窮者自立支援制度における 新たな評価指標の着眼点

平成28年3月3日
平成27年度社会・援護局
関係主管課長会議
資料4 追加配布資料



➤ 2016.9.8 認定就労訓練事業所の認定状況(平成28年第1四半期):公表

- 厚生労働省は、平成28年第1四半期における認定就労訓練事業所の認定状況(6月30日時点)を公表した。認定件数は555件、利用定員合計1,707名となっている。

«概要»

◆法人種別の状況(N=555)

社会福祉法人(高齢者関係)	187
社会福祉法人(障害者関係)	59
社会福祉法人(保護施設)	19
社会福祉法人(児童関係)	5
社会福祉法人(その他)	37
NPO法人	108
株式会社	65
生協等協同組合	34
社団法人(公益及び一般)	5
財団法人(公益及び一般)	5
医療法人	1
その他	30

◆予定している主な訓練内容(N=555)

食品製造・加工	30	福祉サービスの補助作業	286
その他製造	30	事務・情報処理	63
クリーニング・リネンサプライ	71	清掃・警備	353
農林漁業関連(加工も含む)	50	建設作業	3
印刷関係作業	8	その他	116

- * 社会保障審議会生活保護基準部会
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126702>
- * 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=382987>
- * 生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=368236>
- * 生活困窮者自立支援制度全国担当者会議
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137292.html>
- * 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果 ※厚生労働省 HP
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000092189.html>
- * 認定就労訓練事業所の認定状況
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000096460.html>

《経過》

✓ 生活困窮者支援

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| 2016. 7. 15 | 平成 28 年度「生活困窮者自立支援制度の実施状況調査」の結果：公表 |
|-------------|------------------------------------|
- ▶ 厚生労働省は、平成 28 年の「生活困窮者自立支援制度の実施状況調査」の結果をとりまとめ、公表した。
 - ▶ 本調査は、全国の福祉事務所設置自治体における事業実施状況を国において把握し、その調査結果を自治体へ提供することにより各自治体における取組の推進に資することを目的とするものである。主な調査内容は、①自治体の基礎データ、②法に規定する事業の実施状況、③自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業における支援員の配置状況である。

《概要》

1 任意事業の実施状況

- 平成 28 年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して、大幅に増加
 - ①就労準備支援事業 253 自治体 ⇒ 355 自治体 (41%増)
 - ②家計相談支援事業 205 自治体 ⇒ 304 自治体 (48%増)
 - ③一時生活支援事業 172 自治体 ⇒ 236 自治体 (37%増)
 - ④子どもの学習支援事業 300 自治体 ⇒ 423 自治体 (41%増)
- 任意事業の実施割合（実施予定を含む）は、就労準備支援事業は 39%、家計相談支援事業は 34%、一時生活支援事業は 26%、子どもの学習支援事業は 47%

2-1 各事業の実施状況【自立相談支援事業】

- 自立相談支援事業の運営方法については、直営方式との併用を含めて 61.0% の自治体が委託により実施している。委託先は社会福祉協議会が 79.2% と最も多く、次いで N P O 法人 (14.3%) や社会福祉法人（社協以外）(8.4%)
- 事業の実施場所については役所・役場内が 56.2%、委託先施設内が 37.4%
- 約半数 (47.7%) の自治体が被保護者就労支援事業と一体的に実施

2-2 各事業の実施状況【就労準備支援事業】

- 事業の実施場所については委託先施設内が約 6 割 (56.3%)
- 運営方法については、直営方式との併用を含めて 91.6% の自治体が委託により実施
- 委託先は N P O 法人 (31.4%) が最も多く、次いで社会福祉協議会 (24.3%)

2-3 各事業の実施状況【家計相談支援事業】

- 運営方法については、直営方式との併用を含めて 87.8%の自治体が委託により実施
- 委託先は社会福祉協議会が 68.9%と最も多い
- 事業の実施場所については委託先施設内（51.0%）が最も多く、次いで役所・役場内（28.0%）

2-4 各事業の実施状況【一時生活支援事業】

- 運営方法については、直営方式との併用を併せると 61.9%の自治体が委託により実施
- 委託先は社会福祉法人（社協以外）（34.9%）が最も多く、次いでN P O法人（30.8%）
- 事業の実施場所については民間物件を賃貸（30.9%）が最も多く、次いで委託先施設内（30.1%）

2-5 各事業の実施状況【子どもの学習支援事業】

- 運営方法については、直営方式との併用を併せると 74.2%の自治体が委託により実施
- 事業内容については、学習支援の他、居場所の提供型（75.2%）と進路相談支援型（69.3%）が主
- 支援対象は生活保護世帯（91.7%）が最も多く、次いで就学援助受給世帯とひとり親世帯が約 6 割

3-1 支援員の配置状況【自立相談支援事業】

- 事業従事者数は、実人数で約 4,400 人
- 職種別では、相談支援員が約 2,600 人と最も多い
- 兼務の状況では、生活困窮者自立支援制度関連事業以外の事業を兼務している割合（45.6%）が最も高い。各種任意事業の中では、被保護者就労支援事業と兼務している割合（22.2%）が高い
- 支援員の体制は、人口に比例して配置数が増えている
- 保有資格について、3 職種とも「社会福祉士」「社会福祉主事」の保有割合が高い。また、就労支援員は他職種に比べて、「キャリアコンサルタント」や「産業カウンセラー」の割合が高い

3-2 支援員の配置状況【就労準備支援事業】

- 事業従事者数は、実人数で約 1,000 人
- 就労準備支援担当者のうち、専任は 28.6%
- 兼務の状況では、被保護者就労準備支援事業を兼務している割合（42.2%）が最も高く、次いで、「左記以外の事業（33.5%）」「自立相談支援事業」（31.8%）
- 支援員の体制は、人口に比例して配置数が増えている。
- 保有資格について、就労準備支援担当者では「キャリアコンサルタント」「社会福祉士」の保有割合が高い一方で、その他職種（事務員等）では「介護福祉士」「保健師」「産業カウンセラー」の保有割合が高い

3-3 支援員の配置状況【家計相談支援事業】

- 家計相談支援事業における事業従事者数は、実人数で約 630 人
- 家計相談支援員のうち、専任は 25.8%
- 兼務の状況では、自立相談支援事業と兼務している割合（80.8%）が最も高く、次いで、「左記以外の事業（43.0%）」「就労準備支援事業（26.0%）」
- 支援員の体制は、人口に比例して配置数が増えている。
- 保有資格について、家計相談支援員では「社会福祉士」「社会福祉主事」「ファイナンシャルプランナー」の保有割合が高い一方で、その他職種（事務員等）では「ファイナンシャルプランナー」「社会保険労務士」「産業カウンセラー」の保有割合が高い

***平成 28 年度「生活困窮者自立支援制度の実施状況調査」の結果**

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html>

2016. 4. 28	ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果・公表
▶ 厚生労働省は、平成 28 年 1 月に実施したホームレスの実態に関する全国調査（目視による概数調査）結果をとりまとめ、公表した。	
▶ 本調査は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及びホームレスの自立の支援等に関する	

基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握することを目的とするものである。

《概要》

1. ホームレスが確認された自治体は、328 市区町村（昨年は、342 市区町村）であり、14 市区町村（▲4.1%）減少している。
2. 確認されたホームレス数は、6,235 人（男性 5,821 人、女性 210 人、不明 204 人）であり、昨年と比べて 306 人（▲4.7%）減少している。
3. ホームレス数が最も多かったのは大阪府（1,611 人）である。次いで多かったのは東京都（1,473 人）、神奈川県（1,117 人）である。なお、東京都 23 区及び指定都市で全国のホームレス数の約 4 分の 3 を占めている。
4. ホームレスが確認された場所の割合は、昨年から大きな変化は見られなかった。
（「都市公園」23.1%、「河川」30.0%、「道路」18.5%、「駅舎」4.2%、「その他施設」24.1%）

* ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000122778.html>

2015.9.14 生活困窮者自立支援制度全国担当者会議

- ▶ 生活困窮者自立支援制度の取組状況や平成 28 年度概算要求のほか、プラン作成と支援調整会議のポイント、学習支援、ハローワークと連携した就労支援等について説明された。また、各自治体における取組事例について紹介（報告）された。

《概要》

1. 取組状況（平成 27 年 4 月 17 日付、厚生労働省が都道府県・政令指定都市・中核市あてに実施した調査結果）

- ・ 就労準備支援事業の実施割合は 28%、家計相談支援事業の実施割合は 23%、一時生活支援事業の実施割合は 19%、子どもの学習支援事業の実施割合は 33%
- ・ 新規相談受付状況は、国の目安値に対して約 8 割の水準となっている。
- ・ プラン作成件数は徐々に増加しているが、低い水準であり、支援を提供するための速やかなプラン作成の促進が必要。
- ・ 就労・增收者数は、毎月着実に増加している。

【参考】今年度における国の目安値

- ①新規相談受付件数：人口 10 万人あたり 20 件／月
- ②プラン作成件数：人口 10 万人あたり 10 件／月
- ③就労支援対象者数：人口 10 万人あたり 6 件／月
- ④就労・增收率（就労・增收者／就労支援対象者）：40%

2. 平成 28 年度における事業実施意向調査

（対象：901 福祉事務所設置自治体、平成 27 年 7 月実施）

	任意事業				
	就労準備支援事業	一時生活支援事業	家計相談支援事業	子どもの学習支援事業	その他事業
(A)実施予定	345	218	317	388	65
(B)実施しない	406	585	425	355	702
(C)実施未定(未回答)	150	98	159	158	134
実施予定割合	(A)/(A)+(B)+(C)	38.3%	24.2%	35.2%	43.1%
	(A)/(A)+(B)	45.9%	27.1%	42.7%	52.2%
					8.5%

3. 生活困窮者自立支援制度に係る主な質問事項について・抜粋

- ・問 介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定を受けた事業において就労訓練事業を実施する場合、両法に基づく特段の手続を要するか。また、施設整備について国庫補助対象となっている場合はどうか。
- ・答 認定就労訓練事業において受け容れる生活困窮者を事業所のスタッフとして位置付ける場合は、いずれの場合も特段の手続は不要である。

2015.7.6	生活困窮者自立支援事業の実施状況
▶ 全国の支援圏域（1,128か所）での自立相談支援事業の実施状況は、行政直営が「41.9%」（490か所）、民間団体に委託が「58.1%」（679か所）である。社協は、「46.4%」（543か所）で事業を受託している。※全社協地域福祉部調べ。平成27年7月6日現在の速報値であり、今後変更があり得る。	
《任意事業の実施状況》	
1. 就労準備支援事業	
・ 全国332の支援圏域で実施。このうち、行政が直営の形で事業を実施しているのは49カ所（14.8%）、民間団体への委託が283カ所（86.2%）。社協は77カ所（23.2%）で事業を受託。	
2. 家計相談支援事業	
・ 全国279の支援圏域で実施。このうち、行政が直営の形で事業を実施しているのは37カ所（13.3%）、民間団体への委託が242カ所（86.7%）。社協は167カ所（59.9%）で事業を受託。	
3. 学習支援事業	
・ 全国341の支援圏域で実施。このうち、行政が直営の形で事業を実施しているのは89カ所（26.1%）、民間団体への委託が252カ所（73.9%）。社協は50カ所（14.7%）で事業を受託。	
4. 就労訓練（いわゆる中間就労）事業	
・ 全国43の支援圏域で実施。このうち、行政が直営の形で事業を実施しているのは6カ所（14.0%）、民間団体が事業を実施しているのは37カ所（86.0%）。社協は1カ所（2.3%）で事業を実施。	
2015.3.30	生活困窮者自立支援法の施行に向けて－6自治体の取組・公表
▶ 厚生労働省は、生活困窮者自立支援法の平成27年4月の施行に向けて、先進的に「生活困窮者自立促進支援モデル事業」に取り組んだ6自治体をヒアリング調査し、具体的な取組事例を公表した。	
*生活困窮者自立支援法の施行に向けて－6自治体の取組 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000077844.html	
2013.12.6	生活困窮者自立支援法案 成立
▶ 生活保護法改正法案及び、生活困窮者自立支援法案が衆議院で可決・成立した。	
▶ 生活困窮者自立支援法の施行に向け、現在、生活困窮者自立促進支援モデル事業が実施されている。	
2013.1.25	「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書 公表

✓ 生活保護制度等

2016.8.25	無料低額宿泊所等の状況に関する調査の結果：公表
▶ 厚生労働省は、平成27年6月末時点での「社会福祉法第2条第3項に規定する無料低額宿泊事業を行う施設の状況に関する調査」と「社会福祉各法に法的位置付けのない施設の状況に関する調査」の結果をとりまとめ、公表した。	
《概要》	
1. 無料低額宿泊事業を行う施設について	
(1) 入所者数：15,600人（うち、生活保護受給者数14,143人）	
(2) 施設数：537施設	

○運営主体別の施設数

総数	内訳					
	社会福祉法人	医療法人	社団・財団法人	NPO 法人	営利法人	無回答等
537 (100%)	24 (4.4%)	2 (0.4%)	15 (2.8%)	413 (76.9%)	53 (9.9%)	30 (5.6%)

2. 社会福祉各法に法的位置付けのない施設について

(1) 入所者数：16,578 人（生活保護受給者又は生活保護申請者に限る。）以下、内訳

- ①サービス付き高齢者向け住宅：71
- ②高齢者を対象とした施設：7,952
- ③ホームレスを対象とした施設：3,210
- ④アルコール依存症者を対象とした施設：467
- ⑤薬物依存症者を対象とした施設：234
- ⑥簡易宿泊所：706
- ⑦その他：3,938

(2) 施設数：1,236 施設 以下、内訳

- ①サービス付き高齢者向け住宅：8
- ②高齢者を対象とした施設：626
- ③ホームレスを対象とした施設：196
- ④アルコール依存症者を対象とした施設：41
- ⑤薬物依存症者を対象とした施設：42
- ⑥簡易宿泊所：40
- ⑦その他：283

*「社会福祉法第2条第3項に規定する無料低額宿泊事業を行う施設の状況に関する調査」及び「社会福祉各法に法的位置付けのない施設の状況に関する調査」の結果

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000134572.html>

2016.8.3	生活保護の被保護者調査（平成28年5月分概数）の結果：公表
▶ 厚生労働省は、平成28年5月分の被保護者調査（概数）の結果をとりまとめ、公表した。	
《概要》	
○被保護実人員は2,148,282人となり、前月より2,595人減少した。また、対前年同月と比べると、13,160人減少。	
○保護率（人口百人当）は、1.69%となった。	
○被保護世帯は1,633,401世帯となり、前月より1,130世帯増加した。また、対前年同月と比べると、10,876世帯増加。これを世帯類型別にみると、対前月対前年同月ともに、高齢者世帯（特に単身世帯）の数は増加し、高齢者世帯を除く世帯の数は減少した。	
○高齢者世帯は831,568世帯（51.2%）となり、対前年同月差で37,910世帯増加し、同伸び率は4.8%となった。なお、高齢者世帯の内訳は、単身世帯が752,842世帯（46.3%）、2人以上世帯が78726世帯（4.8%）となっている。	
*生活保護の被保護者調査	
http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/74-16b.html	
2015.1.9	社会保障審議会生活保護基準部会（第21回）：報告書とりまとめ
▶ 生活保護基準部会では、第15回（平成25年11月）から住宅扶助及び、冬季加算等について検証を	

進めてきたところであり、今般その報告書をとりまとめた。部会においては、有子世帯の扶助・加算についても論点や検証手法について議論を進めてきたが、子どもの貧困対策の観点からより慎重に検討すべきとの意見が多かったことから、今回はとりまとめを見送った。

- ▶ なお、生活保護基準の見直しを行った場合は、生活保護受給世帯への影響を的確に把握し、部会において、その影響の評価・検証を行う必要があるとしている。

《報告書・概要》

○今回、社会保障審議会生活保護基準部会で初めて検討・検証を行う住宅扶助と冬季加算（生活扶助）についても、単純に一般低所得世帯との均衡で捉えるのではなく、実質的に健康で文化的な最低限度の生活を保障しているかという観点から、検討・検証を行っていく必要がある。

それに加えて、今回の検討・検証対象である住宅扶助と冬季加算のそれぞれの固有の性格を十分に認識しておく必要がある。

○今回の検討・検証において、最低居住面積水準の達成率を確認したところ、生活保護受給世帯が居住する民営借家における最低居住面積水準の達成率は、単身世帯で46%、2人以上世帯で67%となっており、一般世帯（生活保護受給世帯を含む）の最低居住面積水準が、単身世帯で76%、2人以上世帯で86%となっているのと比較すると、大きく下回っている。そのため、生活保護受給世帯において、より適切な住環境を確保するための方策を検討することが必要である。

2013.12.6 生活保護法改正法案成立

- ▶ 生活保護法改正法案及び、生活困窮者自立支援法案が衆議院で可決・成立した。

《生活保護法改正案の概要》

○必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための所要の措置を講じるもの。

【施行日】平成26年7月1日（一部（※）平成26年1月1日）

【改正の要点】

- ❖ 就労による自立の促進：保護からの脱却を目的とする給付金の創設
- ❖ 健康・生活面等に着目した支援：受給者の責務の明確化
- ❖ 不正・不適正受給対策の強化等：罰則・返還金の見直し 等
- ❖ 医療扶助の適正化：指定医療機関の更新制 等

2011.4.19 社会保障審議会 生活保護基準部会 設置

《参考》

- ✓ 生活困窮者支援：「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書の概要

【基本的な考え方】

- 生活保護に至る前の段階で早期に支援を行うとともに、必要に応じて生活保護受給者も活用できるようにすることにより、困窮状態からの脱却を図る。
- 地方自治体が実施主体となり、民間団体と協働して取り組む。

【具体的な仕組み】

- (1) 生活困窮者の自立までを包括的・継続的に支える新たな相談支援体制の構築
- (2) 就労に向けた生活訓練・社会訓練・技術習得訓練を有期で行う事業（「就労準備支援事業」）の実施
- (3) 一般就労が直ちに難しい者に支援付きで軽易な作業等の機会を提供する「中間的就労の場」の育成支援

- (4) ハローワークと自治体が一体となった就労支援体制の全国的な整備
 - (5) 家計収支等に関するきめ細かな相談支援の強化
 - (6) 離職により住居を喪失した生活困窮者に対する家賃補助のための給付金（有期）の制度化
 - (7) 子ども・若者の貧困の防止
 - ① 地域若者サポートステーションの充実強化
 - ② 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援等を行う事業の実施
- ◇生活困窮者的生活支援の在り方に関する特別部会報告書
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002tpzu.html>

✓ 生活困窮者自立支援事業の概要

◎生活困窮者に対し、自立支援相談事業の実施及び居住確保給付金の支給その他の支援を行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図り、もって国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること。

【施行日】施行日：平成27年4月1日

【主な内容】

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給

(必須事業)

○福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。

※自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。

○福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業等の実施

(任意事業)

○福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。

- ・「就労準備支援事業」

就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する

- ・「一時生活支援事業」

住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う

- ・「家計相談支援事業」

家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う

- ・生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

○都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

4. 費用

○自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担（3／4）

○就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助（2／3）

○家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助（1／2）

10. 予 算

《直近の動向》

- 2016.10.11 平成 28 年度第 2 次補正予算:参議院可決・成立
- ▶ 「未来への投資を実現する経済対策」に係る平成 28 年度第 2 次補正予算(平成 28 年 8 月 24 日閣議決定)が、参議院で可決・成立した。
 - ▶ 厚生労働省関連では 5,698 億円が計上され、一億総活躍社会の実現の加速として、安心して子どもを生み育てられる環境の整備(626 億円)、介護人材の確保と介護離職防止の推進等(166 億円)、社会全体の所得と消費の底上げや働き方改革の実現(3,685 億円)等が盛り込まれている。また、熊本地震や東日本大震災からの復興や防災対策の強化として 1,033 億円が計上されている。

《概要》

第 1 一億総活躍社会の実現の加速 4,477 億円

(1) 安心して子どもを産み育てられる環境の整備 626 億円

- 保育所等の整備の推進 427 億円
- 保育士についての再就職準備金貸付事業の拡充等 112 億円
- 保育関連事業主に対する職場定着支援助成金の拡充 制度要求
- 認可外保育施設における事故防止等推進事業 5.1 億円
- 放課後児童クラブにおける ICT 化の推進 60 百万円
- 児童虐待防止対策等の強化 70 億円 等

(2) 介護人材の確保、介護離職防止の推進等 166 億円

- 介護人材についての再就職準備金貸付事業の拡充 10 億円
- 介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業 4 億円
- 介護サービスにおける ICT 活用調査研究事業 2.6 億円
- 介護離職防止のための支援(介護離職防止支援助成金(仮称)) 11 億円(特別会計)
- 介護人材の処遇改善に伴う財政安定化基金への特例的積増し 20 億円
- 地域づくりによる介護予防推進事業 1 億円
- 障害福祉サービス等の基盤の整備推進、防犯対策の強化 118 億円
- 生活保護受給者等を雇い入れる事業主への助成措置の創設 制度要求

(3) 社会全体の所得と消費の底上げや働き方改革の実現 3,685 億円

- 簡素な給付措置 3,673 億円
- 個人型確定拠出年金の普及促進 5.1 億円
- 65 歳超雇用推進助成金(仮称)の創設 6.8 億円(特別会計) 等

第 4 熊本地震や東日本大震災からの復興や防災対応の強化 1,033 億円

(1) 熊本地震からの復旧・復興 270 億円

- 被災者見守り・相談支援等事業 4.3 億円
- 生活福祉資金貸付 7 億円
- 医療施設、社会福祉施設等の災害復旧等 174 億円(うち特別会計 3.5 億円)
- 医療保険等の一部負担金(利用者負担)・保険料軽減措置 8.7 億円 等

(2) 災害対応の強化・老朽化対策・防犯対策等 762 億円

- 高齢者施設等の防災対策等 44 億円 等

➤ 2016.8.26 平成 29 年度予算概算要求・税制改正要望

- ▶ 厚生労働省の平成 29 年度予算の概算要求額は、一般会計で 31 兆 1,217 億円、平成 28 年度比で 8,108 億円(2.7%) 増となった。平成 29 年度予算概算要求では、成長と分配の好循環の実現に向けて、「ニッポン一億総活躍プラン」の新三本の矢、横断的課題である働き方改革と生産性向上に関する予算が重点的に要求・要望されている。
- ▶ 年金・医療等に係る経費については、29 兆 1,060 億円であり、うち高齢化等にともなう増加額は 6,400 億円とされた。また、一億総活躍社会の実現に向けた施策等のための「新しい日本のための優先課題推進枠」として 2,167 億円を計上した。
- ▶ 子ども・子育て支援新制度の実施(内閣府で要求)と社会的養護の充実や地域包括ケアシステムの構築等を内容とする平成 29 年度の「社会保障の充実」については、消費税 10% 引上げ延期にもなう対応を検討する必要があることなどから、事項要求の取り扱いとし、予算編成過程で検討される。また、一億総活躍社会の実現に向けた施策である保育士・介護人材(障害福祉人材を含む)の処遇改善等についても予算編成過程で検討するとされた。
- ▶ 東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興の支援や防災対策の推進として、658 億円(うち特別会計 648 億円)が計上された。東日本大震災で被災した各種施設等の災害復旧に対する支援(220 億円)や被災地における福祉・介護人材確保対策(9,100 万円)、熊本地震の被災地における心のケア支援体制の整備(7,800 万円)や被災者に対する見守り・相談支援等の推進(8.8 億円)などが盛り込まれている。
- ▶ また、概算要求とあわせて示された税制改正要望においては、新たな事項として、保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置が掲げられた。平成 28 年度の与党税制改正大綱において検討事項とされている、子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設、医療に係る消費税の課税のあり方の検討等も要望されている。
- ▶ なお、平成 29 年度の厚生労働省の機構要求として、医療・保健に係る重要施策について専門的観点から総理する医務総監(次官級)の創設のほか、直面する「働き方改革」、「生産性向上」、「少子化対策・子育て支援」の課題に的確に対応するために関係部局を再編し、雇用環境・均等局(仮称)、人材開発局(仮称)、子ども家庭局(仮称)を設置することが示された。

《主な事項・概要》 * () 内は平成 28 年度予算

第 1 子どもを産み育てやすい環境づくり

1 待機児童の解消等に向けた取組の推進 1,169 億円(1,043 億円)

(1) 保育の受け皿拡大・多様な保育サービスの充実 1,169 億円(1,043 億円)

①保育の受け皿拡大、②多様な保育サービスの充実、③保育人材確保のための総合的な対策、④安心かつ安全な保育の実施への支援、⑤企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育サービス

(2) 子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実) ※内閣府において要求

①教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実)

ア 子どものための教育・保育給付 イ 地域子ども・子育て支援事業

②放課後児童クラブの拡充等(一部社会保障の充実)

③保育士等の処遇改善

ア 保育士の処遇改善 イ 放課後児童支援員等の処遇改善

④児童手当

2 すべての子どもが健やかに育つための総合的な対策の推進 3,682 億円(3,493 億円)

(1)妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の実施 203 億円(185 億円)

①不妊治療への助成等、②子育て世代包括支援センターの全国展開(一部社会保障の充実)

(2)児童虐待防止対策の強化・社会的養護の推進 1,411 億円(1,295 億円)

①児童虐待防止対策の強化、②子育て世代包括支援センターの全国展開(一部社会保障の充実)(再掲)

③家庭養護及び家庭的養護の推進(一部社会保障の充実)、④被虐待児童などへの支援の充実

(3)ひとり親家庭等の自立支援の推進 2,016 億円(1,949 億円)

①ひとり親家庭への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化 116 億円(114 億円)

②自立を促進するための経済的支援 1,836 億円(1,784 億円)

③女性活躍推進の実効性確保 20 億円(18 億円)

④子どもの学習支援事業の強化【一部新規】【一部推進枠】 44 億円(33 億円)

(4)配偶者からの暴力(DV)防止など婦人保護事業の推進【一部新規】 189 億円(96 億円)

第 2 地域包括ケアシステムの構築に向けた安心で質の高い医療・介護サービスの提供

1 医療・介護連携の推進 3 兆 482 億円(2 兆 9,392 億円)

(1)地域医療介護総合確保基金による医療・介護提供体制改革(社会保障の充実)

(2)地域包括ケアの着実な実施 2 兆 9,818 億円(2 兆 8,730 億円)

①介護保険制度による介護サービスの確保(一部社会保障の充実) 2 兆 9,183 億円(2 兆 8,140 億円)

※後掲

②保険者機能の強化【一部新規】【一部推進枠】 6.2 億円(5.3 億円)

③次世代介護技術の活用による生産性向上【一部新規】【推進枠】 5.4 億円(3 億円)

④介護離職防止のための相談機能の強化【新規】【推進枠】 1.9 億円

⑤認知症高齢者等にやさしい地域づくりのための施策の推進【一部新規】【一部推進枠】

(一部社会保障の充実) 90 億円(81 億円)

⑥地域での介護基盤の整備【一部推進枠】(一部社会保障の充実) 464 億円(444 億円)

⑦適切な介護サービス提供に向けた取組の支援【一部推進枠】 124 億円(113 億円)

(3)医療と介護のデータ連結の推進【新規】【推進枠】 1.5 億円

2 質が高く効率的な医療提供体制の確保 622 億円(492 億円)

3 医療分野のイノベーションの推進等 1,058 億円(875 億円)

4 安定的で持続可能な医療保険制度の運営の確保 11 兆 5,795 億円(11 兆 2,811 億円)

5 安心で質の高い介護サービスの確保 2 兆 9,907 億円(2 兆 8,819 億円)

(1)介護保険制度による介護サービスの確保 2 兆 9,183 億円(2 兆 8,140 億円)

①介護保険制度による介護サービスの確保(一部社会保障の充実) 2 兆 8,044 億円(2 兆 7,001 億円)

②地域支援事業の推進(一部社会保障の充実) 1,030 億円(1,030 億円)

③新しい包括的支援事業の推進(社会保障の充実)(再掲)

ア 認知症施策の推進、イ 生活支援の充実・強化、ウ 在宅医療・介護連携の推進、エ 地域ケア会議の開催

④介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化(社会保障の充実)

(2)保険者機能の強化 6.2 億円(5.3 億円)

①高齢者の自立支援、介護予防の横展開【一部新規】【推進枠】2.8 億円(1.8 億円)

②ケアマネジメント手法の標準化【新規】【推進枠】 1 億円

③介護・医療関連情報の「見える化」の推進【一部推進枠】 2.5 億円(3.5 億円)

(3)次世代介護技術の活用による生産性向上 5.4 億円(3 億円)

①介護ロボット開発等加速化事業【推進枠】 3 億円(3 億円)

②介護分野のICTの活用等による生産性の向上【新規】【推進枠】 2.3 億円

(4)介護離職防止のための相談機能の強化【新規】【推進枠】 1.9 億円

(5)地域医療介護総合確保基金(介護分)の実施(社会保障の充実)

①介護施設等の整備に関する事業

②介護従事者の確保に関する事業

(6)認知症高齢者等にやさしい地域づくりのための施策の推進 90 億円(81 億円)

①認知症に係る地域支援事業の充実(社会保障の充実)(再掲)

②認知症施策の総合的な取組 19 億円(16 億円)

ア 認知症疾患医療センターの整備の促進 8.5 億円(8 億円)

イ 認知症の人の地域活動の支援【新規】【推進枠】 55 百万円

ウ 認知症高齢者の見守り体制の整備【一部新規】【一部推進枠】 99 百万円(29 百万円)

エ 若年性認知症施策の推進 1.5 億円(87 百万円)

オ 成年後見制度の普及・利用促進【一部新規】【一部推進枠】 75 百万円(45 百万円)

③認知症研究の推進【一部推進枠】(再掲) 14 億円(8.6 億円)

(7)地域での介護基盤の整備 464 億円(444 億円)

①介護施設等の整備に関する事業(社会保障の充実)(再掲)

②介護施設等における防災対策等の推進【推進枠】 41 億円(21 億円)

(8)生涯現役社会の実現に向けた環境整備等 29 億円(29 億円)

(9)適切な介護サービス提供に向けた取組の支援【一部推進枠】 124 億円(113 億円)

第3 「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上

1 非正規雇用労働者の待遇改善、長時間労働の是正等 816 億円(578 億円)

2 人材確保対策の推進や労働生産性の向上等による労働環境の整備 671 億円(563 億円)

3 地方創生の推進 228 億円(142 億円)

4 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり 106 億円(102 億円)

第4 女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画

1 女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化 347 億円(311 億円)

2 若者の活躍促進 249 億円(207 億円)

3 高齢者の活躍促進 227 億円(155 億円)

4 障害者、難病・がん患者等の活躍促進 278 億円(235 億円)

5 外国人材の活用・国際協力 65 億円(46 億円)

6 重層的なセーフティネットの構築 1,576 億円(1,592 億円)

(1)雇用保険制度、求職者支援制度によるセーフティネットの確保 1,487 億円(1,524 億円)

(2)生活困窮者に対する就労支援の強化等【一部新規】【一部推進枠】(再掲) 89 億円(68 億円)

第5 健康で安全な生活の確保

1 感染症対策 292 億円(209 億円)

2 がん対策、肝炎対策、健康増進対策 1,148 億円(1,146 億円)

3 難病などの各種疾病対策、移植医療対策 1,549 億円(1,483 億円) 等

第 6 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

1 「地域共生社会」の実現に向けた新たなシステムの構築 279 億円(236 億円)

(1)世帯全体の複合的な課題を受け止める包括的・総合的な相談支援等の推進 10 億円(5 億円)

①多機関の協働による包括的支援体制構築事業【推進枠】 10 億円(5 億円)

②各分野における相談体制の充実

(2)地域の支え合いの再生・活性化 32 億円(6.9 億円)

①住民による地域福祉活動体制の強化【新規】【推進枠】 20 億円

②多様な地域の支え合いの再生、活性化支援【一部新規】【一部推進枠】 12 億円(6.9 億円)

(3)多様な活躍・就労の機会の確保、就労支援の推進(受け手から支え手へ)

【一部新規】【一部推進枠】 236 億円(224 億円)

(4)民間事業者と協働して行う地域福祉・健康づくり事業の実施【新規】 1.5 億円

2 生活困窮者の自立・就労支援等の推進及び生活保護制度の適正実施

3 兆 72 億円(2 兆 9,581 億円)

(1)生活困窮者自立支援制度の着実な推進及び生活保護制度の適正実施

2 兆 9,983 億円(2 兆 9,513 億円)

①生活困窮者等に対する自立支援【一部新規】【一部推進枠】 429 億円(400 億円)

ア 子どもの学習支援事業の強化【一部新規】【一部推進枠】(再掲) 44 億円(33 億円)

イ 生活困窮者自立支援制度における居住支援の取組強化

ウ 生活困窮者等の就労準備支援の充実【新規】【推進枠】 8.7 億円

エ 生活困窮者自立支援試行的事業の実施【新規】【推進枠】 15 億円

②新たな生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施 86 百万円(85 百万円)

③生活保護制度の適正実施

ア生活保護に係る国庫負担 2 兆 9,074 億円(2 兆 8,711 億円)

イ 医療扶助の適正実施の更なる推進【新規】【推進枠】 53 億円

(2)生活困窮者に対する就労支援の強化等【一部新規】【一部推進枠】(再掲) 89 億円(68 億円)

3 福祉・介護人材確保対策等の推進 107 億円(81 億円)

(1)地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進

(社会保障の充実)(再掲)

(2)介護人材の機能の明確化やキャリアアップの推進等に向けたモデル的な取組の実施

【新規】 1 億円

(3)社会福祉法人の創意工夫による多様な福祉サービスの展開【新規】【推進枠】 24 億円

(4)ハローワークにおける人材確保支援の充実(再掲) 17 億円(17 億円)

4 自殺対策の推進 32 億円(30 億円)

第 7 障害者支援の総合的な推進

1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進

1 兆 7,172 億円(1 兆 6,098 億円)

- (1) 良質な障害福祉サービスの確保 1兆302億円(9,701億円)
- (2) 障害児の発達を支援するための療育などの確保 1,768億円(1,458億円)
- (3) 地域生活支援事業の着実な実施【一部新規】【一部推進枠】 484億円(464億円)
- (4) 障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備【一部推進枠】 100億円(70億円)
- (5) 障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供 2,326億円(2,301億円)
- (6) 障害者自立支援機器の開発の促進【一部新規】【一部推進枠】 2.9億円(1.6億円)
- (7) 芸術文化活動の支援の推進【一部新規】【一部推進枠】 3.6億円(1.5億円)

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進 220億円(205億円)

- (1) 精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進【一部新規】【一部推進枠】

4.8億円(49百万円)

※地域生活支援事業(484億円)の内数／障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備(100億円)の内数

- (2) 精神科救急医療体制の整備 16億円(14億円)
- (3) 災害時心のケア支援体制の整備 63百万円(31百万円)
- (4) 心神喪失者等医療観察法の医療提供体制の確保など 190億円(186億円)
- (5) 依存症対策の推進【一部推進枠】(再掲) 5.3億円(1.1億円)

3 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進 2.1億円(2億円)

4 障害者への就労支援の推進 156億円(134億円)

- (1) 精神障害・発達障害・難病患者など多様な障害特性に応じた就労支援の推進

【一部新規】【一部推進枠】(再掲) 52億円(40億円)

- (2) 障害者及び企業への職場定着支援の強化(再掲) 91億円(83億円)
- (3) 就労支援事業所等で働く障害者への支援【一部推進枠】 10億円(9.8億円)
 - ① 工賃向上等のための取組の推進 2.3億円(2.3億円)
 - ② 障害者就業・生活支援センターによる働く障害者への生活面の支援などの推進 8.2億円(7.5億円)
- (4) 農福連携による障害者の就農促進【推進枠】 2.1億円(1.1億円)
- (5) 障害者の介護人材等育成支援【新規】【推進枠】 30百万円

第8 安心できる年金制度の確立

1 持続可能で安心できる年金制度の運営 11兆4,067億円(11兆2,438億円)

東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興への支援

(被災者・被災施設の支援)

- 被災地心のケア支援体制の整備(一部復興) 14億円(14億円)
- 障害福祉サービスの再構築支援(復興) 3億円(3億円)
- 被災地における福祉・介護人材確保対策(復興) 91百万円(91百万円)
- 医療・介護・障害福祉制度における財政支援(復興) 133億円(133億円)
 - ① 避難指示区域等での医療保険制度の特別措置(復興) 87億円(87億円)
 - ② 避難指示区域等での介護保険制度の特別措置(復興) 46億円(45億円)
 - ③ 避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置(復興) 16百万円(16百万円)
- 被災地域における地域医療の再生支援(復興) 260億円

○被災した各種施設等の災害復旧に対する支援(復興) 220 億円(199 億円)

- ①児童福祉施設等の災害復旧に対する支援(復興) 7.6 億円(5.8 億円)
- ②介護施設等の災害復旧に対する支援(復興) 39 億円(26 億円)
- ③障害福祉サービス事業所等の災害復旧に対する支援(復興) 14 億円(14 億円)
- ④保健衛生施設等の災害復旧に対する支援(復興) 6.1 億円(2.7 億円)
- ⑤水道施設の災害復旧に対する支援(復興) 153 億円(151 億円)

○被災者支援総合交付金(復興庁所管)による支援(復興) 220 億円の内数(220 億円の内数)

○熊本地震の被災者に対する見守り・相談支援等の推進 8.8 億円

等

* 平成 28 年度第 2 次補正予算

財務省 http://www.mof.go.jp/budget/budget_workflow/budget/fy2016/index.htm

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/>

* 平成 29 年度予算概算要求・税制改正要望

財務省 http://www.mof.go.jp/budget/budget_workflow/budget/fy2017/index.htm#gaisan

厚生労働省 (概算要求) <http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/>

(税制改正要望) <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000135263.html>

《経過》

✓ 平成 29 年度予算

2016.8.2 平成 29 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針：閣議了解

- ▶ 平成 29 年度予算の概算要求及び、予算編成に向けて、「平成 29 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」が閣議了解された。
- ▶ 平成 29 年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）を踏まえ、引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）で示された「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。歳出全般にわたり、平成 25 年度予算から平成 28 年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化している。

《概要》

1. 要求

○年金・医療等については、前年度当初予算額に高齢化等に伴う増加額（6,400 億円）を加算した範囲内で要求。ただし、増加額について、平成 25 年度予算から平成 28 年度予算までと同様、経済再生やこれまでの改革等の効果を引き続き適切に見込むとともに、過去 4 年間の増加額が高齢化による増加分に相当する伸びとなっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を平成 30 年度まで継続していくことを目安とし、年金・医療等に係る経費について、「経済・財政再生計画改革工程表」に沿って着実に改革を実行していくことを含め、合理化・効率化に最大限取り組む。

○地方交付税交付金等については、「経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。

○義務的経費については、前年度予算額と同額を要求。参議院議員通常選挙に必要な経費の減などの特殊要因については加減算。義務的経費を見直し裁量的経費で要求する場合は、後述の要望基礎額に含める。その上で、聖域を設けることなく抜本的な見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図る。

○その他の経費については、前年度予算額の 100 分の 90（「要望基礎額」）の範囲内で要求。

- 予算の重点化を進めるため、「ニッポン一億総活躍プラン」、「基本方針2016」及び「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、各省は上記要望基礎額の100分の30の範囲内で要望。

2. 予算編成過程における検討事項

○要求・要望について、これまでの安倍内閣の取組みを基調とした効率化を行う。その上で、「新しい日本のための優先課題推進枠」において要望された経費については、「安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を平成30年度まで継続させていくこととする。」との「経済・財政再生計画」における国的一般歳出の水準の目安を踏まえ措置する。

○一億総活躍社会の実現に向けた施策については、「ニッポン一億総活躍プラン」で示された「『経済・財政再生計画』の枠組みの下、安定した恒久財源を確保しつつ、施策の充実を検討していく」との方針、「基本方針2016」で示された「アベノミクスの成果も活用しつつ、一億総活躍社会の実現等の重要課題に係る取組を推進する」との方針を踏まえ、予算編成過程で検討する。

○消費税率引上げと併せ行う充実等その他社会保障・税一体改革と一体的な経費については、社会保障改革プログラム法28条に規定する消費税・地方消費税の収入及び社会保障の給付の重点化・制度の効率化の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討する。

3. 要求期限

○要求に当たっては8月末日の期限を厳守。

*平成29年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針

http://www.mof.go.jp/budget/budget_workflow/budget/fy2017/index.htm

✓ 平成28年度予算

2016.5.17	平成28年度補正予算：参議院可決・成立
▶	平成28年熊本地震に関し当面必要となる経費7,780億円を追加する平成28年度補正予算が参議院で可決・成立した。
▶	住宅の確保や生活再建支援金の支給など被災者支援に要する経費を計上するとともに、『熊本地震復旧等予備費』を創設し、今後、被災者の方々の事業再建、道路・施設等のインフラ復旧や、がれき処理等を迅速に進めていくための十二分の備えを整えるものである。また、28年度当初予算に計上している予備費等と合わせ、当面の復旧対策に万全を期すとしている。

《概要》

■追加歳出 7,780億円

1. 災害救助等関係経費 780億円
 - (1) 災害救助費等負担金 573億円
 - (2) 被災者生活再建支援金補助金 201億円
 - (3) 災害弔慰金等負担金等 6億円
2. 熊本地震復旧等予備費 7,000億円

■既定経費の減（国債費の減額） ▲7,780億円

*平成28年度補正予算 http://www.mof.go.jp/budget/budget_workflow/budget/fy2016/hosei280513.html

2016.3.29	平成28年度予算：参議院可決・成立
▶	一般会計の総額が、約96兆7,200億円となる平成28年度政府予算が、参議院で可決・成立した。平成27年度予算を約3,800億円上回り、過去最大となる。

「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」に直結する、子育て支援や介護サービス等の充実を図るほか、教育費の負担軽減等を進めるものである。

- ▶ また、持続可能な社会保障制度の確立に向けて、社会保障関係費の伸びを「経済・財政再生計画」の「目安」に沿って抑制する内容となっている。「経済財政運営と改革の基本方針2015」に掲げられた改革検討項目について、具体的な方向性や検討実施時期を明確にした「改革工程表」（経済・財政再生アクション・プログラム）に沿って改革を着実に実行している。
- ▶ 厚生労働省の一般会計は、30兆3,110億円で、平成27年度（29兆9146億円）比で1.3%増となっている。社会保障の充実・安定化については、消費税引上げによる平成28年度の增收分〔8.2兆円〕は全て社会保障の充実・安定化に向けるとし、①基礎年金国庫負担割合2分の1〔3.1兆円〕、②社会保障の充実〔1.35兆円、うち子ども・子育て支援新制度の実施=5,593億円、社会的養護の充実=345億円〕、③消費税引上げに伴う社会保障4経費の増〔0.37兆円〕、④後代への負担つけ回しの軽減〔3.4兆円〕に向けられる。

《厚生労働省関連》

平成28年度厚生労働省予算案（一般会計）の全体像

(27年度予算額) 29兆9,146億円		(28年度予算案) 30兆3,110億円	(対27年度増額) (+3,963億円)
-------------------------	--	-------------------------	-------------------------

一般会計					(単位:億円)
区分	平成27年度 予算額 (A)	平成28年度 予算案 (B)	増△減額 (C) (B)-(A)	増△減率 (C)／(A)	
一般会計	299,146	303,110	3,963	1.3%	
社会保障関係費	294,505	298,631	4,126	1.4%	
その他の経費	4,641	4,478	△163	△3.5%	

《予算：主な分野》 ※（ ）内は、平成27年度予算

1. 安心で質の高い介護サービスの確保

2兆8,819億円（2兆7,767億円）

2. 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進

1兆6,098億円（1兆5,247億円）※…地域生活支援事業計上分を除く

- ・良質な障害福祉サービスの確保 9,701億円（9,330億円）
- ・障害児の発達を支援するための療育などの確保 1,458億円（1,120億円）
- ・地域生活支援事業の着実な実施【一部新規】 464億円（464億円）
- ・障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備 70億円（26億円）
- ・地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進 205億円（208億円）※
- ・発達障害児・発達障害者の支援施策の推進 2億円（1.4億円）※
- ・障害者への就労支援の推進 146億円（119億円）※

3. 子ども・子育て支援新制度の実施（一部社会保障の充実）

2兆1,790億円（2兆1,381億円）※内閣府予算

4. 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の推進

1,295 億円 (1,198 億円)

5. 生活困窮者自立支援制度の着実な推進及び生活保護制度の適正実施

2兆9,515億円(2兆9,445億円)

- ・生活困窮者等に対する自立支援【一部新規】 400 億円（400 億円）
 - ・生活保護に係る国庫負担 2 兆 8,711 億円（2 兆 8,635 億円）

6. 福祉・介護人材確保対策の推進

106 億円（65 億円）

《社会保障の充実・安定化》

平成28年度の社会保障の充実・安定化について

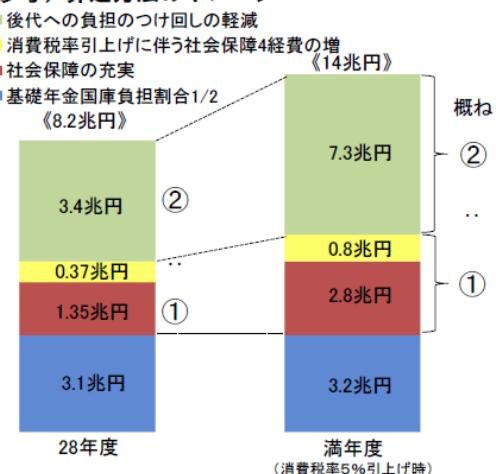
- 消費税率引上げによる增收分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
 - 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成28年度の增收額8.2兆円については、
 - ①まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3.1兆円を向け、
 - ②残額を満年度時の
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・「後代への負担の受け回しの軽減」の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

〈28年度消費税増収分の内訳〉

《增收額計・8.2兆円》

- **基礎年金国庫負担割合 2 分の 1**
(平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合
2 分の 1 の差額に係る費用を含む)
 - **社会保障の充実**
 - ・子ども・子育て支援の充実
 - ・医療・介護の充実
 - ・年金制度の改善
 - **消費税率引上げに伴う社会保障 4 経費の増**
 - ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての
物価上昇に伴う増
 - **後代への負担のつけ回しの軽減**
 - ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が

(参考) 算定方法のイメージ



《主要施策の抜粋》

I 女性・若者等の活躍推進～人口減少社会への対応～

1. すべての子どもが健やかに育つための総合的な対策の推進

- 子どもの貧困対策とひとり親家庭対策の推進【一部新規】【1,931億円】
 - 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の推進【一部新規】（一部社会保障の充実）【1,271億円】
 - 安全・安心に妊娠・出産・子育てのできる環境の整備（一部社会保障の充実）【185億円】

2. 「全員参加の社会」の実現加速

(1) 女性の活躍推進 ※内閣府予算に計上

- 待機児童解消等の推進に向けた取組【一部新規】【965億円】
 - 事業所内保育など企業主導の保育所の整備・運営等の推進【835億円※】
 - 子ども・子育て支援新制度の実施【一部新規】（一部社会保障の充実）児【2兆1,790億円※】
 - 多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減の強化（幼児教育の段階的無償化等）【新規】【109億円】

円※】

○女性の活躍推進及び仕事と家庭の両立支援策の推進【一部新規】【165億円】

(2) 若者の活躍推進【一部新規】【200億円】

(3) 高齢者等の活躍推進

○生涯現役社会の実現【一部新規】【280億円】

○高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業（仮称）の実施【新規】【2.6億円】

○起業等による高年齢者等の雇用を創出する企業に対する助成措置の創設【新規】【8.7億円】

(4) 障害者等の活躍推進

○障害者等の社会参加支援の充実・基盤整備【一部新規】【74億円】

○農福連携などによる障害者の就労促進【一部新規】【109億円】

○生活困窮者等の就農訓練・中間的就労の推進）【新規】【5.6億円】

○がん患者等に対する就労支援の強化【2.5億】

○難病患者に対する相談支援体制の充実【一部新規】【4.5億円】

(5) 外国人材の活用・国際協力【23億円】

(6) 刑務所出所者等に対する就労支援【5.5億円】

3. 人材力強化・人材確保対策の推進等

○職業人生を通じた労働者のキャリア形成支援【一部新規】【156億円】

○産業界で活用される実践的な職業能力評価制度の構築等【一部新規】【25億円】

○希望するキャリアの実現支援【一部新規】【56億円】

○潜在有資格者の掘り起こし・マッチング対策の強化【18億円】

○雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進【一部新規】【126億円】

○地方における良質な雇用の創出・人材育成【133億円】

II 「健康長寿社会」の実現

1. 医療・介護等の充実

(1) 安心で質の高い医療・介護サービス提供体制の構築

○地域医療介護総合確保基金による医療・介護提供体制改革（社会保障の充実）

【地域医療介護総合確保基金（医療分）】【602億円】

【地域医療介護総合確保基金（介護分）】【483億円】

○地域支援事業の充実（社会保障の充実）【195億円】

○認知症施策の推進【一部新規】【82億円】

○介護ロボット等の開発・普及の加速化【新規】【3億円】

○介護予防等の取組に係る先進事例の横展開の推進【一部新規】【1億円】

(2) 医療・介護分野におけるICT化の推進

○介護分野の効率化・ICT化等による生産性向上の推進【1.3億円】

(3) 難病・小児慢性特定疾病への対応（一部社会保障の充実）

○難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立【1,311億円】

○慢性疾患を抱える児童等の自立支援【9.3億円】

2. 自立した生活の実現と安心の確保

(1) 地域の福祉サービスに係る新たなシステムの構築【一部新規】【23億円】

(2) 生活困窮者等に対する自立支援の推進【一部新規】【2兆9,515億円】

(3) 簡素な給付措置（臨時福祉給付金）【1,033億円】

(4) 年金生活者等支援臨時福祉給付金【新規】【450億円】

3. 安心できる年金制度の確立

○持続可能で安心できる年金制度の運営（一部社会保障の充実）【11兆2,438億円】

*平成28年度予算関連資料 ※政策委員会 HP <http://zseisaku.net/download/>

・平成28年度予算案 ※財務省HP

http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2016/seifuan28/PAGE0000000000000177771.html

・厚生労働省 平成28年度予算案 ※厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/16syokanyosan/>

2015.11.27 平成28年度予算編成の基本方針：閣議決定

- ▶ 「平成28年度予算編成の基本方針」が閣議決定された。
- ▶ 基本的な考え方として、(1)「経済・財政再生計画」の着実な推進、(2)「一億総活躍社会」の実現とTPP（環太平洋パートナーシップ）を踏まえた対応を掲げたうえで、予算編成についての考え方を示している。

《予算の編成についての考え方・抜粋》

(1) 「一億総活躍社会」の実現、TPPを踏まえた対応

○強い経済を実現するとともに、少子高齢化という構造的な問題について正面から取り組むことにより、将来への安全を確保し、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる「一億総活躍社会」の実現に向けた取組や、TPPを真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするための取組といった喫緊の重要課題への対応に関しては、平成27年度補正予算での対応と併せて、「経済・財政再生計画」の趣旨や施策の優先順位を踏まえ、適切に対処する。

(2) 「経済・財政再生計画」初年度における歳出改革の推進

①平成28年度は、「経済・財政再生計画」の初年度に当たることから、「デフレ脱却・経済再生」への取組を加速させるとともに、改革工程表を十分踏まえた上で、歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方方に立ち、改革工程表における取組を的確に予算に反映させる。あわせて、同計画における国的一般歳出の水準の目安を十分踏まえた上で、予算編成を行う。

②具体的には、改革工程表に基づき実施する平成28年度の取組が、予算に反映する施策である場合は、予算編成過程における検討を経た上で、平成28年度予算にその取組を反映させる。特に、歳出改革に向けた施策の展開、見える化やP D C Aサイクル構築に資するエビデンスの収集などが必要な場合には、有効と考えられるモデル事業、実証実験の取組について、検証スケジュールなど時間軸を明確にした上で、これまでの実績も踏まえ、平成28年度予算にその取組を反映させる。

③歳出改革の実現には、それぞれの施策、事業の実行主体が、責任を持って対応していくことが不可欠となる。こうした観点から、平成28年度歳入歳出概算についての閣議決定時において、予算への反映を含めた「経済・財政再生計画」に沿った取組について、各府省において適切に公表を行う。こうした取組により、政策効果の見える化やP D C Aサイクルの強化を促し、国民参加で更なる改革を推進していく。同時に、経済財政諮問会議における点検・評価や情報発信、行政事業レビュー等を通じて、各府省の取組を後押しする。

④予算編成においては、東日本大震災からの復興を加速するとともに、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを、引き続き、手を緩めることなく推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。「新しい日本のための優先課題推進枠」については、歳出改革に寄与するものを含め、政策効果が高いと認められるものに絞り込んで措置する。

11. 人材確保

《直近の動向》

▶ 2016.10.5　社会保障審議会福祉部会人材確保専門委員会

- ▶ 同委員会がとりまとめた「2025 年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて～」(平成 27 年 2 月 25 日)では、介護人材の類型化・機能分化については、実態を把握・検証し、具体的な検討・整理を進めること、また、平成 28 年度を目途に一定の方向性を示すべきとされているところであり、委員会での議論が再開された。
- ▶ 介護人材が担う機能とキャリアパス、社会福祉士のあり方が検討事項とされており、平成 29 年 3 月の報告書とりまとめに向け議論が進められる。
- ▶ 会議では、介護人材の機能とキャリアパス等について議論した。

《検討事項》

検討課題	具体的な検討内容(例)
介護人材が担う機能	<ul style="list-style-type: none">・介護人材の業務実態等の把握・検証について・多様な人材が携わる介護現場における目指すべき姿について・介護人材(特に介護福祉士)が担うべき役割と求められる能力について
介護人材のキャリアパス	<ul style="list-style-type: none">・介護福祉士の担うべき役割を踏まえたキャリアパス・介護人材のすそ野の拡大に向けた入門的研修の導入について・介護分野に参入した介護人材のキャリアパスの全体像について
社会福祉士のあり方	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉士のさらなる活躍の場の創出について・専門性の高い社会福祉士の養成について・社会福祉士に対する理解促進について

※現時点でのものであり、今後、追加・変更がありうる。

▶ 2016.10.4　外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会:とりまとめ

- ▶ EPA 介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加するに当たっての必要な対応について(案)をもとに、とりまとめの議論を行った。

《とりまとめ・概要》

既存の制度を踏まえた追加的に必要な対応

①日本の生活に合わせたサービス提供

○サービス提供責任者に、訪問介護員等に対する研修、技術指導、業務の実施状況の把握等を行うことが義務付けられていることを踏まえ、事業者等が EPA 介護福祉士に、次に例示する事項を含む研修を行う。

- ・ 訪問介護の基本事項(心得・倫理、プライバシーの保護等)
- ・ 生活支援技術(高齢期の食生活、住生活、調理、掃除、ゴミ出し等)
- ・ 利用者、家族や近隣とのコミュニケーション
- ・ 日本の生活様式(文化・風習・習慣、年中行事等)
- ・ 訪問介護計画書に記載されたとおりのサービス提供をすることなど

②緊急事態発生時の対応

○事業者に、運営規程において緊急時等の対応方法を定めること等が義務付けられていることを踏まえ、事業者等が、次に例示する事項を含む緊急時の対応マニュアルの整備を行うとともに、EPA 介護福祉士への研修を行う。

- ・緊急時の対応(緊急時の連絡先・その手段(携帯電話の貸与等)・連絡体制の確認、応急処置・救急車の要請などの急変時の対応)
- ・事故発生時の対応(利用者の誤嚥・転倒などの事故、利用者宅における物損事故、移動中の事故等への対応)
- ・感染症への対応(感染予防、嘔吐物の処理等)
- ・リスクマネジメント(ヒヤリ・ハット事例等)
- ・災害発生時の対応(ハイリスク利用者の把握、避難時の対応等)

③訪問サービス提供に関する適切な記録等の作成

○事業者等が、次に例示する事項など、記録や報告事項の記載方法について工夫し、正確かつ、よりスムーズに、EPA 介護福祉士が適切な記録等を作成できるようにする。

- ・チェックシート方式による簡略化
- ・記載事項を5W1Hなどに分けて記載できるような様式の設定
- ・文字の色分けによる優先順位、緊急度の区別
- ・申し送り事項の明確化

○また、訪問系サービスの提供に当たって、EPA 介護福祉士が一人で適切に行えるよう、数回程度又は一定期間、サービス提供責任者等が同行する等の必要な OJT を行う。なお、回数や期間については利用者や EPA 介護福祉士等の個々の状況により適切に判断されるべきものである。

※日本語能力について

○サービス提供責任者等が、訪問系サービスを提供する EPA 介護福祉士が、一定以上の適切な日本語の運用能力を有することを把握、判断したうえで、訪問介護員として配置するなど、サービス提供が適切に行われるよう留意する。なお、EPA 介護福祉士は、介護福祉士国家試験に合格していることなどから、同様の観点からの更なる要件は不要であるとの意見が多くを占めた一方で、EPA 介護福祉士の人権擁護及び公的介護保険の下での介護の質の確保の観点から、日本語能力に関する要件を設けるべきとの意見があった。

○なお、EPA 介護福祉士による訪問系サービスの提供に当たっては、事業所におけるサービス提供責任者が、研修、技術指導、業務の実施状況の把握等、重要な役割を果たすことから、事業所において、その役割が十分果たせるように留意をすることが適切である。ただ、現実問題として、事業所におけるサービス提供責任者は多忙であり、上記のような役割が果たせるかどうか懐疑的であるとの意見があった。

福祉、介護、子ども・子育てに関する資格制度の検討状況等(主な事項)

1. 専門職種の統合・連携

(1)厚生労働省まち・ひと・しごと創生サポートプラン(平成 27 年 3 月 13 日)

Ⅲ 医療・介護、福祉サービスの基盤整備に関する取組方針

○地方圏や中山間地域においては、人材確保やサービス提供が困難な地域の増加に備え、利用者の

利便性や相乗効果も勘案し、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉といった福祉サービスの融合を図ることが必要である。厚生労働省としても、その更なる推進方策とともに、これらのサービスの担い手となる専門職種を統合・連携させる方策を検討するための検討チームを設置する。

(2)新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム

- ①「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現－新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン－」(平成 27 年 9 月 17 日)

【総合的な福祉人材の確保・育成】

○日本の労働力人口が減少する中にあって、他業種から福祉人材を確保することは一層困難な状況となる。このため、福祉業界における働き方・キャリアの積み方をより魅力的なものとし、福祉人材であり続けることを可能とする必要がある。具体的には、福祉の各分野・各業務に限定したキャリアステップ(例えば、介護従事者が介護に直接従事するサービスの分野のみでキャリアを考えることなど)のみでは福祉人材の旺盛な福祉マインドを充足するには十分ではなく、幅広い業務があり多様性を有する福祉という業界全体でのキャリアステップを可能とすることが求められる。必ずしも一つの分野のみで働いていくのではなく、そのライフステージ等に応じて異なる分野で活躍できるよう、多様なキャリアステップを歩める環境の整備を検討する必要がある。

○また、新しい地域包括支援体制を確立するため、これらを担う福祉人材のあり方を検討する必要がある。その福祉人材としては、複数分野を束ね、必要とされる支援を実施するために業務や職員をコーディネートする者や、自らの専門分野の他に分野横断的な福祉に関する基礎知識を持つことにより様々な分野の基礎的な支援については臨機応変に担うことができる人材が求められている。

【中長期的な検討課題】

○現在の福祉サービスを担う人材は、支援対象者類型ごとに応する形で、各分野の専門性を有する人材が育成されてきた。一方で、新たな地域包括支援体制の基盤となる人材には、分野横断的な知識、専門性を有することが求められるのであり、こうした人材を育成・確保するためには、分野横断的な資格のあり方も含めた検討が必要となる。

○こうした分野横断的な資格のあり方としては、例えば、現在ある資格を基礎に総合的な資格を創設するといったことも考えられるが、①どのような専門性を組み合わせ、資格化する必要があるのか、②単に複数の資格を統合するのか、福祉分野に共通する専門性を資格化するのか(その場合、共通の専門性とはどのようなものか、共通資格と他の資格との接続のあり方をどう考えるか)等について、関係者のニーズ等もよく踏まえた上で整理し、十分な検討を加える必要があるため、まずは、福祉分野全般にわたる基礎的な知識を有する人材の育成や、複数分野の専門性を容易に身につけることができる環境の整備により、様々な分野の知識、専門性を持つ人材の育成を進めつつ、分野横断的な資格のあり方について、中長期的に検討を進めて行くことが必要と考えられる。

②「新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン」工程表(平成 28 年 3 月 24 日)

新たなシステムを担う人材の育成・確保

○福祉ニーズの多様化・複雑化や人口減少などの地域社会の変容に対応し、また、共生型社会の実現、効率的・効果的なサービスの提供を図るため、以下のような人材を育成・教育する必要がある。組み立て、提供までの一貫した支援体制を構築するコーディネートのスキルを持つ人材門性のみならず福祉全般に一定の基本的な知見を有する人材また、生産年齢人口が減少する中で、限られた人材を有効に活用し、担い手となる人材を着実に確保する必要がある。

- ①コーディネート人材の配置等をモデル的に取り組む自治体への支援等を実施する

- ②福祉分野横断的な基礎的知識の研修を実施する
- ③福祉人材の多様なキャリア形成支援・福祉労働市場内での人材の移動促進のための環境整備を図る
- ④潜在有資格者の円滑な再就業の促進を図る
- ⑤限られた人材を有効に活用するための機能分化を推進する
- ⑥多様な人材層からの参入促進(非資格保有者など、すそ野の拡大)を図る

【取組事項・抜粋】

- 介護人材養成に係る貸付の拡充
- 新たな研修プログラムの開発等
- 社会福祉士のあり方の検討
- 共通研修の創設等
- 福祉系国家資格所持者等の保育士資格取得の負担軽減
- 社会的養護を担う人材の育成 など

(3)「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部(平成 28 年 7 月 15 日～)

- 地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていく必要がある。また、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも「丸ごと」へと転換していくため、サービスや専門人材の養成課程の改革を進めていく必要がある。
- 実現本部に「専門人材ワーキンググループ」を設置し検討する。

【医療・福祉人材の最大活用のための養成課程の見直し】

- 対応の方向性:複数の医療・福祉資格を取りやすくし、医療・福祉人材のキャリア・パスを複線化
- 具体的な取組
 - ・ 医療・福祉の複数資格に共通の基礎課程を創設し、資格ごとの専門 課程との 2 階建ての養成課程へ再編することを検討。
 - ・ 資格所持による履修期間の短縮、単位認定の拡大を検討。

【今後の進め方のイメージ(たたき台)より抜粋】

:人材キャリアパスの複線化

平成 28 年度(2016)	○福祉系有資格者 への保育士養成課程・試験科目一部免除の検討・結論 ○介護福祉士と 准看護師の 相互単位認定の検討・結論	
平成 29 年度(2017)	↓	◇共通基礎課程の検討・結論 ↓
	↓	
平成 30 年度(2018)	○資格所持による履修期間短縮、資格間の単位認定拡大 (資格毎に検討・順次実施)	↓
平成 31 年度(2019)	↓	↓
平成 32 年度(2020)	↓	↓
平成 33 年度(2021)		◇共通基礎課程の順次実施
...		
我が事・丸ごとの地域づくり、サービス・専門人材の丸ごと化の全面展開(2020 年代初頭)		

(4) 保健医療 2035 推進本部

: 保健医療 2035 実行プラン・工程表(平成 27 年 9 月 27 日)

- 11 総合的な資格創設(医療・看護・介護・リハビリ含めた対応が可能な職種)を検討する
- 110 地域包括ケアを総括的に進める者の育成を図るとともに、医療と福祉の多職種連携を前提とした人材育成を行う
- 111 医療や福祉の資格の共通基盤(養成課程等)を整備する

2. 社会福祉士

(1) 社会福祉士の役割の明確化、養成カリキュラム等に関する検討

⇒ 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会(平成 28 年 10 月 5 日～再開)

- 「新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン」工程表(平成 28 年 3 月 24 日)において、「複合的な課題を抱える者の支援においてその知識等を発揮することが期待される社会福祉士について、コーディネート人材としての活用を含め、その在り方を検討」するとした。
- 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会(平成 28 年 10 月 5 日再開)における検討事項とされている。

3. 介護福祉士

(1) 社会福祉法等の一部を改正する法律(平成 28 年 3 月 31 日)

- 介護福祉士の資格取得方法の一元化を実施し、資質・社会的評価の向上をはかる。
- 若者や他業界からの参入促進、現場の介護人材のキャリア志向を向上させる措置を講じる
- 平成 29 年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5 年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入
- 他産業からの参入促進をはかる観点からの福祉系高校の「通信課程」の復活等
- 介護福祉士に係る喀痰吸引等の規定については、平成 28 年度以前に介護福祉士の資格を有していた者と同様の取扱い

(2) 介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会(平成 28 年 3 月 30 日・とりまとめ)

- 介護キャリア段位制度の現状と課題等を整理するとともに、介護職員のさらなる資質向上に向けて今後の制度の在り方等について検討した。
- 「介護キャリア段位の取組み実績と評価」を整理し、その上で、「介護キャリア段位の取組みを踏まえた介護事業所・施設における人材育成の考え方」と「介護キャリア段位の仕組みの見直し」についての方向性が整理した。

(3) 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会(平成 28 年 10 月 5 日～再開)

- 介護人材が担う機能とキャリアパスにおける検討事項とされている。

4. 保育士

(1) 保育士養成課程等検討会(平成 27 年 6 月 5 日～)

- 保育士養成課程等の見直しや、今後の保育士養成等の課題について検討
 - ・ 保育士養成課程等の見直しに関する事項
 - ・ 保育士養成制度の課題に関する事項
 - ・ 地域限定保育士試験における実技試験に代わる講習又は実習に関する事項

- ・指定保育士養成施設の養成課程と保育士試験の試験問題との整合性に関する事項

(2)保育士等確保対策検討会(平成27年11月9日～12月4日:緊急的なとりまとめ)

- 保育士をはじめとする保育の担い手の確保に向けた対策について、「保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ」を確認し・公表した(12月4日)。

5. 児童福祉司

(1)社会保障審議会 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会報告書(平成27年8月28日)

- 児童福祉司の国家資格化

- ・児童福祉司の専門性の向上を担保するため、ソーシャルワークに着目した国家資格化を目指した検討が必要。
- ・ただし、資格化に至るまでには様々な課題を整理することが必要。
- ・資格化の検討に限らず、児童福祉司の専門性を高める方策についても検討が必要。

(2)社会保障審議会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会

(平成28年3月10日:報告(提言)とりまとめ)

- 児童福祉司の質の向上と国家資格化については、「一定の基準に適合する研修の受講を義務付けるべきである」とした。また、児童相談所に配置することが必要な人材について、法律上明確に位置付けるとともに、任用要件で質を、配置標準で量を、担保する必要があるとした。

(3)子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ(平成28年7月29日～)

【検討事項 ※抜粋】

①平成29年4月1日の改正児童福祉法施行に向け、優先的に検討を進めることが必要な事項

- 研修又は任用前講習会のガイドラインの策定等※

- ・スーパーバイザーを含む児童福祉司
- ・社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者を児童福祉司として任用する場合の者
- ・要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職

※研修科目・時間(講義・実習)、保有資格に応じた科目免除の内容、講師の選定基準、研修の実施体制、研修方法などの策定

②児童相談所等における将来的な専門職のあり方、人材育成等専門性の向上等について十分な検討を行うことが必要な事項

- 児童相談所の体制強化(専門職の配置基準、中核市・特別区における設置支援、要保護児童の通告の在り方及び児童相談所の業務の在り方等)に向けた更なる方策○

- 児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策(専門性を担保するための資格に関する検討を含む)

- 研修の実施体制、研修方法の充実・向上について

6. 公認心理士

- 「公認心理師法」が、参議院で可決・成立(平成27年9月9日)

- 心理職の国家資格化。公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする

*社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=224742>

*外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=225506>

《経過》

✓ 福祉・介護人材確保対策

2016.4.14 介護のシゴト魅力向上懇談会（第4回）

- ▶ 厚生労働省は、介護の仕事や職場の魅力向上を更に進めるため、業務プロセスの改善とテクノロジー（介護ロボット・ICT等）の活用による業務負担の軽減、生産性の向上等について、先進的な現場の実践を踏まえた議論を行い、今後の政策検討の参考にすること目的とする懇談会を設置・開催している。
- ▶ 懇談会では、①介護分野における業務プロセスの改善に向けた取組、②介護分野におけるテクノロジー（介護ロボット・ICT等）の活用に向けた取組等を検討事項としている。
- ▶ 第4回会議では、議論の整理（骨子の案）などをもとに議論した。骨子案では、魅力ある職場づくりのための実践として、①業務の生産性と効率性の向上、②成長を実感できる人材育成と業務の専門性の確保、③利用者本位の仕事観、が柱として掲げられている。

2016.3.30 介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会：とりまとめ

- ▶ 介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会が議論をとりまとめた。
- ▶ 「介護キャリア段位の取組み実績と評価」を整理し、その上で、「介護キャリア段位の取組みを踏まえた介護事業所・施設における人材育成の考え方」と「介護キャリア段位の仕組みの見直し」についての方向性が整理されている。
- ▶ 今後に向けて、「介護キャリア段位は、今後も先進的な取組みとして期待されるが、このような取組みで得られた成果や課題については、介護人材の育成を含む介護の質の向上に幅広く活かしていくことも求められる」とし、「介護人材の育成に関しては、介護人材の類型化・機能分化や介護福祉士の養成・教育の在り方など様々な課題があることから、介護キャリア段位の取組は、これらと整合性を持って進めていく必要がある」としている。

*介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000100172.html>

2016.2.1 介護人材確保地域戦略会議（第4回）：「介護離職ゼロ」等

- ▶ 政府として新たに掲げた「介護離職ゼロ」の実現に向け、必要となる介護人材を確保するため、2020年代初頭に向けた総合的な取組の推進を図ることとしている。厚生労働省は、多様な施策を有機的に連携させながら、実効性の高い取組を進めるため、介護人材確保地域戦略会議を開催した。
- ▶ 会議では、「介護離職ゼロ」に直結する事業の効果的な展開に係る報告のほか、都道府県の先駆的な取組事例等を踏まえ、介護人材確保に向けたグループディスカッションを実施した。

2015.9.18 社会福祉士国家試験の受験資格に係る実務経験の範囲の拡大

- ▶ 復興庁は、生活支援相談員等の実績が活かされる仕組み（社会福祉士国家試験の受験資格に必要な実務経験への算入）について、報道発表した。
- ▶ 復興庁は、被災地の生活支援相談員等の経験が福祉分野でのキャリアアップにつながる仕組みの検討を被災者支援の「総合対策」（平成27年1月策定）に位置づけていた。厚生労働省への検討要請の結果、社会福祉士国家試験の受験資格に係る実務経験について、新たに生活支援相談員※としての職歴の参入が認められ、平成27年度の国家試験から適用されることとなった。

※被災者健康・生活支援総合交付金（地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業）に

より、被災者の見守り・相談支援を実施する相談員。被災3県で約430名程度。

※従前、福祉関連の学歴等がない場合でも、生活支援相談員の実務経験4年で、受験資格に必要な実務経験として評価。

- ▶ なお、社会福祉士及び介護福祉士の試験に係る実務経験の業務の範囲については、平成27年6月26日付で厚生労働省通知の一部改正が行われている。

《業務範囲の拡大・概要》

：「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲について」の一部改正について（平成27年6月26日、厚生労働省社会・援護局長通知）

◎平成27年度に行われる社会福祉士試験及び介護福祉士試験より適用

【福祉に関する相談援助業務の範囲：主な追加（新設）事項】

- ・セーフティネット支援対策等事業における自立支援プログラム策定実施推進事業に規定する就労支援事業に従事する就労支援員及び生活保護法に規定する被保護者就労支援事業に従事する被保護者就労支援員
- ・指定介護予防サービスにおける生活相談員
- ・子ども・子育て支援における利用者支援事業で相談援助業務を行っている専任の職員
- ・セーフティネット支援対策等事業における就労支援事業所の就労支援員
- ・自立相談支援モデル事業における自立相談支援機関及び家計相談支援モデル事業を行っている事業所の就労支援員と家計相談支援員（主任相談支援員と相談支援員は従来から対象）
- ・被災者健康・生活支援総合交付金（地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業）における、東日本大震災の被災者に対する相談援助業務の実施する事業所で相談援助を行っている専任の職員
- ・生活困窮者自立支援事業における自立相談支援事業及び家計相談支援事業を行っている事業所の主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計相談支援員
- ・生活保護法における被保護者就労支援事業を行っている事業所の被保護者就労支援員
- ・訪問型職場適応援助促進助成受給資格認定法人における訪問型職場適応援助者養成研修を就労した専任の職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者

2015.4.13 介護雇用管理改善等計画の全部改正案・答申

- ▶ 厚生労働省が平成27年3月6日に労働政策審議会に諮問した「介護雇用管理改善等計画の全部改正案」について、同審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会で審議が行われた結果を踏まえ、厚生労働大臣に対して答申が行われた。厚生労働省は、この答申を踏まえ、平成27年度から実施する介護雇用管理改善等計画を作成し、介護労働者の雇用管理の改善等に取り組む。
- ▶ 介護雇用管理改善等計画は、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく計画であり、今般の計画策定の目的は、「介護労働者が生き生きとやりがいをもって働くことのできる魅力ある職場づくりを力強く支援」とされた。計画期間は、平成27年度～平成32年度であり、主な内容は、介護労働者の雇用の動向、計画の目標、施策の基本となるべき事項等である。

*介護雇用管理改善等計画の全部改正案 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000081554.html>

2015.2.25 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会（第5回）：とりまとめ

- ▶ 社会保障審議会福祉部会において、同福祉人材確保専門委員会報告書「2025年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて～」がとりまとめられた。
- ▶ 報告書では、介護人材確保に向けた4つの基本的な考え方として、①持続的な人材確保サイクルの確立、②介護人材の構造転換（「まんじゅう型」から「富士山型」へ）、③地域の全ての関係主体が連携し、介護人材を育む体制の整備、④中長期的視点に立った計画の策定、を示している。

- ▶ 2025年に向けて、①総合的な確保方策の策定、②福祉人材確保指針の見直し、③介護人材需給推計の定期的な実施、が必要であるとしている。
- ▶ 厚生労働省は、報告書に掲げられた事項を具体的な施策に反映するための関係法令の整備や予算化等の取組を進める。

*社会保障審議会 福祉部会福祉人材確保専門委員会 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hoshoh.html?tid=224742>

2014. 10. 14	福祉人材確保対策検討会（第7回）：議論の取りまとめ
	▶ 「福祉人材確保対策検討会における議論の取りまとめ（案）」について協議し、了承された。
	▶ 本検討会の取りまとめについては、今後、社会保障審議会福祉部会に設置された「福祉人材確保専門委員会」に引き継がれて議論が進められる。

《議論の取りまとめ・全体像》

【介護人材確保の11の方向性】

1. 3つの魅力～「深さ」と「楽しさ」と「広さ」～の発信
2. 若者に選ばれる業界への転換
3. 女性や中高年層の参画
4. 他業界に負けない採用戦略
5. 多様な働き方や機能に応じたキャリアアップの実現
6. 介護福祉士の専門性と社会的評価の向上
7. 介護福祉士資格取得方法見直しに向けた取組
8. 小規模事業所の共同による人材育成支援
9. マネジメント能力・人材育成能力の向上
10. 学校・企業などのあらゆる主体と連携する「場」の創設による地域ぐるみの人づくり
11. グランドデザインの構築

【介護福祉士資格取得方法見直しに向けた取組の方向性】

1. 中期的対応：介護ニーズの高度化に対応した質の向上を図り、「量」と「質」の好循環を生み出す
2. 当面の対応：人材の資質の向上に配慮しつつ、すそ野の拡大を図る

【2025年の介護人材の全体像と介護福祉士の担うべき機能の方向性】

1. 介護人材の全体像
2. 介護福祉士の担うべき機能の在り方

【社会福祉士の活用の方向性】

1. 社会福祉士のさらなる活躍の場の創出
2. 専門性の高い社会福祉士の養成
3. 社会福祉に対する理解の促進

【障害福祉分野の人材確保の方向性】

1. 専門性の向上
2. 障害福祉分野への理解促進と多様な人材の参入促進
3. 障害者の福祉・介護分野への参画促進

*福祉人材確保対策検討会 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=198696>

2014. 9. 3	人材不足分野等における人材確保・育成対策推進会議：取りまとめ
	▶ 厚生労働省・人材不足分野等における人材確保・育成対策推進会議では、8月25日に、対策の全体像をとりまとめた。「取りまとめ」について、概算要求への反映状況を追記し、改めて公表した。

- ▶ 今後、この取りまとめを踏まえ、①雇用管理改善（魅力ある職場づくり）、②潜在有資格者対策、③

能力開発、の観点から、保育、介護分野等の人材不足分野等における人材確保・育成対策が進められる。

《介護・保育・看護・建設分野の人材確保・育成対策の全体像・概要》

【人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業（仮称）】

- モデルコース（看護・保育分野等）：当該分野の事業主における雇用管理改善の試行を通じて、有効性やノウハウ等の把握・検証及び取組事例の収集を行い、雇用管理改善モデルの構築及び普及・啓発を図る
- 実践コース（介護・建設分野）：当該分野の事業主における雇用管理制度の導入支援を行い、雇用管理改善の実践の促進を図る

【保育・介護分野】

- 中小企業労働環境向上助成金（拡充）
- 雇用管理改善（魅力ある職場づくり）キャンペーン（実施中）
- 福祉人材確保重点プロジェクト（拡充）
- 3センターとハローワークとの連携の抜本強化（実施中）
- 認定職業訓練制度、キャリア形成促進助成金、公共職業訓練（拡充）

【保育分野】

- ハローワークの福祉人材コーナーに配置した就職支援コーディネーターによる事業者に対する求人充足に向けた支援の実施（実施中）
- 保育士・保育所支援センターの機能強化（拡充）
- 保育士養成施設の受講料等一部助成、受講に必要な費用貸付（実施中）

【介護分野】

- 介護労働安定センターによる雇用管理コンサルタント等による雇用管理改善等援助事業（実施中）
- 新たな財政支援制度の創設（新規）

*人材不足分野等における人材確保・育成対策推進会議 取りまとめ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000056282.html>

略

2014.8.5

『雇用管理改善（魅力ある職場づくり）キャンペーン』開催

- ▶ 厚生労働省は、介護・保育分野などにおける人材確保対策に、国をあげて取り組んでいくため、厚生労働大臣・副大臣から、関係団体に対し、雇用管理改善に関する周知・啓発を行うキャンペーンを開催した。

*雇用管理改善（魅力ある職場づくり）キャンペーン <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000053444.html>

✓ 外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会

2016.3.7

外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会：とりまとめ

- ▶ 外国人介護人材受入れの在り方に関する検討は、平成28年1月から、EPA介護福祉士候補者等の更なる活躍促進策について検討を行い、報告書「経済連携協定に基づく介護福祉士候補者等の更なる活躍を促進するための具体的方策について」をとりまとめた。
- ▶ EPA介護福祉士候補者の①受入れ対象施設の範囲の拡大及び、②受入れ施設当たりの受入れ人数の下限の見直し、また、EPA介護福祉士の就労範囲の拡大について、現状と具体的な対応のあり方を整理している。

*外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000063725.html>

2015.2.4

外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会：中間まとめ

- ▶ 外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会（第7回）で了承された「中間まとめ」が公表された。

- ▶ 「中間まとめ」では、基本的な視点として、①技能実習（日本から相手国への技能移転）、②資格を取得した留学生への在留資格付与（専門的・技術的分野への外国人労働者の受入れ）、③EPA（経済活動の連携強化を目的とした特例的な受け入れ）などの制度の趣旨にそって施策を進めていくべきとしている。
- ▶ 2025年に向けて、最大で約250万人規模の介護人材を確保するには、国内の人材確保対策を充実・強化していくことが基本であり、外国人を介護人材として安易に活用するべきではないとし、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門員会での議論等を踏まえた「総合的な確保策」を講じることを掲げている。
- ▶ また、介護分野に外国人を受け入れるにあたって、①介護職に対するイメージ低下を招かないようすること、②外国人について、日本人と同様に適切な待遇を確保し、日本人労働者の待遇・労働環境の改善の努力が損なわれないようにすること、③介護は対人サービスであり、また、公的財源に基づき提供されるものであることを踏まえ、介護サービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすること、について適切な対応が図られるような在り方について検討する必要があるとしている。

✓ 介護・障害福祉従事者的人材確保・処遇改善法

2014. 6. 20 「介護・障害福祉従事者的人材確保・処遇改善法」成立

- ▶ 「介護・障害福祉従事者的人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案」が、（5月20日）衆議院を通過した後、参議院で可決・成立した。

《法律の趣旨》

○高齢者等並びに障害者及び障害児が安心して暮らすことができる社会を実現するためにこれらの者に対する介護又は障害福祉に関するサービスに従事する者（以下「介護・障害福祉従事者」という。）が重要な役割を担っていることに鑑み、これらのサービスを担う優れた人材の確保を図るために、平成27年4月1日までに、介護・障害福祉従事者の賃金水準その他の事情を勘案し、介護・障害福祉従事者の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方についてその財源の確保も含め検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じようとするもの

✓ その他

2015. 12. 1 雇用政策研究会：平成27年度報告書・公表

- ▶ 厚生労働省の雇用政策研究会は、「平成27年度雇用政策研究会報告書」をとりまとめ・公表した。
- ▶ 報告書では、雇用政策上の課題のうち、「人的資本の質の向上」「全員参加の社会にふさわしい働き方の構築」「人手不足産業」「地域の雇用機会の確保」などについて検討結果が整理されている。
- ▶ 人材不足分野における対策として、介護・保育などの個別分野の状況に応じた人材確保、労働環境改善、定着促進などの支援施策の必要性が述べられている。

《個別分野に応じた支援・概要》

【介護】

<現状・課題>

○高齢化の進行に伴い介護ニーズはますます高まり、現状の施策を継続した場合、2025年に約37.7万人の介護人材が不足する見通し。

○仕事内容そのものの負担に加え、待遇や労働環境が離職の主な原因。

○三大都市圏、特に東京の近郊市において高齢化が急速に進み、介護ニーズもこうしたところで特に増大。

<今後の方向性>

- 就職活動期の高校生や大学生に対する情報発信強化等の参入促進。
- 労働環境の改善、キャリアパスの整備等を通じた定着支援。
- 介護ロボットの導入に向けた支援。
- 大都市圏の特徴を踏まえた広域単位での連携や在宅介護の推進。

【保育】

<現状・課題>

- 2017年度に向けて、国全体で新たに6.9万人の保育士が必要。
- 賃金・休暇・就業時間・責任・保護者との関係などを理由に保育士としての就業を希望しない有資格者が多い。
- 待機児童の約4割が東京都に存在しており、保育ニーズは地域的に偏在。

<今後の方向性>

- 地域の多様な人材を活用した保育士の負担軽減策、短時間勤務の保育士の導入促進、職員の勤続年数や経験年数に応じた賃金改善など雇用管理改善を図るための各種取組を進める必要。
- 全国画一的な対策ではなく地域の実情に応じた柔軟な対応が必要。

*雇用政策研究会「平成27年度雇用政策研究会報告書」 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000105744.html>

2014.4.16 「パートタイム労働法改正案」成立

- ▶ 「パートタイム労働法改正案」（「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案」、平成26年2月14日国会提出）が成立した。
- ▶ 改正案は、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進を図るため、通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的取扱い禁止の対象者を拡大する等の所要の措置を講じるものである。

*パートタイム労働法改正案 <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/186.html>

12. 災害対策

《直近の動向》

▶ 2016.4.14 平成 28 年熊本地震発生

- ▶ 4月14日のマグニチュード6.5(最大震度7)、4月16日のマグニチュード7.3(最大震度7)の地震発生後、熊本地方を中心には甚大な被害が広がっている。
- ▶ これに対し、4月26日に激甚災害の指定、5月2日に特定非常災害の指定がなされている。

*社会福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

*平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/20160426_01kisya.pdf

*平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan04_02000044.html

《経過》

✓ 避難所

2016.3.7

避難所の確保と質の向上に関する検討会（第4回）：避難所ガイドライン等

- ▶ 内閣府は、市町村における避難所や福祉避難所の指定の推進、避難所のトイレの改善、要配慮者への支援体制や相談対応の整備等に係る課題について幅広く検討し、必要な対応策を講じていくための検討会を設置し（第1回・平成27年7月22日）、議論を進めている。
- ▶ 本検討会は、避難所の運営等に関する実態調査（平成27年3月内閣府（防災担当））により、避難所や福祉避難所が未指定であること、要配慮者への支援体制、相談対応等が未整備となっている市町村が多いこと等が判明した。また、平成26年8月、広島市で発生した土砂災害の際に避難所の生活環境に関する様々な問題が指摘されたほか、避難所のトイレの改善に関する課題などもあり、検討会はこれらの課題や問題を議論するものである。
- ▶ 主な検討項目としては、①内閣府（防災担当）が策定した避難所に関する取組指針等の見直し内容、②災害時のトイレの「モデルケース」の具体的な内容、③避難所の確保と福祉避難所の施設・要員確保等に向けた今後の取組方策、を掲げている。
- ▶ また、主要検討課題について掘り下げた審議を行うため、検討会にもとに「質の向上ワーキンググループ」及び「福祉避難所ワーキンググループ」が設置・開催される。福祉避難所ワーキンググループでは、福祉避難所の確保策、人材、運営等について検討が進められている。
- ▶ 第4回会議では、避難所運営ガイドライン（案）などをもとにとりまとめの議論を行った。
- ▶ 避難所ガイドライン等については、平成28年4月に示された。
 - ・避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成28年4月改定）
 - ・避難所運営ガイドライン（平成28年4月）
 - ・避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成28年4月）
 - ・福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成28年4月）

*避難所の生活環境対策 ※内閣府 HP <http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/>

✓ 災害対策基本法

2014. 1. 17	中央防災会議：防災基本計画の見直し
▶ 平成 25 年 6 月の災害対策基本法改正と大規模災害からの復興に関する法律とともに、原子力規制委員会における検討を踏まえ、防災基本計画の修正について議論された。	
▶ 防災基本計画については、大規模災害への対策強化、原子力災害への対策強化の観点から、修正が行われた。	
▶ 大規模災害への対策強化の中には、住民等の円滑かつ安全な避難の確保として、指定緊急避難場所の指定による緊急時における住民等の安全の確保や避難行動要支援者名簿の作成・活用による高齢者、障害者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認の実施体制の整備が盛り込まれた。	
2013. 6. 17	「災害対策基本法改正案」成立
▶ 4 月 12 日に閣議決定され、同 15 日に国会に提出された災害対策基本法改正案が衆議院で可決、6 月 17 日に参議院で可決、成立した。	
▶ 本法改正では、高齢者や障害者など、災害時の避難に支援などが必要な人の名簿作成を市町村に義務づけ、その情報を、本人からの同意を得たうえで、あらかじめ消防や民生委員に提供することを可能にする。なお、名簿の作成や提供には個人情報保護法の制約があるため、政府は今後、市町村向けの指針を整備するものとされている。	
▶ 災害によって、自治体の機能が大きく低下した場合に備えて、国が救助活動や、障害物の撤去などを代行できる規定を新設した。	
2012. 6. 27	改正「災害対策基本法」 公布
▶ 東日本大震災の主な教訓を踏まえ、所要の改正を実施	

《参考》

✓ 改正「災害対策基本法」（平成 24 年 6 月）の概要

(1) 大規模広域な災害に対する即応力の強化

- ◆国・地方公共団体による積極的な情報の収集・伝達・共有の強化
- ◆地方公共団体間における応援業務に係る都道府県・国による調整規定の新設、対象業務の拡大
- ◆地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの促進

(2) 大規模広域な災害時における被災者対応の改善

- ◆救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの創設
- ◆市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受け入れ（広域避難）に関する都道府県・国による調整規定の創設

(3) 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

- ◆教訓伝承の新設・防災教育強化等による防災意識向上
- ◆地域防災計画の策定への多様な主体の参画

(4) その他

- ◆国・地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の見直し

13. その他

《直近の動向》

- 2016.8.5 平成 26 年度「社会保障費用統計」とりまとめ:公表
- ▶ 国立社会保障・人口問題研究所は、平成 26(2014)年度の「社会保障費用統計」をとりまとめ、公表した。
 - ▶ 年金や医療保険、介護保険、雇用保険、生活保護など、社会保障制度に関する1年間の支出を、OECD(経済協力開発機構)基準による「社会支出」と ILO(国際労働機関)基準による「社会保障給付費」の 2 通りで集計している。
 - ▶ 「社会支出」(OECD 基準)は「社会保障給付費」(ILO 基準)と比べ、施設整備費など直接個人に渡らない支出まで集計範囲に含んでおり、国際比較の観点から重要な指標であることから、多くの国々で活用されている。日本では戦後まもなくから現在に至るまで集計され、政策議論に欠かせない統計であるとされている。

《概要》

- 2014 年度の「社会支出」総額は 116 兆 8,532 億円で、対前年度増加額は 1 兆 4,196 億円、伸び率は 1.2%となっているが、GDP の対前年度比は 1.5% 増であり、対 GDP 比は 2 年連続で下落
 - 2014 年度の「社会保障給付費」総額は 112 兆 1,020 億円で、対前年度増加額は 1 兆 3,970 億円、伸び率は 1.3%となっているが、GDP の対前年度比は 1.5% 増であり、対 GDP 比は 2 年連続で下落
 - 1人当たりの「社会支出」は 91 万 9,500 円、「社会保障給付費」は 88 万 2,100 円
 - 社会支出を政策分野別にみると、最も大きいのは「高齢」で 54 兆 8,747 億円、次いで「保健」の 39 兆 5,385 億円。この 2 分野で総額の約 8 割(80.8%)を占め、社会支出の伸びを牽引
 - 社会保障給付費を「医療」、「年金」、「福祉その他」に 3 分類すると、「医療」は 36 兆 3,357 億円で総額に占める割合は 32.4%、「年金」は 54 兆 3,429 億円で同 48.5%、「福祉その他」は 21 兆 4,234 億円で同 19.1%
 - 社会保障給付費に対応する、社会保険料や公費による負担などの「社会保障財源」※は、総額 136 兆 5,729 億円で、前年度に比べ 9 兆 2,777 億円増
 - 財源項目別にみると「社会保険料」が 65 兆 1,513 億円で、収入総額の 47.7% を占める。次に「公費負担」が 44 兆 8,373 億円で 32.8% を占める
- ※社会保障財源の概念は社会保障給付費と同様 ILO 基準に対応するもので、総額には、給付費に加えて、管理費及び施設整備費等の財源も含まれる。

- 2016.7.12 平成 27 年「国民生活基礎調査」とりまとめ:公表

- ▶ 厚生労働省は、平成 27 年の国民生活基礎調査の結果をとりまとめ、公表した。
- ▶ 平成 27 年は、簡易な調査の実施年にあたり、世帯票は約 5 万 9 千世帯、所得票は約 9 千世帯を対象として調査し、世帯票は約 4 万 7 千世帯、所得票は約 7 千世帯が集計されている。

《概要》 ※< >は平成 26 年調査の結果

1 世帯の状況

- 高齢者世帯は 1271 万 4 千世帯<1221 万 4 千世帯>、全世帯の 25.2%<24.2%>と增加傾向
注:高齢者世帯は、65 歳以上の人のみか、65 歳以上の人と 18 歳未満の未婚の人で構成する世帯

- 65歳以上の者は3465万8千人となっている。家族形態をみると、「子と同居」の者が1352万6千人(65歳以上の者の39.0%)で最も多く、次いで「夫婦のみの世帯」(夫婦の両方又は一方が65歳以上)の者が1346万7千人(同38.9%)、「単独世帯」の者が624万3千人(同18.0%)
- 児童のいる世帯における母の仕事の有無は、「仕事あり」が68.1%<65.7%>と増加
注:児童は、18歳未満の未婚の人

2 所得等の状況

- 1世帯当たり平均所得金額は541万9千円<528万9千円>と増加
- 「高齢者世帯」が297万3千円<300万5千円>と減少、「児童のいる世帯」が712万9千円<696万3千円>と増加
- 所得金額階級別世帯数の相対度数分布をみると、「200~300万円未満」が14.0%、「100~200万円未満」が13.6%及び「300~400万円未満」が13.1%と多くなっている。中央値(所得を低いものから高いものへと順に並べて2等分する境界値)は427万円であり、平均所得金額(541万9千円)以下の割合は61.2%
- 各種世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額をみると、全世帯では「稼働所得」が74.5%、「公的年金・恩給」が19.6%であるが、高齢者世帯では「公的年金・恩給」が67.5%、「稼働所得」が20.3%
- 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のなかで「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は55.0%
注:所得は、平成26年1月1日から12月31日までの1年間の所得
- 生活意識が「苦しい」とした世帯は60.3%<62.4%>と減少
- 年次推移をみると、「苦しい」の割合はおむね上昇傾向
- 各種世帯の生活意識をみると、「苦しい」の割合は、「高齢者世帯」が58.0%、「児童のいる世帯」が63.5%
注:生活意識は、5段階の選択肢であり、「苦しい」は「大変苦しい」「やや苦しい」の合計

* 平成26年度「社会保障費用統計」 ※国立社会保障・人口問題研究所HP

http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-h26/fsss_h26.asp

* 平成27年度「国民生活基礎調査」

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa15/index.html>

《経過》

2015.6.17 | 公職選挙法改正：選挙権年齢の引き下げ

- ▶ 公職選挙法改正法案が、参議院で可決・成立した。この改正により、選挙権が得られる年齢が現在の「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられる。
- ▶ この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を経過した日から施行し、施行日後初めてその期日を公示される国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用するとされ、来年夏の参議院選挙から適用される予定である。

平成 28 年 4 月 21 日

自由民主党 社会福祉推進議員連盟 御中

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 井手之上 優

社会福祉法人制度改革に関する要望書

全国 2 万余の社会福祉法人は、今回の社会福祉法改正の趣旨を受け止め、地域住民の信頼と支持のもと、今後も各地域の福祉基盤の主たる担い手としての役割を果たしていくとともに、経営体制の強化とそのための法人本部機能の強化、組織・事業の透明性の向上に努めてまいります。

社会福祉法人は、これまで地域のセーフティネットとして、制度の狭間におかれた福祉課題・生活問題のある人々への支援を行なってきています。さまざまな事業規模、各種施設・事業を経営する社会福祉法人が、地域の増大・多様化する福祉ニーズに対し、主体的、柔軟に、多様な福祉サービス・支援活動が展開できる制度となるよう、下記について要望いたします。

平成 28 年 4 月 1 日施行にかかる事項

1. 「地域における公益的な取組」を行う責務

社会福祉法人が、地域の実態に即して福祉サービスや支援活動が主体的に展開できるよう、「地域における公益的な取組」について、その内容を限定列挙しないでください。

2. 措置費、運営費の性格と「責務」の関係等

すべての社会福祉法人が上記の責務を果たすことができるよう、措置費や運営費のあり方について検討してください。

あわせて、法人の創意工夫のもと多様な取組が行われるためにも、職員配置や施設・設備の活用について弾力化を図ってください。

3. 指導監督の権限移譲

都道府県の区域で事業を行う法人であって主たる事務所が指定都市に所在する法人については、所轄庁が都道府県から指定都市に移譲されることになっていますが、都道府県社会福祉協議会は都道府県域での活動を総合的に調整し地域福祉の推進をはかることを役割としており、都道府県との連携・協働が不可欠です。

については、都道府県と指定都市が十分に連携・協働をはかるようご調整・指導してください。

平成 29 年 4 月 1 日施行にかかる事項

4. 会計監査人の設置

一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人を設置することとされていますが、設置については社会福祉法人に過度な負担がかからないようにしてください。

5. 「社会福祉充実残額」の算定

「社会福祉充実残額」については、法人の主体性・自律性を損なうことなく、事業の継続に必要な財産額が適切に算定される必要があります。財務規律の強化、内部留保の明確化にあたっては、それぞれの社会福祉法人の事業内容や規模が多様であるため、社会福祉法人の主体性のもとに、こうした実情を反映できるしくみにしてください。

また、大規模災害の発生時に、被災した場合に、社会福祉事業及び地域における災害対応ができるように、こうした備えを必置してください。

平成 28 年 5 月 20 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 井手之上 優

平成 28 年熊本地震の被災地支援・復興に関する要望

このたびの平成 28 年熊本地震において、全国社会福祉協議会では構成組織とともに、発災直後から被災地の社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会への支援を通じ、被災者の支援を行ってきました。

被災地の復興に向け継続的な支援を行っていくため、国において早急な対応を要望します。

1. 要援護者への適切な福祉サービスの提供

- ①高齢者、障害者等に配慮したバリアフリーの福祉避難所等の設置と運営・機能への支援
- ②福祉避難所への要援護者の移動の支援
- ③福祉避難所等への介護職員、保育士、看護職員等専門職の配置および訪問活動の実施の支援

2. 福祉施設および福祉サービスの事業継続・再開のための支援

- ①被災した全ての福祉施設・事業所の早期復旧のための財政措置の確保
- ②福祉施設・事業所の機能を維持するための長期的・継続的な人的支援等のための財政措置の確保
- ③被災地における社会福祉法人に対する指導監査の実態を踏まえた弾力的な対応

3. 被災者の生活支援の強化

(1) 県・市町村の災害ボランティアセンター活動への支援

- ①被災者支援のための専門のボランティアコーディネーターの配置
- ②災害ボランティアセンターへの全国の社会福祉協議会職員の派遣に要する費用の補助（旅費、宿泊費、保険料等）

(2) 仮設住宅等における生活支援

- ①仮設住宅・復興住宅等を訪問して相談・助言や生活支援を行う「生活支援相談員」の配置

(3) 生活困窮者自立支援制度による生活困窮者の支援

- ①被災による相談者の増加に対応するための自立相談支援機関「相談支援員」の配置等の相談支援体制の強化

(4)生活福祉資金の特例貸付等のための事務費の確保

- ①被災地における緊急小口資金特例貸付および住宅補修費等の生活福祉資金貸付に必要な相談体制等整備に要する事務費の確保
- ②被災地の社会福祉協議会への他県からの応援社協職員の派遣に要する費用の補助(旅費、宿泊費、保険料等)

(5)民生委員・児童委員活動への支援

- ①被災地において住民の相談支援にあたる民生委員・児童委員、および民生委員児童委員協議会の活動に係る財政支援

4. 国庫補助による財源確保

以上の事項について、被災地支援・復興対策として全額国庫負担とし、長期にわたる財源確保を図ってください。

平成 28 年 6 月 9 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

平成 29 年度 社会福祉制度・予算・税制等に関する要望書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 井手之上 優

【福祉制度・予算要望事項】

1. 社会保障・社会福祉制度の拡充のための財源確保
2. 社会福祉法人の公益的な事業・活動の取組と法人基盤の強化
3. 地域における生活困窮者自立支援の総合相談・生活支援体制の強化
4. 民生委員・児童委員の活動環境の改善
5. 地域包括ケアシステムの構築・高齢者保健福祉施策の拡充、介護保険事業の安定運営の強化
6. 地域社会における共生の実現のための障害者支援施策の拡充
7. 子ども・子育て支援新制度による保育・社会的養護施設施策の拡充と質の向上
8. 福祉サービスの質の向上と権利擁護の強化
9. 成年後見制度など総合的な権利擁護支援の体制整備
10. 福祉人材の確保、定着、育成等の対策の強化
11. 東日本大震災の被災者支援・地域復興の支援の強化
12. 大規模災害対策・防災対策への対応の強化
13. 低所得者対策の一層の充実

【税制要望事項】

1. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持
2. 生活困窮者支援事業にかかる固定資産税等の非課税の実現

【福祉制度・予算要望事項】

1. 社会保障・社会福祉制度の拡充のための財源確保

(1) 増大する福祉ニーズと質の向上のための平成29年度社会福祉関係予算の確保

- ・国は、平成27年6月に閣議決定した『経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2015』において、2020年度（平成32年度）までの今後5年間の「経済・財政再生計画」を示し、「社会保障は歳出改革の重要分野」との考え方のもとに、「計画の初年度である平成28年度予算から手を緩めることなく本格的な改革に取り組む」とし、主要な改革については2016年度から2018年度までの3年間を「集中改革期間」に位置付け、毎年度の予算編成、法案等に反映させるとしています。
- ・一方、福祉ニーズが多様化、深刻化しているなか、高齢者福祉、障害者福祉、保育・児童福祉、生活困窮者福祉等の各福祉サービスの量的、質的な拡充は必要不可欠です。
- ・各福祉サービスの平成29年度予算の財源確保、及び国民の福祉向上のために将来にわたり安定的に運営できる財源確保を図られるよう、要望します。

(2) 消費税再増税の延期による影響と社会福祉制度の拡充のための財源確保

- ・平成27年10月から延期されていた消費税率の10%への引上げが、平成29年4月から平成31年10月に再延期の予定です。消費税増税分については、毎年1兆円増える社会保障の安定財源確保と充実のため、「国民年金」「医療」「介護」「子ども・子育て」4分野に充当するとされていますが、増税の再延期となれば、関係施策の拡充はきわめて厳しくなると見込まれます。
- ・現状において、子ども・子育て支援のための0.3兆円の確保も見通しが立たない状況にあり、平成29年度予算編成はさらに厳しい状況と言わざるを得ません。喫緊の貧困問題等のセーフティネット対策の諸施策を含め、国民の期待と福祉ニーズに応えるための各制度の拡充に必要な財源確保を図られるよう、要望します。

2. 社会福祉法人の公益的な事業・活動の取組と法人基盤の強化

(1) 社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会による公益的な事業・活動の取組促進と法人基盤の強化

- ・平成28年3月末に、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、及び地域における公益的な活動等の社会福祉法人改革の事項を定めた「社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。
- ・社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会（以下、「社協」という）等が、法人本部機能

の強化を図るとともに、それぞれに有する資源、機能、専門性を活かし、公益的な事業・活動として、地域の実態に即して地域で暮らす生活困窮者等への支援などを積極的に行うための環境整備を図られるよう、要望します。

①「地域における公益的な取組」を行う責務

- ・「地域における公益的な取組」については、取組が制限されることなく、社会福祉法人が地域の実態に即して主体的に福祉サービスや支援活動が展開できるよう、所轄庁に対し十分な働きかけをしてください。

②措置費、運営費の性格と「責務」の関係等

- ・すべての社会福祉法人が上記の責務を果たすことができるよう、措置費や運営費のあり方の検討とともに、法人の創意工夫のもと多様な取組を行うために職員配置や施設・設備の活用について弾力化を図ってください。

③会計監査人の設置

- ・一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人を設置することとされていますが、設置については社会福祉法人に過度な負担がかからないようにしてください。

④控除対象財産の算定

- ・控除対象財産については、法人の主体性・自律性を損なうことなく、事業の継続に必要な財産額が適切に算定される必要があります。財務規律の強化、内部留保の明確化にあたっては、それぞれの社会福祉法人の事業内容や規模が多様であるため、社会福祉法人の主体性のもとに、こうした実情を反映できるしくみとしてください。
- ・また、大規模災害の発生時に、被災した場合に、社会福祉事業及び地域における災害対応ができるように、こうした備えを必置としてください。

⑤社会福祉法人による公益的な事業・活動の促進に向けた基盤整備

- ・社会福祉法人による地域ニーズに対応した公益的な取り組みを推進するためには、地域ニーズの把握や発見などにおいて民生委員・児童委員活動やボランティアなどの住民参加による福祉活動と社会福祉施設等との連携が重要になります。
- ・このため、地域協議会の設置や社会福祉法人の評議員への地域人材の選任においては、社協の組織・機能の活用とともに、社会福祉施設と社協との連携が図られるための基盤整備の具体化を講じられるよう、要望します。

(2)小規模法人における経営労務管理の取り組みの強化

- ・介護や保育事業等を行う社会福祉法人における経営労務管理を支援し、その改善や適正化を実効あるものとするため、「経営労務管理改善支援事業」（新規）の活用にあたっては都道府県社協に設置されている社会福祉法人経営者協議会を主体とした取り組みを可能とする等、その弾力的な取扱が講じられるよう、要望します。

3. 地域における生活困窮者自立支援の総合相談・生活支援体制の強化

(1)生活困窮者自立支援制度の円滑な実施のための取り組み強化

①生活困窮者自立支援制度の円滑実施に向けた環境整備

- ・自立相談支援事業等は、早期発見・早期対応のためのアウトリーチ、多様かつ複数の福祉課題・生活課題のある人々へのきめ細かな寄り添い型の支援、さらに新たな各種福祉サービスの開発などが求められています。こうした役割を実施主体が十分に果たせるよう、町村部も含めて地方自治体の規模や継続的な相談・支援実績等に応じ必要な予算措置を講じられるよう、要望します。
- ・なお、事業評価については、要支援者の新規相談やプラン策定件数、あるいは就労や収入増だけに着目するのではなく、要支援者への継続的なかかわりや支援内容、また地域のネットワーク形成や新たなサービス事業の開発、要支援者の社会参加なども含め、多面的な効果測定と実施状況を適正に把握できるよう、要望します。
- ・また、家計相談支援事業、就労準備事業など任意事業の実施状況は、自治体により格差が生じています。相談・支援の解決策として任意事業は重要であり、その普及促進について特段の措置を講じられるよう、要望します。

②生活困窮者自立支援制度における相談支援員等専門職の研修等の充実

- ・多様で複合的な福祉課題・生活課題のある生活困窮者に対し、適切かつ効果的な支援を継続していくためには、相談支援員等専門職の養成研修の充実が不可欠です。
- ・国の養成研修については、相談支援員等専門職が早期に受講できる研修とすることや、職員数の多い自立相談支援事業の相談支援員の研修等については回数増を図るほか、都道府県段階で伝達研修を行う指導者研修実施のための予算措置を講じられるよう、要望します。
- ・さらに、都道府県等において事業実施主体や受託実施機関の連絡調整、定期的なケース検討会などの研修機会の確保などに、必要な予算措置を講じられるよう、要望します。

(2)日常生活自立支援事業の体制整備の強化

- ・日常生活自立支援事業は、開始から 15 年を経て利用者は年々増加し、判断能力の不十分な高齢者や障害者等への支援として、今後とも需要が高まるものと想定されます。
- ・一方、利用者の 4 割以上を占める生活保護受給者については、その利用料に係る財源措置や、利用者数および相談件数の増加に対する財源措置が十分ではなく、受託社協や基幹的社協の財源の持ち出し、新規利用申込者への対応の遅延など、事業の実施に支障をきたすことも散見されます。
- ・平成 27 年度より国庫補助については、事業費補助が段階的に導入されていますが、事業体制を整備し、質が高く効果的な支援を行っている社協が適切に評価される補助方式となるよう、要望します。

- ・また、本事業の本來的なあり方について早急に検討を図り、今後の需要の高まりに対応し
うる専門員や生活支援員の体制整備を図るための財源措置を講じられるよう、要望します。

(3) 総合的・横断的な施策展開が可能な地域福祉財源の構築、確保

- ・生活困窮者自立支援事業や介護保険制度の新たな日常生活支援総合事業などにおいては、
地域コミュニティでの総合相談・生活支援体制の構築とともに、ボランティア活動も含め
た住民参加によるニーズの発見、公的制度等へのつなぎ、見守り・支援活動の展開が期待
されています。
- ・その一方、社会的孤立などを背景に福祉課題・生活課題が多様化・深刻化するなかで、対
象分野ごと、あるいは制度ごとの体制と運営では、制度の狭間の課題が生じてしまい、対
応を困難としています。このため、権利擁護を含めた効果的・効率的かつ重層的な地域福
祉施策の取り組みを図るために、予算措置等においては、市町村が地域福祉の推進財源を
横断的、弾力的、総合的に運用できるような措置を講じられるよう、要望します。
- ・また、現在、国では「新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン」を示し、包括的支援体
制構築に向けたモデル事業を実施しているところです。モデル事業以外の先進的な取り組
みも踏まえ、地域福祉コーディネーター等の配置や地域における総合相談・生活支援体制
の整備など制度や分野を超えた個別支援、ボランティア活動等の住民参加による福祉活動、
権利擁護支援等が総合的に展開できる本格的な地域福祉施策の構築に向けた検討が図ら
れるよう、要望します。

(4) 生活福祉資金貸付事業における相談支援機能強化のための体制整備

- ・生活困窮者の自立支援に向け、生活福祉資金貸付事業の果たす役割は拡大しています。と
くに生活福祉資金の貸付相談を通じて自立相談支援事業につなげるなど、生活福祉資金貸
付事業が生活困窮者自立支援制度の一次窓口として受けとめているケースも多くみられ
ます。
- ・また、子どもの貧困対策においては学習支援が重要ですが、生活福祉資金（教育支援資金）
はその支援策の1つとして毎年1.5万件に及ぶ貸付が続いている。
- ・本貸付事業の特長は、借受世帯に対する継続的な相談支援の実施にあります。生活困窮者
自立支援の一翼を担う事業としてその役割を果たすためにも、とくに窓口となる市区町村
社協の体制整備が不可欠であり、そのために十分な予算措置が講じられるよう、要望しま
す。

(5) 生活保護受給者や生活困窮者の自立に向けた支援に携わる人材の確保

- ・生活保護受給者や生活困窮者への支援を行なっている救護施設等の厚生関係施設において、

ホームレスやDV被害者、依存症者、矯正施設退所者等、多様化、複雑化したニーズを持つ利用者を的確に自立につなぐための専門相談や地域生活への支援に必要な人材の確保が課題となっています。自立相談支援事業や就労訓練事業（中間的就労等）等生活困窮者自立支援制度に沿って関係事業に取り組む厚生関係施設において、こうした必要な人材を確保するための予算措置が講じられるよう、要望します。

4. 民生委員・児童委員の活動環境の改善

(1) 民生委員・児童委員に対する研修事業費の増額

- ・今日、23万人の民生委員・児童委員活動は、多様化する住民の福祉課題への対応、災害時要援護者支援体制整備への協力、悪質商法被害防止等の消費者保護等、幅広い協力が期待されています。
- ・そのため、民生委員・児童委員には、十分な経験や知識を有するための研鑽が必要とされています。約6割の民生委員・児童委員は在任2期以内であり、住民への身近な相談支援機能を十分果たすために研修事業の拡充が重要であります。
- ・平成28年12月には3年に1度の一斉改選が行われ、約3分の1の委員の交代が見込まれます。平成29年度においては、都道府県・指定都市段階等において新任委員また新任の単位民児協会長等に対する十分な研修が実施されるよう関係予算の拡充を講じられるよう、要望します。

(2) 民生委員児童委員協議会活動費の拡充

- ・民生委員・児童委員への期待の高まりの一方、その負担増大が課題となり、委員の早期退任の一因ともなっています。それだけに、民生委員・児童委員の活動環境の改善とともに、日々の民生委員・児童委員活動を支える民生委員児童委員協議会（以下、「民児協」という）の組織機能を高めることが重要です。
- ・また、さまざまな課題を抱える住民を、民生委員・児童委員を介して早期に適切な支援に結びつけるためにも、民生委員・児童委員の存在や役割を適切に住民等に周知する必要があり、民児協による広報活動の必要性が増しています。
- ・平成29年は民生委員制度創設100周年であり、全国の民児協において積極的な広報活動が実施されることから、その支援のための予算確保を講じるよう、要望します。
- ・広報や民児協内部での研修など、民児協活動の充実のためには民生委員法に基づき設置される単位民児協の活動費（現行1民児協あたり20万円）の増額とともに、広域で活動を展開する都道府県・指定都市段階の民児協組織への補助拡充を講じられるよう、要望します。

5. 地域包括ケアシステムの構築・高齢者保健福祉施策の拡充、介護保険事業の安定運営の強化

(1) 地域における総合的・包括的な相談・支援体制の強化

- ・後期高齢者が急増する 2025 年に向けて地域包括ケアシステムの構築がめざされる中、地域における包括的な相談支援体制の強化が重要となっています。
- ・地域包括支援センターは、在宅医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化等、一層の機能強化が求められており、業務量に見合う人員配置や、職員の資質の向上のための研修等の充実を図られるよう、要望します。

(2) 地域支援事業の財源確保と推進

- ・市町村が平成 30 年度までに地域支援事業として 4 つの事業（在宅医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化）に取り組めるよう、財源が確保されています。
- ・市町村が、これらの事業実施を通して地域包括ケアを具体化できるよう引き続き財源を確保し、その推進を図られるよう、要望します。

(3) 地域支援事業における市町村格差への対応と生活支援サービスの充実に向けた対策の強化

- ・介護保険制度改革に伴い、新たな地域支援事業が全国の市町村で取り組まれており、新たな介護予防・日常生活支援総合事業については平成 29 年 4 月には全市町村が実施することとなります。
- ・厚生労働省調査（平成 28 年 1 月）によると、総合事業の実施状況は、平成 28 年 4 月までに実施が全市町村のおよそ 3 分の 1 であり、事業の進捗状況や地域の推進体制に格差が生じています。
- ・地域包括ケアシステムは、それぞれの市町村の社会資源を十分活用し、あるいは創造し、地域の特性に応じて構築していくことが求められています。居住する市町村によって、提供する介護サービスや支援内容に格差が生じないよう支援策を講じられるよう、要望します。
- ・生活支援コーディネーターの養成や協議体の設置に向けて、都道府県等における市町村の実態に即した必要な支援策を講じられるよう、要望します。
- ・さまざまな地域資源との連携による見守り・支え合い体制の構築など、地域の要援護者に対しきめ細かい支援を行うためには、行政だけではなく、住民組織、民生委員、老人クラブ、N P O、医療・介護関係者等の専門職はもとより、地域住民等幅広い担い手の参加が必要です。このため、新たな担い手の養成を含む社会資源の開発や、各種社会資源の連携等を十分に図るために市町村に対し必要な支援策を講じられるよう、要望します。

(4)住み慣れた地域で認知症高齢者の生活を維持・充実するための施策の推進

- ・認知症高齢者の急増が想定される中、認知症者に関わる事故・事件が頻発し社会問題化しており、認知症であっても住み慣れた地域で、生活の質を維持しつつ暮らしていくよう、認知症者や介護者等への支援がより一層求められています。
- ・認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の着実な推進とともに、市町村をはじめ関係機関・団体や地域住民等幅広い関係者による支援体制の量的・質的充実に向けた取り組みの推進を図られるよう、要望します。

(5)次期介護保険制度改革における安定した介護事業運営の確保とニーズに即したサービスの提供

- ・次期介護報酬改定においては、第6期介護報酬改定（平成27年度）による事業所の経営実態と利用者の状況を十分に検証し、安定した介護事業運営が行える報酬となるよう、要望します。
- ・軽度者の介護保険サービスと費用負担のあり方については、介護ニーズに沿った十分なサービス提供が行えるよう制度の堅持を要望します。

(6)介護離職ゼロに向けた、介護サービスの確保や働く環境の改善、家族支援に必要な施策の着実な推進

- ・一億総活躍社会の実現のための施策の一つである介護離職ゼロについては、必要な介護サービスの確保（高齢者のニーズに対応できる介護サービス基盤の確保、ニーズに応じた適切な介護サービスの提供、介護人材の育成・確保等）と、働く環境の改善、家族支援（相談機能の強化・支援体制の充実、介護する家族の職場環境の整備等）を推進することとされています。
- ・介護人材の確保・定着等施策の具体的な取り組みと着実な推進を図られるよう、要望します。

(7)老人クラブ活動等助成費の充実強化

- ・新たな介護予防・日常生活支援総合事業は、老人クラブによる生きがいづくり、健康づくり等諸活動に包含されるものもあります。高齢化の急進とともに、さらに必要とされる新たな介護予防・日常生活支援総合事業の取組にあっては、地域における柔軟で多様な生活支援の強化のための老人クラブ活動を通じた取組と連動させていくなどの対応を講じられるよう、要望します。

6. 地域社会における共生の実現のための障害者支援施策の拡充

(1) 障害者総合支援法の着実な推進

- ・障害者権利条約の理念のもとに、障害者が地域や住み慣れた場所で暮らせるよう必要なサービスの確保・推進などを図ることが必要です。そのため、改正障害者総合支援法の平成30年4月の施行に向け、新たな「自立生活援助」や「就労定着支援」の事業創設や障害児支援、サービスの質の向上等の必要な予算確保を含め、一層の利用者主体の制度・施策としていく対策を講じられるよう、要望します。
- ・さらに、医療的ケア等が必要な重度者への支援体制強化、移動支援の拡充、利用者のニーズを基本とした支給決定や、ニーズに応じた就労支援等が行われるための事業体系の充実などに必要な予算を確保されるよう、要望します。
- ・また、グループホームは、必要な支援を受けながら地域で生活することを希望する障害者にとって重要な住まいの場であることから、現在の利用者を含め、軽度者を対象外としない現行施策を継続するとともに、第4期障害福祉計画に基づき今後も必要な整備が図られるよう、予算確保を要望します。

(2) 障害者差別解消法等をふまえた取組の強化、権利擁護体制の拡充

- ・第4期障害福祉計画に係る基本指針に基づく施策の着実な実現が必要であり、福祉施設からの地域生活移行や一般就労の促進等につながる予算確保が図られるよう、要望します。
- ・平成28年4月施行となった障害者差別解消法と各省庁等が策定した対応要領・対応指針で謳われた差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について、民間も含めた着実な推進が図られるよう、苦情解決体制の拡充を含めた一層の施策整備を要望します。
- ・平成26年度に全国の自治体で受け付けた、養護者による虐待相談・通報件数が4,458件に及んだ実態に照らし、虐待防止に関する相談窓口の拡充や市町村担当者等への研修の充実等、必要な体制整備のなお一層の推進を図られるよう、要望します。

(3) 障害者就労支援施設への官公需拡大に向けた予算の確保

- ・優先調達推進法による全国の市区町村に定められた義務としての調達方針策定は79.3%の達成率（平成27年7月末現在）であり、障害者就労施設等からの積極的な調達の促進を図るための一層の対策を講じられるよう、要望します。
- ・また、共同受注窓口の体制整備の強化推進が必要であり、窓口の設置にかかる継続支援、円滑な運営継続のための補助の創設、優先調達推進法の調達目標への窓口発注分の計画的組み入れなどにより、受注・生産体制を一層強化し、利用者の工賃引き上げにつながる措置を講じられるよう、要望します。

(4) 障害者の地域生活に資する支援施設・事業所の安定的運営のための予算確保

- ・次期報酬改定に向けて障害福祉サービス等報酬改定前後の障害者支援施設・事業所の運営状況について、経営実態に即した的確な把握と検証を行うとともに、小規模な事業所であっても安定的なサービスが実現されるよう自立支援給付費等の関係予算の確保を要望します。

(5) 障害者の状況に応じたサービスの提供と利用の保障

- ・障害福祉サービスの利用にあたっては、本人の希望により障害程度や状況にあった必要なサービスの活用を保障すべきであるとの点から、とくに下記の点を要望します。

① 65歳以降の高齢障害者への適正なサービス提供

- ・障害福祉サービス利用者が65歳以上になった場合も、住み慣れた環境において安心して暮らし続けられるよう、本人の希望に沿い障害程度や状況にあった必要な障害福祉サービスや介護保険サービスを円滑に利用できる仕組みとすべきであり、過度な利用者負担が生じない適切な対応策を進められるよう、要望します。

② 18歳から20歳の障害者のサービス利用の保障

- ・18歳から20歳の間は障害年金による所得補償がないため、自己負担が生じるサービス利用が困難となっています。制度の狭間の障害者のサービス利用について必要な支援策を講じられるよう、要望します。

(6) 障害福祉サービスに携わる人材の確保

- ・障害者支援施設やサービス事業所において、必要な人材が確保できるよう、処遇改善につながる報酬体系の見直しや、人員配置に関する基準の拡充等により、その実現が図られるよう要望します。
- ・とくに医療的なケアを常時要する重度障害者への支援体制強化や、就労系支援事業所において民需拡大を図り利用者の工賃向上を果たすための担当職員の加配等、専門的な資格やスキルを有する人材の確保が可能となる必要な対応を講じられるよう要望します。

7. 子ども・子育て支援新制度による保育・社会的養護施設施策の拡充と質の向上

(1) 子ども・子育て支援新制度の目指す「量の拡充」、「質の改善」を実現する総額1兆円超の恒久的な財源確保

- ・保育・社会的養護の「質の改善」を伴った子ども・子育て支援の充実を実現するためには、子ども・子育て会議での重要課題である、消費税以外の0.3兆円を含む総額1兆円超の財源確保が必要不可欠であり、国の責任において必要な財源確保を図られるよう、要望しま

す。

(2)保育施策の拡充と保育の質の向上

①保育の質の向上のための人材確保と処遇改善

- ・0.3兆円で見込まれる「質の改善」の実施にあたっては、保育現場の喫緊の課題である『人材確保』及びこれに直接影響する『処遇改善』への取組が必要です。
- ・とくに、職員給与の改善、1歳児・4・5歳児の職員配置を改善、研修機会を確保するための代替職員の配置、栄養士を配置又は活用して給食を実施する場合の費用、障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合の地域の療育支援を補助する者の配置等が早期に実現されるよう、要望します。
- ・なお、0.3兆円の追加にとどまらず、保育士の長期的な勤務継続を可能とする、さらなる処遇改善のための財源確保を図られるよう、要望します。

②保育の質を高めるとともに、喫緊の課題である早期の人材確保に直結する、抜本的な処遇改善の実現

- ・11時間を上限とする保育標準時間に対応するために、現状、3時間分の非常勤保育士分とされている給付を、開所と配置の実態に見合う常勤体制に改善するよう、要望します。
- ・保育士等が保育に従事している配置状況について、延長保育も含む開所時間の実際に鑑みると、保育士の勤務時間は、ほぼ全てを直接的な保育業務にあたらざるをえず、日々の教材準備や、保育の質の向上のための恒常的な研修を確保できる業務体制の構築が早急な課題です。例えば、幼稚園教諭と同様に、2時間の研修及び教材準備時間が確保されること等を要望します。

(3)社会的養護施設策の確実な推進と養育の質の向上の取組強化

- ・今般の児童福祉法改正により、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策を強化するため、児童相談所の体制強化、里親委託の推進等の措置が講じられていますが、児童虐待・DV被害等が増加・深刻化するなか、児童福祉法の理念を実現し、子どもの最善の利益を保障するためには、家庭的環境のもと子どもの養育・支援や自立に向けた支援を担う社会的養護施設の施策拡充と機能強化を図る必要があります。また、里親への支援の体制整備が必要です。
- ・法改正の審議過程において、社会的養護体制のあり方について再び検討の場を設けるとの考えが示されました。わが国の子ども家庭福祉の現場実態と課題を十分に検証したうえで、実現可能な基本方針と対策を講じられるよう、要望します。

- ・社会的養護施設では、虐待を受けた子どもや障害がある子ども、またDV被害、精神疾患のある保護者への支援強化が喫緊の課題です。0.3兆円で見込まれる「質の改善」の実施にあたって、とくに養育・支援の質の向上のため、『社会的養護の課題と将来像』で提起されているチーム責任者や心理療法担当職員等専門職員の配置拡充等の予算確保を要望します。
- ・子どもの貧困問題への対応策の一環として、社会的養護関係施設を退所し進学・就労しても、さまざまな事情から中途退学・離職する子どもも多く、施設入所中からの自立支援と個別的なアフターケアが重要な課題です。その役割を担う自立支援担当職員の配置を要望します。また、児童自立援助ホームの全都道府県設置等の各種支援策の推進のための財源確保を要望します。
- ・子どもたちの安定的な養育環境には職員の定着が不可欠であり、保育所関連施策同様に養育・支援に係る保育士等の職員の確保・定着を図るため、職員給与、夜間の勤務体制の充実等の抜本的な処遇改善を要望します。

(4)乳幼児期の教育の無償化の子ども・子育て支援新制度の推進とは異なる財源による実現

- ・子どもの貧困問題が顕在化しているなか、乳幼児期の教育の無償化のさらなる拡大は、子育て家庭の負担軽減に直接的に及ぶものであり、その必要性は喫緊の課題です。
- ・一方、待機児童の問題が充分に解消されていない、すべからく我が国の幼児教育が保障されていない状況に鑑みれば、まずもって解消が望まれる課題に対して財源投入することが必要であると考えます。
- ・乳幼児期の教育の無償化にむけては、関係閣僚が平成27年5月21日にとりまとめ、同年7月22日に方向性が確認された『子ども・子育て支援新制度及び幼児教育無償化に係る平成28年度予算編成に向けた基本的な考え方について』のとおり、子ども・子育て支援新制度の進展を目的とした1兆円超とは異なる財源による、財政支援が講じられるよう、要望します。
- ・また、上記『基本的な考え方』にある、「保育所（0～2才児）も含めた複数案の試算・検討」にあたっては、利用する子どもの保護者等がその負担の軽減を実感できる措置を講じられるよう、要望します。

(5)子どもの貧困を解消するための抜本的な施策の拡充

- ・わが国は、子どもの貧困率が16.3%とOECD加盟国においても平均より高い状況にあります。とりわけ一人親世帯の困窮問題は厳しい状況です。
- ・子どもの今の生活や未来が、家庭の経済事情に左右されないように、生活支援、学習支援、奨学金制度の充実など、子どもの貧困を解消するための抜本的な施策の拡充が図られるよ

- う、要望します。
- ・あわせて、社会的養護施設関係施策における地域の要支援世帯への援助体制の強化を要望します。

8. 福祉サービスの質の向上と権利擁護の強化

(1) 福祉サービスの質の向上の取組強化

- ・利用者の権利擁護の観点から福祉サービスの質の向上を図ることはもとより、福祉人材の確保・定着においても、福祉施設・事業所における第三者評価事業の受審や、苦情解決体制の整備の促進が必要です。
- ・第三者評価事業については、福祉サービスの質の向上を図るため、受審率の数値目標等を定め受審促進が図られています。それに応えていくため、全国、都道府県段階における評価機関・評価調査者の養成、研修等の拡充・強化を図られるよう、要望します。
- ・また、都道府県運営適正化委員会については、相談件数の増加と相談対応の長期化・深刻化等の状況にあり、安定して事業運営、苦情解決対応が行えるよう十分な体制整備のための財源確保が図られるよう、要望します。

9. 成年後見制度など総合的な権利擁護支援の体制整備

(1) 総合的な権利擁護体制の構築と推進(「権利擁護センター」、「成年後見センター」等の設置推進)

- ・各自治体において高齢者、障害者等を包括する権利擁護センター等の設置を促進し、地域住民や関係機関の総合的な支援に関するネットワークを構築するなどの権利擁護体制の整備と財源確保が図られるよう、要望します。
- ・後見人を育成して活用を図るとの成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見人の権限を一部拡大する改正民法が成立しましたが、後見人等の確保・育成にかかる関連施策の拡充や被後見人の意思を最大限に尊重しての監督体制の強化が図られるよう、要望します。

10. 福祉人材の確保、定着、育成等の対策の強化

(1) 計画的な福祉人材確保施策の推進と福祉・介護職員、保育士等の給与や労働条件の改善、働きやすい職場づくりのための総合的な施策の推進

- ・福祉の職場は、支援を必要とする人々に向き合い、寄り添い、支えながら、人間としての尊厳のもとに自立を支援するため、より適切な福祉サービスや生活問題の解決のための支援に取組むことができる福祉人材を確保・育成し、一人ひとりの職員が、専門性を活かし

て生き生きと活躍し、やりがいをもって働き続けられる職場環境を構築して、その定着を図る必要があります。

- ・国は、『一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策』を政策課題にかけ、「希望出生率1.8の実現」と「介護離職ゼロ」の目的達成に直結する緊急政策として、保育および介護サービスの量的整備の拡大の前倒しと、そのための人材確保対策の拡充を打ち出しています。
- ・しかし、福祉サービスを担う福祉人材の確保・育成・定着は非常に厳しい状況が続いており、福祉人材が確保できなければ、福祉サービスの提供に支障をきたす問題も顕著化しつつあります。
- ・国において、福祉人材の処遇の実態と課題を検証し、早急に福祉職員の採用、育成、継続雇用・定着、再雇用、キャリアパス、給与改善など処遇改善、職員配置の拡充・24時間対応の生活施設の夜間の勤務体制の強化、専門職である福祉職員の社会的評価の向上の取組など、総合的な福祉人材確保施策を推進するよう、要望します。
- ・また、中長期的な視野のもとに、次世代を担う福祉人材（小中学生・高校生）を地域全体で育み、支え、確保するために、市町村、学校、福祉組織が連携した活動の促進策を要望します。

(2)国における福祉の仕事のイメージアップに向けた大規模な広報

- ・地域医療介護総合確保基金による都道府県の人材確保施策の拡充とともに、政府広報のＴＶＣＭの活用等、国における福祉、介護の仕事の本質的な意義やイメージアップのための広報活動を継続的に拡充するよう、要望します。

(3)離職介護福祉士等の届出制度の運用に係る財源の確保及び届出制度の普及に向けた大規模な広報

- ・平成29年4月施行の離職介護福祉士の届出制度を適切に運用するために必要な都道府県福祉人材センター及び中央福祉人材センターの制度運用に係る必要な予算を確保されるよう、要望します。
- ・離職介護福祉士等の届出制度の普及に向けて、国が実施する大規模な広報活動を要望します。

(4)事業所の認証評価制度の全国的な推進

- ・人材確保、育成に積極的に取り組む事業所を求職者等にわかりやすくすることは、人材確保において重要な取り組みです。平成29年度までに約半数の都道府県が実施する見通しですが、全都道府県で早期に実現されるよう、国としてさらに強力に推進されるよう、要

望します。

(5) 社会福祉関係資格取得に必要な科目的相互活用

- ・介護福祉士、保育士、社会福祉士等の国家資格取得においては負担軽減のため、たとえば共通する科目を相互の資格取得に活用できる仕組みとするような検討を、要望します。

(6) 認定介護福祉士及び認定社会福祉士制度の推進

- ・平成19年の社会福祉士・介護福祉士法の改正時の付帯決議において、「社会的援助を必要とする者が増加していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成する」ことを目的に「早急に検討すること」とされた専門社会福祉士、専門介護福祉士は、職能団体において認定社会福祉士、認定介護福祉士として制度構築と運用が開始されていますが、制度の安定運営や継続性を確保するため、国による助成等の支援を要望します。

11. 東日本大震災の被災者支援・地域復興の支援の強化

(1) 社会福祉法人・福祉施設関係

①被災した社会福祉法人・福祉施設の速やかな事業再開、復興に向けた支援策の確保

- ・とりわけ原発事故により避難を余儀なくされた社会福祉法人・福祉施設、事業所の早期の事業再開について、地元自治体や法人等の意向に最大限配慮しつつ、国が強い指導力を發揮し、その実現を図られるよう、要望します。

②事業再開・継続後の支援策の確保

- ・事業再開（継続）を果たしても、職員の確保が難しく定員までの受け入れができない福祉施設・事業所も多く、地域の福祉需要に十分こたえられない現状です。これまで、全国社会福祉法人経営者協議会をはじめとする関係団体による個別の支援を継続してきていますが、国として被災地の状況に即した、真に実効性のある具体的な支援を講じられるよう、要望します。

(2) 社会福祉協議会関係

①生活支援相談員の継続の配置と雇用条件等の向上

- ・東日本大震災被災地の社協に配置されている生活支援相談員（被災3県で約580人）は、被災者への訪問活動や相談支援、仲間づくりを行い、被災者の生活復旧、孤立防止、コミュニティづくりに大きな役割を果たしています。
- ・被災地域では、復興公営住宅の建設の遅れ、原発事故の対応の長期化などによって、被災者の生活課題が多様化・深刻化しており、生活支援相談員の役割や期待は依然と

して大きいものがあります。

- ・しかし、単年度の雇用契約であるため先行きの不安から退職する職員も少なくなく、また増員や欠員補充のために募集をしても応募が少ないなど、その運営は厳しい状況にあります。このため、生活支援相談員が見通しをもって、質の高い支援を継続するために、雇用条件などの環境整備を図られるよう、要望します。

②緊急小口資金等借入世帯に対する継続的な相談支援のための体制確保

- ・発災後、緊急小口資金（特例貸付件数 6.8 万件）や生活復興支援資金等を貸し付けていますが、多くの借受世帯は生活再建の途上にあり、償還がままならないケースもみられます。こうした状況にある世帯への継続的な相談・支援のためにも引き続き相談員配置の予算が必要であり、所要の予算確保を要望します。

12. 大規模災害対策・防災対策への対応の強化

(1)社会福祉法人・福祉施設関係

①大規模災害時における官民協働による支援体制の構築

- ・国、都道府県、市町村、福祉・医療関係機関、N P O など、関係組織が総力をあげて対応できる制度体系・仕組みの構築と実効性のある災害対策施策を講じられるよう、要望します。
- ・また、発災直後からの要援護者や社会福祉施設利用者等への能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとの調整等について包括的・継続的に支援する大規模災害時の福祉支援体制整備ならびに支援情報システムの構築（物資やボランティアの要請情報の収集と供給のマッチング）を早急に図られるよう、要望します。

(2)社会福祉協議会関係

①大規模災害に備えた総合的な福祉救援活動の連携支援

- ・大規模災害時、都道府県社協および全社協では、被災社協や施設への緊急支援や生活福祉資金の緊急小口貸付などを行うとともに、行政機関と連携し、被災地の市町村社協での災害ボランティアセンターなどの運営支援、被災者の生活支援などを行う社会福祉施設、N P O ・ N G O などの支援団体、当事者団体、専門職団体などとの連携等、連絡調整を図ることが必要です。
- ・大規模災害に備え、全国・都道府県等の広域を単位として連携を図るために、市町村社協、都道府県社協等と関係する支援団体のネットワークの構築、災害時に派遣を行う福祉専門職チームの養成・訓練等の災害対策事業について必要な予算措置を図られるよう、要望します。

13. 低所得者対策の一層の充実

(1) 低所得者対策のさらなる充実

- ・低所得や生活困窮者のセーフティネットを拡充する観点から、生活の基盤となる住宅保障を含めた低所得対策の充実を図られるよう、要望します。

(2) 社会保障制度の横断的な自己負担軽減

- ・税・社会保障の負担が増加するなかで、低所得層の負担軽減措置を講じることが必要であり、制度単位ではなく家計全体をトータルに捉えたよりきめ細やかな社会保障給付を実現するため、医療・介護・保育・障害等に関する自己負担の合計額に上限を設ける「総合合算制度（仮称）」などの導入検討を図られるよう、要望します。

【税制要望事項】

1. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持

(1) 社会福祉法人の法人税非課税の堅持

- ・社会福祉法人は、その非営利性・公共性のもとに税制優遇の対象となっており、また、人口減少・超高齢化、社会経済情勢の変化のなか、社会福祉法人が地域において果たすべき役割はますます重要になっています。社会福祉法人制度の基幹の仕組みである現行の社会福祉法人の法人税非課税の税制堅持を要望します。

(2) 社会福祉法人の軽減税率、みなし寄附金制度の堅持

- ・公益目的としての財源供給を細くする軽減税率の見直し、みなし寄附金制度の見直しは、社会福祉事業や公益的な諸活動の取組拡大を阻害するものであり、現行制度の堅持を要望します。

2. 生活困窮者支援事業にかかる固定資産税等の非課税の実現

- ・生活困窮者就労訓練事業を行う福祉施設・事業所が取り組みやすい環境整備（固定資産税等の非課税〔現状は2分の1課税〕）を講じられるよう、要望します。

平成 28 年 7 月 27 日

厚生労働大臣

塩崎 恭久 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

政策委員会委員長 井手之上 優

I 「一億総活躍社会」の実現のための緊急要望

政府は、「一億総活躍社会の実現」を最重要政策とし、誰もが、家庭で、職場で、地域で、生きがいを持って充実した生活を送ることができる社会を創ることとしています。そのための「ニッポン一億総活躍プラン」が、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定されました。

本プランでは、「成長と分配の好循環」を図るとし、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の基盤を着実に強化していくことで、経済を強くするための「究極の成長戦略」に取り組むとの方向が提示されています。

さらに、7 月 12 日には、アベノミクスの成果の活用も含め、来年度以降の一億総活躍プランの加速化につながる施策等を盛り込んだ経済対策を月内にとりまとめるとの指示がなされたところです。

つきましては、全国の社会福祉関係組織の緊急要望として、ニッポン一億総活躍プランの実行に要する財源を確保されること、そのうえで子育て支援や介護支援の拡充、並びに福祉人材確保・雇用促進等の緊急重要施策を実現されるよう、要請いたします。

II 更なる社会福祉制度拡充の重点要望

さらに、急激な少子高齢化、人口減少社会にあって、国民の福祉ニーズや生活問題は多様化、深刻化しています。国民が安心、安定して生活を営むことができる社会環境を確保していくためには、子ども・家庭福祉、高齢者福祉、障害児者福祉、生活困窮者支援・セーフティネット対策などの量的、質的な基盤の拡充が、喫緊の重要課題となっています。

つきましては、一億総活躍社会の実現に向けては、一層の社会福祉制度の拡充が必要不可欠です。更なる社会福祉制度拡充の重点要望・提言を取りまとめましたので、要望事項の関係施策を実現されるよう、要請いたします。

I 「一億総活躍社会」の実現のための緊急要望

安倍総理大臣は、6月1日の消費税再増税延期の記者会見で、『一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策』で示した「保育の受け皿50万人分の確保は約束どおり実施する」、また「介護の受け皿50万人分の整備もスケジュールどおり進める」と確言されました。そのために「保育士・介護職員等の待遇改善などに関する施策については、アベノミクスの果実の活用も含め、財源を確保して優先的に実施していく」と明言されました。

つきましては、一億総活躍社会の実現に向けて「ニッポン一億総活躍プラン」に必要な財源を確保し、本プランで示された緊急施策を確実に実現されるよう、以下のとおり要望いたします。

1. 「ニッポン一億総活躍プラン」実現の財源を確保してください

少子高齢化、人口減少社会において、「ニッポン一億総活躍プラン」での子ども・子育て支援や介護の緊急施策の整備はきわめて重要です。これら緊急施策を実現するための財源を確実に確保してください。

2. 「ニッポン一億総活躍プラン」の緊急施策は、確実に実現してください

上記「1」の財源確保のもとに、「ニッポン一億総活躍プラン」で打ち出している「子ども・子育て支援」や「介護支援」等に関する緊急施策を最優先として確実に実現してください。

【子ども・家庭福祉に関する要望】

1. 社会全体で子ども・子育て支援を保障する施策の実現と拡充

一億総活躍社会の実現に向けては、子ども・家庭福祉の基盤整備は最重要課題です。社会全体で子ども・子育て支援を保障するとの理念のもとに、「ニッポン一億総活躍プラン」に関連する子ども・家庭福祉対策に関する以下の緊急要望を実現してください。

（1）保育サービスの拡充と質の向上の確保

平成29年度までに50万人分の新たな受け皿整備を加速化させ、そのための新たな9万人の保育士の確保・育成と待遇改善等を柱に取り組むとの政策方針のもとに、保育サービスに関連する次の要望事項を実現してください。

① 保育の50万人分の受け皿の整備、拡充

特に待機児童の多く存する0～2歳児受入れのための受け皿及び小規模保育事業を利用する子どもの3歳以降の継続的かつ円滑な保育利用のための対応策を強化してください。

- ② 保育の質を維持・向上するための保育士の人材確保と処遇改善の実現
保育の質を維持・向上するために、新たな9万人の保育士の確保を実現すべく、新制度で恒久化された保育士等の処遇改善に加え、消費税以外の安定財源による拡充（月額6,000円程度）を実現してください。
- ③ 国家資格である保育士のキャリアアップの仕組みの構築、専門性・知識・経験・技術に応じた処遇改善の実現による、全産業の女性労働者との平均賃金差（4万円）の是正
- ④ 離職した保育士（潜在保育士76万人）の再就職準備金貸付制度、保育士をめざす学生等への修学資金貸付制度等の人材確保・育成支援策の充実
- ⑤ チーム保育体制の整備による保育士の負担軽減、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上のため、チーム保育推進加算の増額及び加算条件の職員平均勤続年数等の撤廃

(2) 子どもの成長・発達や自立等を保障する社会的養護関係施策の拡充

すべての子どもが適切な養育を受けられ、成長・発達や自立等が保障されるように、社会的養護関係施策に関する次の要望事項を実現してください。

- ① 今日、社会的養護関係施設の保育士等職員に必要とされる職務や専門性、勤務状況等に見合う抜本的な処遇改善の実現
- ② 子どもの成長・発達を保障するための家庭的養育、小規模化等の社会的養護体制の整備、養育の質の改善の促進策の拡充
- ③ 社会的養護から自立する子どもたちの生活支援等の拡充
社会的養護のもとで育った子どもたちの自立等を支援・援助するための生活費等の貸付制度の改善（返済免除要件の緩和等）と学習・進学支援の拡充やアフターケアの支援体制を強化してください。

(3) ひとり親家庭（母子世帯）や多子世帯等への支援

子育て家庭における格差、貧困が広がっており、とくにひとり親家庭への支援・援助のための施策の拡充は喫緊の課題です。なかでも、母子世帯のうち47.4%は、パート・アルバイト等の不安定な就労形態にあり就労収入は低い水準です。こうしたひとり親家庭等の自立支援に関する次の要望事項を実現してください。

- ① ひとり親家庭（母子世帯）の子どもの養育支援、学習支援、居場所の確保などの関係施策の拡充
- ② ひとり親（母親）の就労支援のための資格取得等の給付制度の拡充及び貸付制度の改善（返済免除要件の緩和等）
- ③ 「子育て世代包括支援策」における母子生活支援施設、乳児院、保育所等の利用促進のための財源確保と支援体制の強化
地域で支援、援助を必要としているひとり親家庭（母子世帯）が増えているにもかかわらず、母子生活支援施設の利用は行政の財政により制限されており、地方自治体での利用格差が広がっています。「子育て世代包括支援策」の一環に、地域

の母子世帯、若年子育て世帯が必要に応じて母子生活支援施設、乳児院を利用し、支援・援助を受けられることを包括支援事業に位置づけるとともに、そのための地方自治体への財政支援を図り、関係施設の支援体制の強化を図ってください。

【介護・障害福祉に関する要望】

2. 介護、障害福祉サービスの拡充と人材確保のための施策の実現

一億総活躍社会の実現に向けては、高まる介護等の需要の受け皿の確保と利用者の尊厳のもとにある介護の仕事の魅力の向上、必要とされる人材の確保対策は重要政策課題です。介護サービスの基盤整備に関する次の緊急要望を実現してください。

(1) 介護サービスの拡充と人材確保対策の強化

介護ニーズに応えようにも、介護現場での人材確保は大変厳しい状況にあります。介護サービスの提供基盤の整備とともに、介護人材の確保、育成、定着にかかる総合的な施策の拡充が必要不可欠であり、次の要望事項を実現してください。

① 介護サービスの更なる整備、拡充

要介護3以上の自宅待機者は15万人とされ、介護の受け皿の拡大整備は喫緊の課題です。介護の受け皿確保を2020年代初頭まで50万人分以上にするとの緊急対策において、特別養護老人ホームを基本とした緊急整備を早期に実現してください。

② 介護人材のキャリアアップの構築と待遇改善の実現

介護人材については、2020年代初頭まで新たに25万人を確保するとしています。そのためのキャリアアップの仕組みの構築、他産業との賃金格差をなくすための待遇改善（月額平均1万円相当）の実現と更なる上乗せを確保してください。

③ 離職した介護福祉士（潜在介護福祉士45万人）の再就職準備金貸付制度、介護福祉士を目指す学生等への修学資金貸付制度等の人材確保・育成支援策の充実

④ 介護人材のキャリパスの仕組み構築と国家資格である介護福祉士の知識・経験・技術・指導などの専門性に見合った待遇改善の実現

(2) 相談・支援体制の充実・強化

家族が介護を必要とする状況になったときに、できるだけ身近な場所で必要な情報を入手し、相談・支援が得られる体制の充実・強化が必要です。介護に関わる総合相談・支援機関として全国に設置されている地域包括支援センターの更なる機能強化と小中学校区等の住民に身近な圏域での相談・支援体制の整備に取り組んでください。

① 地域包括支援センターの機能強化・体制整備

地域包括支援センターは、全国で4,685か所設置されています（平成27年4月末現在）。より身近な場所で、開所日を拡充するなど相談しやすい体制が可能となるよう、在宅介護支援センターの活用を含め、地域包括支援センター（サブセンター・

プランチも含む）の増設、職員の増員などの体制整備を図ってください。

② 関係機関との連携による相談・支援体制の強化

介護離職ゼロの実現に向けて、ハローワークと地域包括支援センター等関係機関の連携が制度横断的に図られるよう、必要な施策を推進してください。

③ 住民による福祉活動組織の組織化や地域福祉活動の支援の強化

多様で複合的な福祉課題、生活課題のある人々を地域で支えるためには、小中学校区等の身近な圏域で住民同士の支え合いを広げ、主体的に地域課題を発見し、解決していく力を高めていくことが重要です。住民による福祉活動組織の組織化や地域福祉活動の支援を強化するためには地域福祉コーディネーター等の専門職の養成、配置等が必要であり、体制整備のための予算措置を講じてください。

（3）障害福祉施策の拡充と人材確保対策の強化

一億総活躍社会の実現に向けては、障害児者、難病患者等が、自らの希望や意思のもとに自立と社会参加ができる環境を整備することが重要政策課題です。障害者権利条約等の理念と障害者総合支援法改正を踏まえ、障害者が地域や住み慣れた場所で暮らせるよう必要とされる障害福祉サービスの拡充が重要であり、次の要望事項を実現してください。

- ① 自立生活の支援の強化、就労支援・定着支援等の対策の拡充とサービスの質の改善強化
- ② 障害児の発達支援、医療的ケアやサービス提供体制の計画的な構築
- ③ 平成29年度予算編成時の検討事項とされている障害福祉の人材確保、育成、定着等に係る上記「2の（1）」と同様の処遇改善の実現と更なる上乗せを確保してください。

【地域共生社会の実現に関する要望】

3. 実効ある地域共生社会の実現に向けた検討の実施

「ニッポン一億総活躍プラン」において、地域共生社会の実現に向けて、①地域住民の地域課題の解決力強化の体制づくり、②市町村による包括的な相談体制の整備、③公的サービスの総合化・包括化、④専門人材のキャリアパスの複線化等、の方向性が示されています。いずれの事項も、今後の福祉のあり方に大きく影響を及ぼす事項であるため、具体策の検討にあたっては、福祉関係者の意見を十分に踏まえていただくよう要望します。

II 更なる社会福祉制度拡充の重点要望

社会経済の著しい変化によって、国民の福祉ニーズ・生活問題が多様化、深刻化しています。一億総活躍社会の実現のためには、子ども・家庭福祉、高齢者福祉、障害児者福祉、生活困窮者支援・セーフティネット対策等の各福祉サービスの量的整備と質の向上のための更なる施策拡充と、社会福祉を担う福祉人材確保対策が必要不可欠です。

つきましては、一億総活躍社会実現のための更なる社会福祉制度の基盤整備にかかる重点要望事項・提言を下記のとおり取りまとめました。これらについては、消費税再増税の延期いかんにかかわらず、平成28年7月にとりまとめとの経済対策と平成29年度予算編成において、安定した財源確保が図られ、関係施策の更なる拡充を実現するよう、要望します。

1. 保育と社会的養護関係施設施策の拡充と質の向上

子どもの成長は待ったなしです。社会全体で子ども・子育て家庭を支援する保育と社会的養護関係施策の更なる改善・拡充は国の最重要課題です。保育と社会的養護関係施策の拡充のために、次の要望事項を実現してください。

(1) 子ども・子育て支援新制度の1兆円確保による保育の集中整備と保育士等の抜本的な待遇改善

平成27年度より施行された子ども・子育て支援新制度に必要とされる1兆円超の財源確保は達成していません。消費税10%への増税時に確保するとされた0.7兆円及び消費税以外の安定財源による総額1兆円超を早期に確保するとともに、更なる大胆な財源投資により、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容を踏まえての質の改善に関連する次の要望事項を実現してください。

【保育の質の改善と保育人材の確保対策の拡充】

① 子ども・子育て支援新制度のための1兆円超の確保

子ども・子育て支援新制度での「量の拡充」と「質の改善」に必要とされる1兆円超の財源の確保、とくに質の改善への0.3兆超は必要不可欠です。その財源を確保するとともに、質の改善のための更なる財源増額を確保してください。

② 国家資格である保育士の人材確保対策の拡充と抜本的な待遇改善の実現

保育士の人材確保・定着（勤続年数：7.7年→全産業9.4年）対策の拡充と国家資格である保育士の専門性に見合った抜本的な待遇改善を実現してください。

③ 保育士等配置基準の抜本的な改善

一人ひとりの子どもにきめ細やかに対応できる保育の質の向上のための職員配置基準の改善（1・2歳6:1→5:1／3歳20:1→15:1／4・5歳30:1→25:1）を実現してください。

④ 保育士のキャリアアップの仕組みの構築と専門性の維持・向上のための給付の改善

保育士のキャリアアップの仕組みの構築や専門職としての技能や経験に応じた専門性の維持・向上のため、研修機会の確保・研修体制の充実のための給付の改善を実現してください。

- ⑤ 開所時間に見合った正規雇用保育士の配置を実現する給付の充実
- ⑥ 保育士の柔軟な働き方を支援するための短時間保育士制度の拡充と約9万人の非正規雇用保育士を正規雇用へ転換するための処遇改善の実現
- ⑦ 障害児保育、病児病後児保育等の加算の増額、嘱託医・看護師の専門性に見合った給付の実現
- ⑧ 産休代替等職員の正規雇用保育士と同等の賃金水準の確保
- ⑨ 新卒保育士の保育就労の定着等支援対策の強化
- ⑩ 感染症対策の強化のため、体制・環境整備、研修機会の確保の実現等、支援の拡充
- ⑪ 健全な子どもの発達やアレルギー対応等に応じた自園給食の提供確保、食育の促進

【利用負担軽減、環境の整備等】

- ⑫ 保育の必要な子どもの利用が阻害されることのないよう、利用者負担の軽減の実現
- ⑬ 子どもを育むにふさわしい生活の場としての保育環境の維持・向上
安全・安心で、生活の場としての質を確保した保育環境の維持・向上のため、待機児童解消を目的とする基準緩和は行わないでください。
- ⑭ 保育所の事務職員の配置強化と事務処理の負担軽減のための電算化の促進
- ⑮ 保護者・家庭と連携した子育て支援の拡充
保護者・家庭と連携した子育て支援の強化、保育所・認定こども園等の機能・専門性を生かした地域子育て支援拠点事業の拡充と支援体制の強化のための職員配置等の拡充を図ってください。
- ⑯ 保育の質の向上のための第三者評価について、すべての保育所が受審するとの目標達成のための受審費用の全額補助（30万円以上）の確保

(2) 実現可能な社会的養護体制の再構築、人材確保と養育の質の向上のための施策の拡充

社会的養護関係施設では、虐待を受けた子どもや障害のある子ども、またDV被害や精神疾患、貧困の連鎖などへの対応等が喫緊の課題となっています。子どもや保護者のニーズや厳しい生活課題への対応を図るために、実現可能な社会的養護体制の再構築とともに、子どもの養育や支援・援助を担う社会的養護分野の人材確保対策等に関する次の要望事項を実現してください。

- ① 児童福祉法の改正に伴う実現可能な社会的養護体制の再構築の検討と具現化
法改正を踏まえた今後の社会的養護体制のあり方について、社会的養護関係者の意見・提言を反映させ、現場の実態と課題を検証のもとに検討を行い、実現可能な基本方針と計画的な整備を図ってください。
- ② 養育単位の小規模化の実現と一人ひとりの子どもにそったきめ細やかな養育の実践を図るための人材確保対策・職員配置の拡充と抜本的な処遇改善等の実現
 - ・保育士等の抜本的な処遇改善とキャリアや専門性に見合った処遇改善の実施
 - ・産休代替職員の賃金水準の拡充（正規雇用職員と同等水準）
 - ・基幹的職員やチーム責任者の専任化
 - ・障害児加算等の創設

- ・感染症対策も含めた医療処置の加算及び看護師配置の拡充
- ・家族関係の再構築や里親支援体制の強化のための家庭支援専門相談員の全施設への複数配置
- ・養育の質の向上、権利擁護のための職員の研修・育成の拡充及び看護師、心理職等専門職の研修の拡充

③ 社会的養護関係施設の夜間勤務体制の強化、改善

社会的養護関係施設で夜間の勤務に就く保育士等の職員は疲弊し、そのために離職、人材不足との悪循環となっています。夜間の勤務から日中の会議等へ参加せざるを得ない状況も散見され、養育の質を高めるために夜間の勤務体制と時間を大幅に改善してください。

- ④ 社会的養護関係施設の一時保護受託における児童相談所等との連携体制などの対応体制及び職員体制の強化・拡充
- ⑤ 児童相談所、市町村の体制・機能の拡充、社会的養護関係施設等の連携・協働及び要保護児童への適切な保護措置と養育の提供の確保
- ⑥ 市町村との連携による地域の子育て家庭への相談・援助を強化するための児童家庭支援センターの増設及び機能強化

2. 高齢者福祉の拡充と介護保険事業の安定運営の確保

介護保険制度については、これまでの制度改革を踏まえ、地域包括ケアシステムの推進や持続可能な介護保険制度の在り方の検討が進められています。単に財政再建優先ではなく、真に高齢者の介護ニーズに応えるサービスの供給基盤とサービスの質の確保が図れるよう、次の要望事項を実現してください。

① 第7期介護報酬改定での安定した介護事業運営の確保の実現

平成30年4月の第7期報酬改定では、安定した介護事業運営を実現するように、第6期の報酬改定後の経営実態や待遇改善の実態を十分に検証し、介護サービス事業の継続と安定運営を確保できるように、適切な報酬改定を確保してください。

② 認知症（462万人）の急増に対応するための認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の着実な推進と認知症ケア体制の拡充強化

③ 軽度者の適切なサービスの確保と負担の設定

高齢化により軽度者（要支援、要介護1・2は403万人余、要介護認定の65.2%）は増加の傾向にあります。軽度者の介護ニーズの即した介護保険サービスの確保と適切な費用負担、低所得者へ配慮した設定を図ってください。

④ 介護職の更なる待遇改善加算等の充実と加算条件の緩和、申請・報告手続きの簡素化

⑤ 看護師、OT、PT、心理職、栄養士、医師等の専門性に見合った待遇改善の実現と研修の拡充

⑥ 国家資格である介護福祉士（勤務者63.4万人：現行月額平均23.6万円）の専門性に見合った抜本的な待遇改善加算・資格手当の実現

⑦ ケアマネジメントやケアマネジャーの確保と専門性を踏まえた適切な待遇改善

- ⑧ 非正規雇用介護職（介護施設 41.4%、訪問介護 78%）を正規雇用へ転換するための処遇改善の実現
- ⑨ 介護職のキャリアアップのための研修体系の確立と研修の拡充
- ⑩ 介護関係施設の夜勤体制等の強化、改善
介護関係施設の夜勤に就く介護職は疲弊し、そのために離職、人材不足との悪循環となっています。質の高い介護の提供のために介護施設の夜勤体制と夜勤時間を大幅に改善してください。
- ⑪ 地域包括ケアシステムの中核機関としての地域包括支援センターの更なる機能強化、体制整備（包括的支援事業の推進）
- ⑫ 安心・安全な介護のためのリスクマネジメント、事故防止対策の拡充、サービス付高齢者住宅等のサービスの質を確保するための規制強化と福祉施設・事業所における苦情解決による質の向上の促進
- ⑬ 市町村における生活支援サービスの拡充と生活支援コーディネーターの設置強化、市町村格差の是正
- ⑭ 介護の質の向上のための第三者評価受審促進のインセンティブの確保
- ⑮ 介護人材の育成・定着に取り組む介護事業者の認証評価制度の普及・充実

3. 地域社会における共生の実現のための障害者支援施策の拡充

障害者が自ら望む生活や社会参加を支援するための更なるサービスの確保、質の改善を図るための環境整備が重要課題です。改正障害者総合支援法の施行に向けて、生活と就労、障害児支援等の拡充が図られるよう、次の要望事項を実現してください。

- ① 次期報酬改定（平成 30 年 4 月）における安定した事業運営のための報酬設定とそのための財源確保
- ② 改正障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの着実な実現のための財源確保と整備
改正障害者総合支援法の施行に向けた予算再編及び新たな財源確保が必要です。とくに地域生活支援、障害者の就業支援の強化（農福連携）、医療的ケア提供体制の充実、障害児支援対策、グループホーム等の整備と支援等の質の確保・充実を図ってください。
- ③ 医療的ケア体制の強化、看護師等の処遇改善や研修の拡充
- ④ 障害関係施設の夜勤体制等の強化、改善
障害関係施設の夜勤に就く介護職等は疲弊し、そのために離職、人材不足との悪循環となっています。質の高い障害福祉サービスの提供のために障害関係施設の夜勤体制と夜勤時間を大幅に改善してください。
- ⑤ 安心・安全な障害福祉サービスの実践のためのリスクマネジメント、事故防止対策の拡充、及び福祉施設・事業所における苦情解決による質の向上の促進
- ⑥ 障害者の所得保障の充実及び障害者の就労における収入の向上のための施策の拡充
- ⑦ 法定雇用率を欧米諸国並みに引き上げたうえで、一定の雇用率以上の部分は、就労支援施設・事業所等への発注に置き換えることも可とする仕組み(みなし雇用)の導入

⑧ 障害福祉サービスの質の向上のための第三者評価受審促進のインセンティブの確保

4. 地域における総合相談・生活支援体制の強化

生活困窮者をはじめ、多様で複合的な福祉課題、生活課題がある人々に対して、適切かつ効果的な支援を実施していくためには、地域における総合的な支援体制の整備が急務です。地域における総合相談・生活支援体制の強化に向けた財源確保を図られるよう、次の要望事項を実現してください。

① 日常生活自立支援事業の需要増加に対応した財源確保

日常生活自立支援事業の利用者が増加傾向にあり、その需要は今後ますます高まっていくことが想定されます。一方で、財源不足により利用が制限される等の事案が生じています。本事業の利用者の4割が生活保護受給者であることから、生活困窮者対策としての役割も期待されています。財源確保により低所得者への支援対策を拡充してください。

② 成年後見制度の拡充

成年後見制度利用促進法の施行により、成年後見制度の利用促進に向けた対策がすすめられます。成年後見、法人後見等の拡充と支援体制整備のための財源確保を図ってください。

③ 生活困窮者自立支援制度の総合的な評価に基づく十分な事業運営費の確保

平成27年度の新規相談受付件数は22.6万件となっています。また、複雑で深刻な課題のあるケースが多いことから、包括的で継続的な支援が必要となっています。しかし、地方自治体の財政課題等から、家計相談、就労準備などの任意事業の取り組み状況については、自治体ごとに差があります。また、支援の要である相談支援員への専門職の確保をすすめるうえで、処遇条件の改善が課題です。自治体の実情にそって十分な支援体制の確保が図れるよう、予算措置を講じてください。

④ 刑務所等を出所後に福祉的な支援を必要とする高齢者、障害者の支援を担う地域生活定着支援センターの体制強化と支援専門員の研修拡充及び受け入れ施設の拡充

5. 働きやすく、やりがいのある職場環境整備、福祉人材確保対策の拡充

福祉人材の確保、定着は、非常に厳しい状況です。国における総合的な人材確保対策の拡充とともに、地方自治体における人材確保の取り組みを強化することが急務であり、次の要望事項を実現してください。

① 総合的な福祉人材確保施策の拡充

福祉人材の抜本的な処遇改善、キャリアアップの仕組みの構築、資格取得支援、就労支援・あっ旋、次世代を担う福祉人材(小中学生・高校生)への啓発・体験、福祉のイメージアップ対策など総合的な福祉人材確保対策を更に拡充してください。

② 育児、介護、家庭生活と福祉分野における就労の両立、福祉分野におけるワークライフバランスの拡充

- ③ 高齢者、若者等の福祉分野への就労促進支援対策の強化
- ④ 次世代を担う福祉人材の確保
 - 小中学生・高校生の福祉体験活動などを市町村の関係機関が連携・協働して行う
福祉体験・活動参加、インターンシップの促進などの関係事業を拡充してください。
- ⑤ 福祉施設・事業所における人事労務管理改善のための支援の充実

6. 大規模災害の被災地支援対応の拡充と災害・防災対策の強化

東日本大震災、平成28年熊本地震など激甚災害が発生しております。被災地の住民の支援や福祉施設の復旧、再建、事業継続のための支援対策を拡充することが重要です。更に、福祉施設等の大規模災害、防災への十分な備えを図ることも必要であり、次の要望事項を実現してください。

(1) 東日本大震災の被災者支援・地域復興の支援

- ① 生活支援相談員の継続配置と雇用条件等の向上
- ② 被災した社会福祉法人・福祉施設の速やかな事業再開・継続の支援

(2) 平成28年熊本地震の被災者支援・地域復興の支援強化と早期対応

- ① 要援護者への適切な福祉サービスの提供
- ② 生活支援相談員の配置等被災者の生活支援の強化
- ③ 福祉施設及び福祉サービスの事業継続のための支援

(3) 大規模災害対策・防災対策への対応の強化

- ① 大規模災害時の官民協働による支援体制の構築
- ② 総合的な福祉救援活動の連携支援
- ③ 大規模災害時の運営継続及び地域の住民支援のための備えの強化

7. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持

社会福祉法人は、その非営利性と公共性のもとに税制優遇の対象となっています。現行の法人税非課税等の税制を堅持してください。

地域における生活支援の強化 ～総合的なセーフティネットの再構築～

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 井手之上 優

生活困窮者をはじめ、多様で複合的な福祉課題・生活課題がある人々に対して、適切かつ効果的な支援を進めるためには、地域における総合的なセーフティネットの再構築と地域共生社会の実現が急務です。

1. 生活困窮者自立支援制度のさらなる展開のための基盤強化

- 生活困窮者自立支援制度は一年半が経過したところであり、経済的困窮とともに、社会的孤立、ひきこもり、貧困、虐待、DV被害などが絡み合い、総じて厳しい実態にあります。この事業の委託の8割は社会福祉協議会です。時代の変革期にあって、地域では支援を必要としている人々の増加とともに、支援がいき届いていない人々が潜在化しています。
- 月平均2万件に及ぼうとしている相談対応、継続した支援が地域で実践されています。それを担う専門職の人材確保・育成と処遇改善、事業の実施体制の整備と財源確保等が不可欠です。
- また、相談者本人の状況に応じた自立のための支援策には、家計相談支援事業、就労準備事業など任意事業の実施や新たな福祉サービスの開発が重要であり、その促進をはかる必要があります。
- 一億総活躍社会にかかる「全ての人が包摂される社会の実現」との理念のもとに、人々の安心・安定した生活を保障するための「総合的なセーフティネットの再構築」をはかってください。

2. 『地域共生社会』実現のための地域の福祉政策・制度の拡充

- 『全社協福祉ビジョン』がめざす「ともに生きる豊かな福祉社会」とは、一億総活躍社会に謳う「地域共生社会の実現」と意義を同じくするものと理解するところです。全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うためには、地域コミュニティの再生・再編とともに、公的な福祉サービスとさまざまな支援活動の拡充が必要です。
- 「地域共生社会の実現」の検討が進められており、私どもは大いに期待しているところです。地域の福祉を担う社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員等は、引き続き連携・協働して福祉の向上に努めてまいりますが、そのための地域の福祉政策・制度と人材確保の拡充をはかってください。

政策委員会構成組織一覧

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

平成 25 年度から「社会保障・福祉政策の動向と対応～ともに生きる豊かな福祉社会をめざして～ 政策動向」として発行。

◇通巻「第 26 号」◇

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会